

令和5年度

外務省政策評価事前分析表

令和5年8月
外務省

目 次

基本目標Ⅰ 地域別外交	1
施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交	3
施策Ⅰ-2 北米地域外交	31
施策Ⅰ-3 中南米地域外交	43
施策Ⅰ-4 欧州地域外交	53
施策Ⅰ-5 中東地域外交	75
施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交	85
基本目標Ⅱ 分野別外交（モニタリング）	93
施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組（モニタリング）	95
施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）	199
施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング）	243
施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び 分析の政策決定権者等への提供 （モニタリング）	261
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策（モニタリング）	271
施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策（モニタリング）	273
基本目標Ⅳ 領事政策（モニタリング）	305
施策Ⅳ-1 領事業務の充実（モニタリング）	307
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化（モニタリング）	331
施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化（モニタリング）	333
施策Ⅴ-2 外交情報通信基盤の整備・拡充（モニタリング）	341
基本目標Ⅵ 経済協力（モニタリング）	347
施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）	349
施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）	379

基本目標 I 地域別外交

施策 I - 1 アジア大洋州地域外交

令和5年度事前分析表

(外務省5-I-1)

<p>施策名(※)</p>	<p>アジア大洋州地域外交</p>				
<p>施策目標</p>	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、地球規模の課題への対処にあたり連携を強化するため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東アジア地域の地域協力を通じて関係国・機関との連携を強化し、地域の安定と繁栄を確保する。 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 3 大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。 4 中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していく。また、モンゴル国との間では、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。 5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。 8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。 				
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の確保は、日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。アジア太平洋地域の国々と法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を共有し、共に維持・強化していくための努力を継続することは極めて重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日) 九 外交・安全保障 ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日) 				
<p>施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>予算の状況(百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,723</p>	<p>3,183</p>	<p>3,146</p>	<p>3,610</p>
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>6</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>712</p>	<p>189</p>	<p>340</p>	<p></p>
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>3,441</p>	<p>3,372</p>	<p>3,486</p>	<p></p>
<p></p>	<p>執行額(百万円)</p>	<p>2,968</p>	<p>2,243</p>	<p>3,113</p>	<p></p>
<p>同(分担金・拠出金)</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>予算の状況(百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>705</p>	<p>719</p>	<p>699</p>	<p>653</p>
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>5,545</p>	<p>423</p>	<p>11,304</p>	<p></p>
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>6,251</p>	<p>1,142</p>	<p>12,003</p>	<p></p>
<p></p>	<p>執行額(百万円)</p>	<p>6,244</p>	<p>1,100</p>	<p>11,996</p>	<p></p>
<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>地域別外交</p>	<p>担当部局名</p>	<p>アジア大洋州局</p>	<p>政策評価実施 予定時期</p>	<p>令和8年8月</p>

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の確保のため、日米同盟を基軸としながら、東アジアにおいて、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS)、日中韓、日米豪印などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 211 回国会施政方針演説 (令和 5 年 1 月 23 日)
九 外交・安全保障
- ・ 第 211 回国会外交演説 (令和 5 年 1 月 23 日)

測定指標 1-1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標 (令和 7 年度)

「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の新たなプランを念頭に、FOIP 実現の要である ASEAN の中心性・一体性を尊重しつつ、FOIP と本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトロック (AOIP)」の優先協力分野 (海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等) に沿った具体的協力を推進し、AOIP の主流化を後押しする。

令和 5 年度目標

日 ASEAN 友好協力 50 周年の歴史的節目にあたる令和 5 年 12 月に東京で特別首脳会議を開催し、将来の日 ASEAN 関係を見据えた新たな協力のビジョンと幅広い具体的な協力を打ち出し、包括的かつ戦略的な関係を深める。また、関連して以下の施策を推進していく。

- 1 ASEAN 諸国と首脳・外相レベルを含む様々なレベルでの意見交換を実施し、地域及び国際社会の課題への対処にあたって緊密に連携する。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、AOIP 優先協力分野 (海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等) に沿った具体的協力を推進し、AOIP の主流化を後押しする。
- 3 日 ASEAN 友好協力 50 周年の機会を活用し、日 ASEAN 関係の重要性を積極的に広報する。
- 4 日 ASEAN 友好協力 50 周年の機会を活用し、日 ASEAN 間の人的交流の拡大につなげ、相互理解の促進を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

ASEAN が AOIP 主流化の方針を打ち出し、また岸田総理大臣が令和 5 年 3 月に FOIP の新たなプランを発表したことを受け、これらに係る取組を強化するため、当該方向性を中期目標に反映した。また、令和 5 年度が日 ASEAN 友好協力 50 周年の歴史的節目にあたり、将来の日 ASEAN 関係を見据えた新たな協力のビジョンと幅広い具体的な協力を打ち出すこととなったため、年度目標に反映した。

測定指標 1-2 ASEAN+3 (日中韓) (APT) 協力の進展

中期目標 (令和 7 年度)

「ASEAN+3 協力作業計画 2023-2027」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境、気候変動等、広範な分野の協力を推進し、AOIP に沿った ASEAN+3 のパートナーシップを強化する。

令和 5 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2023-2027」に基づき、AOIP の優先分野である海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済等に係る協力を強化するとともに、食料安全保障、金融、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年8月に新たに採択された「ASEAN+3協力作業計画2023-2027」にて、AOIP等に沿ったASEAN+3のパートナーシップを更に強化していくことが明記されたことを受け、当該方向性を中期目標に追加し、AOIPの優先分野である海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済等に係る協力を令和5年度目標に明記した。

測定指標1-3 ASEAN地域フォーラム(ARF)協力の進展

中期目標(令和7年度)

政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムであるARFを通じ、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たす。この際、令和2年8月に新たに採択された、ARFにおける協力の計画が示された「ハノイ行動計画II」に基づき、各分野における協力を推進していく。併せて、ARF閣僚会合等の機会を活用して我が国の立場を発信しつつ、引き続き地域の安全保障協力の深化を通じた信頼醸成等に貢献していく。

令和5年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じて信頼醸成の促進を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果で記載したとおり、令和7年までのARFにおける協力の計画を示している「ハノイ行動計画II」が令和2年に採択されたことを踏まえ、当該計画の存在を中期目標に反映した。また、目標をより具体化させる観点から、ARFの具体的目標の1つである「信頼醸成」を中期目標及び年度目標に明記した。

測定指標1-4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 *

中期目標(令和7年度)

地域の政治安全保障問題を各国の首脳が率直に話し合うプレミア・フォーラムであるEASを強化するとともに、域内における法の支配を始めとする基本的価値や原則の共有及び貿易・投資などに関する国際的な規範の強化に貢献する。

令和5年度目標

EASの地域のプレミア・フォーラムとしての特性を踏まえ、特に政治・安全保障分野に関する我が国の立場や考えを首脳・外相という高いレベルで発信し、域内各国との戦略的対話の強化に貢献する。また、「EAS15周年に関するハノイ宣言」に盛り込まれたEAS強化に向けた事項(EAS参加国大使会合の定期開催等)の着実な実施に貢献する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

首脳主導の地域のプレミア・フォーラムであるEASを一層強化する観点から、引き続きこれまでの目標を全体として維持しつつ、中期目標及び年度目標の記述を変更した。また、令和2年11月に採択された「EAS15周年に関するハノイ宣言」を年度目標に反映した。

測定指標1-5 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標(令和7年度)

ハイレベルを含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和5年度目標

- 令和元年12月に開催された第8回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。様々な政策課題に対して、ハイレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 日中韓協力事務局等を活用し、近年新型コロナウイルス感染症の影響等により困難であった対面での行事開催を通じたものを含めて、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。その上で、特に本年3月の日韓首脳会談において、ハイレベルの日中韓プロセスを早期に再起動する重要性について一致した経緯等を踏まえ、ハイレベルを含む様々なレベルの政策対話について、中期目標に加筆した。また、評価結果においてその重要性への言及がある、3か国間での人的交流促進の観点から、近年新型コロナウイルス感染症の影響等により困難であった対面での行事開催を通じたものを含めて、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させることについて、年度目標に明記した。

測定指標1-6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（令和7年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、日本とアジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を継続・実施する。

令和5年度目標

- アジア協力対話（ACD）やアジア・太平洋議員フォーラム（APPF）、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）といった、上記測定指標にあるもの以外の枠組みにおいて、関係国と議員間を含む様々な主体・レベルでの緊密な意見交換・交流を実施する。
- アジア大洋州地域における人的交流である JENESYS プログラムを継続し、同地域における青年の対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘・育成する。また、令和5年の日 ASEAN 友好協力50周年を契機としたプログラムを実施し、相互理解及びネットワーク構築を促進する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。その上で、1については、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）及びアジア・太平洋国会議員連合（APPU）における意見交換や交流が実現していることを踏まえ、APPF や APPU を通じた議員外交への貢献を年度目標に追記した。また、2については、急速な世界情勢の変化を踏まえ、人的連結を強化すべく、日本と ASEAN 間の周年行事を捉えたプログラムの実施を年度目標に加筆した。

測定指標1-7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	10

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。

参考指標：日 ASEAN の貿易量(総額)(単位：億円)

(出典：財務省貿易統計)	実績値
	令和4年度
	341,262

達成手段

達成手段名(注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)		
----------	-----------------------------	--	--

	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額	関連する 測定指標	行政事業 レビュー事 業番号
①東アジアにおける 地域協力の強化	112 (66)	119 (73)	159 (89)	425	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7	0001
②ASEAN 貿易投資観 光促進センター拠出 金(義務)	204 (204)	204 (204)	204 (204)	204	1-1	0004
③ASEAN 貿易投資観 光促進センター拠出 金(任意)	79 (79)	71 (71)	70 (70)	69	1-1	0006
④日・ASEAN 統合基金 拠出金	5,480 (5,478)	273 (273)	11,100 (11,100)	0	1-1	0007
⑤日中韓協力事務局 拠出金(義務的拠出 金)	133 (128)	143 (101)	143 (136)	182	1-5	0005
⑥アジア紛争下での 女性尊厳事業	1.3 (0)	1.3 (0)	1.1 (0)	1.5	—	0002
⑦旧外地関係整理	16 (0)	11 (0)	10.4 (0)	10.4	—	0003

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・ 第 77 回国連総会一般討論演説（令和 4 年 9 月 20 日）

測定指標 2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標（令和 7 年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和 5 年度目標

国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、安保理理事国、そして令和 5 年の G 7 議長国として、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、日米、日韓、日米韓で緊密に連携するとともに、G 7 や国連の場を含め、国際社会とも協力していくことが不可欠である。これまでの中期目標の方向性を引き続き維持しつつ、令和 5 年は、我が国が G 7 議長国及び安保理非常任理事国を務める年であり、核・ミサイル問題を始めとする北朝鮮をめぐる問題の解決に向けた国際社会との連携を更に強化する好機であるため、当該方向性を年度目標に反映した。

測定指標 2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標（令和 7 年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和 5 年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

拉致問題は、岸田内閣の最重要課題である。あらゆる機会を捉えて拉致問題の即時解決に向けて前進を図っていく必要がある。引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要であり、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進する。

測定指標 2-3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関する会議・協議を行った回数

注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、電話・テレビ会談を含む。

中期目標値	令和 5 年度
--年度	年度目標値
—	35

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

事案発生直後に米国や韓国と速やかに連携を確認する観点から、電話やテレビでの協議を実施する必要もあるため、令和 3 年度からは、年度目標値に電話会談を含めて測定指標の分析を行っている。令

和5年度目標でも、引き続き、電話・テレビ会談を含めた回数を目標値として設定した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①日朝関連	28 (12)	28 (12)	27 (11)	26	2-1, 2-2, 2-3	0008

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 日韓関係の更なる発展

施策の概要

首脳間の「シャトル外交」が本格化し、日韓関係改善が軌道に乗った中、重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を一層発展させていくために、様々なレベルでの意思疎通・協議を通じ、日韓関係強化の機運を確かなものにする。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日）
九 外交・安全保障
- ・ 第211回国会外交演説（令和5年1月23日）
- ・ 日韓共同記者会見（令和5年3月16日及び同年5月7日）

測定指標3-1 日韓関係の更なる発展 *

中期目標（令和7年度）

両国間の「シャトル外交」が本格化し、日韓安保対話を始めとする安全保障分野を含む政府間の対話と協力の進展や、経済界の交流が力強く復活しているなど、日韓関係の改善が軌道に乗っている。このような状況のもと、日韓の協力を更に堅固で幅広いものにしていくため、首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた連携を継続する。

令和5年度目標

日韓の協力を更に堅固で幅広いものにしていくため、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で、日韓両国が共に裨益するような協力を進めるべく、日韓安全保障対話や日韓次官戦略対話の再開、新たな経済安全保障に関する協議の立上げなどを念頭に、政府間の意思疎通を活性化していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、また、令和5年3月の日韓首脳会談において、「シャトル外交」を再開し、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係を更に発展させていくことで一致したことを踏まえ、同方針を中期目標に反映した。また、両首脳が、両国が共に裨益するような協力を進めるべく政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくことでも一致したため、同方針を年度目標に反映した。

測定指標3-2 人的交流の拡大

中期目標（令和7年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和5年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2023）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標（令和7年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和5年度目標

日韓両国の重要な課題である経済安全保障について、令和5年3月の日韓首脳会談において、サブ

ライチェーンの強靱化や機微技術流出対策など、日韓両国が共に直面する課題を解決するため、日韓経済安全保障協議の立ち上げで一致したことを踏まえ、5月に我が国国家安全保障局と韓国国家安全保障室との間で第一回会合を実施し、この分野における政府間の意思疎通を継続していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、目標を全体として維持しつつ、日韓首脳会談（令和5年3月）において経済分野における政府間の意思疎通を活性化していくことで一致したため、その点を目標に追記した。

測定指標 3-4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（令和7年度）

グローバルな課題について日韓両国の連携を強化していく。

令和5年度目標

日韓次官戦略対話の早期再開に向け努力していく。自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、日韓両国間による具体的な連携・協力の可能性を探っていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和4年11月の日韓首脳会談において、自由で開かれたインド太平洋の実現に関して連携していくことを確認し、その後、令和5年3月の日韓首脳会議において、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくこととし、日韓安全保障対話及び日韓次官戦略対話を早期に再開することで一致し、自由で開かれたインド太平洋を実現する重要性についても確認した。日韓関係の改善が軌道に乗った中で、日韓の協力を更に堅固で幅広いものにしていくべく、今後も更なる連携が期待されること、上記を年度目標に反映した。

参考指標 1：日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

	実績値
	令和4年度
	6

参考指標 2：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)

	実績値
	令和4年度
	45.9

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①日韓関連経費	35 (15)	252 (164)	264 (142)	225	3-1, 3-2 3-3	0009
②安全保障分野における協力の推進	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。				3-4	—
③日韓学術文化青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金)	138 (138)	131 (131)	170 (170)	60	3-2	0011
④在サハリン韓国人支援特別基金拠出金	79 (79)	75 (75)	72 (72)	70	—	0010

(任意拠出金)						
⑤日韓産業技術協力 共同事業体拠出金 (任意拠出金)	15 (15)	14 (14)	14 (14)	13	3-3	0012

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互惠関係の強化等

施策の概要

- 1 日中両国間には、様々な可能性と共に数多くの課題や懸案が存在する。同時に日中両国は、地域と世界の繁栄に対して大きな責任を有している。中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していく。
- 2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
（近隣外交）

測定指標 4-1 「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けた取組（経済面以外） *

中期目標（令和 7 年度）

中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していく。

令和 5 年度目標

日中両国間には、様々な可能性と共に数多くの課題や懸案が存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。また、日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に応えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。

以上を踏まえ、令和 5 年度は以下を実施する。

- 1 中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和 3 年 10 月に行われた日中首脳電話会談において、岸田総理大臣と習近平国家主席との間で「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致したことを踏まえ、測定指標を見直し、測定指標名を変更するとともに、「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していくことを中期目標に定めた。

測定指標 4-2 「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けた取組（経済面） *

中期目標（令和 7 年度）

「建設的かつ安定的な関係」を構築していくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和 5 年度目標

中国との「建設的かつ安定的な関係」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和3年10月に行われた日中首脳会談において、両首脳が「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致したことを踏まえ、測定指標名を変更するとともに、「建設的かつ安定的な関係」を構築していくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していくことを中期目標に定めた。また、評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標(令和7年度)

「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和5年度目標

自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、二国間及び地域・国際場裡における協力・協働を強化するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話・協議の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 グローバルな課題における協力の継続・強化
- 3 青少年交流事業を含む人的交流の継続・強化

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年11月に行われた日モンゴル首脳会談の際に岸田総理大臣とフレルスフ大統領との間で、二国間関係を「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」へと格上げすることで一致し、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年~2031年)」を新たに発出したことを踏まえ、同パートナーシップの発展に向け、幅広い分野における協力を強化していくことを中期目標に定めた。その上で、グローバルな課題における協力の継続・強化を年度目標に加えた。

測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標(令和7年度)

「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の関係にある日本とモンゴルの協力を一層強化すべく、令和4年11月の首脳会談の際に発出した行動計画(2022年-2031年)の実施を通じ、経済関係を一層深化させる。

令和5年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施の推進、チンギスハーン空港の円滑な運営に向けた協力、及び官民合同協議会の継続等を通じたビジネス・投資環境の整備を推進する。
- 2 モンゴル経済の多角化に向け、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化・人材育成、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和4年11月に行われた日モンゴル首脳会談の際に両首脳が二国間関係を「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致し、行動計画を新たに発出したことを踏まえ、同パートナーシップの行動計画の実施を通じ、経済関係を一層深化させることを中期目標に定めた。その上で、年度目標の内容を整理した上で、引き続き推進することとした。

測定指標 4-5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（令和7年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和5年度目標

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。政府としては、我が国の対台湾窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会の活動をできる限り支援し、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく。令和5年度において、特に以下の取組を優先する。

- 1 経済分野（日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ委員会、日本産食品等に対する残された輸入規制の撤廃等）での更なる協力の深化
- 2 人的往来の再開を踏まえた文化交流等を通じた相互理解の深化

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標の方向性を維持し、その達成に向け推進する。人的往来が再開され、台湾においても文化交流等のイベントの開催が可能となったことを踏まえ、対面の文化交流イベントを通じた相互理解促進を強化する。

測定指標 4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む）

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
①日中		① 3
②日モンゴル	—	② 2

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

①については、令和4年11月の習近平国家主席との日中首脳会談において、両首脳が、引き続き首脳レベルを含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行っていくことで一致したことを踏まえ、近年の実績値も勘案して年度目標値を設定した。②については、評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、前年度と同水準の年度目標値を設定した。

測定指標 4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	2

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、今後も引き続き推進する。
令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、現地調査を行うことが困難であったが、相手国や関係府庁との丁寧かつ緊密な調整・連携等により、往来が再開したところ、年度目標値を2箇所と設定した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）		

	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額	関連する 測定指標	行政事業 レビュー 事業番号
①日中・日モンゴル 関係の推進	402 (285)	370 (235)	372 (253)	351	4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-6	0016
②アジア友好促進補 助金	1,674 (1,476)	1,664 (1,604)	1,846 (1,800)	2,011	4-5	0014
③中国遺棄化学兵器 問題への取組	63 (20)	542 (36)	682 (629)	737	4-1 4-7	0015
④中国における日本 理解促進に係る経費	1 (0.6)	0.6 (0.5)	0.5 (0.5)	0.5	4-1	0013

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)の間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)
九 外交・安全保障
- ・ 第211回国会外交演説(令和5年1月23日)
- ・ 「日メコン協力のための東京戦略2018」及びその別添（「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECSマスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成30年10月9日に開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
- ・ 「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」（令和元年11月4日に開催された第11回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標（令和7年度）

悪化するミャンマー情勢に鑑み、ミャンマーを除くメコン各国と様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、二国間関係を強化する。ミャンマー問題については、我が国として、事態の改善に向け、ミャンマー国軍に具体的な行動を取るよう様々な機会を捉え引き続き強く求めるとともに、ASEANを含む国際社会と緊密に連携し、情勢の改善に努める。

令和5年度目標

- 1 ミャンマーを除くメコン各国と、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の打開に向けて、日本は、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復について具体的な行動を取るようミャンマー国軍に引き続き強く求めるとともに、引き続きASEANの取組を最大限後押ししていく。そして国際社会と緊密に連携し、日本としての役割を果たしていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、ミャンマーについて、事態の改善に向けミャンマー国軍が具体的な行動を取るよう様々な機会を捉え強く求めてきたので、当該方向性を中期目標に反映させた。

測定指標5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（令和7年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和5年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組む。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標（令和7年度）

首脳・外相会議及び実務者レベルの協議や「東京戦略」の下での各種プロジェクトの着実な実施を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和5年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下の各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 第2回日メコンSDGsフォーラムを開催し、メコン地域におけるSDGsの達成に向けて官民合同で取り組む。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、ミャンマー情勢の先行きが見通せない中、政務レベルの協議の開催が困難な状況が継続すると思われ、仮に日メコン首脳会議・外相会議が実施できない場合でも実務レベルの協議や「東京戦略」の下での協力プロジェクトを実施することで、メコン地域の発展の支援を通じた、地域の平和と安定の強化の達成に努めることは可能であるので、当該方向性を中期目標に反映させた。

測定指標 5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
—		往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標（令和7年度）

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づくベトナム人看護・介護人材の受入れを推進する。

令和7年度目標

- 1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。
- 3 訪日前日本語研修を含む本制度の現地説明会の実施、訪日前日本語研修の様子のSNS発信を始めとする広報活動を強化し、ベトナム国内における本制度の認知度を高める。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標を維持するとともに、近年、候補者数が減少傾向にあるこ

とを踏まえて、年度目標に広報活動の強化を追加した。

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数

	実績値	
	入国年度	令和4年度
	看護師候補者	22
	介護福祉士候補者	131
	合計	153

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①メコン地域諸国との友好関係の強化	58.3 (14.5)	120.1 (11.9)	86.5 (17.1)	97.5	5-1, 5-2 5-3, 5-4	0017
②日・ベトナム経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修	334 (248)	330 (208)	316 (218)	305	5-5	0018
③クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金（任意拠出金）	0 (0)	24 (24)	24 (24)	0	—	0019
④エーヤワディー・チャオプラヤー・メコン経済協力戦略拠出金	—	150 (150)	0 (0)	0	5-3	0020

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標（令和 7 年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシア各国との間で、要人往来を含む様々な形式を通じて各種会談・協議等を実施し、二国間関係を強化する。また、各国との間で各種招へいスキーム等を活用した人物交流を実施し、層の厚い信頼関係を強化する。

令和 5 年度目標

要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。
例： ASEAN 議長国を務めるインドネシアとの関係強化
- 2 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
例：閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、目標を維持し、引き続き推進する。

測定指標 6-2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標（令和 7 年度）

自由で開かれた地域の経済秩序の構築を目指し、個別案件での企業支援等を含むインフラ輸出の強化や、経済関係に関する二国間協議の実施等を通じて各国との経済関係を緊密化する。フィリピン及びインドネシアとの経済連携協定（EPA）については、二国間協議を適切に実施しつつ、関係省庁や受入施設等と連携し、EPA に基づく看護・介護人材の受入れを推進する。

令和 5 年度目標

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。また、経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（あるいはその後継協議体）の実施。EPA 小委員会の実施。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、インフラ輸出支援については、日系企業支援の視点を超えて、地域の安定や繁栄に繋がる経済的な政策といった視点も含め推進することとなったため、当該方向性を中期目標に追加した。

測定指標 6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（令和7年度）

平和構築や国造りに対する支援や関与、バリ民主主義フォーラムへの関与を含む民主主義の普及・定着への貢献、南シナ海問題に関する連携等を含め、地域及び国際的課題に対し各国と共に対応する。

令和5年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和7年の自治政府設立に向けて、武装解除の促進支援、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与を通じた同国及び地域への民主主義の定着を支援しつつ、令和4年にG20議長国を務め、令和5年にはASEAN議長国を務めるなど、地域及び国際社会における役割が増大するインドネシアへの関与を継続し、ともに地域・国際的課題への対処に当たる。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与については、同フォーラムへの関与という視点のみでは、国際的な存在感を高めているインドネシアとの地域・国際的課題に対する協力関係を強化していく観点からは不十分であり、今後の目標はこれに限定せず、インドネシアが地域大国として国際的な存在感を高めていることを踏まえ、地域の平和と繁栄にも貢献すべく、普遍的価値の促進のみならず、幅広い分野での協力を念頭に置いた政策を推進することとなったため、当該方向性を中期目標及び令和5年度目標に設定した。

測定指標 6-4 要人の往来数(日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、従来の目標水準を維持し、引き続き推進する。

測定指標 6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

日本語研修終了時における日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	90%

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、従来の目標水準を維持し、引き続き推進する。

参考指標：日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入実績（入国人数）

(出典「厚労省、JICWELS、外務省」)	実績値	
	入国年度	令和4年度
	看護師候補者	16
	介護福祉士候補者	271

	合計	287
--	----	-----

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①東南アジア島嶼国との友好関係の強化	22 (13)	21 (13)	29 (24)	31	6-1, 6-2, 6-3	0022
②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業	10 (0)	692 (650)	161 (155)	348	6-2, 6-5	0021

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進及び交流の促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
- ・日印ヴィジョン 2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）
- ・日印首脳共同声明（令和 4 年 3 月 19 日）
- ・第 210 回国会所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
（外交・安全保障）
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・国家安全保障戦略（令和 4 年 12 月 16 日）
VI 2 (1) イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化
- ・総理政策スピーチ「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のための新たなプラン」（令和 5 年 3 月 20 日）

測定指標 7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標（令和 7 年度）

各種会談・協議・交流等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和 5 年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話や、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野における二国間の事務レベル協議、日米豪印を始めとする多国間協議などを通じて、二国間の協力関係及び両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済協力案件を一層進展させるとともに、デジタル、グリーン、ヘルスケア、5G、経済安全保障などの新たな分野での二国間協力も推進する。また、経済分野においては、これまで進めてきた地域連結性の強化にかかる二国間の取組を進めるとともに、インド進出日本企業に対する支援等を継続させていくことにより、進出日本企業数の増加を始め、二国間の結びつきを強化する。また、RCEP 協定への将来的な復帰への働きかけを今後も継続する。
- 4 自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加、観光促進、インドの IT 人材や特定技能制度に基づく人材交流など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水際措置により停滞していた日印間の人的交流を再活性化させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。その上で、インド太平洋地域の経済秩序の構築においてもインドは不可欠なプレーヤーであることを踏まえ、地域的な包括経済連携（RCEP）協定への将来的な復帰に向けた働きかけを年度目標に加筆した。

測定指標 7-2 首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進及び交流の促進(インドを除く) *

中期目標（令和 7 年度）

要人往来とそれに伴うハイレベル会談や事務レベル協議など、様々なレベルで対話を推進するとともに、各国との人的交流を促進する。

令和5年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベル協議を継続的に実施し、各国との間で実践的な協力を推進する。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。バングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させる。また、スリランカとの間では、同国の経済・財務状況も注視しながら、同国に対する経協案件の着実な実施を目指し、様々なレベルでの対話・交流を推進していく。パキスタンとの間では、ハイレベルの往来を再活性化し、二国間関係の更なる強化に繋げる。ネパールとの間では同国の持続可能な経済発展を後押ししつつ、令和7年の万博や令和8年の国交70周年に向け人的交流や往来を再活性化していく。
- 3 招へいプログラムの活用等を通じ、人的・文化交流を一層押し進め、各国との友好関係の強化を図る。南アジア地域連合(SAARC)のオブザーバー国として南西アジア地域の青少年を対象とした招へい事業を実施し、日本への理解増進及び信頼感の醸成を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標(令和7年度)

南西アジア地域各国に対し、法の支配の原則を堅持することの重要性を強調していくとともに、民主主義を始めとする基本的価値の普及を図る。また、各国に対するインフラ支援及び能力構築支援等を通じて南西アジア地域内及び域外の連結性を強化する。さらに、各地域枠組みを活用し、南西アジア地域ひいてはインド洋地域の包括的な成長に貢献する。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和5年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - (1) 各国との間で、法の支配、航行の自由等の基本的原則を堅持することの重要性を確認するとともに、民主主義等の基本的価値の共有を推進する。また、各国との間で、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を実施していくことを確認する。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備等を通じ、沿岸部・内陸部問わず地域の連結性を強化する。また、各国との間で、ビジネス環境整備等を通じた経済連携の強化を図り、経済的繁栄を追求していく。バングラデシュとの関係では、ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、各国に対する社会経済開発にかかる支援も継続していく。また、あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定(EPA)に関する共同研究を推進していく。ネパールとの関係では、引き続き生活インフラの整備・強化を支援するなど南アジア最貧国の一つであるネパールの持続可能な経済発展を後押しする。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力を推進する。モルディブとの関係では、同国及びインド洋地域の安定の維持に貢献するため、必要な支援・協力を実施していく。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」実現のための重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、同国の経済状況を注視しながら必要な支援・協力を検討していく。
- 2 環インド洋連合(IORA)を始めとする地域枠組みを活用し、「自由で開かれたインド太平洋」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。IORAに対しては対話パートナー国としての貢献を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 7-4 要人往来数		
外交青書資料編に揃える。 日本側は皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準
評価結果を踏まえた変更点及びその理由		
評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を維持し、引き続き推進することとした。		

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）	
（出典：財務省貿易統計）	実績値
	令和4年度
	30,324

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①南西アジア諸国との友好関係の強化	38 (3)	38 (4)	53 (38)	48	7-1, 7-2, 7-3, 7-4	0023

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日 閣議決定)
VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ
2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
(1) ア、イ、カ
- ・ 第211回国会外交演説（令和5年1月23日）

測定指標 8-1 豪州及びNZ との関係強化 *

中期目標（令和7年度）

日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」、日NZの「戦略的協力パートナーシップ」の下、様々な分野における二国間関係及びインド太平洋地域における同志国連携を一層推進・強化する。

令和5年度目標

- 1 日豪関係
 - (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
 - (2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
 - (3) 日豪円滑化協定を早期に発効させ、日豪間の共同訓練等の具体的な協力を促進する。
 - (4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。
 - (5) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
 - (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。
- 2 日NZ関係
 - (1) 令和4年度に実施したハイレベルの意見交換を土台に、ハイレベルを含む各レベルでフォローアップを実施し、「戦略的協力パートナーシップ」の下、具体的な協力を進める。
 - (2) 安全保障分野での協力拡大に資する情報保護協定の締結に向け交渉を加速化する。
 - (3) 令和5年は、NZが環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の議長国であるところ、同協定のハイスタンダード維持のため、各レベルにおいて様々な機会を使い、緊密な連携を確認する。
 - (4) 太平洋島嶼国における、日NZ両国を含めた同志国連携を推進する。特に、令和4年度に外相間で発出した太平洋島嶼国における協力についての共同宣言の実現を目指す。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、情報保護協定締結交渉の加速化という方向性を令和5年度目標に反映した。また、令和5年は、NZがCPTPP議長国であることを踏まえ、同協定のハイスタンダード維持のための連携も年度目標に加えた。

測定指標 8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

中期目標（令和7年度）

- 1 太平洋・島サミット（PALM）のプロセスや二国間の対話を通じ、太平洋島嶼国の安定と繁栄のための優先課題について認識を共有するとともに、これらの課題解決に向けて共に取り組むことにより、日・太平洋島諸国関係を更に強化する。
- 2 同志国との連携強化を通じ、太平洋島嶼国との協力をより効率的に展開する。

令和5年度目標

- 1 太平洋・島サミット（PALM）中間閣僚会合の開催等を通じ、PALM9以降の日本の地域への貢献を太

太平洋島嶼国と共有するとともに、令和6年度に開催予定の第10回太平洋・島サミット（PALM10）以降の3年間で重点的に取り組むべき課題について共通認識を形成することにより、PALM10に向けたモメンタムを醸成する。

- 2 令和4年に立ち上がった「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」や豪NZ米等の同志国との連携を活用し、太平洋島嶼国との協力をより効果的に展開していく。
- 3 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、PBPや豪NZ米等の同志国との連携の活用という方向性を令和5年度目標に反映した。

測定指標 8-3 要人の往来数

（我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。）	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、二国間の関係の維持・強化のためには緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、豪州、NZ及び太平洋島嶼国について、「各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準」という目標を維持することとした。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①大洋州地域との友好関係の強化	12.2 (3)	7.4 (6)	7.7 (14.4)	9.6	8-1, 8-3	0024
②太平洋・島サミット開催経費	24.3 (4)	248 (23)	16.3 (3.2)	22.6	8-2	0025
③南太平洋経済交流支援センター（義務的拠出金）	47 (47)	47 (47)	47 (47)	47	8-2	0026
④南太平洋経済交流支援センター（任意拠出金）	5.7 (5.7)	5.3 (5.3)	5.1 (5.1)	5.1	8-2	0027
⑤太平洋諸島フォーラム拠出金（任意拠出金）	4.7 (4.7)	4.4 (4.4)	154.3 (154.3)	4.2	8-2	0028

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 2 北米地域外交

令和5年度事前分析表

(外務省5-I-2)

施策名 (※)	北米地域外交					
施策目標	<p>1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>(1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>(2) 日米が自らの競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋地域ひいては世界の経済的繁栄及びルールに基づく経済秩序の維持・強化に向けた協力・連携を推進する。</p> <p>(3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。</p> <p>2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>(1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>(2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協力を推進する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と繁栄の基盤である。米国とは、国際社会の諸課題への対応につき緊密に連携しており、日米同盟はかつてないほど盤石であるが、厳しさを増す地域情勢の中で、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。</p> <p>日加両国は基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナー及びG7のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間の戦略的パートナーシップを一層深化させることは極めて重要である。</p> <p>・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)</p> <p>・第211回国会外交演説(令和5年1月23日)</p>					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	652	568	535	590
		補正予算(b)	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	652	568	535	/
執行額(百万円)		419	343	458	/	
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	0	0	0	/
執行額(百万円)		0	0	0	/	
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	北米局	政策評価実施予定時期	令和8年8月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日)
九 外交・安全保障
- ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日)

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

中期目標(令和7年度)

米国は普遍的価値を共有する、我が国にとって唯一の同盟国であり、様々な分野における日米間の連携をより一層強化する。

カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。特に令和4年10月に外相間で発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」に記載の取組における連携を一層強化する。

令和5年度目標

1 日米間の協力関係の進展

電話・テレビ会談を含め、首脳会談や外相会談を行うなど、地域及び国際社会の安全保障環境が急速に厳しさを増し、国際社会が歴史的な大きな転換点に置かれる中、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行い、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現、中国や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応やいわゆるグローバル・サウスへの関与や支援の重要性において、引き続き緊密に連携していく。

2 日加間の協力関係の進展

首脳間、外相間を始めとする様々なレベルにおける頻繁な意見交換の実施を維持していく。特に、地域情勢における緊密な連携、「瀬取り」対応や情報保護協定締結に向けた正式交渉を含めた法の支配に関する連携など、令和4年10月の日加外相会談にて発表された「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」のフォローアップを進めていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、米国との間では、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとし、カナダとの間では、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けた連携を一層強化するため、令和4年10月に外相間で発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」のフォローアップを中期目標及び年度目標に追加した。

測定指標 1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標(令和7年度)

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和5年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。また、在米日系人の記憶継承に資する取組を支援する。
- 2 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 3 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 4 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策

に対する米国議員の支持を促進する。

5 「FOIP 推進人材育成交流強化プログラム」を通じ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」推進に資する人的交流を進める。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、令和2、3年度は、コロナ禍で日米・日加間の交流・対話の実施が一部制限されたが、水際対策の緩和を受け、令和4年度に再開されたところであり、これまでの中期目標を維持し、引き続き推進することとした。

令和5年度の目標においては、評価結果を踏まえ、「日本人学生のインターンシップ及び日本人研究者育成支援事業」を取りやめ、「FOIP 推進人材育成交流強化プログラム」における研究者の相互交流に発展させた。「元戦争捕虜等の招へい」は元戦争捕虜等が高齢となり関係者の訪日が困難になったことから招へい事業を終了することとした。「親日派・知日派予備軍育成のための在日米軍子女への日本語補習教育事業」は主管替えを行い、今後は測定指標3-2（在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展）の下で取組の進捗を測定することとした。

測定指標 1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	20

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。

測定指標 1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	8

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。

測定指標 1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

(出典:「米国における対日世論調査」(ハリス社)) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	中期目標値	令和5年度
	令和7年度	年度目標値
	①85% ②90%	①85% ②90%

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位:百万円)/概要(非予算手段)	
-----------	-----------------------------	--

	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額	関連する 測定指標	行政事業 レビュー事 業番号
①北米諸国との政治 分野での協力推進	71 (35)	74 (41)	72 (63)	108	1-1, 1- 2, 1-3, 1-4, 1-5	0029
②日本人学生のイン ターンシップ及び日 本人研究者育成支援 事業	36 (11)	33 (8)	16 (8)	9	1-2 1-5	0030
③米国における我が 国応援団発掘育成費	89 (54)	84 (62)	79 (73)	78	1-1 1-2 1-5	0031
④日本研究促進拠出 金	-	1,836 (1,836)	0 (0)	0	1-2 1-5	-
⑤新時代在米日系人 等との関係強化プロ グラム	-	-	16 (8)	0	1-2 1-5	0032
⑥FOIP 推進人材育 成交流強化プログラ ム	-	-	-	22	1-2	新 23- 0033

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

1 米国

- (1) 日米首脳会談・外相会談等や経済版「2+2」を始めとする日米間の各種経済対話を活用し、日米経済関係の強化及び安定化に取り組む。
- (2) インド太平洋地域の経済的繁栄及びルールに基づく経済秩序の維持・強化に向け、二国間での協議を推進するとともに、インド太平洋経済枠組み（IPEF）を含む多国間枠組みでリーダーシップを発揮する。
- (3) 地方政府との連携及び草の根のレベルでの取組を通じ、重層的な日米経済関係強化を図る。

2 カナダ

- (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
- (2) 日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
八 外交・安全保障
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 2-1 米国との経済分野での協力の深化 *

中期目標（令和 7 年度）

- 1 閣僚間を始めとした様々なレベルにおける対話等を通じ、日米経済関係をより重層的なものにしていくため、二国間の取り組みである日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップや経済版「2+2」のフォローアップ、日米通商関係の安定的な発展に向けた対話・協議を継続し、協力事項の進捗状況を確認していく。
- 2 インド太平洋地域におけるルールに基づく経済秩序の維持・強化に向け、日米でリーダーシップを発揮し、協力を深化させるため、インド太平洋経済枠組み（IPEF）等の多国間枠組みにおける日米の連携強化を図る。
- 3 地方政府や米国内の地域コミュニティとの関係を一層強化するため、各地方政府との対話やグラスルーツからの日米関係強化プロジェクトを通じ、米国の各地域と日本の関係強化及び日本の理解促進に取り組む。

令和 5 年度目標

- 日米経済関係を更に深化・発展させるとともに、インド太平洋地域ひいては世界の経済成長及びルールに基づく経済秩序の維持・強化を力強くリードしていくため、以下を実施する。
- 1 日米が自らの競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋地域及び国際社会の繁栄を実現するため、経済版「2+2」を始めとした二国間の対話の場を活用し、日米コア・パートナーシップを含む幅広い連携・協力の進捗管理と促進に努め、日米首脳会談及び日米外相会談のハイレベルから事務方までのあらゆるレベルにおける協議を進める。
 - 2 インド太平洋経済枠組み（IPEF）の具体化及び交渉の進展に貢献するとともに、米国の TPP 復帰も見据えた働きかけを継続し、米国によるインド太平洋地域の経済秩序への関与強化を促進することで、経済成長に向けた日米の連携を強化。
 - 3 新型コロナウイルス感染症の収束とともに、要人往来や対面での交流が再開したことを踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において草の根レベルの日米経済関係強化、政務ハイレベルとの会談などを通じた地方政府との関係構築にも積極的に取り組む。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

現在の日米経済関係は具体的な協力を推進する関係であるため、政策の調整を想起する「協調」という言葉よりも「協力」が適切であると考え、測定指標名を変更した。

また、政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、日米が外交・安全保障と経済を一体として議論する経済版「2+2」が令和 4 年 1 月に立ち上がり、二国間の経済分野での協力が更に幅広く、重層的なものへと発展した。これを受け、広範かつ重層的な協力関係に基づき、日米及び同志国の競争力・

強靱性にも寄与することを目指している旨、中期目標及び令和5年度目標に反映した。

さらに、令和4年5月、インド太平洋経済枠組み（IPEF）が立ち上がり、その具体化に向けた議論・交渉がなされている現状を反映すべく、中期目標及び令和5年度目標を修正した。二国間のみでなく、IPEFのような多国間枠組みでの取組や同志国との連携を通じ、インド太平洋地域ひいては世界全体のルールに基づく経済秩序の維持・強化及び経済的繁栄に日米が貢献すること、また、米国によるインド太平洋の経済秩序への新しい形の関与を促進しつつ、引き続き TPP 復帰を働きかけるという目標を適切に把握できるよう、測定指標を見直した。

最後に、対面外交の再開を踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」の下でのプロジェクトや、経済・貿易ミッションで訪日した地方政府代表との会談に代表される、草の根レベルでの交流や地方政府との関係を強化することとなったため、評価結果を踏まえ、これに係る取組・事業を年度目標に追加した。

測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協力の深化

中期目標（令和7年度）

- 1 自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプランの着実な実施を通じて FOIP の実現に向けて連携していく。
- 2 日加次官級経済協議等の既存の枠組を通じて、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流、農業）を中心に幅広い協力関係を強化するとともに、課題の特定・解決に向けた協議を行っていく。
- 3 ビジネス環境の改善に向けた必要な措置を採るために、官民連携に取り組む。

令和5年度目標

- 1 令和4年10月の日加外相会談において発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」のエネルギー安全保障、自由貿易の促進等の分野での協力を強化・推進すべく両国で更に連携を進める。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組を通じ、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流、農業）を中心に幅広い協力を進展させ、日本企業の要望も踏まえビジネス環境の向上に努めつつ、首脳・閣僚間の会談や、民間団体交流等の実施等を通じて、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日系企業の要望等を踏まえ、特に米国インフレ削減法（IRA）の影響、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）、エネルギー・労働・環境政策等について注視しつつ、カナダ連邦政府や各州政府に対する働き掛けや情報提供を実施する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

現在の日加経済関係は具体的な協力を推進する関係となっていることから、政策の調整を想起する「協調」という言葉よりも「協力」が適切であると考え、測定指標名を変更した。

また、令和4年10月にカナダと共同で発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」の具体的進展を図るため、その旨を中期目標に追加するとともに、同アクションプランに基づき、エネルギー安全保障、自由貿易の促進等の分野での協力を強化・推進すべく両国で更に連携することを年度目標に追加した。

加えて、進出日系企業の要望等への対応を拡充するとともに、ビジネス環境の改善等における州政府の役割を踏まえて、令和5年度目標においてはカナダ連邦政府だけでなく、州政府への働き掛けを重視することとした。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		

①北米諸国との経済分野での協力促進	37 (22)	24 (8)	20 (22.1)	21	2-1 2-2	0034
②グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト	289 (222)	239 (167)	220 (187)	235	2-1	0035

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標（令和 7 年度） 日米をとりまく安全保障環境が一層厳しさを増す中、令和 4 年に策定された双方の戦略文書や抜本的に強化される日本の防衛力を踏まえ、日米間で緊密に協議し、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせつつ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和 5 年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、令和 4 年に策定された双方の戦略文書や抜本的に強化される日本の防衛力を踏まえ、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 拡大抑止、弾道ミサイル防衛（BMD）、サイバー、宇宙、情報保全等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和 4 年、日米両国において戦略文書が新たに策定され、地域の安全保障環境についての認識を新たにしたことから、評価結果を踏まえ、その認識をすり合わせ、連携を強化する必要があるため、中期目標及び令和 5 年度目標にその旨を反映させた。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）

（出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社）	実績値
①一般の部	令和 4 年度
②有識者の部	
（注）「一般」とは、米国に在住の 18 歳以上の市民から無作為に選ばれた約 1,000 人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界及び宗教界から選ばれた 200 人のサンプルを指す。	70%
	90%

測定指標 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標（令和 7 年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施し、引き続き地元の負担の軽減及び相互理解の増進を図る。在日米軍の施設及び区域の再編に係る現在行われている事業の着実な実施及び地元との関係の重要性、並びに米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性をハイレベルで米側と確認すべく、日米安全保障協議委員会で議論する。

令和 5 年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から、在日米軍再編の着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

- 2 米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得るため、日米両政府間で協議を行い、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題への対応等に取り組んでいく。
- 3 在日米軍の安定的な駐留を支えるための相互理解の増進等のため、在日米軍施設・区域を活用した日米交流事業、在日米軍子女に対する日本語教育を含む日米間の交流の機会を提供する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

日米安全保障体制における日米間の協力を一層強化する上で、在日米軍の安定的な駐留を支えるための相互理解の増進に寄与する施策の重要性が高まっていることから、個別分野1に位置づけられていた在日米軍子女に対する日本語補習事業を個別分野3に移行させるとともに、中期目標及び年度目標に新たな事項として追記した。それ以外の事項に関しては、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①米国との安全保障分野での協力推進	118 (82)	118 (80)	121 (92)	107	3-1 3-2	0036
②在日米軍の安定的な駐留への理解促進 （旧：親日派・知日派予備軍育成のための在日米軍子女への日本語補習教育事業）	44 (20)	40 (14)	34 (29)	32	3-2	0037

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 3 中南米地域外交

令和5年度事前分析表

(外務省5-I-3)

施策名(※)	中南米地域外交					
施策目標	<p>令和4年度までと同様に、近年活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく以下を実施する。</p> <p>1 中米・カリブ諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、様々なレベルでの相互理解を促進する。</p> <p>2 南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、また、様々なレベルでの相互理解を促進する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>中南米諸国の多くは、自由、民主主義、法の支配、人権などの価値や原則を日本と共有し、6.6億人の人口、5.5兆ドルの域内総生産を抱え、大きな経済的潜在力を有している。また、鉱物資源やエネルギー、食料資源を豊富に有し、日本を含む国際社会のサプライチェーン強靱化や経済安全保障の観点からも重要性が増している。そのため、様々なレベルで、幅広い分野における協力関係を構築することは、相乗効果を生み出し、それが日本と中南米諸国の全般的な関係強化に寄与する。</p>					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	100	95	91	116
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	100	95	91	
執行額(百万円)		22	41	63		
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	5	4	4	4
		補正予算(b)	110	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	115	4	4	
執行額(百万円)		115	4	4		
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中南米局	政策評価実施 予定時期	令和8年8月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

近年活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し、中米カリブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し、更なる経済関係の強化、国際社会での協力関係及び国民同士の相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ブラジルにおける林外務大臣講演（令和5年1月9日）
- ・第39回国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）総会における武井外務副大臣ステートメント（令和4年10月26日）
- ・第210回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和4年10月3日）
- ・第211回国会における林外務大臣の外交演説（令和5年1月23日）
- ・エル・ユニベルサル紙（メキシコ）への林外務大臣寄稿（令和5年1月4日）
- ・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成26年8月2日）
- ・日・カリコム首脳会合の際の安倍総理大臣による日本の対カリコム政策三本の柱（平成26年7月28日）

測定指標 1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 *

中期目標（令和7年度）

メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及びビジネス環境整備委員会の実施等を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

令和5年度目標

中米・カリブ諸国との経済関係強化を着実に進めていくために以下を実施する。

- 1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
- 2 中米・カリブ諸国との政策対話・当該地域についての第三国との政策対話の実施
- 3 メキシコとの経済関係強化に向けた意見交換等の実施

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 1-2 中米・カリブ諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化（往来・交流促進を含む）*

中期目標（令和7年度）

招へいや派遣事業など多種のスキームを活用し、政府要人を始めとする様々なレベル及び分野における往来・人的交流を促進し、二国間関係の強化及び国際社会の諸課題に関する協力を進める。また、人的交流の促進については、各種招へいスキームを利用した招へいや派遣事業も活用しつつ、親日派・知日派の増加にも取り組む。

特に、令和6年は日カリブ交流年であり、続く令和7年は中米5か国（ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、グアテマラ、エルサルバドル）との間で外交関係樹立90周年を迎えることから、これらの周年を契機として様々なレベルでの交流を促進し、二国間関係の強化及び国際社会共通の諸課題の解決に向けて、重要なパートナーである中米・カリブ諸国と共に取り組む。

令和5年度目標

- 1 中米・カリブ諸国との間で政府ハイレベルによる往来をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
- 2 要人往来や各種政策対話、会談・協議等の機会をとらえ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現や、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携強化を確認し、東アジア情勢を含む地域情勢や国際社会の抱える諸課題に関して、中米・カリブ諸国との協力関係を促進する。
- 3 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」等各種招へい・派遣事

業を活用して、中米・カリブ地域の日系人を含む様々な層に対し、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

従来の測定指標1-2「国際社会の諸課題に関する協力関係の強化」に関連した国際社会の諸課題の解決に向けた協力や働きかけは、主に要人往来の機会に行われることが多く、結果的に測定指標1-3「要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化」と内容が近似していたため、要人往来によって得られた成果をより分かりやすく記載する観点から、両指標を統合した上で目標を設定した。

測定指標1-3 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 *

中期目標（令和7年度）

中米カリブ諸国間で政策調整が図られることが多い、多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。今後3年間を通じて、様々な機会を捉えて、多国間フォーラムに政府からハイレベルを派遣し、中南米地域との関係強化に努めるとともに、日本のプレゼンスを高めていく。

令和5年度目標

中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標1-4 中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数

我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和5年度
	一年度	年度目標値
	—	35

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

新型コロナウイルスの影響が収まり始め、要人往来が再活発化してきたことを踏まえ、中米・カリブ諸国への働きかけや協力関係の確認を継続、強化していく観点から、目標水準を従来の30から35へ引き上げることとした。

参考指標：日・中米カリブ間貿易額（単位：億円）

(出典：財務省貿易統計)	実績値
	令和4年度
	33,603

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①中米カリブ諸国との協力強化	32 (12.1)	31 (17)	32 (22)	45	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	0038
②中南米日系人を通じた対外発信強化 ※この達成手段は本施策個別分野2にも	17 (0)	8 (0)	8 (0)	8	1-3	0042

関連する。						
③日・カリコム友好協力拠出金(任意拠出金)	5 (5)	5 (5)	4 (4)	4	1-2, 1-4	0039
④国連マルチパートナー信託基金を通じたハイチでの保健・衛生システムの強化	110 (110)	0 (0)	0 (0)	0	1-2	0040
⑤汎米保健機構(PAHO) 拠出金(任意拠出金)	300 (300)	0 (0)	0 (0)	0	1-2	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

- 1 経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。
- 2 南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要政策への理解と支持を獲得する。また、南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。
- 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第211回国会外交演説（令和5年1月23日）
- ・ラ・ナシオン紙（アルゼンチン）による林外務大臣書面インタビュー（令和5年1月10日付）
- ・ブラジル、リオ・ブランコ外交官学校における林外務大臣スピーチ（令和5年1月9日）
- ・フォーリャ・デ・サンパウロ紙（ブラジル）による林外務大臣書面インタビュー（令和5年1月8日付）
- ・エル・テレグラフォ紙（エクアドル）への林外務大臣寄稿（令和5年1月6日）

測定指標 2-1 南米諸国との経済関係強化の進展 *

中期目標（令和7年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための日系企業支援、枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

令和5年度目標

- 1 日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日アルゼンチン投資協定、日アルゼンチン租税条約の早期発効を目指す。
- 3 日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
- 4 日パラグアイ投資協定の交渉実質合意を目指す。
- 5 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、日系企業支援の重要性を明示した上でこれまでの中期目標及び年度目標を基本的に維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 *

中期目標（令和7年度）

招へいスキームの活用等により、二国間・多国間の双方の機会をとらえ二国間関係を強化するとともに、日系ネットワークの形成促進を強化し、国際会議や多国間フォーラムの場をとらえ国際社会においても我が国の立場の説明、支持の拡大を進めていく。

令和5年度目標

- 1 南米各国との間で、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、招へいスキームの活用や日系ネットワークの形成促進を追記した上で、これまでの中期目標及び年度目標を基本的に維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 2-3 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展 *

中期目標（令和7年度）

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、法的枠組の運用・構築や様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

令和5年度目標

- 1 日・ブラジル受刑者移送条約について、移送の関心表明を始めとする案件数が増加傾向にある中で、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
- 3 令和5年度中の日・ブラジル刑事共助条約の交渉妥結及び署名を目指す。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

これまでの中期目標を維持しつつ、既存の法的枠組の適切な運用及び新たな法的枠組の早期構築を通じて、両国間の連携を深めていくこととした。

測定指標 2-4 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数（オンライン含む）

我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	30

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、政務レベル同士の会談を十分行うことができていないが、南米諸国との関係においては、首脳・外相等といった政務レベルによる働きかけが関係強化及び諸問題への対応において特に重要であるため、引き続き目標水準を維持することとした。

参考指標：日・南米諸国間貿易額（単位：億円）

(出典：財務省統計)	実績値
	令和4年度
	50,751

参考指標：進出日系企業数

(出典：外務省統計)	実績値
	令和4年度
	1,366

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①南米諸国との協力強化	41 (8)	38 (7)	40 (32)	40	2-1, 2-2 2-3, 2-4	0041

②中南米日系人を通じた対外発信強化 ※この達成手段は本施策個別分野1にも関連する。	17 (0)	8 (0)	8 (0)	8	2-2	0042
③現地日系ネットワーク形成支援事業	7 (6)	7 (6)	7 (6)	7	2-2	0045
④中南米及び国内日系社会に関する調査経費（旧日系社会実相調査）	9 (6)	9 (7)	9 (3)	12	2-2	0046
⑤中南米若手日系人による国際会議開催経費	—	4 (4)	4 (1)	7	2-2	0043
⑥ロスアンデス大学拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	2-2	0044
⑦日・ペルー外交関係樹立150周年事業経費	—	—	—	5	2-2	0047

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 4 欧州地域外交

令和5年度事前分析表

(外務省5-I-4)

施策名(※)	欧州地域外交				
施策目標	<p>平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 2 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 4 ロシアの間では、同国によるウクライナ侵略に毅然と対応するとともに、隣国として対処する必要のある事項については我が国の国益を踏まえ適切に対応する。その上で、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、適切と判断される場合には、様々なレベルでの日露間の対話を行う。 5 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。 				
目標設定の考え方・根拠	<p>基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等の地球規模の課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。</p> <p>ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、我が国は、G7を始めとする国際社会と連携しつつロシアに対して引き続き強い制裁を行うなどの外交的取組を進めていく必要がある。同時に、日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していく必要があり、その上で、北方領土問題に関しては、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針を堅持していくことが重要である。</p> <p>エネルギーを含む経済的な潜在性とともに、ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢の下で重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第211回国会施政方針演説(令和5年1月23日) ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日) 				
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,414	1,302	1,237	1,142
	補正予算(b)	0	0	△204	/
	繰越し等(c)	0	0	0	/
	合計(a+b+c)	1,414	1,302	1,033	/
執行額(百万円)	725	633	759	/	/
同(分担金・拠出金)	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の状況(百万円)	当初予算(a)	193	190	200	220
	補正予算(b)	5,694	75	51	/
	繰越し等(c)	0	0	0	/
	合計(a+b+c)	5,887	265	252	/
執行額(百万円)	5,887	265	265	3,492	/
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	欧州局	政策評価実施予定時期	令和8年8月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び

「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。
(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャンネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標（令和 7 年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。具体的には、日 EU 定期首脳協議において首脳間で確認したとおり、今後、安全保障、連結性といった分野における協力の拡大を目指す。

令和 5 年度目標

- 1 EU との関係で、関係府省と連携し、以下を実施する。
 - (1) 日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとする各レベルでの政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであれ断じて許されないことを確認し、基本的価値を共有する日 EU で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、緊密な意思疎通を行うとともに、ウクライナ情勢を始めとする国際社会の直面する課題に引き続き緊密に連携して取り組む。
 - (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 参加国との連携の強化、感染症対策分野等におけるアジア欧州財団（ASEF）との協力を通じ、両地域間の協力と相互理解の増進のために積極的に関与していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

中期目標を具体化するために、日 EU 定期首脳協議において首脳間で確認した具体的な協力分野等を新たに明記した。年度目標に関し、政策評価書の「次期目標等への反映の方向性」欄に記載のとおり、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであれ断じて許されないこと、基本的価値を共有する日 EU で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携することが重要であるため、右連携のために緊密な意思疎通を行うことを目標に加えた。

測定指標 1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標（令和 7 年度）

現下の厳しい国際安全保障環境において、欧州とインド太平洋地域の安全保障が不可分という認識の下、基本的価値を共有する同志国との連携を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するため、日 NATO 間においては、伝統的な安全保障分野にとどまらず、サイバー、重要・新興技術、宇宙等の新たな安全保障分野、人道支援・災害救援等の分野における具体的な協力活動を推進していく。また、安全保障分野における日 EU 間においては、海洋安全保障、サイバーセキュリティ、国際宇宙協力等の分野における協力を更に強化する。また、国際秩序が挑戦を受ける中、法の支

配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、日 OSCE 間の協力を強化する。

令和5年度目標

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる現在調整中の国別適合パートナーシップ計画 (ITPP) を踏まえ、防衛省等と連携し、サイバー分野、海洋安全保障分野等の具体的な日 NATO 協力を推進する。
- (2) ロシア・ウクライナ情勢への対応を含む相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 EU

- (1) EU との安全保障・防衛協力を更に発展させるべく、新たな協力の方向性を、本年度の日 EU 定期首脳協議の機会に示す。
- (2) EU のインド太平洋地域への傾斜を踏まえ、海洋安全保障分野での更なる協力 (共同訓練等)、東南アジアにおける能力構築分野での連携、新たな安全保障分野での協力を推進する。

3 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、ロシア・ウクライナ情勢に関するものを含む各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特にウクライナ及び中東・中央アジア、コーカサス地域の平和と安定に貢献する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

ロシアによるウクライナ侵略以降、NATO、EU 及び OSCE の各種会合において、日本側から欧州とインド太平洋地域の安全保障が不可分であること、また、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力を推進している旨発信しているため、評価結果を踏まえ、当該方向性を中期目標に反映した。特に、EU との安全保障・防衛協力の強化について新たに追加した。また、日 NATO 間で ITPP の策定に向けて現在調整中であるため、評価結果を踏まえ、ITPP を年度目標に追加した。

更に、ロシアによるウクライナ侵略以降、OSCE が実施するウクライナ支援のプロジェクトに拠出したため、評価結果を踏まえ、我が国が OSCE への拠出金を通じて平和と安定に貢献する地域としてウクライナを年度目標に追加した。

測定指標 1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

中期目標 (令和7年度)

基本的価値を共有する欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、法的枠組みの構築を通じた、欧州との関係強化を継続していくことが必要不可欠であるとの認識の下、引き続き、現下の欧州との関係を踏まえ、優先的に取り組むべき案件を精査しつつ、社会保障、租税、航空等の分野にかかる各協定につき、協定案の検討、先方政府との交渉、調整、及び国内関係省庁等との調整等を行い、可能な限り毎年協定を国会に提出できるよう尽力する。

令和5年度目標

1 社会保障協定

- (1) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (2) 実質合意済みのオーストリアとの協定については、早期発効に向け、協定発効のための国内手続を加速させる。
- (3) ポーランド及びノルウェーとは当局間協議を着実に進め、主要論点を洗い出し、早期の政府間交渉への移行に向けて調整を進める。

2 租税条約

ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けた調整を引き続き行う。

3 日・EU 航空安全協定について、発効後のフォローアップを行う。

- 4 二国間航空協定に関する日・EU協定（日・EU水平協定）について、令和5年あるいは令和6年の発効に向けた作業を行う。
- 5 クロアチアとの航空協定について、早期の署名に向けた作業を行う。チェコとの航空協定について、令和5年夏の実質合意を目指し、来年の国会提出を目標とする。ルクセンブルクとの航空協定について、早期の妥結に向けた作業を行う。
- 6 乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日EU間の協力の進展を図る。
- 7 ベラルーシとの税関相互支援協定について、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含めて慎重に検討・対応する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の次期目標等への反映の方向性欄に記載のとおり、引き続き欧州各国との法的枠組み構築に関する協議を進展させていくが、可能な限り毎年協定を国会に提出できるよう尽力することを中期目標に含めるとともに、より具体的に達成すべき目標を年度目標として設定した。

測定指標1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（令和7年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、ウクライナ情勢等時宜を得たテーマを設定し、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体的な日欧協力に資することを目指し、新しい講師の発掘を始め多様なチャンネルでの関係構築・強化を図る。

令和5年度目標

1 招へい

（1）欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

（2）「MIRAI」については、欧州各国（52カ国）から将来有望な大学生・大学院生・若手社会人を招へいし、本邦の政策・社会・文化についての正しい理解を促進し、将来の親日派・知日派をはぐくむと同時に、参加者同士のコミュニケーションを高めることにより、欧州における中・長期的な親日派ネットワークの構築を目指す。

令和5年度は、前年度から大まかな枠組みも踏襲しつつ、内容を刷新する。近年、欧州における日本および東アジアへの関心が安全保障や領土問題などに向けられるようになったことを受け、安全保障と外交をテーマとしたグループを構成する。また、国際機関における日本の役割についての正しい理解を促進する。

これまでの参加者全員を対象とするフォローアップ・プログラムについては、前年度と同様、12回実施することとする。

2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し、対面形式での講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、新しい講師の発掘を始め日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、自由貿易の促進、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等）に加え、ウクライナ情勢や対中政策といった日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進すること

とした。その上で、「MIRAI」については、今年度の新たな試みとして、安全保障のテーマにおいては外務省ブリーフを中心に据えることとする。また、SDGsに準拠する本邦若手起業家との交流の将来にわたる基盤を作り、かつ国際機関における日本の役割をアピールするため、国連大学サステナビリティ研究所との知的交流の機会を設けることとする。

測定指標 1-5 欧州地域との協議、対話等の進展		
政治・安保分野における協議・対話の実施回数（日本側・欧州側共に政務官レベル以上）（電話会談テレビ会議を含む）	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	7
評価結果を踏まえた変更点及びその理由		
<p>評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。なお、これまで本測定指標の下で測定されていたセミナー等の開催回数については、本来外務省主催で実施するセミナーを計上する趣旨であったが、本測定指標の②で計測されてきたセミナーと測定指標1-4で計測されるセミナーの実質的な目的は同一であり、「対話の進展（測定指標1-5抜粋）」を通じて「相互理解の促進（測定指標1-4抜粋）」が達成されるという関係であって、セミナーを二つの測定指標にあえて分割して別々に計測する必要性は薄い。更に、セミナーという形に限定されない専門家などによる交流を通じた対外発信なども実体として存在するのであって、今後は、これらの形式も含めて、セミナー等の実施数として、全て測定指標1-4にて計測し、より整理・統合されて活動実態を正しく集計できる構成に改善するとの観点から、本測定指標の下では「②セミナー等の開催再開数（日本外務省主催、拠出事業）（ウェビナーを含む）」については今後測定を行わないこととした。</p>		

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①民主化支援ミッション等への我が国要員派遣経費	13 (4)	3 (0.1)	4 (0.3)	3	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	0048
②欧州安全保障協力機構拠出金	75.4 (75.4)	75.4 (75.4)	51.5 (51.5)	0.4	1-2	0051
③北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金)	3.1 (3.1)	2.9 (2.9)	3 (3)	3	1-2	0052
④アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(義務的拠出金)	13 (13)	12 (12)	13 (13)	15	1-1	0053
⑤アジア欧州財団(ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION)拠出金(任意拠出金)	5,695 (5,695)	1 (1)	1 (1)	1	1-1	0054
⑥日本研究促進拠出金	—	1,836 (1,836)	— (—)	—	1-4	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 2-1 政府間対話の進展 *

中期目標（令和 7 年度）

政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化することに加え、ロシアによるウクライナ侵略を含む国際社会の諸課題に協力して対応していく。また、そのために、政府ハイレベルの訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組む。

令和 5 年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。具体的には、以下を実施する。

（1）英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化することで、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英 EPA の着実な履行並びに英国の CPTPP 加入手続及びその着実な履行を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

（2）フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

（3）イタリア

令和 4 年度之首脳会談で両国関係が「戦略的パートナーシップ」に格上げされたことを踏まえ、引き続き首脳を含むハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。GCAP やフリゲート艦「モロジニ」の寄港を含む安全保障分野での協力を始め、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

（4）その他

その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、一部事実関係等を加筆・修正しつつ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。評価結果においては、首脳間対話の効果が非常に高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組むこととされており、特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力等、日本が重視する政策については、ハイレベルでの積極的な働き掛けを行っていく方向性が確認されている。また、二国間関係のみならず、ロシアによるウクライナ侵略や国際社会の諸課題に対して、協力して対応していくことを確認すること、また、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組むことを確認しており、これらの点を踏まえたものとなっている。

測定指標 2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（令和7年度）

欧州が、ロシアによるウクライナ侵略への対応、中国との関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、事務レベルでの政策調整・協力を一層進展させる。

令和5年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、各種協議等を通じ、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英 EPA 及び英国の CPTPP 加入手続き並びにその着実な履行を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏インド太平洋作業部会や日仏包括的海洋対話等を通じ、両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や外務・防衛当局間協議、局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、本年度実施することが見込まれる協議体や新たに立ち上げられた協議体に関する言及を加筆しつつ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。評価結果においては、局長級会合等事務レベルでの協議の推進は、首脳・政務レベル等で一致した事項を含め、西欧各国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組むこととされているほか、今後とも、中期目標の実現に向け、一層緊密な協力関係を構築すべく、政策調整・協力を進展させる方向性が確認されており、これらの点を踏まえたものとなっている。

測定指標 2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（令和7年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和5年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）

往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等（オンラインでの会談・表敬・意見交換等を含む。）	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、往来数に加え、往来の成果等も踏まえ各国との関係強化の観点から適切な水準とした。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①西欧諸国との二国間協力推進経費	31 (10)	30 (12)	28 (26)	29	2-1 2-2 2-3	0055

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 3-1 政府間対話の進展 *

中期目標（令和 7 年度）

ロシアによるウクライナ侵略が、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす中、ウクライナ情勢に加え、東アジアやインド太平洋等、国際社会が抱える幅広い課題全体に対して一致して対処するために、政治・経済分野をはじめとする幅広い二国間関係の一層の強化を目標として、中・東欧諸国との間で政府ハイレベル対話を実施する。

令和 5 年度目標

- 1 ドイツ語圏諸国（ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン）

ドイツの間では、日本が議長国を務める本年の G 7 プロセス等の機会を活用し、ハイレベルでの意思疎通を継続しつつ、ウクライナ情勢、自由で開かれたインド太平洋の実現等の課題への対応における連携強化を図る。

オーストリアの間では、外相会談を実施し、基本的価値を共有するパートナーとしての連携強化を図る。

スイスとは 1 月に外相会談を実施した他、7 月には 5 年ぶりの日スイス E P A 合同委員会を東京で開催すべく調整を進めており、連携強化を図る。

リヒテンシュタインとは 6 月、初となる外相会談を実施することなどを通じて、連携強化を図る。

- 2 ウクライナ及びその周辺国（ベラルーシ、モルドバ）

令和 4 年 2 月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の秩序の根幹を揺るがす深刻な事態であり、日本として、力による一方的な現状変更は断じて認められないとの立場の下、毅然と対応する必要がある。

3 月の岸田総理のウクライナ訪問及び 5 月の G 7 広島サミットの成果を踏まえ、ロシアによる侵略の早期停止を実現し、ウクライナの復興を実現すべく、G 7 議長国として国際社会の連帯強化を図りつつ、ウクライナ政府との密接な協力を継続する。

ベラルーシの間では、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合にのみ、対話を行っていく。

モルドバとは、10 月にモルドバ支援国会合がモルドバで行われる方向で調整されており、連携強化を図る。

- 3 西バルカン諸国をはじめとする南東欧諸国（アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、ギリシャ、キプロス）

国際社会の核になるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取り組みを実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ウクライナ情勢を受けたロシアとの関係の変化、各国の対ウクライナ支援、中国の当該地域への関心等について情報収集し、我が国の立場について適切適時に政府ハイレベルにインプットしつつ、連携強化を図る

その他の南東欧諸国（キプロス、ギリシャ、クロアチア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア）に関しても、ウクライナ情勢を受けたロシアとの関係の変化、各国の対ウクライナ支援、中国の当該地域への関心等について情報収集し、我が国の立場について適切適時に政府ハイレベルにインプットしつつ、連携強化を図る。

- 4 V 4 諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

自由、民主主義、法の支配や人権といった基本的価値や原則を共有するパートナーであるV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組みでの政府ハイレベルを含む対話を引き続き継続するとともに、伝統的に良好な二国間関係に基づき、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。また、各国のウクライナ情勢への対応を考慮し、ウクライナ周辺国として重要であるV4諸国と一層の連携強化を図る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

1 ドイツ語圏諸国（ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン）

評価結果を踏まえ、これまでの目標の方向性を維持する。

また、オーストリアとスイス、及びリヒテンシュタインについては、同じドイツ語圏という文化的共通点を有するため、「ドイツ語圏諸国」の一部として年度目標に追記することにした。

2 ウクライナ及びその周辺国

評価結果を踏まえ、これまでの年度目標の方向性を維持する。また、モルドバとベラルーシについては、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、ウクライナ情勢と深く関わっているため、「ウクライナ及びその周辺国」の一部として年度目標に追記することとした。

3 西バルカン諸国を始めとする南東欧諸国

評価結果を踏まえ、これまでの目標の方向性を維持する。また、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、ギリシャ、キプロスは、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、西バルカン諸国と地理的に近く、ウクライナ情勢によって受ける影響等において共通性がみられることから「西バルカン諸国を始めとする南東欧諸国」の一部として年度目標に追記することとした。

4 V4班諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

評価結果を踏まえ、これまでの年度目標の方向性を維持する。

測定指標 3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（令和7年度）

ロシアによるウクライナ侵略が、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす中、ウクライナ情勢に加え、東アジアやインド太平洋等、国際社会の幅広い課題へ対処し、二国間関係を一層強化するべく、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和5年度目標

1 ドイツ語圏諸国（ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン）

ウクライナ情勢を巡るエネルギーやインド太平洋地域へのあり得べき影響等、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策を調整し、協力を具現化する。

ドイツとの関係では、G7プロセスにおける連携も念頭に取り組む。

オーストリアとの間では、政務協議を実施し、基本的価値を共有するパートナーとして令和6（2025）年の関西・大阪万博や社会保障協定の締結等具体的な二国間の案件における協力を具現化する。

スイスとは7月に予定している日スイスEPA合同委員会を通じて、経済関係の強化に向けて協力する。また、スイスは本年から我が国とともに国連安保理非常任理事国を務めるところ、安保理における協力を推進する。

2 ウクライナ及びその周辺国（ベラルーシ、モルドバ）

ロシアによるウクライナ侵略が国際社会にとっての最重要とすべき課題となっている中、ウクライナやG7を始めとする国際社会と連携し、情勢の改善に向けて我が国として引き続き貢献すべく、実務レベルでの政策を調整し、協力を具現化する。また、ロシアによる侵略により発生したウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援を可能な限り進め、未曾有の危機にあるウクライナ政府やウクライナ国民に対する支援を継続する。

ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略を自国領域の使用を認めること等により支援しており、国際社会の諸課題に一致して取り組む状況ではない。今後、状況が改善された場合にのみ、政策を調整し、協力を具現化する。

モルドバとは、6月に1年ぶりの政務協議をキシナウにおいて実施予定であり、その機会に政策を調整し、協力を具現化する。

3 西バルカン諸国をはじめとする南東欧諸国

西バルカン地域における社会経済改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策

対話の強化（含むウクライナ情勢を受けた対応、各国の欧州統合）、③ODAを通じた社会経済改革支援、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有などの事業を各国と調整し、協力を具現化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットする。

その他の南東欧諸国（キプロス、ギリシャ、クロアチア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア）に関しても、機会を捉えて政策協議を実施し、基本的価値を共有するパートナーとして政策を調整し、協力を具現化する。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策を調整し、協力を具現化する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

1 ドイツ語圏諸国（ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタイン）

これまでの年度目標の方向性を維持する。

また、オーストリアとスイス、及びリヒテンシュタインについては、同じドイツ語圏という文化的共通点を有するため、「ドイツ語圏諸国」の一部として年度目標に追記することとした。

2 ウクライナ及びその周辺国（ベラルーシ、モルドバ）

これまでの年度目標の方向性を維持しつつ、情勢の変化を適切に見極め、柔軟かつ積極的な対応を心がける。

また、モルドバとベラルーシについては、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、ウクライナ情勢と深く関わっているため、「ウクライナ及びその周辺国」の一部として年度目標に追記することとした。

3 西バルカン諸国をはじめとする南東欧諸国

これまでの目標の方向性を維持する。

また、スロベニア、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、ギリシャ、キプロスは、これまで評価対象として明示的に示されていなかったが、西バルカン諸国と地理的に近く、ウクライナ情勢によって受ける影響等において共通性がみられることから「西バルカン諸国を始めとする南東欧諸国」の一部として年度目標に追記することとした。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

これまでの年度目標の方向性を維持する。

測定指標3-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（令和7年度）

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和5年度目標

次のシンポジウム等を通じて、人脈の構築を含む民間の人的・知的交流を促進する。また、シンポジウム等での議論が、政府や国際機関、メディア、学术界で取り上げられることなどを通じて、国際社会の諸課題等に対する知見の増強に資するよう努める。

1 日独フォーラム

11月にベルリンにて第31回合同会議を対面開催するべく準備・調整を行う。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

11月に日本にて第25回会合を開催し、両国間の人的・知的交流を活性化すべく、準備・調整を行う。

3 「V4+日本」セミナー

チェコ議長国下に東京にて開催すべく準備・調整を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）		
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、来訪については、国家元首・政府の長・外相等	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準。
評価結果を踏まえた変更点及びその理由 これまでの年度目標を維持する。		

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①中・東欧諸国との二国間関係の強化	28 (8)	26 (8)	21 (27)	79	3-1 3-2 3-3 3-4	0056
②ベルリン日独センター分担金	111 (111)	109 (109)	115 (115)	126	3-3	0049
③ボスニア和平履行評議会（PIC）拠出金（義務的拠出金）	65 (65)	64 (64)	69 (68)	75	3-2 3-3	0050

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 北方領土問題を含む対ロシア外交における取組

施策の概要

- 1 適切と判断される場合には、首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話に向けた取組を実施する。
- 2 適切と判断される場合には、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日露間の対話を行う。また、そのための環境整備として、北方墓参を始めとする四島交流等事業、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略に対して、G7を始めとする国際社会と連携し、強力な対露制裁措置を実施する。同時に、現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対して必要な支援を実施し、日露間の経済関係を適切にマネージする。
- 4 適切と判断される場合には、防衛当局間の協議・交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行い、また、治安当局間による協議・交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 5 適切と判断される場合には、文化・国民間の交流に関する取組を実施する。日露青年交流事業による日本語教師派遣事業やフェロシップ供与事業等を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日）
九 外交・安全保障
- ・ 第211回国会外交演説（令和5年1月23日）

測定指標 4-1 政府間対話に関する取組 *

中期目標（令和7年度）

今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、ハイレベルを含む様々なレベルでの日露政府間の対話を行っていく。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、ハイレベルを含む様々なレベルでの日露政府間の対話を行っていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略の開始により、国際社会としてロシアとの関係をこれまでどおり維持することができなくなったことを受け、日本としても従来の対ロシア外交を大きく転換したことで、これまでの施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、測定指標を見直し、測定指標名、中期目標及び年度目標を変更した。

測定指標 4-2 北方領土問題に関する取組 *

中期目標（令和7年度）

適切と判断される場合には、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日露間の対話を行う。また、そのための環境整備として、北方墓参を始めとする四島交流等事業、四島住民支援事業等の実施に取り組む。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。

2 適切と判断される場合には、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日露間の対話を行う。また、そのための環境整備として、北方墓参を始めとする四島交流等事業、四島住民支援事業等の実施に取り組む。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略の開始、令和4年3月のロシア外務省による「日本政府の決定に対する対抗措置」の発表、令和4年9月のロシア政府による四島交流及び自由訪問に係る合意の効力停止に係る政府令の発表など、これまでの施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、測定指標を見直し、測定指標名、中期目標及び年度目標を変更した。

測定指標4-3 貿易経済分野における取組 *

中期目標（令和7年度）

ロシアによるウクライナ侵略には高い代償が伴うことを示し、一日も早くロシアによる侵略が終わるよう、G7を始めとする国際社会と連携し、強力な対露制裁措置を実施する。同時に、現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対しては、政府として必要な支援を実施しながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていく。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対して、政府として必要な支援を実施する。特に我が国の国益や人道上の観点等から日露間の経済関係を適切にマネージしていく。
- 3 日本センターを通じ、現地に所在し様々な困難に直面している日本企業に対する支援、ロシア市民社会との接点を維持し対日理解の促進と新たな親日・知日派の育成を行い、国際的な視野を幅広く持つための機会を提供していくことを目的に日本語講座等を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、一日も早くロシアによる侵略を終わらせるためには、G7を始めとする国際社会と連携し、強力な対露制裁を継続することが重要。同時に、現下の情勢により様々な影響を受けているロシアに進出している日本企業に対しては、引き続き政府として情報提供等の必要な支援を行うことが求められている。こうした状況を踏まえ、測定指標名、中期目標、年度目標を見直すこととした。

測定指標4-4 防衛・治安分野における取組

中期目標（令和7年度）

適切と判断される場合には、防衛当局間の協議・交流、部隊間交流、安全保障に関する外交・防衛当局間での協議、非伝統的脅威の分野での協力の実施に向け、必要な支援及び調整を行い、また、治安当局間による協議・交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、防衛当局間の協議・交流、部隊間交流、安全保障に関する外交・防衛当局間での協議、非伝統的脅威の分野での協力の実施に向け、必要な支援及び調整を行い、また、治安当局間による協議・交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果のとおり、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、それまでの施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、測定指標を見直し、測定指標名、中期目標及び年度目標を変更した。

測定指標 4-5 文化・国民間交流に関する取組 *

中期目標（令和7年度）

今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、これまで培われてきた両国及び両国国民間の交流の再構築に向け、各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等を実施する。

令和5年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して強力な対露制裁措置を実施するとともに、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。
- 2 ロシアによるウクライナ侵略が継続する中でも、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進していくことが必要であるとの観点から、引き続き、日露青年交流事業による日本語教師派遣事業やフェロシップ供与事業等を実施する。また、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、文化・国民間交流のあり方を見直していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、ロシアによるウクライナ侵略以降は、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進する観点から適当と考えられる事業を実施しているが、政府レベルでの日露間の文化・人的交流事業は基本的に停止している現状を踏まえ、現在の方針に則して測定指標を見直し、測定指標名も変更した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①「北方領土復帰期成同盟」補助金	37 (37)	37 (37)	37 (37)	37	4-1 4-2	0060
②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化	192 (163)	190 (7)	194 (177)	204	4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6	0059
③在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化	573 (429)	551 (399)	428 (387)	543	4-2 4-3 4-4	0057
④北方四島住民との交流	270 (41)	272 (80)	272 (85)	250	4-2	0058
⑤日露共同経済活動推進費 （注：令和5年度から「②ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化」のシートに統合）	69 (0)	50 (0)	37 (0)	6	4-2	0059
⑥日露地域交流年	188 (19)	132 (73)	111 (0)	0	4-6	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第211回通常国会施政方針演説（令和5年1月23日）
九 外交・安全保障
- ・ 第211回国会林外務大臣外交演説（令和5年1月23日）

測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展

中期目標（令和7年度）

ロシアによるウクライナ侵略やその他国際情勢の変化の中で、自由で開かれた国際秩序の維持・強化を念頭に、中央アジア・コーカサス各国との間で、要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和5年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 令和4年の中央アジア・コーカサス各国との外交関係樹立30周年を通じて醸成されたモメンタムを活かし、中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。
- 6 投資協定及び租税条約に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結を目指す。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、全体としてこれまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、考慮要素として最新の国際情勢の変化を反映させた。

測定指標5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

中期目標（令和7年度）

次回「中央アジア+日本」対話・外相会合が10回目を迎えることや令和6（2024）年には同対話発足20周年を迎えることを念頭に、こうした節目を中央アジアとの対話進展の更なるモメンタムとして捉え、「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域内協力を促進しつつ、自由で開かれた中央アジアが、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化し、持続可能な発展を実践するために協力をを行い、地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和5年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第10回外相会合の開催に向けた準備
- 2 知的対話（東京対話）などの開催（オンライン形式を含む）

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、全体としてこれまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとしつつ、中期目標は評価サイクルを踏まえた記述とした。

測定指標 5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）		
	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	30
評価結果を踏まえた変更点及びその理由 評価結果に基づき、新型コロナウイルス感染拡大前の目標値を参考に、反動で上振れした令和4年度からの下振れの可能性も考慮に入れつつ、令和5年度目標値を設定した。		

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)	
(出典：財務省貿易統計)	実績値
	令和4年度
	3,130

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①中央アジア・コーカサス諸国との関係強化	13.3 (0.1)	9.9 (0.3)	10.6 (7)	11.6	5-1 5-2 5-3	0061

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I - 5 中東地域外交

令和5年度事前分析表

(外務省4-I-5)

施策名 (※)	中東地域外交					
施策目標	<p>多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。</p> <p>1 湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラン、アフガニスタン、イラク及びイエメンの安定等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。</p> <p>2 要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、湾岸協力理事会(GCC)諸国)を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。近年緊迫化しつつあるペルシャ湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア・イラク情勢及び周辺国等における難民問題、アフガニスタン、イエメン及びリビアの不安定等、多くの課題を抱える同地域の安定化に向けて積極的に貢献することは、国際社会の責任ある一員としての責務である。</p> <p>また、若年人口の増加や高い経済成長率を背景に市場としての潜在力が高まっており、物流の要衝でもある中東・北アフリカ地域との間で、中長期的な観点から、経済関係に限らない多層的な関係を構築・強化することが一層必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日） ・第208回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和4年2月25日） ・第208回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和4年3月3日） ・第208回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和4年3月1日） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	129	131	150	128
		補正予算(b)	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	129	131	150	/
執行額(百万円)		13	35	109	/	
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	66	67	64	63
		補正予算(b)	203	66	187	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	269	133	251	/
執行額(百万円)		269	133	251	/	
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	中東アフリカ局	政策評価実施 予定時期	令和8年8月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
- 2 イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 4 シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 5 これらの政策目的に応じて、適時適切に関連する国際機関と連携していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 208 回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 2 月 25 日）
- ・ 第 208 回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 3 日）
- ・ 第 208 回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 1 日）

測定指標 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

中期目標（令和 7 年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施し、イスラエルとパレスチナ関係の強化やパレスチナ経済の自立に貢献する。

令和 5 年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
令和 4 年 12 月のイスラエルの政権交代を契機に、イスラエル・パレスチナ間の緊張が高まり、暴力の応酬が見られる厳しい状況にあるが、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて緊張緩和に向けた働きかけを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための取組
令和 4 年度に実現しなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者（イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議や、イスラエル政府関係者の JAIP 訪問を実施する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」や、同構想の「観光回廊」構想を含めた対パレスチナ支援を継続する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

中期目標（令和 7 年度）

- 1 イラク
イラクが復興から発展のフェーズへと移行するためには、イラク政府が掲げる経済・財政改革、治安セクター強化、雇用創出、女性のエンパワーメント等の国内改革が重要であり、我が国は基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、こうしたイラク自身の自助努力を支援する。また、イラクの発展には治安の安定が不可欠であるため、イラク自身の治安改善に向けた努力を支援していく。
- 2 アフガニスタン
アフガニスタンについては、令和 3 年 8 月のタリバーンによるカブール制圧以来、情勢の流動化が継続している。安全保障上の観点からも、国際社会と連携しつつ、地域及び国際社会の安定にとって

極めて重要なアフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する。

令和5年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しし、復興から発展へのフェーズの移行に向けて、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 令和4年10月末に成立したスーダーニー政権との関係を強化し、我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と発展を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の人道状況、タリバーンの行動、他ドナーの動向等を踏まえつつ、国際機関等と連携しながら、食料、保健、栄養、教育、生活向上等、アフガニスタンの国民が裨益する人道支援や基本的ニーズを充当するための支援の実施を継続する。
- (2) アフガニスタンの平和と安定に向け、引き続きタリバーンに対し、基本的人権の尊重（女性の教育・就労の権利等）、包摂的な政治体制の構築等を直接働きかける。同時に、麻薬やテロ対策など、共通の利益を見出せる分野での協力等を進めることにより、タリバーンの前向きな行動を促す方策を検討する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

1 イラク

令和4年10月末にスーダーニー政権が発足し、政権としての優先的な国内政策を新たに発表したため、当該方向性を中期目標に反映した。

2 アフガニスタン

評価結果を踏まえ、「アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する」という中期目標は維持しつつ、中期目標の達成に向けた取組として令和5年度目標に「人道支援・基本的ニーズ支援の継続」に加え、「タリバーンの前向きな行動を促す方策の検討」を追記した。

測定指標1-3 イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し*

中期目標（令和7年度）

イラン情勢の安定化に向けて、医療・健康、防災、環境等イラン国民に直接裨益する分野における二国間協力を維持・強化するとともに、意思疎通のために二国間の重層的な対話の枠組みを活性化し、両国の伝統的友好関係の発展に努める。また、欧米諸国・中東地域諸国がイランとの間で抱えるイラン核問題、地域情勢といった問題の解決に向けて、イランと欧米諸国や地域諸国の間での対話の機会を創出する等信頼構築に向けた具体的かつ建設的な役割を果たす。

令和5年度目標

- 1 日・イラン次官級協議や人権対話等重層的な二国間対話の枠組みを活用し、イランを巡る諸問題の解決に向けて、関係国と連携しつつイランに対する働きかけを行うとともに、イランとの伝統的友好関係、米国との同盟関係、その他の欧米諸国や地域諸国との友好関係を活かし、イランと欧米諸国および地域諸国との信頼醸成に向けた外交努力を行う。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、医療・健康、防災、環境等イラン国民に直接裨益する経済協力を実施し、二国間関係の関係強化に努める。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

政策評価書の評価結果欄に記載のとおり、イランの核問題は重要な課題であるが、この他にも様々な問題が存在しており、まずはイランと欧米をはじめとした国際社会や地域諸国との信頼醸成を構築する必要があることを踏まえ、測定指標の名称を「イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼関係の後押し」から、「イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し」に変更した。また、測定指標が変更されたことを受け、イラン問題にも総合的に対処すべく、中期目標として日本が果たせる役割を具体的に記載した。そして、この中期目標を達成するために、日本が二国間で有する具体的ツールを活用して信頼醸成に向けた外交努力を行うことを令和5年度の目標に追加した。

測定指標 1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *	
<p>中期目標（令和7年度）</p> <p>「アラブの春」以降のガバナンスの低下、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックやウクライナ情勢の影響による経済・財政状況の悪化、難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を適時適切に国際機関等と連携を図って支援する。</p>	
<p>令和5年度目標</p> <p>引き続き、中東・北アフリカ諸国の安定化のため、各国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。また、ロシアによるウクライナに対する侵略が長期化し、エネルギー価格や食料価格が引き続き高い水準にある中で、資源に乏しい国・地域での人道状況の更なる悪化の危険性もある状況を受け、機動的かつ中長期的な効果をもたらす緊急支援も視野に入れつつ、同地域の自立の促進支援を適時適切に国際機関等との連携を図って実施していく。</p>	
<p>評価結果を踏まえた変更点及びその理由</p> <p>評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。</p>	

測定指標 1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数		
（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準
<p>評価結果を踏まえた変更点及びその理由</p> <p>評価結果を踏まえ、年度目標を維持し、引き続き推進することとした。</p>		

測定指標 1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数（平和と繁栄の回廊、CEAPAD等レベル・場所を問わず開催されたもの）		
	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	4
<p>評価結果を踏まえた変更点及びその理由</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。</p>		

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①中東和平に向けた働きかけ	39 (12)	38 (12)	33 (18)	30	1-1, 1-5, 1-6	0062
②中東地域（湾岸、イラク、イラン、アフガニスタン）の平和と安定の実現に向けた外交努力	30 (2)	29 (12)	38 (8)	37	1-2 1-3 1-4	0064

③ガザ教員招へい	8 (0)	8 (0)	8 (8)	8	1-4	0063
④多国籍部隊・監視団(MFO) 拠出金(任意拠出金)	165 (165)	69 (69)	66 (66)	3	1-4	0070
⑤中東淡水化研究センター拠出金(任意拠出金)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	1-1	0071
⑥国際連合開発計画(UNDP) 拠出金(日本・パレスチナ開発基金)	60 (60)	62 (62)	59 (59)	67	1-1	0072
⑦カルテット拠出金	42 (41)	0 (0)	13 (13)	0	1-1	0065
⑧イランへの働きかけ	19 (0.8)	18 (0.6)	15 (14)	16	1-3	-
⑨国際連合開発計画(UNDP) 拠出金	-	-	110 (110)	0	1-1	0066

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 中東諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の経済・社会改革を後押しするとともに、エネルギー分野にとどまらない重層的な経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
- ・第14回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成30年10月27日）
- ・第15回マナーマ対話における鈴木馨祐外務副大臣スピーチ（令和元年11月24日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 *

中期目標（令和7年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

令和5年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 中東・北アフリカ地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

- 1 評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を維持し、引き続き推進することとした。
- 2 本事項に該当する「中東・北アフリカ地域からの親日派・知日派招へい」及び「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」における被招へい者は、湾岸地域に限定されず、中東・北アフリカ地域から広く招へいされるため、書きぶりを修正した。

測定指標 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 *

中期目標（令和7年度）

中東・北アフリカ諸国との経済関係を強化すべく、日トルコ社会保障協定等、各種経済条約を早期に締結し、法的安定性や予見可能性を高めることで関係国間の経済交流を促進するとともに、諸課題に対処するための法的な枠組みを構築することを目指す。

令和5年度目標

- 1 日トルコ社会保障協定の早期締結に向け交渉を更に加速させる。
- 2 アルジェリア及びチュニジアとの投資協定並びにチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。また、カタールとの投資協定及び湾岸諸国（GCC諸国）とのFTAについては、交渉の早期再開に向けた意見交換及び調整を行っていく。
- 3 日・アルジェリア租税条約及び日・バーレーン投資協定を発効させる。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標 (令和7年度)

1 湾岸諸国(GCC 諸国)

湾岸6か国すべてとの間で包括的な協力枠組を設定し、エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。

2 イラク

イラク政府が推進する経済・財政改革や治安セクター改革等の国内改革を支援し、イラクとの経済関係の強化を図る。

令和5年度目標

1 湾岸諸国 (GCC 諸国)

サウジアラビアとの「日・サウジ・ビジョン 2030」、UAE との「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」、カタールとの「外相間戦略対話」等の湾岸諸国との各協力枠組に基づく協力案件を拡充させる。また、バーレーン、オマーン、クウェートとの関係では二国間協力枠組の整備を進める。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの発展に貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

1 湾岸諸国

評価結果を踏まえ、「エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で互恵関係を強化」という中期目標は維持しつつ、その目標の達成のための手段である「湾岸諸国との包括的な協力枠組」の拡充・整備を追記した。

2 イラク

評価結果を踏まえ、「イラクとの経済関係の強化」という中期目標は維持しつつ、その目標の達成のための手段である「経済・財政改革や治安セクター改革等のイラク国内改革の支援」を追記した。

測定指標 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)

	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	6

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

昨年度に引き続き、徐々にハイレベルの要人往来や多層的な人的交流が再開されつつあるところ、評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標を設定した。

測定指標 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

昨年度に引き続き、徐々にハイレベルの要人往来や多層的な人的交流が再開されつつあるところ、評価結果を踏まえ、年度目標を維持し、引き続き推進することとした。

測定指標 2-6 経済条約の締結に向けた進展（署名及び発効数）		
	中期目標値	令和5年度
	--年度	年度目標値
	—	2
評価結果を踏まえた変更点及びその理由		
評価結果を踏まえ、引き続き推進することとし、近年の実績値を勘案して年度目標値を設定した。		

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①中東地域諸国との関係強化	36 (7)	34 (5)	31 (25)	31	2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6	0067
②トルコ・日本科学技術大学設立関連経費	6 (0.4)	5 (0.6)	4 (5)	4	2-1 2-4	0068
③中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業	7 (0.1)	7 (0)	6 (6)	6	2-1 2-4	0069
④中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握	情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国の状況を、在外公館と緊密に連携しつつ素早く的確に把握する。これにより、不確実性の高い中東地域において様々な事案に適切に対応し、必要とされる支援及び我が方の適切な政策立案につなげつつ、ひいては地域の平和と安定に向けて貢献していく。				2-2	—
⑤湾岸諸国との周年事業	2 (2)	2 (2)	18 (15)	0	2-1, 2-2, 2-3	0073
⑥周年事業関係費	—	—	—	5	2-1	新 23- 0074

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策 I-6 アフリカ地域外交

令和5年度事前分析表

(外務省5-I-6)

施策名 (※)	アフリカ地域外交					
施策目標	<p>アフリカ開発の促進及びアフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、並びにアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。 					
目標設定の考え方・根拠	<p>アフリカは、豊富な天然資源と増大する若い人口を背景に、高い潜在力を有しており、国際社会における意思決定や世論の形成においてアフリカが果たす役割は一層重要になっている。加えて、有望な経済市場として世界からの投資が近年著しく伸びており、日本企業からもビジネス進出に高い関心が寄せられている。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、経済的側面だけでなく、国際社会における日本の立場への支持という政治的側面からも非常に重要である。一方、同地域は、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や格差といった開発課題も抱えている。ウクライナ情勢や気候変動等がもたらす、中長期的な政治・経済面への影響にも注視が必要である。これら不安定要因の克服に当たり、日本が貢献することは、アフリカのみならず、地域及び世界全体の繁栄及び安定の観点からも重要である。</p> <p>平成5年に日本が立ち上げたアフリカ開発会議 (TICAD) は、既に四半世紀を超える歴史を有し、令和5年に30周年を迎える。日本の対アフリカ外交の重要な柱であり、首脳会合、閣僚会合等を通じて、アフリカ開発に着実な成果を収め、貢献してきた。</p> <p>令和4年にチュニジアにて開催した TICAD 8 を踏まえつつ、令和7年に開催予定の TICAD 9 を見据え、今後も日本の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国の国民の関心及び理解を深めることで、外交基盤の強化及び国際社会での一層の信頼獲得につなげる。</p>					
施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	41	302	424	31
		補正予算 (b)	0	0	0	/
		繰越し等 (c)	0	0	0	/
		合計 (a+b+c)	41	302	424	/
執行額 (百万円)		5	32	379	/	
同 (分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	280	263	286	133
		補正予算 (b)	29	65	351	/
		繰越し等 (c)	0	0	0	/
		合計 (a+b+c)	308	328	637	/
執行額 (百万円)		308	328	637	/	
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	アフリカ部	政策評価実施 予定時期	令和8年8月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

- 1 令和4年8月のTICAD 8で打ち出された「TICAD 8 チュニス宣言」及び「TICAD 8 チュニス行動計画」に基づきアフリカ開発を推進するとともに、「TICAD 8における日本の取組」に基づく施策を推進する。また、令和7年のTICAD 9に向けた準備を進める。
- 2 G7及びG20 諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。
- 3 アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第211回国会における岸田総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）
- ・ 第211回国会における林外務大臣の外交演説（令和5年1月23日）

測定指標1-1 TICAD プロセスの推進 *

中期目標（令和7年度）

TICAD 8で打ち出したコミットメントの着実なフォローアップ等を通じて、アフリカ自身が目指す強靱で持続可能なアフリカの実現を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、対アフリカ外交における国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和5年度目標

本年がTICAD 30周年に当たることを踏まえつつ、TICAD プロセスの意義を再確認するとともに、令和4年8月に開催されたTICAD 8で採択された「TICAD 8 チュニス宣言」及び「TICAD 8 チュニス行動計画」等に基づき、アフリカと「共に成長するパートナー」として、アフリカ自身が目指す強靱で持続可能なアフリカを実現すべく各種施策を推進する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

年度目標に関しては、本年がTICAD30周年に当たることを踏まえつつ、TICAD 8の成果文書である「TICAD 8 チュニス宣言」及び「TICAD 8 チュニス行動計画」等に基づき、TICAD 9に向けて、各種施策を実施していくこととした。

測定指標1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進 *

中期目標（令和7年度）

他国との政策協議を積極的に行い、また、G7・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、アフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた国際社会における議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和5年度目標

- 1 G7/G20 プロセスにおいては、特に令和5年は日本がG7議長国を務めるところ、アフリカが抱える諸課題に対して、G7として結束して関与するため、アフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた国際社会における議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米等の関連諸国との政策協議や意見交換を実施し、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
- 3 国連開発計画やアフリカ連合等と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

年度目標に関しては、令和5年に我が国がG7議長国を務めることを念頭に、世界が直面する諸課

題に、G7が結束して対応し、アフリカへの関与を強化していくことを反映することとした。

測定指標1-3 アフリカの緊急ニーズへの対応 *

中期目標（令和7年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

令和5年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

- 1 各種感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 国連安保理におけるアフリカの各種地域情勢に係る議論などを踏まえたアフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

年度目標に関し、我が国が令和5年から2年間、国連安保理非常任理事国を務めることなどを踏まえて、国連安保理におけるアフリカの各種地域情勢に係る議論などを踏まえることを特記した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①TICADプロセス	28 (0.7)	287 (30)	408 (356)	6	1-1	0075
②アフリカ諸国との関係強化費 ※この達成手段は、本施策個別分野2にも関連する。	22 (11.6)	22 (8.5)	19 (16)	21	1-2	0076
③国際連合開発計画（UNDP）拠出金（アフリカPKOセンター支援）（任意拠出金）	588 (588)	123 (123)	181 (181)	62	1-2	0077
④アフリカ連合（AU）平和基金拠出金（任意拠出金）	15 (15)	14 (14)	14 (14)	14	1-2	0078
⑤国際連合開発計画（UNDP）拠出金（TICADプロセス推進支援）（任意拠出金）	128 (128)	126 (126)	227 (227)	58	1-1	0080
⑥政府間開発機構（IGAD）拠出金	0 (0)	65 (0)	40 (40)	0	1-2	—
⑦再構築された合同監視評価委員会（RJMEC）任意拠出金	—	—	32 (0)	0	1-3	0081
⑧停戦暫定治安措置監視検証メカニズム（CTSAMM）任意拠出金	—	—	54 (0)	0	1-3	0082

⑨アフリカ地域機関 (政府機関開発機構 (IGAD) 拠出金(南ス ーダン政治プロセ ス))	0 (0)	64.8 (0)	40.3 (0)	0	1-3	0079
--	----------	-------------	-------------	---	-----	------

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

施策の概要

- 1 招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。
- 2 TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務等の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。
- 3 令和7年開催予定のTICAD 9に向け、メディア等を通じた広報活動を展開し、日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）閉会式における岸田総理大臣による挨拶（令和4年8月28日）

測定指標2-1 アフリカとの対話・交流の推進 *

中期目標（令和7年度）

アフリカとの対話・交流を幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

TICAD 8 で表明された官民投資の促進、スタートアップの推進等ビジネス・経済分野の交流推進の一環として、官民合同ミッションの派遣、二国間ビジネス環境改善委員会の開催等、経済的な関係強化にも取り組んでいく。

令和5年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、以下を実施する。
 - (1) アフリカ諸国の首脳、外相その他の閣僚及び事務方ハイレベル等の招へい並びに我が国要人との会談を実現する。
 - (2) 多国間会合や大統領就任式等の機会を捉えた政務レベル等の積極的なアフリカ訪問等により、各国要人との会談を実現する。
- 2 アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションの実施、二国間投資協定の交渉加速化や新規交渉の開始、アフリカビジネス協議会での活動等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標に TICAD8 で表明された取組を明記し、また、年度目標には、アフリカとの経済関係の更なる推進の観点から二国間投資協定の交渉加速化や新規交渉の開始を特記した。

測定指標2-2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標（令和7年度）

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国の国民並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。

令和5年度目標

TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する国民の間での理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。その際、本年が TICAD30 周年であること及び官民投資の拡大を通じたアフリカとの関与を推進するに当たり、これまで以上に投資環境の周知や、日本企業の対アフリカ投資を促す施策の広報が重要になってくることも踏まえつつ、在外公館等の広報リソースも活用しながら、国内外において、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて発信を強化していく。

評価結果を踏まえた変更点及びその理由

評価結果を踏まえ、これまでの中期目標及び年度目標を全体として維持し、引き続き推進することとした。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①アフリカ諸国との関係強化費 ※この達成手段は本施策個別分野1にも関連する。	22 (11.6)	22 (8.5)	19 (16)	21	2-1, 2-2	0076

(注) 達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅱ 分野別外交（モニタリング）

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組
(モニタリング)

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-II-1）

<p>施策名（※）</p>	<p>国際の平和と安定に対する取組</p>				
<p>施策目標</p>	<p>我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②） 2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進するとともに、我が国の経済安全保障の維持・強化に努める。（①、②） 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力やその他の安全保障上の協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） 4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） 5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②） 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②） 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②） 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②） 10 IAEA等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②） 				
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。</p> <p>なお、令和5年度に、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的に、開発途上国の経済社会開発を目的とするODAとは別に、安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな無償資金協力の枠組みである「政府安全保障能力強化支援（OSA）」を創設したことに伴い、施策目標を変更するとともに、個別分野3の名称及び施策の概要を変更し、測定指標3-6を追加した。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>予算の状況 （百万円）</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>3,052</p>	<p>3,006</p>	<p>2,851</p>	<p>5,040</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>220</p>	<p>0</p>	<p>183</p>		
<p>繰越し等(c)</p>	<p>△217</p>	<p>217</p>	<p>0</p>		
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>3,055</p>	<p>3,223</p>	<p>3,034</p>		
<p>執行額(百万円)</p>	<p>2,259</p>	<p>2,354</p>	<p>2,754</p>		
<p>同（分担金・拠出金）</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>予算の状況 （百万円）</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>85,077</p>	<p>85,448</p>	<p>82,965</p>	<p>94,491</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>20,221</p>	<p>10,215</p>	<p>16,250</p>		
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>		
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>105,298</p>	<p>95,663</p>	<p>99,215</p>		
<p>執行額(百万円)</p>	<p>105,015</p>	<p>95,280</p>	<p>110,374</p>		
<p>政策体系上</p>	<p>分野別外交</p>	<p>担当部局名</p>	<p>総合外交政策局</p>	<p>政策評価実施</p>	<p>令和6年8月</p>

の位置付け			予定時期	
-------	--	--	------	--

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略(令和4年12月16日 閣議決定)
VI 2 (4) オ 我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化
VII 6 (3) 知的基盤の強化
- ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日 閣議決定)
第3章 1. (1) 外交・安全保障①外交
- ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日)

測定指標 1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*

中期目標（--年度）

中期的・戦略的な外交政策の企画立案能力を強化する。

令和3年度目標

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、令和元年度又は同2年度から開始した5分野13件の事業を継続する。さらに、令和3年度から、より外務省の政策立案につながる提言能力の強化を重視した事業を1件実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和3年度が5年事業の最終年度であるため、引き続き我が国の領土・主権・歴史に関する国内外での一次資料の収集、整理、分析、公開を行いつつ、これまでの各種研究会における研究成果を取りまとめ、客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、政府の取組と補完的に国際社会における相互理解を促進することを目指す。
- 2 有識者研究会については、令和3年2月に完成した報告書のフォローアップを行った上で、後継の有識者研究会の立上げにつき、状況を見極めつつ検討していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業補助金においては、これまで補助金交付実績のない1団体を含む8団体により14の事業を実施した。これら14の事業では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大により海外での実地調査等の面で制約はあったが、各事業者の創意工夫により調査研究を進めた。その結果、全事業合計で日・英論文発表427本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催274回等、昨年度を上回る活動を行った。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ、SNS等の媒体において随時発表した。また、日本人研究者の裾野拡大を進めた結果、全事業の研究者のうち、首都圏以外在住は25%、若手は41%、女性は22%であった。
また、国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）においては、①領土及び歴史に係る検討会の開催、②英文ジャーナルの発行やHPへの論考掲載など研究成果の国内外への発信、③国内外でのセミナー、シンポジウムの実施（主催又は共催）、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の4分野を中心に事業を推進した。領土・主権分野では5年間で40回の、歴史分野では5年間で約50回の研究会を開催し、その成果として論文集『国際法からみた領土と日本』、『サンフランシスコ講和と東アジア』及び『日中戦争研究の現在』を出版した。
- 2 有識者研究会については、令和3年2月に完成した前回の有識者研究会の教訓を踏まえつつ、12月に政策企画室長主催で、外務省員と研究者の間で、①中長期的かつ地域・分野横断的な外交政策の提案のための議論の場を提供するとともに、②人的ネットワークを強化することを目的として、新たな研究会を発足させた。

令和4年度目標

1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、令和3年度からの継続の12事業が最終年度となり、3年間の研究の総仕上げとなるところで、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から事業を実施することを旨とする。また、令和4年度から経済安保に係る新たな調査研究事業を開始する。同事業は、外務省から提示した具体的な調査研究課題を基に実施されるものであり、事業者と緊密に連携しつつ、外務省の政策立案につながる成果を上げられるよう事業を進めていく。

国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和4年度から新たに事業が開始されること、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、国内外の理解を促進し、我が国の国益を増進することを旨とする。

2 有識者研究会については、令和3年12月に立ち上げた政策研究会を継続する。立ち上げから1年となる令和4年12月を目途に参加者を刷新し、取り扱うテーマの多様化及び人的ネットワークの更なる拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

1 外交・安全保障調査研究事業費補助金においては、7団体により13の事業を実施した。引き続き感染症対策や水際措置により海外での実地調査やイベントの実施には制約があったものの、対面とオンラインでの実施を組み合わせたハイブリッド式での事業実施が定着する中で、オンラインのみの開催であった時よりも研究者間の交流が盛んに行われた上、対面のみで開催と比較して多くの聴衆が参加することが可能となった。その結果、全事業合計で論文発表203本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催150回等、活発な調査研究活動が行われた。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ、SNS、動画配信等を通じて効果的な広報に努めた他、事業者のいくつかは積極的に外務省の担当部局との意見交換会や提言手交の機会を設定し、3年間の調査研究を政策立案に生かすための取り組みを実施した。引き続き日本人研究者の裾野拡大を進めた結果、全事業の研究者のうち、首都圏以外在住は25%、若手は38%、女性は23%であった。

特に若手研究者に対する英語での発信力の強化を奨励したところ、従来から取り組まれてきた日本語での成果物の英訳にとどまらず、英語対談動画チャンネルの立ち上げや英語圏のユーザーが検索しやすいサイトインターフェイスへの改修、シンポジウムの英語での実施等、より海外からのアクセスを意識した情報発信が行われた。

現行補助金制度開始から10年が経過し、近年では補助事業者による積極的なメディア出演、書籍の出版や大規模シンポジウムの定着等、アウトプットの質と機会の向上・増加が見られるようになり、国内シンクタンクの着実な成長につながっていることがうかがえる。

令和4年に開始した経済安保に関する調査研究事業については、外務省から研究テーマを指定し、より外交ニーズに沿った調査を実施するよう努めた。事業者においても、外務省の担当課室長によるプレゼンや質疑を研究会で実施し、他省員や在外公館関係者の積極的なオブザーバー参加を呼びかける等、外交政策の立案に直接役立つ研究が実施されている。

また、国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）においては、①領土及び歴史に係る検討会の開催、②英文ジャーナルの発行やHPへの論考掲載など研究成果の国内外への発信、③セミナー、シンポジウムの実施（主催又は共催）、④竹島や尖閣に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の4分野を中心に事業を推進した。

2 有識者研究会については、令和3年12月に立ち上げた政策研究会が継続され、令和4年9月に最終回となる4回目の研究会が行われた。コロナ禍における制限の解除も踏まえ、参加レベル等についても再検討した上で、引き続き、参加者を刷新した上で研究会を継続することで、取り扱うテーマの多様化及び人的ネットワークの更なる拡充を図っていく。

令和5年度目標

1 外交・安全保障調査研究事業費補助金においては、1事業を除いて12事業が初年度となること、事業者と外務省関係部局との間のより円滑な意思疎通を図り、外務省の問題意識や調査・研究の鍵となる事実や外交日程等についての時宜を捉えたインプットを通じて、更なる研究活動の充実や政策立案に役立つフィードバックにつながるよう事業を進行していく。引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ、国内シンクタンクの育成強化を図る観点から事業を実施することを旨とする。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、引き続き我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点に立った研究成果の

共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、国内外の理解を促進し、我が国の国益を増進することを目指す。

- 2 有識者研究会について、令和5年度はこれまで政策企画室長が主催していた形式を改め、局長級以上の外務省幹部職員主催とし、複雑化・不透明化が進む時代に対応できる柔軟思考、中長期的外交政策を議論する文化を省内で醸成する場とする。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

国際情勢が複雑化・不透明化する中、外交政策もこれまでの延長戦上では不十分であり、幹部職員が外部の有識者の知見・見方を活用し、柔軟かつ中長期を見据えた外交を議論する文化を醸成するための継続的な枠組みが必要とされていることから、年度目標の2を微修正した。

測定指標 1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的な外交政策の対外発信を強化する。

令和3年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和3年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) ①令和2年に国際社会が直面した最大の危機である新型コロナへの対応、②日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りに関する取組について重点的に発信する。
 - (2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国会での外交演説を始め、各種講演会や会議等での政策スピーチ等を多く実施し、その度の中長期的な視点に立った戦略的な発信を行うよう努めた。外務大臣の政策スピーチ（例：第208回国会外交演説（令和4年1月17日）、大臣の第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演（令和4年3月2日））では、急速に厳しさと複雑さを増し、既存の国際秩序への挑戦に直面する国際情勢、経済分野にも裾野を広げる安全保障をめぐる新たな課題等に対して、中長期的かつ大局的視点から外交政策を戦略的に対外発信することに重点を置いた。第208回国会外交演説や第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演のように対外的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 令和2年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和3年版外交青書を刊行し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。令和3年版外交青書についての実績は以下の通り。
 - (1) 新型コロナへの対応については巻頭特集として深く掘り下げて外務省の取組について発信した。「自由で開かれたインド太平洋」については独立した節を設けてそれを推進する日本の取組について分かりやすく記述した。自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りについては経済外交を独立した章とし、質も量も充実した記述内容とした。
 - (2) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表した結果、ホームページへのアクセス件数が増え、特にフランス語圏、スペイン語圏の政府関係者等から高い評価を得た。

令和4年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和4年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) ①令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略についてしっかり記載するとともに、②令和3年も国内外において最大の課題となった新型コロナへの対応、③日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や近年重要性が増す経済安全保障などに関する取組について重点的に発信する。

(2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国会での外交演説を始め、各種講演会や会議等での政策スピーチ等を多く実施し、その度の中長期的な視点に立った戦略的な発信を行うよう努めた。外務大臣の政策スピーチ（例：三極委員会アジア太平洋委員会東京地域会合における講演（11月20日）、第211回国会外交演説（令和5年1月23日）、第4回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演（令和5年2月20日））では、世界が歴史の転換期を迎える中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持、グローバルな諸課題への対応、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等に向け、日本がどのような外交政策を実施していくのか、中長期的かつ大局的視点から対外発信することに重点を置いた。特に、三極委員会アジア太平洋委員会東京地域会合における講演において、令和5年1月に日本が国連安保理の議長国を務めることを踏まえ、同月に米国ニューヨークで法の支配に関する公開討論を開催すると明らかにしたところ、新聞、テレビ、インターネットで大きく取り上げられた。上記の対外公表済みのスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、より多くのアクセスが得られるようにした。
- 2 令和3年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和4年版外交青書を刊行し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。令和4年版外交青書についての実績は以下の通り。
 - (1) ロシアによるウクライナ侵略については第1章冒頭でしっかり記述するとともに、随所で日本の対応等について記述した。新型コロナへの対応については巻頭特集として外務省の取組について発信した。「自由で開かれたインド太平洋」については引き続き独立した節を設け、経済安全保障については記載順や字数の面で目立たせるなど工夫をした（「グローバルな安全保障」において7番目から2番目の項目とし、字数も倍増させ記述を充実させた）。
 - (2) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表した結果、ホームページへのアクセス件数が増えた。多言語化により各国政府機関のみならず、中南米、中東やアフリカ等も含む各国の報道機関が外交青書を引用し日本の立場を報道するなど、政策広報の効果も確認できた。

令和5年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和5年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) 令和4(2022)年が①歴史の転換期であったことを含め、外交青書の要旨である第1章で外務省としての国際情勢認識と日本外交の展望をしっかりと記載する、②ロシアによるウクライナ侵略について特集を設け日本の取組を中心に深掘りして発信する、③経済データなどグラフを多用し、資料としての付加価値を上げる。
 - (2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。特に在外公館ホームページでの外国語版の発信を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	27件	54件	32件

参考指標2：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	3回	2回	2回

参考指標3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数/採択企画数)			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	4.0倍	3.0倍	3.0倍

参考指標4：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数			
(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査」)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	4	2021年版は作成されず	2022年版は作成されず

参考指標5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数			
(出典：外務省)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①日本語版(注1)	4,000部	4,000部	4,000部
②英語版	4,000部	4,000部	4,000部
③アクセス数(注2)	約266万件	約300万件	400万件

(注1) 外務省発行部数。業者による市販版発行部数は令和2年版・3年版・4年版ともに1,500部

(注2) 暦年でカウント

達成手段

達成手段名(注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)/概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①中長期的及び総合的な外交政策の企画立案	35 (32)	36 (32)	33 (28)	35	1-1 1-2	0083
②外交・安全保障調査研究事業費補助金(旧事業名：外交・安全保障関係調査研究事業費補助金)	555 (529)	555 (529)	497 (485)	502	1-1 1-2	0084
③国際共同研究支援事業費補助金	510 (497)	502 (494)	502 (498)	500	1-1 1-2	0085
④G7政務局長会合開催関係経費	—	—	14 (9)	17	1-2	0086
⑤G7外相会合開催関係経費	—	—	40 87	299	1-2	—

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、二国間対話の実施やミュンヘン安全保障会議等の国際会議及び民間レベル（トラック２）の会合への参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な強力を引き続き推進していく。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。
- 5 革新的技術が出現し、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済成長と安全保障の確保を両立していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日）
 - 二 歴史の転換点
（「法の支配による国際平和秩序」への挑戦）
 - 三 防衛力の抜本的強化
（国家安全保障戦略の策定）（積極的な外交の展開）（日本の安全保障政策の大転換）
 - 九 外交・安全保障
（我が国を取り巻く安全保障環境）（日米同盟）（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）（地域の平和と安定）
- ・ 第211回国会外交演説（令和5年1月23日）

欧州・インド太平洋地域の安全保障環境、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境、防衛力の抜本的強化に裏打ちされた力強い外交、日米同盟、同志国との連携強化
- ・ 国家安全保障戦略（令和4年12月16日 閣議決定）
 - II 我が国の国益
 - III 我が国の安全保障に関する基本的な原則
 - IV 我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題
 - 1 グローバルな安全保障環境と課題
 - 2 インド太平洋地域における安全保障の概観
 - (1) インド太平洋地域における安全保障の概観
 - (2) 中国の安全保障上の動向
 - (3) 北朝鮮の安全保障上の動向
 - (4) ロシアの安全保障上の動向
 - V 我が国の安全保障上の目標
 - VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ
 - 1 我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素
 - 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
 - (1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開
 - ア 日米同盟の強化
 - イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化
 - (3) 米国との安全保障面における協力の深化
 - (4) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化
 - ア サイバー安全保障分野での対応能力の向上
 - イ 海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化
 - ウ 宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化

- ・第4期「海洋基本計画」（令和5年4月28日 閣議決定）
 - 第1部 海洋政策のあり方
 - 1. 海洋基本法上の基本理念に基づく我が国の取組状況及び海洋を巡る最近の情勢
 - (5) 北極政策の推進
 - (6) 国際協力・国際連携
 - 3. 海洋に関する施策についての基本的な方針
 - 3-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針
 - 3-3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針
 - (4) 北極政策の推進
 - (5) 国際協力・国際連携
 - 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. (2) 国際的な海洋秩序の維持・発展
 - 2. (3) 国際連携・国際協力
 - 7. 北極政策の推進
 - 8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ・「我が国の北極政策」（平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定）
 - 3 北極問題に対する取組の必要性
- ・「サイバーセキュリティ戦略」改定（令和3年9月28日 閣議決定）
 - 1. 策定の趣旨・背景
 - 3. サイバー空間をとりまく課題認識
 - 4. 目的達成のための施策
- ・「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」改定（令和3年12月14日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 - 1. 基本認識
 - 2. 支援の在り方
- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（通称：経済安全保障推進法）」（令和4年2月25日 閣議決定（令和4年5月11日成立））
- ・国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）
 - VI 2 (4) ア サイバー安全保障分野での対応能力の向上
 - VI 2 (5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

測定指標2-1 二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進*

中期目標（--年度）

インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

令和3年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月に開催された日独外務・防衛当局間協議では、4月に行われた日独閣僚級外務・防衛当局間協議（「2+2」）のフォローアップとして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携、北朝鮮を始めとする東アジア・欧州等の地域情勢を含む幅広い議題について意見交換を行った。また、10月にフランスと外務・防衛当局間協議を開催し、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。

- 2 ARFのトラック2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及び北東アジア協力対話（NEACD）等の枠組みにおいて、有識者等の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、令和4年2月のミュンヘン安全保障会議に林外務大臣が出席し、インド太平洋地域の安全保障環境や経済連携の将来性、日米豪印の将来性といったテーマについて活発な議論を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。
- 3 9月には、第2回日米豪印首脳会合が開催された。同会合では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き様々なパートナーとの連携を広げ、具体的協力を積み上げていくことで一致し、また、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバー・セキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が行われているが、それらの協力の進展を歓迎し、宇宙、サイバーの分野で作業部会等を立ち上げるとともに、クリーン・エネルギー、人的交流といった分野でも協力を強化することでも一致した。令和4年2月には、第4回日米豪印外相会合が開催された。同会合では、令和4年前半に予定される日米豪印外相会合を見据え、新型コロナ対策をはじめとして令和3年3月及び9月の首脳会合の成果を着実にフォローアップしていくとともに、海洋安全保障、サイバーセキュリティ、テロ対策、人道支援・災害救援を含めた様々な分野での実践的な協力を更に進めていくことで一致した。令和4年3月には、日米豪印首脳テレビ会議が開催され、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、これまで4か国で進めてきたワクチンを含む新型コロナ対策や健康安全保障、インフラ、気候変動、重要・新興技術といった様々な分野での実践的な協力を着実に進め、日米豪印として、引き続き、地域に前向きな形で貢献していくことの重要性で一致するとともに、今般新たに人道支援・災害救援分野での枠組みを立ち上げることで一致した。

令和4年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、令和4年前半に日本で開催が予定されている日米豪印首脳会合など、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月には日本・イスラエル外務・防衛当局間協議、日加外務・防衛当局間協議、日本・ヨルダン外務・防衛当局間協議が立て続けに行われた。日本・イスラエル間での協議では、安全保障・防衛分野や地域情勢を含む幅広い事項について意見交換が行われた。次いで、日加の協議では、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換し、双方は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携を一層強化することで一致した。また、日本・ヨルダン間の協議では、日・ヨルダン間の安全保障協力や地域情勢を始めとする幅広い事項について意見交換を行った。令和5年2月には、日本・カンボジア外務・防衛当局間（PM）協議が開催され、両国間の安全保障協力や地域情勢をはじめとする幅広い事項について意見交換を行い、本年格上げされた「包括的戦略的パートナーシップ」の下、両国の安全保障分野での協力を引き続き強化していく旨確認した。この他の二国間協議としては、よりハイレベルな外務・防衛閣僚会合が米・仏・独・印・比・豪との間で行われ、そのうち日比外務・防衛閣僚会合（4月）は初めての開催となった。以上に加えて、令和5年2月には、日中安保対話も開催された。約4年ぶりに開催された今次対話では、日中両国の安全保障・国防政策、安全保障・防衛分野における意思疎通、国際・地域情勢等について意見交換を行った。
- 2 ARFのトラック2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及び北東アジア協力対話（NEACD）等の枠組みにおいて、有識者等の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行った。また、6月に開催されたアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）には岸田総理大臣が出席し、「新時代リアリズム外交」の展開や「平和のための岸田ビジョン」の推進を表明するなど、日本が外交・安全保障面での役割を強化していくとの決意を基調講演の中で表明した。さらに、令和5年2月に開催されたミュンヘン安全保障会議に林大臣が出席し、セッション「もう一つの時代の転換：インド太平洋におけるパワーバランスの維持」において基調発言及びパネル・ディスカッションを行い、多様な国々が集まるインド太平洋において、同志国と連携しながら、「自由で開かれたインド太平洋」を実現していく必要性を主張した。

3 令和4年5月には、東京で日米豪印首脳会合を主催し、その後約1時間のワーキングランチを実施した。四か国は、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても、とりわけインド太平洋地域において、許してはならないこと、そして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け引き続き強くコミットしていることを確認した他、気候変動・重要新興技術・サイバー・宇宙など幅広い分野での実践的協力の深化で一致した。衛星データポータルや各種パートナーシップの立ち上げで一致したことも、実践的協力の更なる推進につながった。また、首脳間、外相間での定期的な会合の開催を含め、引き続き4か国で緊密に連携していくことを確認した。9月には、米国・ニューヨークにて日米豪印外相会合が開催された。インド太平洋地域の情勢に関する率直な議論を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントを改めて確認するとともに、会合後、共同発表、「人道支援・災害救援パートナーシップ」のガイドラインに関するファクトシート及びランサムウェアに関する声明が発出された。令和5年3月には、インド・ニューデリーで日米豪印外相会合が開催された。我が国 EEZ 内に落下した北朝鮮による ICBM 級弾道ミサイルなどの地域情勢について意見交換をした他、ASEAN 一体性・中心性、インド太平洋に関する ASEAN・アウトルック (AOIP) への支持や、太平洋諸島フォーラム (PIF) の「2050 年戦略」に則した太平洋島嶼国への支援へのコミットメントを確認した。また、四大臣は、日米豪印テロ対策作業部会の立ち上げを発表し、テロ対策、人道支援・災害救援、海洋状況把握分野における取組の進展を歓迎した。

令和5年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間 (PM) 協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議 (ジャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、北東アジア協力対話 (NEACD) 等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、令和5年前半に豪州で開催が予定されている日米豪印首脳会合など、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標 (一年度)

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

令和3年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC) による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショッ

プを開催してリーダーシップを発揮する。EAMFについては、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ソマリア沖・アデン湾周辺国政府の海上保安能力向上支援のため、ジブチ地域訓練センター(DRTC)の設備を強化し(設備の納入は12月)、9月及び11月に、国際海事機関(IMO)主催でセミナーを実施した。
- (2) 令和4年1月にソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合に参加し、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続の支援ともなるソマリア領域内での海賊対処行動に関する安保理決議の重要性を始めとする我が国の立場を強調し、安保理理事国に対する安保理決議によるソマリア領域内での海賊対処行動に対するマンデート延長の実現に向けた協力を要請した。
- 2 (1) ReCAAPには令和3年度を通じて事務局長及び事務局長補を派遣した。また、9月にオンラインで開催されたReCAAP能力構築エクゼクティブプログラム(CBEP)において、我が国から自由で開かれたインド太平洋について講演した。令和4年3月、ReCAAP総務会に参加し、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のためのReCAAPにおける協力発展の重要性を始めとする我が国の考えを説明した。
- (2) 4月にオンラインで開催された第12回ARF海上安全保障ISMに参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の貢献や取組につき報告した。11月にインド主催で開催された第5回海洋安全保障協力に関する東アジア首脳会議(EAS)コンファレンスにオンライン参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の考え方や取組につき報告した。11月にブルネイ主催により開催された第9回EAMFにオンラインで参加し、我が国からは、海洋分野における我が国の立場や取組について発信すると共に、EAMFをトラック1.5の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかけた。また、我が国の有識者として、小島道一アジア経済研究所首席主任調査研究員に参加いただき、海洋環境の議題において、地域の喫緊の課題である海洋プラスチックごみ問題に関するプレゼンテーションを通じて議論に貢献した。

令和4年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) 西インド洋における違法な海上活動コンタクト・グループ(旧:ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ)会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を通じて、情報収集を行うと共に、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めると共に、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) ARFについては、フィリピンとの共催で「海洋状況把握の国際連携に関する第3回ARFワークショップ」を実施し、関係国・機関間の専門的議論や国際連携の推進に貢献し、我が国のプレゼンスを示す。
 - (3) EAMFにおいて我が国の海洋分野における立場を発信するとともに、昨年度に引き続きEAMFをトラック1.5の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかける。また、有識者の関与を強化すべく海洋分野の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、同志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ソマリア沖・アデン湾周辺国政府の海上保安能力向上支援のため、令和4年3月に続き、6月に、ジブチ地域訓練センター(DRTC)において国際海事機関(IMO)主催でセミナーを実施した。
- (2) 11月に違法な海上活動コンタクト・グループ・フレンズ会合に参加し、ソマリア沖海賊等に関

する近況及び国際社会の認識につき情報収集を行った。また、同月に開催されたジブチ行動指針（DCoC）ハイレベル地域会合に参加し、ソマリア沖・アデン湾の海洋秩序にかかる情勢や課題につき情報収集を行った。

- 2 (1) ReCAAP・ISCには令和4年度を通じて事務局長補を派遣し、ISCの能力構築支援活動の企画・運営において主要な役割を果たした。また、9月にオンラインで開催されたReCAAP能力構築エクゼクティブプログラム(CBEP)において、我が国から「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)につき政策発信を行い、その実現のための具体的取組を紹介した。6月の能力強化ワークショップでは、締約国、マレーシア及びインドネシアから50名の海上保安当局に対して海上法執行能力強化のための支援が行われた。12月の高級実務者用能力強化会議により、締約国及びマレーシアの海事当局高官に対し、事案に関する情報共有体制、海上法執行能力強化のための政策立案発展を促進した。また、8月及び10月のバーチャル講義を通じて、締約国の関係当局者に対し、海賊等対策のための法律及び管轄権や国際協力に関する知見を向上させた。令和5年3月、ReCAAP総務会に参加し、FOIPの実現のための具体的取組につき最新状況を共有した他、同機会にReCAAPの活動の方向性につき、事務局長やシンガポール当局と認識を共有した。
- (2) 5月にオンラインで開催された第13回ARF海上安全保障ISMに参加し、航行の自由及び海上安全を確保し、法の支配に基づく平和で安定した海を実現するため、我が国の立場につき発信した。なお、フィリピンと「海洋状況把握の国際連携に関する第3回ARFワークショップ」を共催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の収束の目途がつかなかったため、実施を見送った。
- (3) 12月にフィリピン主催により開催された第10回EAMFに参加し、我が国からは、海洋分野における我が国の立場や取組について発信すると共に、我が国の有識者として、池島大策早稲田大学教授の参加を伴って、UNCLOSの枠組みにおける海洋環境保護とASEAN地域協力に関するプレゼンテーションを通じて議論に貢献した。

令和5年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) 違法な海上活動コンタクト・グループ会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を通じた情報収集を行い、関係諸国と協調し重複を避け、効果的かつ効率的な支援を継続的に追求する。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めると共に、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) ARFについては、ARF海上安全保障ISMに参加し、海洋安全保障における我が国の取り組み・立場について発信する。
 - (3) EAMFにおいて我が国の海洋分野における立場を発信するとともに、引き続きEAMFをトラック1.5の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかける。また、有識者の関与を強化すべく海洋分野の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、同志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標(一年度)

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

令和3年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC議長国アイスランドと東京で5月に共催予定の第3回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化を図る。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月のAC閣僚会合にオンライン参加し、北極担当大使が、我が国として初めてとなるステートメントを書面及び動画で発出し、我が国のACへの貢献実績や基本的な考え方につき発信した。
- 2 5月に第3回北極科学大臣会合をアイスランドとの共催により、アジアで初めて東京で開催した。開催に先行し、北極圏諸国を含む関係国に対して、同会合へのハイレベルの参加を積極的に呼びかけた結果、同会合には、過去最大の12か国の閣僚級の参加を得て、これまでで最多となる35の国と団体が参画し、日本は議長国として北極域科学分野の国際連携の推進などに係る議論の深化に貢献した。また、10月の北極サークル総会において、第3回北極科学大臣会合共催国（日本及びアイスランド）から第4回同会合共催国（フランス及びロシア）への引継ぎ式が行われた際には、駐アイスランド大使が日本政府を代表して第3回会合の成果を総括し、コロナ禍でアジア諸国の参加が伸び悩む中、文部科学省とも連携し我が国のプレゼンスを確実に示すことができた。
- 3 北極のフロンティアについて考える議員連盟総会、総合海洋政策本部参与会議、北極海航路に係る官民連携協議会（国土交通省）、北極の未来に関する研究会（笹川平和財団）等の国内各界の北極関係者が集まる機会を捉え、ACや北極情勢に係る情報提供や意見交換を実施した。また、令和4年1月に開催された在アンカレジ領事事務所主催の「北極オンライン・シンポジウム～北極を取り巻く北海道アラスカ間協力～」（北米局主管）に助言を行い、日米北極協力及び北海道アラスカ間協力という新たな切り口から、先住民を含む両国有識者、参加者相互の学術・文化交流の促進、北極分野での知日派獲得に繋がる試みに協力した。

令和4年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に可能な限り参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。また、日本は4年に1度のACオブザーバー資格延長に係る審査を受ける必要があることから、北極関係省庁及び研究機関と連携して、必要な手続きを適切に進めていく（延長に係る正式な承認は、令和5年春のAC閣僚会合にて行われる）。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、北極情勢に係る情報収集や認識の擦り合わせを行う。一方、ウクライナ情勢が予断を許さない状況が続くことを視野に入れ、ロシアが議長国を務めるACへの対応や北極に係るロシアとの協力のあり方等について、北極関係省庁とも連携し、適切に対処する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 令和5年3月に東京で開催された北極サークル日本フォーラムにおける外務大臣の挨拶として、北極における法の支配の重要性を改めて強調した。また、北極担当大使が同フォーラムにおける日中韓のセッション、北極評議会の将来に対するオブザーバー国の貢献のセッション、北極の氷融解と海面上昇の脅威のセッションに登壇し、北極評議会に対する日本の貢献、法の支配、自由で

- 開かれた北極の重要性、アジア・ゼロエミッションに対する日本の取組について発信した。
- (2) 8月にヌークで開催された北極サークル・グリーンランド・フォーラムに北極担当大使が参加し、気候変動への日本の取組とアジアでの脱炭素化の推進、海洋資源の保全、法の支配、特にルールに基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を訴えると共に、北極域研究船を活用した国際協力の方向性につき考えを共有した。
- (3) 10月にレイキャビクで開催された第9回北極サークル総会に北極担当大使が参加し、科学分野での日本の貢献、アジアの脱炭素化の推進や海洋生物資源の保全に関する日本の試み、法の支配の重要性と自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) への取組について説明した。
- (4) 4年ごとに更新が求められる北極評議会オブザーバー資格延長プロセスに際し、資格延長のための日本側オブザーバー・レポートを適切に提出し、AC事務局側が受理した。通常ならば令和5年5月開催のAC閣僚会合にて令和元年の審査にて延長を受けたロバニエミグループのオブザーバー資格が審査される予定であったが、ロシア議長国(当時)下での審査は実施されず、令和7年ノルウェー議長国下にて審査されることになった。
- 2 北極サークル関連会合のマージン等の機会を捉えてアイスランド及びスウェーデン SAO や、中国、韓国、インド及びシンガポールといった北極評議会オブザーバー等の関係国と協議し、ウクライナ情勢の影響を含めた北極情勢につき、情報収集及び認識を共有した。
- 3 5月にトロムソで開催された産官学の関係者向けの北極フロンティア会合に北極担当大使が参加し、北極科学分野における国際協力につき情報発信を行った。また、4月及び令和5年3月にアンカレジで開催された北極シンポジウムに北極担当大使が出席し、米国議会、政府、産業界、先住民団体関係者に対して違法・無法・無規制(IUU)漁業対策や海洋プラスチックごみ対策等、持続可能な漁業や海洋環境の保全のための日本の取組、日本の北極協力についての基本的な考え方、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン等につき情報発信を行った。

令和5年度目標

- 1 北極を巡る経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、北極評議会(AC)を含む多国間のフォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用し、我が国から積極的に働きかける。また、北極域における環境変化がもたらす、気候変動等を含む地球環境全体への影響が懸念される諸課題について、我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信する。
- 2 ACメンバー国等との政策的な対話を進め、北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化すると共に、ACのあり方に関する議論に積極的に参加し、ACの活動に貢献する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標(一年度)

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

令和3年度目標

- 1 令和3年3月に全会一致で採択された、サイバーセキュリティに関する国連オープン・エンド作業部会最終会合における報告書が本年の第75回国連総会で採択されることを見据え、同報告書に記載の事項について引き続き国内外で発信し、同盟国・有志国との実践を進めていく。
- 2 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 3 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、4月に開催予定の第3回ARF会期間会合及び第6回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に

参画する。

- 4 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場合において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 5 途上国におけるサイバーセキュリティ能力の向上を行うための基金に資金を拠出し、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、令和3年度も、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献した。5月には、第6会期 GGE 最終会合にて、サイバー空間における責任ある国家の行動に関する報告書が採択され、国連憲章を含む既存の国際法がサイバー空間に適用されることが再確認された。本会合において、国際人道法の適用や、国連憲章で認められた国家固有の権利の確認など、国際法のサイバー空間への具体的な適用について議論が進展し、自国領域の使用、人権の尊重、重要インフラの保護、ICT サプライチェーン等の国家の行動規範についても追加的な理解が深まった。さらに、我が国の考え方を積極的に発信すべく、「サイバー行動に適用される国際法に関する日本政府の基本的な立場」について、6月に外務省ホームページにおいて公開し、国連憲章を含む既存の国際法がどのようにサイバー行動に適用されるか、最も重要かつ基本的な事項に関する現時点の立場を示した。
- 2 6月のG7首脳会合における首脳コミュニケの中で、既存の国際法がサイバー空間にどのように適用されるかについての共通の理解を推し進めるために協働することへのコミット及び国連及びその他の国際場裏におけるこのアプローチを促進するための活動を歓迎するとともに、ランサムウェアによる脅威の高まりに緊急に対処すべく協働することへのコミットを確認した。9月に開催された日米豪印首脳会合において、各国の専門知識を集約して国内外のベスト・プラクティスを推進し、サイバー脅威に対する重要インフラの強靱性を強化するための新たな取組として、日米豪印サイバー上級グループを立ち上げた。
- 3 サイバーセキュリティに関する ARF においては、我が国は、シンガポール・マレーシアとともに共同議長を8月まで務め、4月にサイバーセキュリティに関する第3回 ARF 会期間会合を開催し、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、今後取り組むべき信頼醸成措置について議論した。また、GGE 及び OEWG における議論も含め、ARF の枠組みにおいても国際社会におけるサイバーセキュリティに関する議論に積極的に貢献していくべきことを確認した。
- 4 5月に、第2回日独サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分野における各国の施策、新型コロナウイルス感染症がサイバーセキュリティに及ぼす影響等について意見交換を行うとともに、GGE や OEWG を始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日独間の連携等について議論を行った。また、6月に、第6回日英サイバー協議がオンライン形式にて開催され、サイバー分野における最新の両国の戦略や取組について意見交換が行われた他、国連を含む国際場裡における協力、能力構築支援、サイバー強靱性、通信多様化等についての議論も行われた。さらに、12月には、第4回日エストニア・サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分野における両国の施策等について意見交換を行うとともに、GGE や OEWG を始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日エストニア間の連携等について議論を行った。また、「日経サイバーイニシアチブ東京 2021」や「CYDEF2021」などのシンポジウム等の場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信した。
- 5 日本からも約 18.5 万米ドルを拠出し、8月には、世界銀行の下に途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金（「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」）が立ち上げられた。途上国のサイバーセキュリティの脆弱性は、その地域に加え国際社会全体にも大きな影響を与え得るため、本信託基金を通じて関係諸国と連携し、サイバー空間のルール形成や自由なサイバー空間の確保を目指しており、10月に拠出国を中心としたステアリング会合（テクニカルミーティング）が開催され、今後の取組等について意見交換を実施した。
- 6 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）により、9月に「サイバーセキュリティ戦略」、ま

た12月には「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」が改定され、サイバー外交の推進を図ることができた。

令和4年度目標

- 1 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保し、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に寄与することの重要性は一層高まっており、サイバー空間の安全・安定の確保のため、外交・安全保障上のサイバー分野の優先度をこれまで以上に高めるとともに、法の支配の推進、サイバー攻撃に対する防御力・抑止力・状況把握力の向上、国際協力・連携を一層強化する。
- 2 令和3年から令和7年（2021-2025）の期間に開催される新たなOEWGに関して、従来の成果を基礎とした議論を継続させ、我が国の積極的な関与により、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保に向け、同盟国・有志国との連携を進めていく。
- 3 米国を始めとして、フランス等サイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み、日米豪印等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 4 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 5 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウム場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 6 令和3年8月に立ち上げられた「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 以下2～6のとおり、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現するために、「法の支配の推進」、「サイバー攻撃抑止のための取組」、「信頼醸成措置の推進」、「能力構築支援」といった外交的取組を実施した。12月には、新たな「国家安全保障戦略」を閣議決定し、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることを掲げた。
- 2 我が国は、サイバー行動に既存の国際法が適用されるとの立場から、令和3（2021）年から令和7（2025）年までを会期とする国連オープン・エンド作業部会（OEWG）において積極的に議論に参加した。7月に開催された第3回会合においては、全国連加盟国での議論に積極的に参加し、OEWGの設立決議に規定されている年次進捗報告書が採択された。また、12月には、OEWG会期終了後の令和7年に立上げを予定しているフランス提案の「Programme of Action (PoA)」に係る決議案が国連総会で採択され、我が国は共同提案国として積極的に貢献、賛成票を投じた。令和5年3月には、7月に予定されている第2回年次進捗報告書の採択に向け、脅威認識、規範、国際法、信頼醸成措置、能力構築、定期的な制度的対話の6つのテーマについて、我が国も積極的に立場を表明し、建設的に議論に貢献した。
- 3 5月に開催された日米豪印首脳会合では「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ」を立ち上げ、この下で具体的な取組を進めていくことが確認された。9月に開催された日米豪印外相会合では、日米豪印の実践的取組の一環として、ランサムウェアの世界的な脅威への対処にコミットすることを確認し、声明を発出した。また、5月に開催されたG7外相会合のG7外相コミュニケにおいて、サイバー空間における責任ある国家の行動を推進する国連行動計画の立ち上げの検討などを通じ、サイバーに関する能力構築協力と情報共有に引き続き優先的に取り組むことの必要性を認識すると声明を発出した。
- 4 サイバーセキュリティに関するARFにおいては、5月に行われた第4回会期間会合に参加し、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った。
- 5 6月に、第4回日印サイバー協議がオンライン形式で開催され、両国のサイバー政策やサイバーセキュリティ戦略、両国が直面しているサイバー空間の脅威、ICTサプライチェーン・リスクや5G政策について意見交換を行うとともに、能力構築支援関連の二国間協力や国連・日米豪印等における協力について議論を行った。7月には、第6回日仏サイバー協議が対面形式にて開催され、日仏両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、二国間及び多国間協力、5G技術、サイバーセキュリテ

イ分野の人材育成を含む能力構築支援等について、幅広い意見交換を行った。令和5年2月に、第7回日英サイバー協議が対面形式にて開催され、日英両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、国連を含む国際場裡における協力、能力構築支援等の幅広い論点について意見交換を行い、5G・オープン RAN 技術を含む関連する政策についても議論した。また、「日経サイバーイニシアチブ東京2022」などのシンポジウム等の場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信した。

- 6 世界銀行の下に途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金（「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」）に令和3年度に続き、令和4年度は、約18.1万米ドルを拠出した。途上国へのサイバーセキュリティに関する能力構築支援は、国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らし日本を含む世界全体へのリスクを低減させる、サイバー空間における法の支配を推進する等、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保する上で大きな重要性を有することから、11月に実施された拠出国を中心としたステアリング会合等を通じて、法の支配を促進する取組の重要性、我が国が戦略的に重視するインド太平洋地域における取組の重要性等について説明し、世界銀行と具体的な調整を進めた。

令和5年度目標

- 1 同志国・同盟国とも連携しつつ、OEWG等国連における場での議論等を通じて、サイバー行動に国連憲章全体を含む、既存の国際法が適用されることへの国際的な共通認識を深め、国家実行の積み重ねに繋げ、法の支配の推進、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保を目指す。
- 2 サイバー攻撃抑止のため、攻撃者へのサイバー攻撃のコスト負担に繋がる議論に貢献する。
- 3 同志国・同盟国等とのサイバー対話・協議、G7や日米豪印等における議論に積極的に貢献し、政策調整、情報収集・共有、信頼醸成措置を促進する。また、関係省庁間で連携しながら、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 4 「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」等を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援を実施し、国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らすことで、日本を含む世界全体へのリスクを低減させる。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

新たな「国家安全保障戦略」やサイバーセキュリティをめぐる情勢の変化を踏まえ、これまでの年度目標を整理した上で内容の更新を行った。

測定指標2-5 我が国の経済安全保障の確保

中期目標（--年度）

我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・振興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染症により明らかとなったサプライチェーンのぜい弱性を分析するために、在外公館等を通じた情報収集を行い、医療物資や重要技術の依存度を特定する。また、経済安全保障に関する同盟国・有志国間の国際会議や二国間対話を立ち上げ継続的な協議を行い、意思疎通の連携を図る。

施策の進捗状況・実績

サプライチェーンのぜい弱性の分析、依存度の特定に関しては、令和3年9月の日米豪印首脳会合共同声明にも明記されたとおり、4か国の連携のもと、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンのマッピングを進めた。また同会合では、半導体及びその重要部品の供給能力をマッピングし、脆弱性を特定し、サプライチェーン・セキュリティを強化する共同イニシアチブが立ち上げることが確認された。

同盟国・有志国連携に関しては、日米豪印4か国の連携に加え、G7やプラハ5Gセキュリティ会

議などの会合、及び、米国、豪州、インド、フランス、カンボジア等との多くの首脳・閣僚級の会合で経済安全保障に関する共通認識や今後の協力について確認した。特に、6月のG7首脳会合では、重要鉱物資源及び半導体などのサプライチェーン脆弱性リスクに対処するため、加盟国でメカニズムを検討し、ベストプラクティスを共有することを確認した。また強制的な技術移転、知的財産窃取、国有企業による市場歪曲的な行動、有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するため、世界貿易のルールを現代化する面で協力することで一致した。また、9月に行われた日米豪印首脳会合では、責任があり、開放的で、高い水準の技術革新を4か国が主導していくために、次世代情報通信や人工知能に関わる技術標準、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンの強靱化、オープンRAN（無線アクセスネットワーク）を含む5Gネットワークのベンダー多様化及びバイオ技術等の技術開発動向のモニタリングにおいて日米豪印が協力していくことを確認した。さらに、同会合では「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」を発出し、表現の自由やプライバシーを含む普遍的価値が重要であり、技術は権威主義的監視や抑圧に使われてはならないこと、強靱で、多様性があり、安全なサプライチェーンに向けて同志国等と協力を進めること、技術革新や包摂的な繁栄を実現するには公正で開かれた市場が重要であることなどを確認した。

令和4年度目標

世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのごを削る中で、経済安全保障を確保するためには、政府全体として、①経済構造の自律性の確保、②我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の獲得、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化の3つを目標として取組を推進している。令和4年3月には、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」が提出され、同年5月に成立した。外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・有志国との政策調整や意志疎通連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

経済構造の自律性の確保については、基幹インフラやサプライチェーン等の脆弱性解消に向けた取組を実施した。5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「推進法」）においては、基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置することが含まれた。

我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可性の獲得については、研究開発強化等による技術・産業競争力の向上や技術流出の防止に関する取組を実施した。同じく推進法において、先端的な重要技術の開発支援に関する制度や、特許出願の非公開に関する制度が整備された。

経済的威圧への対抗を含めた、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に向けた同盟国・有志国との政策調整や連携については、G7や日米豪印等を通じた、政策的枠組みを通じて、認識の共有を深めた。例えば、4月の日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（「2+2」）共同声明においては、経済的威圧に対する懸念と強い反対を表明し、国際法に基づく経済秩序や経済的威圧に対処するための緊密な連携の重要性を強調した。また、7月には日米経済版「2+2」の初会合を実施し、経済的威圧及び不公正・不透明な貸付慣行など、経済的影響力の行使による各国の主権と国際秩序への挑戦への対応について議論した。また、G7では、6月のエルマウ・サミットで、G7首脳コミュニケとしては初めて経済安全保障への明示的な言及が実現したほか、5月に開催された日米豪印首脳会合では、重要・新興技術分野において、5Gなどの相互運用性及び安全性の推進、半導体を含むサプライチェーンの日米豪印間の補完的な強みの活用、国際電気通信連合（ITU）の電気通信標準化部門などの国際標準化機関における協力強化、技術動向の調査における協力強化などについて、引き続き連携していくことで一致した。

12月に閣議決定された新たな「国家安全保障戦略」でも、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、経済安全保障を進めていくとともに、特に経済的威圧について効果的な取組を進めていく方針が示された。

令和5年度目標

世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのごを削る中で、経済安全保障を確保するためには、政府全体として、①経済構造の自律性の確保、②我が国の技術などの他国に対する優位性、ひ

いては国際社会にとっての不可欠性の獲得、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化の3つを目標として取組を推進している。「推進法」を踏まえつつ、外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・同志国との政策調整や連携を図っていく。特に、令和5年度は、G7議長国として、経済的威圧への対抗を含め経済安全保障はG7が緊密な連携の下で取り組んでいくべき戦略的課題であるとの認識の下、経済安全保障に関する取組について、G7枠組を通じて包括的な形で協働し、連携していく意思を確認することを目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

我が国がG7議長国として取り組むべき目標等につき年度目標に追加した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①安全保障政策全般に係る外交政策立案	11 (10)	13 (7)	12 (11)	19	2-1	0087
②我が国安全保障政策の理解促進経費	5 (0)	2 (0)	2 (1.7)	2	2-1	0088
③ARFトラック1.5及び2関連経費	3 (0.7)	2 (2)	3 (2.8)	4	2-1	0089
④海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費	ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP・ISCへの人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。				2-2	—
⑤我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費	4 (0)	5 (1)	5 (7)	6	2-3	0091
⑥サプライチェーン・リスクと新興・先端技術活用に関する委託調査	—	15 (26)	—	—	2-5	—
⑦サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金	—	20 (20)	20 (20)	18	2-4	0093
⑧サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費	2 (0)	2 (0)	2 (0)	0.4	2-4	0092
⑨経済安全保障政策専門員等経費	5 (3)	5 (0.1)	5 (0.2)	4	2-5	0090
⑩アジア海賊対策地域協力協定拠出金	55 (55)	40 (40)	18 (18)	17	2-2	0094

(任意拠出金)						
①国際海事機関拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	2-2	0095
②経済的威圧への対応に関する調査に必要な経費	—	—	28 (28)	—	2-5	0096
③経済協力開発機構(OECD) 拠出金	—	—	—	17	2-5	新 23— 0097

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備

(注) 令和5年度に創設した政府安全保障能力強化支援 (OSA) の実施に伴い個別分野名を修正。

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力やその他の安全保障上の協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日 閣議決定）
IV 4（4）国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成27年9月19日 閣議決定）
- ・「第2回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成27年9月28日）
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（平成28年2月9日、10月25日、11月15日、平成29年3月24日、平成30年2月16日、平成30年5月18日、令和元年5月17日、令和2年5月22日、令和3年5月21日、令和4年5月20日 閣議決定）
- ・第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
（積極的平和主義）
- ・シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成31年4月2日、閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年11月12日、令和2年11月10日、令和3年11月16日、令和4年11月1日 閣議決定）
- ・南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年12月20日 閣議決定）
- ・ウクライナ被災民に係る物資協力の実施について（令和4年4月1日 閣議決定）
- ・ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について（令和4年4月28日 閣議決定）
- ・第75回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和2年9月26日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・国家安全保障戦略（令和4年12月16日 閣議決定）
- ・政府安全保障能力強化支援実施方針（令和5年4月5日 国家安全保障会議決定）

測定指標3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

令和3年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5月に実施計画の変更を閣議決定し、4名の司令部要員の派遣を令和4年5月まで延長することにした。令和4年3月に実施された安保理主催の南スーダン情勢に関する職業訓練センター（VTC）ブリーフィング及びVTC 非公式協議において、シアラーUNMISS 国連事務総長特別代表（SRSG）が、我が国施設部隊や司令部要員も貢献してきた南スーダン全域に及ぶ道路整備を地域住民間の和解促進にも寄与する UNMISS の最も中心的な活動として強調した。
- 2 MFO への司令部要員の派遣は、11月に実施計画の変更を閣議決定し、2名の司令部要員の派遣を令和4年11月末まで延長した。MFO からは、我が国の派遣要員に対する評価が高く、日本隊のMFO 業務を通じた中東和平への貢献度は非常に大きいと評されている。

- 3 新規要員派遣及び物資協力等の可能性につき、国連や各国に対して、継続的に一般的な情報収集及び意見交換を行った。しかしながら、条件が揃わず、新たな派遣や物資協力には実現に至らなかった。

令和4年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団 (MFO) への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。特に、ウクライナ被災民支援のため、ニーズに応じた効果的な支援を行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5月に実施計画の変更を閣議決定し、4名の司令部要員の派遣を令和5年5月まで延長することにした。南スーダンにおける民政移管、文民保護等に関してUNMISSの任務遂行を司令部要員として補佐し、同国の安定特につくり貢献した。
- 2 MFO への司令部要員の派遣は、11月に実施計画の変更を閣議決定し、2名の司令部要員の派遣を令和5年11月まで延長することにした。その際、同時に、司令部要員のうち連絡調整部副部長の所掌替えに伴い、同副部長についてMFO本部が所在するローマに出張する所要が発生するため、派遣先国に同本部が所在する「イタリア共和国」を追加した。また、現地視察・協議、オンライン協議等を通じてMFO側との間で意見交換を行ってきたところ、要員の追加派遣に係る要請があった。
- 3 国際平和協力法に基づき、ウクライナ被災民支援のため、4月1日、ウクライナ及び周辺国（ポーランド、ルーマニア、モルドバ、ハンガリー、スロバキア）においてウクライナ被災民への人道的な国際救援活動を行っている国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に対し、毛布5,000枚、ビニールシート4,500枚及びスリーピングマット8,500枚を無償で提供することについて閣議決定し、UNHCRに譲渡した。また、同法に基づき、同月28日、UNHCRの備蓄する人道救援物資を自衛隊機によって輸送することについて閣議決定し、5月1日から6月27日までの間に、ドバイからポーランド又はルーマニアまで、毛布17,280枚、ビニールシート12,000枚、ソーラーランプ5,184個及びキッチンセット3,380個、計約103トン空輸した。当該支援については、UNHCRより、心からの謝意が表明されたほか、ウクライナ政府関係者から感謝と高い評価が得られた。

令和5年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団 (MFO) への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向けて推進する。

測定指標3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標 (一年度)

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

令和3年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれるPKO特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連PKOの効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。

- 2 国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP：Triangular Partnership Program）の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プログラムの持続的な実施のため、同プログラムに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プログラムにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を本格化する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大に特に弱い国に展開する国連 PKO において、遠隔から医療を提供する能力の強化支援や、遠隔から現場の状況を把握するための通信訓練を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年2月から3月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の8分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。結果として報告書は採択されなかったが、我が国が主導する三角パートナーシップ・プログラムの協力国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言については、多くの賛同を得た。また、12月にオンライン形式で開催された国連 PKO 閣僚級会合にて、日本の TPP を中心とした能力構築支援、医療システム導入による医療体制強化、ベトナム等とのパイでの能力構築支援などの貢献策を説明した。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下での訓練として、12月にカンボジア、インドネシア、ベトナムの工兵要員 25 名に対する工兵分野の工程管理訓練を初めてリモート形式でおこなったほか、令和4年1月から3月にかけてはケニアにおいてケニア、ガーナ、ウガンダの工兵要員 35 名に対する訓練を対面形式で実施した。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO の遠隔能力強化事業」に対し、約 280 万ドルを財政支援し、国連 PKO ミッション（南スーダン、マリ等）において遠隔医療を導入するためのプロジェクトを開始した。また、通信分野としては、小型ドローン訓練やオンラインコースの開発などが行われた。

令和4年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プロジェクトにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を着実に実施していく。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO 展開地域における医療体制強化事業」を財政支援し、コロナ罹患を含め、PKO 要員の安全に対する潜在的な脅威を特定し、防止策や改善策の策定やミッション間の共有を効率的に行うことを可能にする医療システムの構築を支援することにより、同感染症の感染拡大防止に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年2月から3月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の8分野について議論し、報告書作成に向けた協議を行った。2年振りに報告書が採択され、我が国が主導する国連三角パートナーシップ・プログラムの協力国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言については、多くの賛同を得た。また、令和5年12月に開催予定の国連 PKO 閣僚級会合に向けて、準備会合の調整も含め、関係国との調整を行った。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下での訓練として、6月にはウガンダにおいて野外衛生救護補助員コース第2回試行訓練を実施し、自衛隊医官1名を派遣した。8月から10月にかけてインドネシアの工兵要員 20 名に対する工兵分野の工程管理訓練を対面形式で行ったほか、9月にはカンボジア、タイ、モンゴルの工兵要員 20 名に対する作業工程管理（CPM）訓練をオンラインで実施した。また、6月には、国連事務局との運営会議をオンライン形式で実施し、教官の派遣やパー

トナーシップの拡大を含む今後の国連三角パートナーシップ・プログラムの方針について意見交換を行った。

- 3 令和3年度補正予算による国際連合活動支援局信託基金への拠出金を通じて、国連 PKO の医療体制強化のための訓練実施に向けた調整を開始したが、想定を上回るコスト増に対処するために必要な手続きに遅れが生じ、訓練は未実施の状況。また、令和4年度補正予算による国際連合平和活動局支援信託基金への拠出金を通じて、国連機能強化のための取組として、即席爆発装置 (IED) や偽情報・誤情報対策、インテリジェンス・アカデミーの設置等のプロジェクトに対し、約 140 万ドルの財政支援を実施した。また、国連 PKO 展開地域における有害事象報告システムや電子カルテ構築のための取組等を含め、医療体制強化し、感染症の拡大を防止するためのプロジェクトを実施した。

令和5年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大 (パートナーシップの拡大) を国連と連携しつつ追求する。同プロジェクトにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした、医療分野を含む PKO 分野の能力構築支援への協力を、対面形式とオンライン形式を適宜活用しつつ、継続する。
- 3 国際連合活動支援局信託基金や国際連合平和活動局信託基金への拠出金を通じて、新たな脅威を始め、紛争の複雑化・高度化により PKO の活動環境が一層熾烈さを増す中で、PKO 要員の安全を守り、医療体制強化のための訓練や PKO の実効性や効率性を向上させるための取組に寄与する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

国際社会の平和と安定のため、国連 PKO への協力拡大等の積極的取組が必要とされており、更なる貢献の実施が重要である点に変わりはなく、加えて、PKO ミッション展開地域における様々な脅威によって要員の安全が脅かされている現状に対処する必要があることから、PKO の実効性や効率性を向上させるための取組に寄与することを追加した。

測定指標 3-3 平和構築分野における人材育成

中期目標 (一年度)

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

令和3年度目標

平成30年度から令和2年度までの3か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生 (日本人) について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者 (JP0 や国連ボランティアを含む) の割合が右修了生総数の 50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の 80%以上になること」

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った (令和3年度の初級及び中級の各コースの修了者数: 計 42 名 (日本人及び外国人を含む))。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、令和3年度に実施した若手人材向けコースの修了生 12 名を約 1 年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、国連ボランティア計画 (UNV) との調整等を行った。

- 2 各コースを修了した初級及び中級レベルの人材やその他の国際機関職員を招いてオンライン形式のイベントを10回実施し、ワーク・ライフ・バランス、特定の国際機関における人事動向の把握や分析、国連人事において重視される業務遂行能力の捉え方について情報交換を行い、助言を与えるなどした。

令和元年度の日本人修了生13名は、国際機関（11名）及び、民間（1名）へ就職した。

本事業による日本人修了生の半数以上となる50%（192名中97名）が、国連PKOミッションや国連特別政治ミッション及び平和構築に関連する国際機関に就職した（平成19年度から令和元年度までのプライマリー・コース累計修了者数：192名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：152名）。修了生における就職率は79%。

- 3 開発途上国の新型コロナウイルス感染症対策に貢献するため、令和2年度から令和3年度にかけて、保健衛生分野等の邦人専門家を国連ボランティアとして発展途上国の国際機関現地事務所へ派遣・勤務させた。これらの人材は、ワクチン配布などのコロナ対応計画の企画・調整、青少年層を対象とした新型コロナウイルスの影響分析、コロナ早期警戒システムの構築に従事し、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に貢献した。

令和4年度目標

令和3年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級コースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JP0や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGOや大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の80%以上になること」

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った（令和4年度の初級及び中級の各コースの修了者数：計45名（日本人及び外国人を含む））。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、令和4年度に実施した若手人材向け国内研修の修了生13名を約1年間、国連ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、国連ボランティア計画（UNV）との調整等を行った。
- 2 各コースを修了した初級及び中級レベルの人材を対象に、国際機関職員等を招いてオンライン形式のイベントを8回実施し、ワーク・ライフ・バランス、特定の国際機関における人事動向の把握や分析、国連人事において重視される業務遂行能力の捉え方、スーダンでの非常事態への対応などについて情報交換を行い、キャリア構築に関する助言等を行った。

令和2年度の日本人修了生10名は、国際機関（8名）及び民間（2名）に就職した（海外研修期間は令和3年3月～令和4年5月頃）。

本事業による日本人修了生の半数以上となる51%（203名中103名）が、国連PKOミッションや国連特別政治ミッション及び平和構築に関連する国際機関に就職し、年度目標を達成した（平成19年度から令和2年度までのプライマリー・コース累計修了者数は203名。そのうち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・研究機関・国際NGOへの就職者数は144名であった。この他、民間企業・地方自治体・自営業等は26名、育児及び介護等により休職中・大学院在籍中等は32名。）目標の80%には及ばないが、全体の71%となった。

- 3 令和3年度から令和4年度にかけて保健衛生分野の邦人専門家をケニア、ナミビア、カメルーン等のアフリカ・サブサハラ地域の国連機関現地事務所（UNICEF、UNFPA、WHO等）に派遣した。これらの人材は、ワクチン配布などのコロナ対応計画の企画・調整、青少年層を対象とした新型コロナウイルスの影響分析、コロナ早期警戒システムの構築に従事し、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に貢献した。

また、令和4年度末にはアフリカ・サブサハラ地域の食糧配給等生活安定化のため邦人専門家を

派遣するべく準備を開始した。

令和5年度目標

令和3年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の過去2年間の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級コースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。
「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JPO や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の80%以上になること」
- 3 我が国がホストする国連ミッション上級幹部（SML）コースを成功裏に開催する。右コースは、国連が開催国の支援を得て、国連ミッション（PKO 及び SPM）の将来の幹部候補（特別代表（SRSG）、副代表（DSRSG）、軍司令官等）を対象に、ミッションの運用、指揮等に関わる訓練を行うもので、今後の国連ミッション幹部ポスト獲得に直結する機会となる。我が国から幹部候補者を参加させ、国連側にアピールとともに、国連の幹部候補に対する訓練行事に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年6月に我が国として国連ミッション上級幹部（SML）コースをホストすることが決まったため、我が国から幹部候補者を参加させ、本訓練行事に貢献するなど、本コースの成功裏の開催を年度目標に追加した。

測定指標3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	83%	84.2%	85%	87.9%	85%

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

近年の実績値を勘案の上、同水準の目標値を設定した。

前年度に比して「無回答」が減り、「これまで程度の参加を続けるべきだ」の割合が増加した。令和4年度は国際平和協力法施行30周年の節目であり、世間でも取りざたされる機会が例年に比して多くあったため、認知度が向上したことが、1つの理由として考えられる。

測定指標3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKO及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10	17	20	15	16

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和3年度及び4年度の実績値を踏まえ、令和5年度の目標値を16に設定した。

測定指標3-6 政府安全保障能力強化支援(OSA)による安全保障協力の推進(令和5年度追加)

中期目標(8年度)

我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与する観点から有意義な政府安全保障能力強化支援（OSA）の案件を形成・実施する。

令和5年度目標

- 1 当該国の状況やニーズ、我が国にとっての安全保障上の意義等を総合的に判断して、本支援の目的を達成するために真に有意義な候補案件を選定する。
- 2 選定した候補案件の実施可能性・意義等を適切に判断し、有意義な案件形成を行うために適切な事前調査を機動的に実施する。
- 3 事前調査結果を踏まえて、本支援の目的を達成するために真に有意義な案件を形成・決定し、適切に実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

本支援枠組みについては、令和4年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略に盛り込まれ、令和5年度外務省予算に20億円が計上されている。また、令和5年4月5日、OSAの実施方針を国家安全保障会議で決定し、公表した。専門的な調査を外部事業者に委託して行った上で、本支援枠組みの目的を達成するために有意義な案件を形成、決定し、先方政府と国際約束を締結する必要がある。かかる状況等を背景に、新たに本測定指標3-6を設け、中期目標及び年度目標を上記の通り設定した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国際平和協力の拡充	9 (6)	12 (7)	12 (7)	13	3-1, 3-2, 3-4, 3-5	0099
②平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業	137 (137)	103 (103)	103 (103)	138	3-3	0098
③国際連合平和維持活動局信託基金拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	3-2	0100
④国際連合ボランティア計画（UNV）拠出金（平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業）（任意拠出金）	57 (57)	58 (58)	116 (116)	44	3-3	0105
⑤邦人保健衛生専門家の国連ボランティアとしての派遣による途上国における新型コロナウイルス感染症対策支援	98 (98)	0 (0)	0 (0)	0	3-3	—
⑥国際連合活動支援局信託基金拠出金（遠隔能力強化）	312 (312)	0 (0)	0 (0)	0	3-2	0101
⑦邦人専門家の国連ボランティアとしての派遣によるサブサ	—	85 (85)	0 (0)	0	3-3	0102

ハラ・アフリカ諸国における新型コロナウイルス感染症対策支援						
⑧国際連合活動支援局信託基金拠出金（医療体制強化）	-	80 (80)	0 (0)	0	3-3	0103
⑨国連機能強化のための国連平和活動局信託基金拠出金	-	-	150 (150)	0	3-2	0106
⑩邦人専門家の国連ボランティアとしての派遣によるサブサハラ・アフリカ諸国における食料配給等生活安定化支援	-	-	67 (67)	0	3-3	0104
⑪政府安全保障能力強化支援（OSA）	-	-	-	2,000	3-6	新 23- 0107

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土のISILからの解放宣言がなされた(平成29年12月)が、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第211回国会における林外務大臣の外交演説(令和5年1月23日)
- ・「世界一安全な日本」創造戦略2022(令和4年12月変更)
- ・国家安全保障戦略(令和4年12月)

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

令和3年度目標

- 1 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。こうした中、我が国としては、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果をメンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTFやその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面型の会合の多くがキャンセルされたものの、G7、G20、国連、GCTF等の多国間協議はオンライン等で開催されたため、右に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果をメンバー国以外の関係国にも共有することができた。具体的には、GCTF10周年を機にGCTFが採択した「今後10年間の戦略ビジョン」及び成果文書4本について、我が国は積極的にインプットを行い、10月7日に開催されたGCTF閣僚級会合において全会一致で採択されるという結果に貢献した。なお、これら文書については、GCTFホームページで一般に公開されており、GCTF非メンバー国にもGCTFのテロ対策の知見が共有可能な状態となっている。また、オンライン上のテロ画像の規制等に関し、テロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム(GIFCT)等で議論が進んでいる内容について、総務省をはじめとする関係省庁と民間企業との間で官民合同勉強会を実施した。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等のため、対面でのテロ対策協議は実施を見送

ったが、6月、インドネシアと初めてのテロ対策協議をオンラインで行った。日本側からは、鈴木光次国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当大使・政府代表が、インドネシア側からはボイ・ラフリ・アマル・インドネシア国家テロ対策庁長官が、それぞれ代表を務め、両国のテロ対策関係省庁からも関係者が参加し、パンデミックによる影響を含む地域テロ情勢や両国のテロ対策政策、また、テロ及び暴力的過激主義対策における日インドネシア協力について意見交換が行われた。

- 3 本年度は、国連安保理 1267 制裁委員会から 4 回にわたり、制裁対象者の追加指定が公表されたところ、関係省庁と連携し、4 回とも、国連プレスリリースの発表から 24 時間以内に外務省告示を発出することにより、資産凍結を迅速かつ着実に実施した。

令和 4 年度目標

- 1 我が国としては、G 7、G 20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果を GCTF メンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTF やその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。

特に令和 5 年 1 月から日本は G 7 サミット議長国を務め、G 7 ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該会合は、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の課題に関し、G 7 各国の実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果が G 7 サミット・プロセスに反映されていくこととなるため、同会合において積極的に議論を主導する。

- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連、G 20、GCTF 等の多国間の会合（オンライン、対面形式含む）に積極的に参加して意見交換等を行い、メンバー以外の諸国に対しても結果を共有した。また、国際機関を通じて途上国に対して能力構築や暴力的過激主義対策にかかる支援を実施して情報発信を図るとともに、GCTF やその派生機関による途上国での取組を支援した。加えて、関係省庁や国内のテロ対策関連機関とも連携し、政府全体としての多国間の枠組みに貢献する一方、我が国の「世界一安全な日本創造戦略 2022」等、テロ対策協力が含まれる政策に反映した。また、オンライン上のテロ対策の分野では、官民勉強会を定期的に開催し、関係省庁及び国内関係者と最新のテロの傾向等に係る国際的な議論について情報交換を実施した。特に G 7 の枠組みでは、令和 5 年 3 月に G 7 ローマ・リヨン・グループ会合（於：東京）を主催した。インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といったサイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の課題について、G 7 各国の外務及び法執行当局からなる実務者が集い議論を行った。我が国は議長として積極的に議論を主導し、この議論の成果は、令和 5 年の我が国議長国下での G 7 首脳及び関係閣僚級会合の成果文書等に適切な形で反映される予定である。（その後、令和 5 年 4 月の外相声明、5 月の首脳声明に反映された。）
- 2 令和 4 年度には、対面でのテロ対策協議が徐々に再開され、10 月に日米豪印テロ対策政策会合及び机上演習（於：シドニー）、12 月に日米豪テロ対策協議（日本議長、於：東京）及び日トルコ・テロ対策協議（於：トルコ）を実施し、テロ・暴力的過激主義対策に係る情報共有、共通の重点事項を確認し、協力関係の強化をはかった。なお、具体的な協力案件の形成までは至っていないが、各国が実施する協力案件の相乗効果を高めるため、補完関係とすることに留意した。特に、日米豪印でのテロ対策協力に関しては、10 月のテロ対策政策会合を踏まえて、令和 5 年 3 月、新たにテロ対策作業部会が設立され、協力の枠組みが一層強化された。
- 3 令和 4 年度は、国連安保理 1267 制裁委員会から 2 回にわたり、制裁対象者の追加指定が公表されたところ、関係省庁と連携し、2 回とも、国連プレスリリースの発表から 24 時間以内に外務省告示を発出することにより、資産凍結を迅速かつ着実に実施した。また、制裁委員会のリストの更新（既

存の制裁対象者の情報の更新等) 状況をフォローし、これに対応して外務省告示を発出した。

令和5年度目標

- 1 我が国としては、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加してプレゼンスを示すとともに、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、必要に応じてその結果を上記フォーラム以外の関係国にも共有する。また、国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、特にオンライン上のテロ対策に関しては、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を、関係省庁を含む官民勉強会を通じて共有する。
令和5年12月まで、日本はG7サミット議長国を務め、G7ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該会合は、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の課題に関し、G7各国の外務及び法執行当局からなる実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果がG7サミット及び閣僚級会合のプロセスに反映されていくこととなるため、議長国として同会合の議論を積極的に主導する。
- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に留意しつつ、我が国としての具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

(年度目標の変更)

令和4年度目標の1に記載されていたテロ・暴力的過激主義対策の途上国に対する支援については、記載の重複をさけるため、測定指標4-3「途上国等に対する能力向上支援の強化」に集約して進捗を測定することとし、本測定指標における年度目標から削除した。

測定指標4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の成果も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化する。

令和3年度目標

- 1 京都 kongress の成果である政治宣言の履行を通じて国際協力を強化、主導する。
- 2 国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約など、既存の条約の履行審査を通じて、国際組織犯罪対策における国際協力の現在の課題を明確にし、その対処に取り組む。
- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等への取組を強化する。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネー・ローンダリング・グループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。特に、第4次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応する。
- 4 サイバー犯罪条約関連会合、G7及びG20腐敗対策関連会合、麻薬委員会等に参加し、引き続きサイバー犯罪対策、腐敗対策及び麻薬対策に関する議論を深め、各国との連携を強化する。
- 5 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 京都 kongress の政治宣言である京都宣言につき5月の国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）に決議案を提出しコンセンサスで採択された。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と協力しCCPCJの枠組みの中で京都宣言をフォローアップするためのテーマ別討論を立ち上げ、11月にウィーンにおいて第一回討論を開催した。
- 2 国際組織犯罪防止条約については、11月に開始した我が国審査について、関係省庁と協力して自己評価質問票の回答を作成し、UNODC事務局からあらかじめ示されたタイムフレームに沿って適切に対応した。また、国連腐敗防止条約についても、新型コロナの影響により対面審査の実施が延期

となる中、関係省庁と連携しつつ、書面審査に係る作業を滞りなく進めた。

- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、関係省庁と協議し、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等へ向けた改善策を決定、実行した。また、FATF 及び APG における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化した。特に、第 4 次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応し、6 月の FATF 全体会合において報告書が採択され、8 月に公表された。
- 4 サイバー犯罪対策分野では、欧州評議会のサイバー犯罪条約関連会合等（4 月、5 月及び 11 月に開催）に出席し、関係省庁と連携して我が国の取組を紹介し、アジア地域におけるサイバー犯罪対策能力の構築のための研究プロジェクトを支援した。また、平成 29 年 9 月から行われてきた同条約の第二追加議定書の起草作業に関し、起草メンバー国として積極的に議論に貢献し、同議定書は 11 月に採択されるに至った。さらに、令和 4 年 2 月に開催された国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会において、副議長ポストを獲得するとともに、同月の第 1 回交渉会合において、積極的に議論に参加した。G20 腐敗対策作業部会（3 月、7 月及び 9 月に開催）に積極的に参加し、G20 各国の腐敗対策の取組状況や G20 の枠組みにおける腐敗対策の指針を示した成果文書の策定に向けた議論に貢献した。また、6 月に開催された国連腐敗特別総会（腐敗 UNGASS）においても、国際社会の腐敗対策の取組強化を内容とする政治宣言の採択に向けた交渉に積極的に関与した。4 月の麻薬委員会会合には新型コロナの情勢に鑑みオンライン参加となったが、関係省庁と協力して対応した。また、令和 5 年春に改選選挙が行われる麻薬委員会委員国選挙に正式に立候補した。
- 5 IOM への抛出等を通じて、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者への支援等に貢献した。具体的には、11 人の外国人被害者に対し、本人の希望に基づき帰国支援及び社会復帰支援（法的支援、小売・運輸等の起業支援及び医療支援）を実施した。

令和 4 年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において決議案を提出し、京都宣言のテーマ別討論において我が国の取組を発信するほか、京都 kongress のレガシープロジェクトについて関係省庁と共に取り組むなどして、国際組織犯罪対策、刑事司法分野における各国・関係機関との連携を強化、国際協力を進展させる。
- 2 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約の履行審査について、引き続き着実に実施し、課題の特定等を通じて、国際組織犯罪に関する各国の法整備及び国際協力の促進を図る。
- 3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネー・ローンダリング・グループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。
- 4 欧州評議会のサイバー犯罪条約については、サイバー犯罪対策をより迅速かつ円滑にする内容の第二追加議定書が採択されたところ、同条約の枠組みの下での国際協力を押し進める。また、国連において令和 4 年 2 月末に起草交渉が始まった国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会の会合に積極的に参加し、既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調する。引き続き G7 及び G20 腐敗対策関連会合、麻薬委員会会合に参加し、これらの分野における国際協力を推進する。
- 5 国際移住機関（IOM）への抛出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 京都 kongress の政治宣言である京都宣言につき、5 月の国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）にフォローアップのための決議案を提出し、コンセンサスで採択された。国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と協力して、CCPCJ の枠組みにおいて京都宣言をフォローアップするためのテーマ別討論を引き続き実施し、12 月、ウィーンにおいて、「第 2 回京都宣言の実施に関するテーマ別討論」を開催して、再犯防止等の分野における我が国の取組を各国に紹介した。また、法務省が主催の第 2 回「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」（12 月）、第 2 回「アジア太平洋刑事司法フォーラム」（令和 5 年 2 月）等のレガシープロジェクトについて法務省を側面支援し、UNODC や参加国との調整等を行った。
- 2 国際組織犯罪防止条約については、令和 3 年 11 月に開始した我が国審査について、関係省庁と協力して自己評価質問票の回答を完成させ、UNODC 事務局からあらかじめ示されたタイムフレームに沿って適切に対応するとともに、手続の円滑な進行のために所要の働き掛けを実施した。国連腐敗防止条約についても、9 月、同条約の実施レビュー・メカニズムに基づき、我が国の条約の履行状況を審査する対面審査が行われた際には、関係省庁と連携しつつ、我が国の腐敗対策の取組に対す

る正確な理解を得ることに努めた。

- 3 マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策分野においては、FATF 及び APG の会合に出席し、各国の審査状況を注視するとともに、関係省庁と連携して両会合の運営や日本の貢献のあり方に係る議論を行った。FATF 及び FATF 型地域体の対ドイツ、対カタールの相互審査に審査員を派遣し、マネー・ロンダリング等の国際的な取組に貢献した。また、FATF の第 4 次対日相互審査で不備を指摘された事項に関係省庁と連携して対応し、特にテロ資金対策については対策の調整を主導した。
- 4 サイバー犯罪対策のうち、欧州評議会のサイバー犯罪条約の関係では、5 月及び 11 月に開催された条約委員会全体会合を始めとする関連会合に出席し、関係省庁と連携して、サイバー犯罪捜査等の実務や能力構築支援に関する議論に参加した。令和 3 年 11 月に採択された同条約の第二追加議定書についても、各国と協調したサイバー犯罪対策の一層の強化に向けた強い決意を国内外に示すため、早期の締結に向けた準備を速やかに進め、5 月の署名開放式典において同議定書の最初の署名国の一つとなり、令和 5 年 3 月には締結承認を求める案件として国会に提出した（その後、令和 5 年 5 月に国会において締結が承認された。）。

また、国連サイバー犯罪条約については、5 月から 6 月、同 8 月から 9 月及び令和 5 年 1 月に開催されたアドホック委員会の公式会合を始めとする各種会合に積極的に参加して議論に貢献し、サイバー犯罪の捜査・訴追に係る既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調して対応した。

腐敗対策については、G20 腐敗対策作業部会（7 月、9 月及び令和 5 年 3 月）に積極的に参加し、腐敗対策に対するコミットメントを強化し、実施することを通じて、腐敗対策における模範を示すという観点から、G20 の枠組みにおける腐敗対策の指針を示した成果文書の策定に向けた議論に貢献した。G7 においては、ウクライナにおける腐敗対策への取組を歓迎する首脳声明、及び腐敗対策のために法務・司法分野における連携及び協力を強化し、より強力で統一されたアプローチを追求することを内容とする首脳コミュニケ等の成果文書の採択に向けた議論に貢献した（その後、これらは令和 5 年 5 月に採択された。）。

薬物対策については、麻薬委員会会合（12 月及び令和 5 年 3 月）を始めとする関連会合に出席し、関係省庁と連携して、薬物対策に関する我が国の立場や取組を発信するとともに、国際機関や諸外国関係者等との情報及び知見の共有を行った。

- 5 IOM への抛出等を通じて、令和 4 年度は、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者 1 人の帰国支援を実施し、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて我が国内で保護した被害者 3 人については、保護された当時妊婦であったため、フォローアップとして帰国後も追加的な支援を行った。また、令和 5 年 3 月、フィリピンに帰国した被害者を中心とした 18 人に対し、精神保健・心理的支援のためのワークショップを実施した。

令和 5 年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において決議案を提出し、京都宣言のテーマ別討論において我が国の取組を発信するほか、京都 kongress のレガシープロジェクトについて関係省庁と共に取り組むなどして、国際組織犯罪対策、刑事司法分野における各国・関係機関との連携を強化、国際協力を進展させる。また、前回の国連犯罪防止刑事司法会議（kongress）議長国として、令和 8 年に開催が予定されている第 15 回 kongress の開催に向け、ホスト国を支援し、京都 kongress のモメンタムが確実に引き継がれ、さらに発展していくよう協力していく。
- 2 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約の履行審査について、引き続き着実に実施し、課題の特定等を通じて、国際組織犯罪に関する各国の法整備及び国際協力の促進を図る。
- 3 マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネー・ロンダリング・グループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。
- 4 欧州評議会のサイバー犯罪条約及び同条約第二追加議定書の枠組みの下での国際協力を推し進める。国連において令和 4 年 2 月末に起草交渉が始まった国連サイバー犯罪条約のアドホック委員会の会合に、引き続き積極的に参加し、サイバー犯罪の捜査・訴追に係る既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調して対応する。引き続き G7 及び G20 腐敗対策関連会合、麻薬委員会会合等に参加し、腐敗対策及び薬物対策の分野における国際協力を推進する。
- 5 国際移住機関（IOM）への抛出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第 32 会期国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において、日本が提出した「京都 kongress のフ

フォローアップ及び第15回コンGRESの準備に関する決議案」が合意に達したことを踏まえ、日本は、前回コンGRESのホスト国として、次期ホスト国として決定したアラブ首長国連邦への支援及び京都宣言の実施に対するフォローアップの確保を図る必要があることから、これらに係る取組を年度目標に追加した。

測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標（一年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつこうした問題に対処できるよう、アジアを含む途上国の能力を強化する。具体的には、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や民間セクター等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、UNODC、国連テロ対策事務所（UNOCT）、国連開発計画（UNDP）、国際刑事警察機構（ICPO）等に令和2年度補正予算にて総額約2,000万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 招聘を伴うワークショップである国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ及び「穏健主義育成のための文明間対話」事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った。オンライン開催となったが、9月の第11回ASEAN+3国境を越える犯罪に関する閣僚会議及び第6回日・ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議（共同議長：日本及びタイ）並びに同高級実務者会合に参加し、国際テロ、サイバー犯罪、薬物取引等について、我が国の取組やASEANとの間で行う協力事業等を紹介し、国境を越える犯罪対策に関する共同声明等を採用した。
- 3及び4 1に加えて、G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、民間によるインターネット・コンテンツ対策組織であるテロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム（GIFCT）の独立諮問委員会（IAC）のメンバーとして総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長がオンラインでの議論に積極的に参加。同独立諮問委員会（IAC）にて、途上国におけるオンライン上のテロリズムの現状把握および途上国との協力の可能性につき議論した。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつ、こうした問題に対処できるよう、アジアを中心とした途上国の能力を強化する。具体的には、専門的な知見を有する国際機関（国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）への拠出を通じて、各国のテロ対策、薬物等の違法取引やサイバー犯罪・金融犯罪等の犯罪対策等にかかる能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、ア

ジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。

- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、G7各国との議論、特にローマ・リヨン・グループでの議論を通じて、令和5年に議長国となるG7プロセスに盛り込んでいく。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、G7における議論を有識者や民間セクター等と共有する目的で官民合同勉強会を開催し関係を強化すると共に、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、UNODC及びICPOに令和3年度補正予算にて総額約1,100万米ドル以上を拠出し、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪・金融犯罪対策分野における途上国支援、暴力的過激主義対策のプロジェクト16件を通じて、研修・機材供与などを行い、法執行機関等のテロ・暴力的過激主義及び国際組織犯罪対策に資する能力向上を図った。
- 2 オンライン開催となったが、9月の第12回ASEAN+3国境を越える犯罪に関する閣僚会議及び第7回日・ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議（共同議長：日本及びタイ）並びに同高級実務者会合に警察庁と共に参加し、国際テロ、サイバー犯罪、薬物取引等について、我が国の取組やASEANとの間で行う協力事業等を紹介し、国境を越える犯罪対策に関する共同声明等を採用した。また、招聘を伴う国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ事業は、新型コロナウイルスの影響等で実施を見送った。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の行動2：社会における（暴力的過激主義に代わる）他の意見を表明させる力と寛容の促進、教育等を通じた異文化間、異宗教間の対話や理解を通して多元的共存、寛容の促進の観点から、インドネシア、マレーシアから、イスラム学校教師招聘事業を3年振りに実施した（12月及び令和5年1月）。また、3月のG7ローマ・リヨン・グループ会合では、暴力的過激主義拡散防止に関する議論を行った（その後、令和5年4月の外相声明に暴力的過激主義への取組の重要性が反映された。）。
- 4 G7における議論を有識者や民間セクター等と共有する目的で9月に総務省・警察庁と共催で「テロ等に関連するインターネットサービスの悪用に関する勉強会」（官民合同勉強会）を開催した。会合には、国内及びアジアや途上国においてもプレゼンスの高いグローバル・テクノロジー企業担当者及び日本のテクノロジー企業担当者を中心に関係者15名が参加した。外務省はグローバル・インターネット・フォーラム（GIFCT）等において議論されている今日的な議論の潮流を参加者に共有した。会合ではSNSをテロや暴力的過激主義からいかに防ぐか、対策を講じる上での課題について議論を行った。

令和5年度目標

- 1 国境管理体制を含むガバナンスのせい弱性や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、新型コロナウイルス感染症の再拡大にも注意しつつ、こうした問題に対処できるよう、アジアを中心とした途上国の能力を強化する。具体的には、専門的な知見を有する国際機関（国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）への拠出を通じて、各国のテロ対策、薬物等の違法取引やサイバー犯罪・金融犯罪等の組織犯罪対策等にかかる能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップを行う。また、テロ及び暴力的過激主義対策への取組については、G7各国、特にローマ・リヨン・グループでの議論を通じて、G7首脳・閣僚級会合の成果文書等に然るべく反映させる。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、G7等における議論を、官民勉強会等を通じて、有識者や民間セクター等に共有する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）

①国際テロ・組織犯罪関連条約

実績値

に関するワークショップ（アジア地域）（単位：参加国数） ②「イスラム学校教師招へい」事業（単位：参加人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。	①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。	①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、実施を見送った。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国際的なテロ対策協力の強化	国連のテロ対策関連委員会やG7専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。				4-1	—
②国際組織犯罪対策における国際協力の進展	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネー・ローンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。				4-2	—
③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費	5 (0)	4 (0)	4 (0)	4	4-1 4-2 4-3	0113
④テロ対策専門員経費	3 (3)	3 (3)	3 (2)	4	4-1	0114
⑤イスラム学校教師招聘事業	9 (0)	8 (0)	6 (17)	7	4-3	0115
⑥FATF（金融活動作業部会）等対応経費	—	3 (1)	3 (2)	6	4-2	0116
⑦コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）拠出金	20 (20)	0 (0)	1 (1)	0	4-1 4-3	0110
⑧国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）拠出金	1,882 (1,882)	1,213 (1,213)	1,770 (1,770)	75	4-2 4-3	0109
⑨経済協力開発機構金融活動作業部会（FATF）分担金	12 (10)	12 (10)	12 (11)	16	4-2	0117
⑩アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）分担金	6 (6)	7 (6)	6 (6)	8	4-2	0108
⑪国際移住機関（IOM）拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロ	13 (13)	15 (15)	15 (15)	15	4-2	0111

セスのウェブサイト 運営経費)						
⑫国際連合テロ対策 事務所 (UNOCT) 拠出 金	39 (39)	0 (0)	0 (0)	0	4-3	—
⑬国際刑事警察機構 (ICPO) 拠出金	110 (110)	62 (62)	94 (94)	0	4-3	0119
⑭国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金	70 (70)	0 (0)	0 (0)	0	4-3	—
⑮国際組織犯罪防止 条約レビュー実施関 係経費	—	1 (0)	1 (0)	1	4-2	0118
⑯G7ローマ・リヨ ン・グループ合同会 合開催経費	—	—	9 (3)	21	4-1 4-2	0120
⑰国際連合教育科学 文化機関 (UNESCO) 拠 出金	—	—	228 (228)	0	4-3	0112

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との政府間対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（令和2年6月30日 閣議決定）
 - 2.(1)①宇宙安全保障の確保
 - 2.(2)産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化
 - 4.(1)②x)同盟国・友好国等と戦略的に連携した国際的なルール作り
 - 4.(5)②xii) 国際的なルール作りの推進
 - 4.(5)②xiii) 国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（令和4年12月23日 宇宙開発戦略本部決定）
- ・宇宙基本計画 重点事項（令和4年5月20日 宇宙開発戦略本部決定）
- ・「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日）
 - 2(2)ア 国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化
 - (3) 米国との安全保障面における協力の深化
 - (4) 宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化
- ・米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年10月18日 宇宙開発戦略本部決定）
 - 外交・安全保障
 - 国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標 5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

令和3年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」（LTS）に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和3年度に開催される COPUOS 本委員会及び科学技術小委員会において、合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年6月に採択された LTS ガイドラインに関し、COPUOS 科学技術小委員会の下に新たに設置されたワーキンググループ（LTS2.0WG）における議論に積極的に参加した。また、令和4年2月に開催された COPUOS 科学技術小委員会において、LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、我が国からのステートメントの中で、LTS ガイドラインの国内実施について紹介した。8月から9月にかけて開催された COPUOS 本委員会では、LTS2.0WG において、我が国は、米国、カナダ、フ

ランス、イタリア、オランダ、ルクセンブルク、ベルギー、豪州、NZ 及びナイジェリアと共同で WG の TOR、作業方法及び作業計画に関する提案書を提出した。

- 2 (1) 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築を支援するとともに、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献した。具体的には、ブータン、マレーシア、ベトナム、フィリピン及びタイ 5 か国を対象に、宇宙関連の制度及び法令に関する調査、及び能力構築支援活動としてワークショップを開催した。
- (2) 10 月、前年に続き、日英等 37 か国（追加共同提案国も含めると 42 か国）は、「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議案を国連総会第一委員会に提出し、11 月、同決議案は 163 か国の賛成を得て採択された。さらに 12 月、同決議は国連総会本会において 150 か国の賛成を得て採択された。同決議案に基づき、責任ある行動について議論を深めるためのオープン・エンド作業部会（Open Ended Working Group）が令和 4 年から令和 5 年にかけて設置されることとなった。宇宙空間における責任ある行動に関して令和 4 年 2 月にオンライン有志国間会合に参加し、日本の立場を表明しつつオープン・エンド作業部会（OEWG）に向けた各国の共通認識の醸成に貢献した。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、コロナ禍で議論が停滞するなか、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの進捗状況に関する情報収集に努めた。
- 3 6 月に開催された COPUOS 法律小委員会では、日本人として初めて議長に就任した青木節子慶應義塾大学大学院教授を支えつつ宇宙資源作業部会の設置へと導き、同作業部会において日本の立場を表明した。また、6 月に我が国で成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」について国連宇宙部及び関係国に説明し、我が国の取り組みに対する理解を促すと共に、国際的に整合の取れた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に向けた機運の醸成に努めた。軌道上サービスのあり方については、COPUOS 法律法委員会における議題 12 宇宙交通管理に関するステートメントのなかで、内閣府主催の「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」などの我が国の取組を紹介した。

令和 4 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に関与し、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）ガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和 4 年度に開催される COPUOS 科学技術小委員会において、すでに合意された 21 の LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、LTS ガイドラインの国内実施の取組みについて各国に情報提供を行い、法の支配の確立に役立てる。
- 2 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組に対する理解を促す。
- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際宇宙法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築支援、及び本協力を通じて宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献する。
- 4 責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に積極的に参加し、議論の進展を目指す。また、学術界における宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの動向を引き続き注視する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年 6 月に採択された LTS ガイドラインに関し、COPUOS 科学技術小委員会の下に新たに設置されたワーキンググループ（LTS2.OWG）における議論に積極的に参加した。また、令和 5 年 2 月に開催された第 60 会期 COPUOS 科学技術小委員会において、LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、我が国からのステートメントの中で、LTS ガイドラインの国内実施について紹介した。また、同会期では、LTS2.OWG において、我が国は、米国、英国、カナダ、イタリア、ルクセンブルク及び NZ と共同で WG の議論の進め方や成果等に関する提案書を提出した。
- 2 令和 5 年 3 月に開催された第 62 会期 COPUOS 法律小委員会では、宇宙資源作業部会において、令和 3 年 6 月に我が国で成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」の概要及び同法に基づく運用実績について積極的に関係国及び国連宇宙部に説明し、我が国の取組

に対する理解を促すと共に、国際的に整合の取れた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に向けた機運の醸成に努めた。また、同会期では、国際宇宙法学会（International Institute of Space Law）と共同で宇宙交通管理の法的側面に関するサイドイベントを開催し、軌道上サービスのあり方に関する我が国の取組を紹介すると共に、パネル・ディスカッションを通じて宇宙交通管理に関する国際的な議論の推進に貢献した。

- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築を支援するとともに、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献した。具体的には、フィリピン、マレーシア及びタイ3か国を対象に、宇宙物体の登録に関する調査及び能力構築支援活動として各国でテラーメイドのワークショップを開催した。
- 4 令和3年に国連総会において圧倒的な賛成多数で採択された「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議に基づき、責任ある行動について議論を深めるためのオープン・エンド作業部会（Open Ended Working Group）が令和4年度内に3回開催された。また国連総会においては、同決議を想起し、令和5年の第78回国連総会においてサブアイテムとして同決議名を含めることを決定した。責任ある行動に関しては、不定期に開催されるオンライン有志国間会合に参加し、日本の立場を表明しつつオープン・エンド作業部会（OEWG）に向けた各国の共通認識の醸成に貢献した。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、コロナ禍で議論が停滞する中、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの進捗状況に関する情報収集に努めた。

令和5年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に関与し、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）ガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和5年度に開催されるCOPUOS科学技術小委員会において、すでに合意された21のLTSガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、LTSガイドラインの国内実施の取組について各国に情報提供を行い、法の支配の確立に役立てる。
- 2 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組に対する理解を促す。
- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際宇宙法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築支援、及び本協力を通じて宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献する。
- 4 責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に積極的に参加し、議論の進展を目指す。また、学術界における宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの動向を引き続き注視する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（一年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

令和3年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。

- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他の GNSS 運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月に日印宇宙対話を開催し、両国の宇宙政策や宇宙産業、安全保障分野などにおける情報交換を行い、日印両国における協力関係の強化をはかった。他方で、米国、EU及びフランスとは、対面での実施を追求した結果、新型コロナの感染状況により実現しなかった。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、先方が何らかの形で日本との協力機会を希望していた際には、宇宙機関間の対話の機会を設定する等、協力の可能性を広げるよう尽力した。9月の第2回日米豪印首脳会合において、日米豪印の枠組みにおいて宇宙作業部会を立ち上げ、宇宙部分での協力を開始することで合意した。
- 3 ICGにおける作業部会（WG）に参加し、他のGNSS運用国との協力関係強化に向け情報収集を行った。

令和4年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 令和3年9月の第2回日米豪印首脳会合における合意を踏まえ、日米豪印の枠組みで、衛星データ共有や能力構築支援、国際的ルールづくりといった宇宙部分での協力を進めていく。
- 4 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年1月に第5回日EU宇宙政策対話会合及び第3回日仏包括的宇宙対話会合を実施し、両国の宇宙政策や民生・安全保障分野などについて情報交換を行い、協力関係の強化を図った。また、令和5年3月には、「宇宙に関する包括的日米対話」第8回会合を開催し、双方の宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、両国の国家安全保障戦略や宇宙空間を活用した海洋状況把握（MDA）を含む安全保障分野、商業分野での規制枠組みや宇宙状況把握（SSA）等、また米国提案によるアルテミス計画、国際宇宙ステーション（ISS）や将来の商業ステーションを含む地球低軌道における有人活動に係る民生分野等、日米間の宇宙協力について包括的に意見交換を行った。
- 2 既存の対話枠組がない国々とも、COPUOSを始めとする国連の場やアドホックのオンライン会議を通じて、率直な意見交換や今後の協力に向けた確認を行った。
- 3 日米豪印宇宙作業部会においては、具体的な協力機会を特定すべく、協議を継続した。令和5年2月～3月、豪雨への対応に関するワークショップを2度開催した。
- 4 ICGにおける作業部会（WG）に参加し、他のGNSS運用国との協力関係強化に向け情報収集を行った。

令和5年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 令和4年5月の日米豪印首脳会合における合意を踏まえ、日米豪印の枠組として、衛星データ共有や能力構築支援、国際的ルールづくりといった宇宙分野での協力を進めていく。
- 4 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4回	5回	4回	4回	4回

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	6回	1回	6回	3回	3回

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

近年の実績値を勘案の上、同水準の目標値を設定した。

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①宇宙に関する取組の強化	30 (4)	31 (5)	8 (6)	8	5-1, 5-2, 5-3, 5-4	0121
②国連宇宙部拠出金	—	11 (11)	17 (17)	16	5-1	0122

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増加を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 77 回国連総会における岸田総理大臣一般討論演説（令和 4 年 9 月 20 日）
 - ・第 211 回国会における林外務大臣の外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- 地球規模課題への対応、安保理改革、国際機関における日本人増加に向けた取組

測定指標 6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標（一年度）

国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

令和 5 年から理事国を務めることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。

令和 3 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

- (1) マネジメント改革による効率化の具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第 5 委員会において、通常予算については単年予算試行の 3 年目となる令和 4 (2022) 年予算及び PKO 予算については 2021-22 年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
- (2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

- (1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- (2) NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される見込みであり、令和 3 年度が年間を通じて選挙活動を行う最終年であることから、これまで以上に二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理の活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

(1) グテーレス事務総長が進めるマネジメント改革下で試験導入されている単年通常予算の3年目となる令和4(2022)年予算が、10月から12月の国連総会第5委員会における交渉を経て、年末に成立した。我が国は、過去2年に引き続き、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化及び直近のニーズへの即応性が確保された形で円滑に実施されるよう加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては他の主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた。その結果、事務局の増額提案を抑制しつつ、前年同水準の予算が承認された。2021/22年PKO予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年比3%の減少を実現させた。

10月から12月の国連総会第5委員会では2022-2024年国連分担率についても審議され、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が12月に国連総会で承認された。我が国の分担率は、これまでの8.564%(2019-2021年)から8.033%(2022-2024年)へと低下した。

(2) ジュネーブ・グループの会合(4月及び11月)への参加や二国間協議を通じ、国連関係機関の運営改善及び財政規律の強化に向けた主要財政拠出国との連携を進めた。

2 安保理改革

(1) 第75回国連総会の政府間交渉は、1月～5月まで月に1度政府間交渉会合が実施された。6月下旬、第75回会期の作業を第76回会期に引き継ぐ決定が、「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」との内容を含む形で、国連総会でコンセンサスにて採択された。9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、安保理を21世紀の現実を反映した、より効果的な組織に改革するための交渉を具体的な形で開始することを呼びかけた。令和3年度は、令和2年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。また、第76回国連総会の政府間交渉は、令和4年2月～3月にかけて3回の会合が開催された。

(2) G4各国との間では、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にG4外相会合を対面形式で開催したほか、局長級会合を令和4年2月に開催し、協力関係を強化した。G4外相会合においては、安保理が今日の国際社会の現実を反映し、ますます増大する国際社会の諸課題に有効に対処するためには、安保理の正統性・実効性・代表性の改善が急務であるとの問題意識の下、安保理改革をめぐる現状の認識を共有し、具体的進展を図るための共通の取組について意見交換を行い、G4の結束と決意を再確認した。また、政府間交渉の進展を得るため、国連総会議長を支持することで一致した。さらに、アフリカ共通ポジションへの支持を表明し、アフリカを始めとする関係国とも連携しつつ、テキスト・ベース交渉の早期開始など改革プロセスの前進のため協力することで一致した。また、NYや各国首都において、有志国・グループとの意思疎通を強化し、テキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進するとともに、今後の方針や立場の取れんを目指した率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理非常任理事国選挙の支持要請も目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。

9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、令和4年の安保理非常任理事国選挙で支持を得て、国際的な平和と安全の維持、そしてルールに基づく国際秩序づくりに積極的に役割を果たしていく決意を述べた。

4 国連平和構築基金拠出金・政務案件支援信託基金

(1) 国連平和構築基金拠出金

令和3年度当初予算及び補正予算による拠出を行った(令和3年度当初予算による拠出額:108,000千円、令和3年度補正予算による拠出額:280,800千円。令和2年度拠出より約147,000千円増加)。継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、特に、アフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされ続けていることにより、情勢の不安定化や暴力が起る可能性が高い状態にあることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。

(2) 政務案件支援信託基金

「太平洋地域における気候と安全保障に関するバーチャルリアリティ」プロジェクトに 24,300 千円を拠出した。同拠出金は、太平洋地域における気候変動に関連した安全保障課題につき、バーチャルリアリティ (VR) を用いたコンテンツを作成し国連関係者及び一般向けに提供することで、同課題の認識を向上させるために使用された。

令和 4 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

- (1) マネジメント改革のもと試験導入された単年度予算について、令和 4 (2022) 年秋の国連総会第 5 委員会においてレビューが行われ、継続実施の是非が決定される予定であるところ、我が国として、過去 3 年の予算プロセスを検証し、国連の効率的・効果的な運営に貢献する予算制度が決定されるよう、他の主要財政拠出国と連携して取り組む。PKO 予算については、2022/2023 年予算が審議されるため、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも予算の抑制を図る。
 - (2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- #### 2 安保理改革については以下の取組を行う。
- (1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - (2) NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。
- #### 3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される予定であり、同年度前半は選挙活動の最終盤にあたることから、各国要人の日本への招へい等の機会並びに各国要人及び選挙担当職員に対する広報の場を活用し、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。
- #### 4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理を含む国連における活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

- (1) 令和 4 (2022) 年秋の国連総会第 5 委員会における 2023 年国連通常予算の審議・交渉においては、グテーレス事務総長が進めるマネジメント改革下で試験導入されてきた単年通常予算の本格導入の是非が焦点の一つとなったが、我が国は、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化等に鑑み、これを支持する他の主要財政貢献国と協力し、加盟国間の建設的な議論を推進した結果、令和 5 年から試行期間を解除することが 12 月に正式に決定された (令和 10 年 (2028) 秋の国連総会において単年度予算に関する包括的なレビューを予定)。また、その予算規模は、事務局の増額提案から抑制し、前年同水準規模の予算が承認された。また、2022/23 年 PKO 予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、燃料価格上昇等もあり 1.2% 増となった。
- (2) ジュネーブ・グループ会合 (5 月及び 9 月) への参加や二国間協議を通じ、国連関係機関の運営改善及び財政規律の強化に向けた主要財政貢献国間の緊密な関係強化に取り組んだ。

2 安保理改革

- (1) 第 76 回国連総会の政府間交渉は、令和 4 年 2 月から 5 月にかけて 5 回の政府間交渉の会合が実施された。7 月、同会期の作業を第 77 会期に引き継ぐことを定めるロールオーバー決定案がコンセンサスにて採択された。同決定案回章の際、総会議長から書簡にて文言ベース交渉に前向きな姿勢が示された。9 月の第 77 回国連総会ハイレベルウィークでは、岸田総理大臣の一般討論演説において、本当に必要なのは議論のための議論ではなく、改革に向けた行動であり、安保理改革に向けて、文言ベースの交渉を開始する時であると呼びかけた。令和 4 年度は、令和 3 年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の

招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会も捉え、安保理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。令和4年12月には、山田外務副大臣が安保理改革を含む多国間主義改革に関する安保理公開討論に出席し、安保理改革は可能であることを訴え、モメンタム向上に努めた。また、第77回国連総会の政府間交渉は、本政策評価期間である令和5年1月から3月において3回の会合が開催されてきている。

(2) G4各国との間では、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にG4外相会合を対面形式で開催したほか、局長級会合を令和5年2月にベルリンにて対面形式で開催し、協力関係を強化した。G4外相会合においては、ロシアによるウクライナ侵略等により、国連が中核的役割を担って形成されてきた国際秩序の根本が動揺しているとの問題意識の下、安保理改革をめぐる現状認識を共有し、今後の協力の方向性について議論した。また、安保理改革実現に向け、政府間交渉における文言ベースでの交渉開始に向けて総会議長と緊密に協力するとともに、アフリカや米国を含む関係国との連携に向けた方途を議論し、早期に具体的成果を目指すことで一致した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、安保理非常任理事国選挙の支持要請を目的とした各国要人の日本への招へい等を実施することはできなかったが、在外公館からの直前の働きかけに加えて、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会も捉え、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。この結果、6月に行われた安保理非常任理事国選挙で、我が国は184票という多数の支持を得て、安保理非常任理事国（任期：令和5年1月から2年間）に選出された。

令和5年1月には安保理議長を務め、国際社会が分断され得る状況を念頭に、林外務大臣が「法の支配」に関する閣僚級公開討論を、石兼国連大使が「平和構築」に関する常駐代表級公開討論を主催する等、国際の平和と安全の維持に係る議論に貢献した。また、理事国としてUAEと共同でアフガニスタンに関するペンホルダーに就任し、令和5年3月には、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）のマンデートを1年間更新する決議の全会一致での採択を実現した。その他、安保理の活動に積極的に貢献すべく、アルシャバブ制裁（決議751号）委員会及びリビア制裁（決議1267号）委員会の議長、北朝鮮制裁（決議1718号）委員会、イラク制裁（決議1518号）委員会、文書手続作業部会、国際法廷作業部会の副議長、並びに、ICCファシリテーターに就任した。

4 国連平和構築基金拠出金・政務案件支援信託基金

(1) 国連平和構築基金拠出金

令和4年度当初予算及び補正予算による拠出を行った（令和4年度当初予算による拠出額：108,000千円、令和3年度補正予算による拠出額：112,320千円）。新型コロナウイルス感染症、気候変動、ロシアのウクライナ侵略の影響による食料・エネルギー不足等により、特に、アフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされ続けたりしている。これにより、情勢の不安定化や暴力が起こる可能性が高い状態にあることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。拠出を通じて、基金による、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の平和構築への参画支援等を通じた、複合的な紛争の根本原因への対処、暴力の拡大・拡散への防止に貢献した。

(2) 政務案件支援信託基金

「安保理作業方法に関するインタラクティブ・ハンドブック事業」および「迅速対処支援事業」に計24,300千円を拠出した。前者の事業は、安保理の議事運営に係る取決事項としての安保理作業方法へのアクセシビリティの向上を目指すものであり、令和5年6月の新ウェブサイト完成を目指してプロジェクトを進めた。後者は、予測困難かつ突発的な危機的事態への柔軟かつ迅速な対処のための支援事業であり、我が国は特にウクライナ関連支援事業にイヤーマークして拠出した。

中期目標（8年度）

国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及びPKO予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、令和6年12月までの安保理任期においては、理事国として国際の平和と安全の維持に係る議論に積極的に貢献する。

令和6年末まで理事国であることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。その後も関係の維持・強化のため、継続的に拠出額の増加を図る。

令和5年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を目指す。
 - (1) マネジメント改革のもと本格導入された単年度予算における事務局の活動や新規予算策定において改革の具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第5委員会において、通常予算については令和6(2024)年予算及びPKO予算については2023-24年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
 - (2) ジェネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
 - (1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、またNYや各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - (2) NYでの安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善や文言ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G4を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。
- 3 安保理がロシアによるウクライナ侵略等に有効に対応できておらず、試練の時にある中、安保理非常任理事国として、北朝鮮、ウクライナ、中東・アフリカ等の地域情勢及び法の支配、平和構築、国連平和維持活動、不拡散等のトピックに関する議論に積極的に貢献することで、安保理が国際の平和と安全の維持という責任を果たすよう務める。特に、令和5年1月の我が国議長月に取り上げたトピックである法の支配、平和構築について引き続き議論をリードする。
- 4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理を含む国連における活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年6月に行われた安保理非常任理事国選挙で我が国は当選を果たし、令和5年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務めていることから、次々回評価時前となる令和8年度末を達成年度として中期目標を理事国就任を踏まえた内容に見直すとともに、年度目標には、安保理非常任理事国選挙に係る取組ではなく、理事国としての今後の取組に関する内容を設定した。

測定指標6-2 我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標(---年度)

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

令和3年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われる講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページ(HP)における国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報をSNS等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年3月、国連協会との共催による「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業」を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により過去2回はオンラインセッションに切り替えていたが、本年度は、国連に対する興味関心の強い中高生を東京に招いて対面方式で開催した。国連機関邦人職員やJP0との意見交換、千玄室国連協会会長講話及び外務省員との意見交換、国連大学訪問等を実施した（オンラインのみの参加者も含めて計15人が参加）。また、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した結果、56回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ75,819人の参加があった（UNIC 東京集計）。さらに、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）への後援名義付与を行った。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンライン講演等を100回実施した。
- 3 外務省ホームページにおける「国連外交」のページでは、国連総会における一般討論演説や、事務総長や総会議長とのハイレベル会談の概要、国連調達、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」等、関連事業の実施後に概要をタイムリーに掲載した。国際機関人事センターホームページにおいても、人事関連情報等を随時発信した。関連情報については、外務省ツイッターや国際機関人事センターメーリングリスト、フェイスブック、ツイッター、リンクトインにて積極的に発信した。令和4年3月時点での人事センター関連 SNS 登録者数は、メーリングリスト約21,000、フェイスブック約48,000、ツイッター約12,000、リンクトイン約600となっている。
- 4 国連安保理が取り組む諸課題や日本の国連安保理政策等をテーマに国連安保理法政策研究会の会合を令和4年1月にオンライン形式で開催し、諸課題についての有識者との意見交換を行った。また、日本国際問題研究所、UNIC 東京等との共催で、有識者を招いての公開パネル・ディスカッションをオンラインで発信するウェビナーを2回実施した（第1回は4月13日（テーマ：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC））及び第2回は10月19日（テーマ：防災））。

令和4年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させる。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 国連安保理法政策研究会の会合等を開催し、有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年3月、国連協会との共催による「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業」を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度及び同2年度はオンラインセッション、令和3年度は東京研修に切り替えていたが、本年度は、従来どおりニューヨークへ国連に対する興味関心の強い中高生を派遣した。国連機関邦人職員との懇談会や国連機関訪問、政府代表部訪問、国連ツアー等を実施した。また、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した結果、43回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ12,013人の参加があった（UNIC 東京集計）。さらに、模擬国連や国連英検（国連協会主催）への後援名義付与を行った。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンライン講演等を87回実施した。
- 3 外務省ホームページにおける「国連外交」のページでは、国連総会における一般討論演説や、事務総長や総会議長とのハイレベル会談の概要、国連調達、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」等、関連事業の実施後に概要をタイムリーに掲載した。国際機関人事センターホームページにおいても、人事関連情報等を随時発信した。関連情報については、外務省ツイッターや国際機関人事センターメーリングリスト、フェイスブック、ツイッター、リンクトインにて積極的に発信した。令和5年4月末時点での人事センター関連 SNS 登録者数は、メーリングリスト約22,000、フェイスブック約48,000、ツイッター約14,000、リンクトイン約1,500となっている。
- 4 国連安保理が取り組む諸課題や日本の国連安保理政策等をテーマに国連安保理法政策研究会の会合を令和5年3月にオンライン形式で開催し、諸課題についての有識者との意見交換を行った。日本国際問題研究所の主催で、有識者を招いての公開パネル・ディスカッションをオンラインで発信

するウェビナーに参加した（6月16日実施。テーマは「ウクライナ危機と国連：その限界と可能性」）。

令和5年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 国連関連情報のタイムリーな掲載で外務省ホームページの関連部分をより一層充実させる。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 国連安保理法政策研究会の会合等を開催し、有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 6-3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

中期目標（7年度）

国際機関と我が国との連携を深め、効果的にグローバル課題の解決に取り組むべく、国際機関と我が国とをつなぐ存在である国際機関における日本人職員の増加に努めることとし、令和2年末時点で918名である国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を、令和7年までに1,000人とする。

令和3年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、令和2年末時点の918名から20名程度純増させる。
- 2 「若手職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮してJPOの派遣先を選定する。また、JPO派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPOの競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員のJPO派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣については、派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定するとともに、派遣後も国際機関に定着し、幹部を目指す者が輩出されるよう取り組む。また、「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームを活用して関係課室の連携維持・強化に取り組むとともに、関係省庁連絡会議の場を通じて省庁間の連携・協力を強化する。これらの実現に向け、有識者による応募書類添削・面接指導を活用する。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページやSNSへの訪問者数・フォロワーの増加や、JPO派遣の応募者数増につなげる。また、民間の有為な人材が国際機関を目指すことを促進するよう、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年末時点の国連関係機関における日本人職員数は956名。
- 2 若手職員増加に効果的なツールであり、日本人職員（専門職以上）の5割近くがその出身であるJPO派遣制度を通じて、国際機関との関係を強化するため、各国際機関主管課や在外公館と連携し、我が国外交上の重要分野、重点的な配属分野を聴取の上、JPOの派遣先を選定した。令和3年度の採用率（注）3年度前に派遣手続をとった者の採用率）は78.6%であり、日本人職員数全体の増加に貢献している。現役JPO向けのオンライン研修（応募書類添削・面接指導等）も継続し、約90名が参加した。現職国家公務員のJPO派遣について、令和3年度試験では合格者が出なかったため派遣者はいなかった。
- 3 「幹部候補職員派遣制度」の派遣について、我が国外交上の重点分野、派遣先機関における邦人

幹部候補職増強の意義・必要性等を総合的に検討して派遣を実施した。幹部へのキャリアパスは、必ずしも、国際機関に留まり勤務を継続することには限定されないが、目標に記述された「派遣後も国際機関に定着して幹部を目指す」との観点では、令和3年度までの派遣者のうち8割近くが派遣期間終了後も引き続き国際機関に勤務している。「中堅・幹部職員」増強のため、日本人候補者の競争力を強化すべく、有識者による応募書類添削・面接指導を継続的に実施した（令和3年度応募書類添削・面接指導：32回）。また、令和2年度（令和3年2月）に第1回を開催した「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」について、7月と令和4年2月に開催した。省内においても、国際機関関係各課を参加者とし、省内タスクチームを令和3年6月に開催し、邦人職員増強に関する連携を確認した。官民の内外から、優秀な人材が国際機関で活躍していけるよう、政府一体となった人材派遣や人材育成に関する体制を整備した。

- 4 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを中心に国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーの主催、外部イベントへの参加を併せて国内外で計91回のセミナーを実施した。これらのライブセミナーの視聴者に加え、国際機関人事センターHP上に掲載したセミナー動画の視聴者を併せて、世界各地に在住する15,000名以上にアウトリーチした（前年度は10,000名以上）。ツイッター（フォロワー数：約12,000）、フェイスブック（フォロワー数：約48,000）、メーリングリスト（登録者数：約22,000）、その他リンクインやつながりのある関係機関を通じた広報、関係省庁連絡会議のネットワーク、関係団体、学会、研究機関、大学教授及び関係有識者のネットワークを活用した多角的な広報を実施した。また、多様な人材が国際機関を就職先として考えられる環境を醸成するため、民間企業勤務者をターゲットとしたセミナーの開催をはじめ、法曹資格保有者や保健分野、ICT分野の人材などそれぞれの特定の層に特化した広報活動も実施した。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を継続実施した。令和3年度に新規2名及び継続3名の5名に対する支援を実施し、開始以降計6名に支援を実施。

令和4年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、令和3年末時点の956名から20名程度純増させる。
- 2 JPO派遣制度を通じた国際機関における日本人職員増強のため、外交上の重要性も考慮して戦略的にJPOの派遣先を選定する。また、JPO派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPOの競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員のJPO派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定する。「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームや関係省庁連絡会議等の場を活用しながら関係課室・省庁間の連携・協力を強化して取り組んでいく。また、これらのより効率的な実現に向け、外部有識者による応募書類添削・面接指導を活用し幹部ポスト候補者の競争力強化も図る。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページやSNSへの訪問者数・フォロワーの増加や、JPO派遣の応募者数増につなげる。また開発、貧困削減、保健、人道分野、人事、IT、財務、法務、調達、広報等、様々な分野の有為な人材が国際機関を目指すことを促進すべく、各分野に特化したセミナー実施の拡充や、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年末時点の国連関係機関における日本人職員数は961名。
- 2 若手職員増加に効果的なツールであり、日本人職員（専門職以上）の5割近くがその出身であるJPO派遣制度を通じて、国際機関との関係を強化するため、各国際機関主管課や在外公館と連携し、我が国外交上の重要分野、重点的な配属分野を聴取の上、JPOの派遣先を選定した。令和4年度の定着率（注）3年度前に派遣手続をとった者が次の国際機関のポストを得た割合）は7割を超えており、日本人職員数全体の増加に貢献している。現役JPO向けのオンライン研修（応募書類添削・面接指導等）も継続し、約80名が参加した。現職国家公務員のJPO派遣について、令和4年度は3名を派遣した。
- 3 「幹部候補職員派遣制度」を通じ、我が国外交上の重点分野、派遣先機関における邦人幹部候補

職増強の意義・必要性等を総合的に検討して派遣を実施した。幹部へのキャリアパスは、必ずしも、国際機関に留まり勤務を継続することには限定されないが、目標に記述された「派遣後も国際機関に定着して幹部を目指す」との観点では、令和4年度までに派遣期間を終了した被派遣者のうち4分の3近くが派遣期間終了後も引き続き国際機関に勤務している。「中堅・幹部職員」増強のため、日本人候補者の競争力を強化すべく、有識者による 応募書類添削・面接指導を継続的に実施した(令和4年度応募書類添削・面接指導：31回)。また、「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」について、令和5年3月に第4回会合を開催した。官民の内外から、優秀な人材が国際機関で活躍していけるよう、政府一体となった人材派遣や人材育成に関する体制を整備した。

- 4 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを中心に国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーの主催、外部イベントへの参加を併せて国内外で計82回のセミナーを実施した。これらのライブセミナーの視聴者に加え、国際機関人事センターHP上に掲載したセミナー動画の視聴者を併せて、世界各地に在住する15,000名以上にアウトリーチした。ツイッター(フォロワー数：約14,000)、フェイスブック(フォロワー数：約48,000)、メーリングリスト(登録者数：約22,000)、その他リンクトインやつながりのある関係機関を通じた広報、関係省庁連絡会議のネットワーク、関係団体、学会、研究機関、大学教授及び関係有識者のネットワークを活用した多角的な広報を実施した。また、多様な人材が国際機関を就職先として考えられる環境を醸成するため、民間企業勤務者をターゲットとしたセミナーの開催をはじめ、法曹・医療資格保有者や保健分野、財務、ICT分野の人材などそれぞれの特定の層に特化した広報活動も実施した。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を継続実施した。令和4年度に新規3名及び継続2名の5名に対する支援を実施し、開始以降計9名に支援を実施した。

令和5年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、令和4年末時点の961名から20名程度純増させる。
- 2 JPO派遣制度を通じた国際機関における日本人職員増強のため、外交上の重要性も考慮して戦略的にJPOの派遣先を選定する。また、JPO派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPOの競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員のJPO派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定する。「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームや関係省庁連絡会議等の場を活用しながら関係課室・省庁間の連携・協力を強化して取り組んでいく。また、これらのより効率的な実現に向け、外部有識者による応募書類添削・面接指導を活用し幹部ポスト候補者の競争力強化も図る。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページやSNSへの訪問者数・フォロワーの増加や、JPO派遣の応募者数増につなげる。また開発、貧困削減、保健、人道分野、人事、IT、財務、法務、調達、広報等、様々な分野の有為な人材が国際機関を目指すことを促進すべく、各分野に特化したセミナー実施の拡充や、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：JPO派遣者の派遣後の国際機関への定着率

(出典：外務省) (注)3年度前に派遣手続きをとった者の定着率	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	85.2%	78.6%	72.7%

参考指標2：国連関係機関で勤務する日本人職員数(12月末現在)

(出典：外務省)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度

	918	956	961
--	-----	-----	-----

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国連政策	136 (13)	162 (26)	66 (45)	55	6-1 6-2	0131
②国際機関邦人職員 増強	46 (32)	36 (31)	36 (31)	48	6-3	0132
③国際連合（UN）分担 金	26,001 (26,001)	26,411 (26,411)	25,911 (25,911)	31,191	6-1	0124
④国際機関職員派遣 信託基金（JPO）拠出 金	2,382 (2,323)	2,339 (2,050)	3,808 (3,749)	1,361	6-3	0125
⑤東京国際連合広報 センター拠出金	32 (32)	31 (31)	30 (30)	30	6-2	0126
⑥国際機関幹部職員 増強拠出金	157 (134)	213 (164)	319 (319)	174	6-3	0128
⑦国連総会議長信託 基金拠出金	3 (3)	0 (0)	10 (10)	0	6-1	0129
⑧国際連合平和維持 活動（PKO）分担金	62,253 (62,253)	55,059 (55,059)	53,192 (52,689)	52,834	6-1	0123
⑨国連平和構築基金 （PBF）拠出金	242 (242)	389 (389)	220 (220)	100	6-1	0127
⑩政務案件支援信託 基金拠出金	25 (25)	24 (24)	24 (24)	23	6-1	0130
⑪国際連合安全保障 理事会レパトワール 信託基金拠出金	—	—	6 (6)	—	6-1	0133

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回総理大臣施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）（九 外交・安全保障）
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）（人類共通の課題への対応）

測定指標 7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

中期目標（--年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

令和 3 年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第 3 委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、カンボジア人権状況決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
 - (2) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGs のターゲット 16.2 「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み）と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、令和 2 年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及び SDGs 達成への貢献を図っていく。
 - (3) G 7 即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G 7 即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。
- （注）G 7 シャルルボワ・サミット（平成 30 年 6 月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G 7 各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実

に実施する。令和3年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。
- (3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会（IHFFC）の活動の支援や国際人道法（IHL）の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアを中心とした世界における人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。特に10月には、第48回人権理事会において、カンボジア人権状況決議（カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進するほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長する内容）を主提案国として提出し、全会一致で採択された。また、12月には、第76回国連総会において、北朝鮮人権状況決議（北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を含め拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況に対する国際社会の懸念を受け、対応を求める内容）が採択されるよう、関係国間の議論に共同提案国として、積極的に関与し、同決議は全会一致で採択された。

- (2) OHCHRの活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及びOHCHR能力強化事業への援助を行った。また、10月には、ジュネーブの国連欧州本部で開催された第18回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した前田直子京都女子大学法学部教授が我が国出身初の委員として当選を果たした。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、子どもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

・GPeVACの理事国及びパスファインディング国（GPeVACにおいて、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、8月に子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画を策定した。

・平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んだ。その取組の一つとして、令和2年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入といった啓発活動を実施してきている。その一環として、外務省ホームページに、ポータルサイトを立ち上げ、行動計画などを紹介する動画発信や「ビジネスと人権」に関する企業の取組事例集（和文・英文）の公表などを通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行った。国際場裡では、6月の国連主催セミナーや11月のインドネシア外務省主催地域会合において、我が国の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニングの強化に力を入れた。更に、行動計画のフォローアップの一環として、企業の人権尊重に係る取組の実態を把握すべく、経済産業省と連名で「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」を9月から10月にかけて実施した。

行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として3月に設置した関係府省庁連絡会議については、12月に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組し、中谷総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補の下で、第一回会合を開催した。加えて、幅広い関係者との対話の場として円卓会議の第一回会合を7月、円卓会議の下に設けた作業部会の第一回会合を令和4年2月、さらに円卓会議の第二回会合を同年3月に開催するなど、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと議論を進めた。

- (3) 9月にオンラインで開催された民主主義共同体閣僚級会合に人権人道課長が参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的に行われるRRM関連会合に参加し、G7諸国と、偽情報を含む民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。また、12月に米国主催の民主主義のためのサミット（オンライン形式）にも岸田総理大臣が参加し、ステートメント

を実施するとともに、民主主義を強化するための議論に参加した。

2 二国間関係

6月に、第25回日・EU人権対話をオンラインで開催し、人権分野における両者の取組について意見交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

9月には、第11回日・カンボジア人権対話をオンラインで開催し、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の人権分野における取組や諸課題について議論し、日本側からはカンボジアにおける自由公正な選挙に向けた環境や市民社会の活動のあり方の問題について取り上げたほか、人権分野における国際場裡での協力等について意見交換を行った。

また、ミャンマーについては、令和3年2月の国軍によるクーデターを受け、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復を引き続き強く求めつつ、一日も早く、ミャンマーの人々の意思が反映される形で、人権・人道状況の改善が実現することを期待する旨、国際人権理事会等においても累次発言を行った。第75回国連総会及び第76回国連総会第3委員会においては、ミャンマー関連決議について、コンセンサスに参加し、共同提案国となった。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。なお、令和3年度に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による日本政府報告審査のための準備を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大により審査は令和4年度に延期された。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、8月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほか外部講師が出席し、自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会における活動やこれら条約における個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。

(3) 5月、宇都外務副大臣は、「紛争下の医療」に関する国連安全保障理事会決議第2286号の採択5周年に際し、国際社会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大下での医療アクセス及び医療従事者の保護を含め、紛争下の医療に関する一層の協力を促すためのビデオ・メッセージを発出した。

11月、赤十字国際委員会(ICRC)が主催するIHL模擬裁判ロールプレイ大会審査員として参加し、特に若い世代間におけるIHLの普及に寄与した。また、令和4年2月、国内におけるIHLの啓発・普及のための積極的な情報交換・議論の場として、日本赤十字社との共催でIHL国内委員会を開催したほか、日本赤十字社が主催によるIHLセミナーにおいて、日赤職員に対し、IHL分野の外交実務における日本政府の取組について紹介した。令和4年3月には、ジュネーブ諸条約のもとに設置されている国際事実調査委員会(IHFFC)に対して、約5,000スイスフランの拠出を行い、最大拠出国となった。

(4) 令和4年3月には、人権理事会ハイレベルセグメントにおいて中谷総理補佐官がステートメントを実施し、アジア地域及び国際社会の人権状況の改善に貢献し、「対話」と「協力」を重視した取組を進めていくとの決意を述べた。また、ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難し、国際人道法を含め、国際法上の義務の履行を強く求めるとともに、中国について、香港や新疆ウイグル自治区の人権状況を含め、昨今の情勢を深刻に懸念しており、建設的で具体的な行動を強く求めた。加えて、我が国の最重要課題である拉致問題の早期解決を求めた。さらに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。

令和4年度目標

1 国際社会

(1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。人権人道課内に新設される人権問題担当企画官のポストも活用し、深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めていく。

(2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」と協力・連携し、令和3年度に策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の周知、着実な履行を進める。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行や、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」、関係府省庁施策推進連絡会議を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任あ

る企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、政策形成、慣行改善等を通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していく。

(3) G7即応メカニズム(RRM)の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和4年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

(2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。

(3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会(IHFFC)の活動の支援や国際人道法(IHL)の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。

(4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

(1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、各種国際人権フォーラムにおいて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。例えば、3月の第49回国連人権理事会及び、12月の第76回国連総会において、北朝鮮人権状況決議(北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を含め拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況に対する国際社会の懸念を受け、対応を求める内容)が採択されるよう、関係国間の議論に共同提案国として、積極的に関与し、同決議は全会一致で採択された。新たに創設された人権人道課企画官のポストを通じて、日本国内における人権尊重の促進の各施策や、「ビジネスと人権」に係る政府の取組を国連人権理事会や国連主催のフォーラムにおいて発信した。そのほか、人権理事会及び国連総会第3委員会のいずれにおいても、新疆ウイグル自治区を中心とする中国の人権状況に懸念を示す共同ステートメントに日本がアジアから唯一これに参加した。

(2) OHCHRの活動に関しては、任意拠出金を通じてOHCHR東南アジア事務所におけるビジネスと人権に関する取組及びOHCHR能力強化事業への支援を行った。また、6月には、ニューヨークの国連本部で開催された第39回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した寺谷広司東京大学大学院法学政治学研究科教授が我が国出身の4人目の委員として当選を果たした。日本は1987年から現在まで、自由権規約委員会に継続して日本人委員を輩出している。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、こどもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

・GPeVACの理事国及びパスファインディング国(GPeVACにおいて、自国内のこどもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国)として、児童に対する暴力撲滅基金に対し、ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、ナイジェリア及びジンバブエの5か国における、脆弱な社会経済的状況下に置かれた家族や親、教員等への子育て支援及び家庭内暴力や虐待・性的搾取から児童を保護することを目的とする事業への拠出を行った。

・平成23年(2011年)の第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んだ。その取組の一つとして、令和2年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を

通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入といった啓発活動を実施しており、その一環として、企業における人権尊重の取組を後押しするため、9月には業種横断的な人権デュー・ディリジェンスに関するガイドラインを政府として策定した。また、10月から11月にかけては、マレーシア、フィリピン、インドネシア及びインドにおいて、現地駐在日本企業を対象にした人権デュー・ディリジェンス関連セミナーを開催した。さらに、UNDP への資金拠出を通じて、世界17か国で、企業に対する人権デュー・ディリジェンス実施支援及び政府に対する行動計画策定支援を実施した。

行動計画の実施状況の確認に当たって、中谷総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補の下で、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（6月、8月、9月）、幅広い関係者との対話の場として円卓会議（8月及び令和5年3月）、及び円卓会議の下に設けた作業部会（7月及び令和5年3月（円卓会議と合同））を開催するなど、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと更なる議論を進めた。

さらに、9月にバンコクで実施されたビジネスと人権地域フォーラムにおいて中谷総理補佐官が我が国の取組をアピールした他、国際機関におけるイベントや外国政府との二国間協議において、ガイドラインの策定を含む政府の取組を広報した。

(3) 7月にオンラインで開催された民主主義共同体運営理事国会合に人権人道課長が参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的開催される RRM 関連会合に参加し、G7 諸国と、偽情報を含む民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。また、3月に米国等5か国共催の民主主義のためのサミット（オンライン形式）にも岸田総理大臣が参加し、民主主義を含めた普遍的価値を重視する立場から、民主主義を守り、世界における人権を促進するために重視している点について述べるステートメントを実施し、韓国主催の反腐败をテーマとするアジア・太平洋地域セッションにおいて林外務大臣がビデオステートメントを実施した。

2 二国間関係

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、二国間人権対話は開催されなかった。一方、ミャンマーについては、令和3年2月の国軍によるクーデターを受け、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復を引き続き強く求めつつ、一日も早く、ミャンマーの人々の意思が反映される形で、人権・人道状況の改善が実現することを期待する旨、国際人権理事会等においても累次発言を行った。第77回国連総会第3委員会においては、ミャンマー関連決議について、コンセンサスに参加し、共同提案国となった。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、8月に障害者権利条約及び、10月に自由権規約に関して、それぞれ国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査が行われ、日本は、各条約の委員会との間で建設的な対話を行った。また、令和5年1月には、各国の人権状況を定期的に審査する国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）制度に基づき、我が国の審査が行われ、我が国は、各国からの指摘や質問に対し、我が国政府の立場や取組について適切に説明した。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。

(3) 11月にはアジア太平洋国際人道法地域会合に参加した。また、国際人道法（IHL）の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際委員会（ICRC）主催の IHL 模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役として講師を派遣した。令和5年3月には、ジュネーブ諸条約のもとに設置されている国際事実調査委員会（IHFFC）に対して、国際人道法の履行強化を目的として事務局及び委員会運営経費の支援として、約12,000スイスフランの拠出を行い、最大拠出国となった。

(4) 令和5年3月には、人権理事会ハイレベルセグメントにおいて昨年に引き続き中谷総理補佐官がステートメントを実施し、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、「ビジネスと人権」、こどもに対する暴力撲滅、ハンセン病差別撤廃、先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現、女性の人権の保護推進といった分野における日本の直近の取組を紹介した。

令和5年度目標

1 国際社会

(1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範

の構築に貢献する。深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めるべく、国連人権理事会理事国選挙で当選を果たし、令和6年1月から理事国に復帰する。また、我が国が主提案国として提出予定のハンセン病差別撤廃決議等に関し、上記テーマの重要性を国際社会に広く普及すべく、引き続きイニシアティブを取る。

(2) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」と協力・連携し、令和3年度に策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の周知、着実な履行を進める。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行や、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」、関係府省庁施策推進連絡会議を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、政策形成、慣行改善等を通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していく。また、行動計画の規定により、令和5年度に求められている「行動計画公表から3年後を目処とした関係府省庁における意見交換」を着実に実施し、引き続き実効性のある行動計画の実施促進を計っていく。

(3) G7即応メカニズム (RRM) の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体委員会への政府報告の提出や審査への対応について、着実に実施する。

(2) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会 (IHFFC) の活動の支援や国際人道法 (IHL) の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。

(3) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年には、日本が立候補している人権理事会理事国選挙が行われるほか、3年に一度のハンセン病差別撤廃決議の提出が予定されていることから、これらについて年度目標に追記した。令和2年に策定された「ビジネスと人権」に関する行動計画には、公表後3年後を目処とした関係府省庁における意見交換の実施を行う旨が記載されている。これを踏まえ、上記目標についても行動計画の着実な実施に向けた目標として、意見交換の実施を通じた行動計画の実施促進について年度目標に記載した。

測定指標7-2 人道分野での取組 (難民等への支援) *

中期目標 (一年度)

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

令和3年度目標

1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。

- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年度における第三国定住難民の受入れが見送られた後、令和3年度は、当初、第1回目の受入れ（第11陣）を9月に、第2回目の受入れ（第12陣）を令和4年3月に予定していた。しかしながら、令和3年中においても、国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、マレーシアでは活動制限令が発令され、個人の国内での移動が制限されたことから、第三国定住難民の候補者の面接を行うことが困難となった。また、我が国においても緊急事態宣言の発令に伴い厳格な水際措置が実施されたことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により国内における受入準備も困難な状況にあったこと等の事情から、関係省庁や UNHCR 及び IOM といった国際機関等からの意見聴取を行った結果、変更後のスケジュールでの受入れ及び面接調査の実施も困難であると判断した。関係省庁や UNHCR 及び IOM といった国際機関等からの意見を踏まえ、受入れスケジュールを再度変更し、令和3年9月に受入予定であった第11陣を令和4年3月に確実な定住支援のために規模を縮小して、4世帯6人を受け入れた。また、第12陣の面接調査は、令和4年2月に、日本とマレーシアをオンラインで結んで実施した。第12陣は、令和4年9月受け入れ予定である。このように、令和3年度においては、国内及びマレーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者の選定プロセス、入国や研修の方法などを検討し、実施してきたところであるが、定住支援の実施に関し有益となる知見も蓄積された。具体的には新型コロナウイルス感染症が収束していなくても事業を実施できるように、予防接種、PCR検査、陽性者が発生した場合の対応、オンラインでの面接、授業、打ち合わせ等のノウハウを習得できた。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均149人)を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来から UNHCR、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民支援業務の重要性が注目を集める中、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について関係省庁との連携強化に努めた。

令和4年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。

施策の進捗状況・実績

- 1 本来令和4年3月に予定されていたマレーシアからの第三国定住難民第12陣の受け入れは、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていたが、9月に第12陣29人の第三国定住難民を受け入れた。また、令和5年3月には第13陣21名のミャンマー難民を受け入れ、定住支援プログラムを実施した。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(204人)を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来から UNHCR、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。IOM に対しては、第三国定住難民への渡航前支援のために拠出金を出しており、日本に定住する準備に大きく貢献している。

- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民支援業務の重要性が注目を集める中、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について関係省庁との連携強化に努めた。

令和5年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。		人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（カンボジア人権状況決議、北朝鮮人権状況決議）	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（北朝鮮人権状況決議）	ハンセン病差別撤廃決議等、人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年度には3年に一度のハンセン病差別撤廃決議を我が国が主提案国として提出予定であるため、右につき年度目標値に追加した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	19 (6)	14 (9)	13 (19)	13	7-1 7-3	0142
②国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）拠出金（任意拠出金）	2 (2)	2 (2)	168 (168)	2	7-1 7-3	0135

③難民等救援業務委託事業（平成26年度までの予算事業名は、「難民等救援業務委託費」）	415 (415)	390 (390)	407 (407)	451	7-2	0140
④難民等定住者支援業務委託事業（令和元年度までの予算事業名は「第三国定住による難民の受け入れ」）	219 (169)	254 (254)	392 (392)	290	7-2	0141
⑤国際移住機関（IOM）拠出金（第三国定住難民支援関係）（任意拠出金）	35 (35)	31 (31)	30 (30)	30	7-2	0136
⑥「ビジネスと人権」に関する行動計画実施推進事業に係る経費	52 (43)	15 (11)	62 (0)	59	7-1	0143
⑦児童に対する暴力撲滅基金拠出金	153 (153)	0 (0)	100 (100)	0	7-1	0137
⑧国際事実調査委員会（IHFFC）拠出金（義務的拠出金）	3 (3)	4 (0.6)	4 (1.4)	5	7-1	0134
⑨国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）能力強化拠出金	-	26 (26)	29 (29)	28	7-1 7-3	0138
⑩国際連合開発計画（UNDP）拠出金	-	683 (683)	250 (250)	0	7-1	0139

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、ジェンダー平等の実現に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・女性活躍担当内閣総理大臣補佐官の任命（令和3年12月10日）
- ・第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
五 すべての人が生きがいを感じられる社会へ
- ・第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日）
六 包摂的な経済社会づくり
- ・第1回女性車座対話に当たっての岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和4年3月5日）
- ・国際女性会議 WAW!2022 における岸田内閣総理大臣開会挨拶（令和4年12月3日）
- ・「国際女性の日」に当たっての岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和5年3月8日）
- ・紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおける林外務大臣によるビデオ・メッセージ（令和4年9月22日）
- ・英国政府主催「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ（PSVI）国際会議」における高木外務政務官のビデオ・メッセージ（令和4年11月29日）
- ・第67回国連女性の地位委員会における一般討論に当たっての小倉将信女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）ビデオ・メッセージ（令和5年3月6日）

測定指標 8-1 ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信 *

中期目標（一年度）

国際会議や多国間協議は、女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等実現のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上でも、また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも重要である。そのような場で、ジェンダー平等の実現に係る国際的議論に引き続き積極的に参画するとともに、我が国が国内外で行っている女性のエンパワーメント促進・ジェンダー平等実現に向けた取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。また、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取組については、関係省庁と連携しつつ国内向けにも積極的に発信していく。

令和3年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- 2 (1) 女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
(2) G20（イタリア）及びG7（英国）における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G20の文脈では、平成29年G20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げが歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」の運営委員会の一員として、同基金の運営に積極的に関与するとともに、令和元年G20大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア、インドネシア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWERの設立目的であるG20各国の民間セクター代表間

の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20関係者等と緊密に連携する。

- 3 女子差別撤廃委員会から令和2年3月に送付された事前質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、国際女性会議 WAW! の開催には至らなかったものの、UN Women をはじめとする国際機関と協力し、国際社会におけるジェンダー平等の推進に寄与した。具体的には、6月30日から7月2日にかけて開催された「平等を目指す全ての世代」フォーラム首脳会合（UN Women 及び仏政府共催）の「ジェンダーに基づく暴力」行動連合のセッションに丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）が参加したほか、9月には、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおいて宇都外務副大臣がビデオ・メッセージを发出する等、これら国際機関の開催する各種イベントや会議に参加し、ジェンダー平等の実現に向けた知見や経験を共有した。また、これらの国際機関の実施する活動を通じ、職業訓練や起業支援を行うなど、途上国の女性たちの経済的エンパワーメントを支援した。このほか、令和4年度における改訂に向けて、市民社会の意見を聴取しつつ、より良い「女性・平和・安全保障に関する行動計画」のあり方についての検討を行った。こうした取り組みや国際社会におけるジェンダー分野の動向・世界的潮流の状況につき、女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において発信した（令和3年度の発信数：ツイッター295件、フェイスブック222件）。
- 2 (1) 令和4年3月には、日本の男女共同参画や女性参画推進のきっかけの一つとなった女子差別撤廃条約の内容と意義について現役の女子差別撤廃委員会委員に議論いただく、「女子差別撤廃条約を知っていますか？」を実施した。国内外からの参加者は536名であり、参加者からはそれぞれのセッションに関する事前質問が総計171件寄せられ、コロナ禍において一層問題が顕著となったジェンダー不平等の状況とより良い社会のあり方を考えるうえで有意義なものとなった。また、在パラグアイ大使館と在ジャマイカ大使がそれぞれ女性のエンパワーメント、女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）等をテーマとした在外公館主催のセミナーをオンラインで開催し、我が国の有識者と現地の有識者の意見交換を行うと同時に、我が国の男女共同参画関連施策の周知を同国に対して行った。邦人講師の選定については、内閣府男女共同参画局と協力して、セミナーのテーマに適した講師を選定し、日本国内の有識者と国外の有識者との間の人脈形成にも努めた。ウェビナーの視聴者数は合計153人であり、事後アンケートを実施した公館によると89%が「満足」または「やや満足」と回答している。
(2) G7英議長国の下において、ジェンダー平等は、開かれた、包摂的な、公正な社会の中核と位置付けられ、女子教育、女性のエンパワーメント、女性及び女兒に対する暴力の終焉が3つの主要な優先事項として取り上げられ我が国も議論に貢献した。また、平成31年以来再活性化された、ジェンダーの各分野の有識者で構成されるジェンダー平等アドバイサリー評議会（GEAC）が、G7首脳に対して14の提言を行い、その多くが首脳宣言に盛り込まれ、我が国は提言の実施についての議論に貢献した。
G20 イタリア議長国下では、8月、G20では初となる女性活躍担当大臣会合がサンタ・マルゲリータ・リグレにてハイブリッド方式で開催され、我が国から丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）がオンラインで開会セッションに参加した。また、G20 ローマ首脳宣言作成にあたり、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント促進のための議論に我が国は積極的に貢献した。さらに、G20 首脳会合において立ち上げ等が歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」や「女性のエンパワーメントと経済代表性向上のための民間アライアンス（EMPOWER）」の定期会合に参加し、これらの運営が円滑に進むよう努めた。EMPOWERの活動に賛同・参画するアドボケート（提唱企業）数は250社・団体（うち日本からは33社）まで増加した。また、日本民間代表が中心となって作成した各企業の好事例集を女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において紹介する等、広報活動に協力した。
- 3 女子差別撤廃委員会から示された事前質問票に書面回答する形で、12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画に基づく取組を中心に、関係省庁と連携して条約の実施状況を記載し、9月に第9回報告書として提出した。

令和4年度目標

- 1 国際女性会議 WAW! の開催等を通じて、日本政府が女性活躍推進を重視している姿及び国内外における先進的取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワー

クを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各府省と連携・協力する。なお、日本におけるジェンダー格差の状況が国際的にもある程度認知されていることは周知のとおりであるものの、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に向けた日本の各種国内施策や国際協力については認知されていない部分も未だあることから、国際会議の場やセミナー等を通じて積極的に対外発信していく必要がある。また、実証に基づく各国の先進的な取組や好事例に関する情報収集を各国の関係者との意見交換等から聴取し、関係省庁を始めとする日本国内に周知・共有することも外務省の役割の一つである。令和4年度においては、こうした観点からの発信を一層強化していく。

- 2 (1) 日本国政府の女性活躍推進の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図る。女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、引き続き、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を1件以上行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- (2) G7(独)及びG20(インドネシア)における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G7では、独議長下でジェンダー平等は優先課題の一つに挙げられており、ジェンダー平等大臣会合も開催予定のところ、令和5年の日本議長国年も見据えて議論に参加していく。G20の文脈では、インドネシア議長国下において、令和4年9月に第2回女性活躍担当大臣会合がハイブリッド形式で開催予定であり、同年11月に開催されるG20パリ・サミットでの首脳宣言にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進に向けた取組が引き続き言及されるようフォローしていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い延期されてきた国際女性会議 WAW!2022 を約3年ぶりに開催した。ヨハネソン・アイスランド大統領、サンドゥ・モルドバ大統領、バフス国連女性機関事務局長、バトツェツェグ・モンゴル外務大臣、マサゴス・シンガポール社会・家庭振興大臣(兼)第二保健大臣(兼)ムスリム問題担当大臣等、26か国から119名が登壇した(ビデオ・メッセージによる参加を含む)。対面及びオンラインによる初のハイブリッド形式での開催となった。全国22か所のサテライト会場と東京の会場とを繋ぎ、地方からの直接参加を可能とした。当日の対面参加者は300人以上、また、ユーチューブでの再生回数は1万6千件を超えた。「WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism 新しい資本主義に向けたジェンダー主流化」をメイン・テーマに、男女の賃金格差から、女性の平和・安全保障への参画、女性と防災まで、幅広く、かつ、包括的に議論し、あらゆる分野の施策にジェンダーの視点を取り入れることの重要性を再認識した。また、未来を担う若者世代の視点を交えながら、地方における諸問題にも目を向け、世代や地域を超えた議論を展開した。岸田総理は、開会挨拶の中で、「新しい資本主義の理念の下、世界各国の第一人者と共に多岐にわたる諸課題について議論を行い、これらをジェンダーの視点から有機的に結びつけることで、ジェンダー主流化を加速させていきたい」旨発言し、ジェンダー主流化の重要性を世界に向けて発信した。なお、WAW!の前後2か月間(10月3日から令和5年2月5日まで)を公式サイドイベント期間(WAW!ウィークス)とし、ジェンダー平等に向けた機運を醸成した。イベント登録数は107となった。さらに、令和5年3月に開催したWAW!2022フォローアップ会合では、WAW!2022の有識者会合のメンバー、登壇者、サイドイベント主催者及び関係各府省庁の関係者が一堂に会し、WAW!2022の議論の結果を回顧しつつ、現在や今後の取組について意見交換を行った。

ジェンダー分野においても、対面での各種会合が再び増加傾向になる中で、4月には、国連女性機関(UN Women)ドナー会合及びケアワークに関するG7関連会合に上杉外務大臣政務官が、また、9月に開催された紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)との共催サイドイベントにおいては、林外務大臣がビデオ・メッセージで参加したほか、今福総合外交政策局参事官らが対面で参加し、ジェンダー分野における有意義なネットワークを構築した。また、森総理大臣補佐官(女性活躍担当)が、シンガポール、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、米国、英国、アイスランド及びフィンランドを訪問し、当該国の関係者と意見交換し、人脈を構築したほか、サモアの女性・共同体・社会開発大臣とオンラインで会談する等、ジェンダー平等の実現に向けた知見や経験を共有した。

我が国のジェンダー分野における対外的な取組や国際社会におけるジェンダー分野の動向・世界的潮流の状況につき、女性参画推進室のSNS(ツイッター及びフェイスブック)において発信した(令和4年度の発信数:ツイッター492件、フェイスブック510件)。

2 (1) 8月、在マレーシア大使館が現地団体（タレントコープ（人的資源省傘下機関）、ASB（Asia School of Business等））とともに「女性のエンパワーメントセミナー～平等な社会と持続的な成長～」と題したセミナーをハイブリッド形式で開催し、セミナー講師として我が国から有識者を派遣した。同セミナーでは日本・マレーシア両国における女性のエンパワーメントの促進について、我が国の有識者と現地の有識者らの意見交換を行うと同時に、我が国の男女共同参画関連施策の周知を同国に対して行った。また、同セミナーを通じて、両国における女性活躍推進に携わる政府、経済界、市民社会等とのネットワークを構築した。セミナーには、対面にて100名、オンラインにて150名が参加し、セミナー後も多数の参加者が我が国の有識者と意見交換を行うなど盛況のうちに終了した。また、内閣府男女共同参画局及び関係各省と連携し、9月、UN Womenがニューヨークで開催した「HeForShe サミット」において、岸田総理が男女平等促進に取り組む男性の首脳として「HeForShe チャンピオン」に就任した際に発表したコミットメントを作成した。同時に、WAW!2022開催に向け、同会議のコンセプトノートの作成及び有識者会合の開催に際しても協力した。さらに、G7広島サミットに向け、ジェンダー分野においてG7議長国として国際社会に向けて発信すべき事項の検討に際して協力したほか、作業部会を共同議長として運営した。

(2) G7ドイツ議長下では、6月に開催されたG7エルマウ・サミットの首脳宣言では、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることが言及され、我が国も作業部会等を通じて積極的に議論に参加した。また、G7のコミットメントを継続的に監視するため、G7及びEUの国内・域内のジェンダー平等に係る12の指標について進捗を図表化した「ジェンダー・ギャップに関するG7ダッシュボード」が初めて作成され、指標の選定にあたって我が国は積極的に意見を出し議論に貢献した。また、10月には3年ぶりとなるG7男女共同参画担当大臣会合が開催され、小倉将信女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が出席した。

G20インドネシア議長国下では、8月、G20では2回目となる女性活躍担当大臣会合がバリにてハイブリッド形式で開催され、我が国から小倉女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）がデジタルにおけるジェンダー格差是正をテーマとしたセッションにオンラインで参加した。また、G20バリ首脳宣言作成にあたり、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント促進のための議論に我が国は積極的に貢献した。バリ首脳宣言では、女性及び女兒が新型コロナウイルスのパンデミックやその他の危機によって、不均衡に影響を受け続ける中、包摂的な回復及び持続可能な開発のための取組の中核に、ジェンダー平等と女性の活躍を位置付けるというコミットメント等が再確認された。さらに、G20首脳会合において立ち上げ等が歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）」や「女性のエンパワーメントと経済代表性向上のための民間アライアンス（G20EMPOWER）」の定期会合に参加し、これらの活動が円滑に進むよう議論に貢献した。

令和5年度目標

1 引き続き、国際会議の開催等を通じて、日本政府による女性活躍推進に向けた取組及び国内外における先進的取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各府省と連携・協力する。なお、日本におけるジェンダー格差の状況が国際的にもある程度認知されていることは周知のとおりであるものの、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に向けた日本の各種国内施策や国際協力については十分に認知されていない部分も未だあることから、国際会議の場やセミナー等を通じて積極的に対外発信していく必要がある。また、実証に基づく各国の先進的な取組や好事例に関する情報を各国の関係者との意見交換等により収集し、関係省庁を始めとする日本国内に周知・共有することも外務省の役割の一つである。令和5年度においても、こうした観点からの発信を一層強化していく。

2 (1) 上記観点から、日本国政府の女性活躍推進の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図る。女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、引き続き、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を1件以上行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

(2) G7及びG20におけるジェンダーの議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G7については、議長国としてジェンダー平等推進を主導していく立場にある。5月に開催されるG7広島サミットに向けて、我が国はジェンダー課題の解決に向けた議論を主導してきたが、引き続きジェンダー主流化の推進の観点から、各政策分野においてジェンダーの視点を取り入れた議論を進めることができるよう、関係各省と連携する。その際、G7の政府間のみならず、ジェンダー平等アドバイ

ザリー評議会（GEAC）やW7等の外部組織とも連携・協力する。G20の文脈では、インド議長国下において、令和5年8月に第3回女性活躍担当大臣会合が開催予定であり、また、同年9月に開催されるG20ニューデリー・サミットでの首脳宣言にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進に向けた取組が引き続き言及されるよう積極的に議論に参加していく。

(3) 我が国は令和3年9月に女子差別撤廃条約実施状況第9回報告を提出しており、対面審査の実施が予定されているが、新型コロナウイルスの影響で審査が遅延しており、時期は未定。審査を終えるまでは、委員の独立性について定める内部のガイドラインに従い、CEDAW委員を招聘することは出来ないが、仮に令和5年度中に対面審査が実施されれば、審査を終え次第速やかに招聘対象となる委員を3名程度選定し、招聘事業を実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

G7における議論・対話については、通常G7の議長国が主導的に行う立場にあることから、令和5年、日本がG7議長国に就任したことを受け、議長国としての取組としてG7における議論の主導及び関係各省・外部組織との連携を年度目標に追加した。

また、女子差別撤廃条約は新型コロナウイルス等の影響で対面審査が遅れており、対面審査を控えている間は招へい事業は自粛する必要があったが、今年度に審査が実施され得ることを予測し招へい事業のための予算を計上しているため年度目標に追加した。

測定指標8-2 「女性・平和・安全保障(WPS)行動計画」に資する政策の推進 *

中期目標（一年度）

国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進し、国内外におけるジェンダー平等の一層の定着を図る。

令和3年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金への運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書策定（隔年毎）に備える。また、令和4年度末までに改定・公表することとなっている第三次行動計画策定に向けて、現行の行動計画（第二次）の改善すべき点等について、関係省庁、有識者・評価委員、市民社会、実施主体となりうる日本の国際NGOとの意見交換等を実施し、使い勝手の良い行動計画となるよう意を用いつつ改定作業を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 UN Women に対して約1,292万米ドルを拠出し、ジェンダーに基づく暴力の被害者保護及び暴力撲滅に向けた啓発活動、脆弱な立場に置かれた女性の社会的・経済的支援等のほか、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた女性に対する生計支援、感染予防支援をアフリカ、中東、アジア地域で実施した。さらに、令和4年2月に第3回日・UN Women 政策協議をオンラインで実施し、同機関との協力関係を一層深化させた。また、加害者処罰に向けた活動を実施するSRSG-SVC事務所に対して、約18万ドルのコア拠出や約52万ドルのコンゴ(民)における紛争関連性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力と女性・女児への新型コロナウイルス感染症拡大の影響の緩和及び女性による対応の強化に関するプロジェクトに対する拠出を行い、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止に寄与した。このほか、GSF に対しては、令和2年度に続いて令和3年度も200万ユーロを拠出し、また、理事会メンバーとして同基金の運営・活動方針の議論に積極的に関与した。9月には、第76回国連総会のサイドイベントとして、「紛争関連の性的暴力の生存者に対する賠償：現状と展望」と題するオンライン・イベントを日本はGSFと他の理事国と共催し、宇都外務副大臣がビデオ・メッセージで出席し、プレゼンスの向上を図った。

- 2 令和4年度末までに改訂・公表する予定の第3次「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の策定に向けて、現行の行動計画（第2次）の改善すべき点等について、関係省庁との会合を6月に開催したほか、有識者・評価委員を交えた関係省庁との意見交換を7月に開催した。また、実施主体となりうる日本の国際NGOを含めた市民社会との意見交換等を7月に実施した。評価委員からの提言を踏まえて、新たな行動計画策定に向けた、現行の行動計画の見直しを行い、令和4年3月に評価委員との間で更なる意見交換を行った。また、WPS行動計画を関係省庁や国民に幅広く周知するためWPSに関するリーフレットを作成した。

令和4年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、我が方SNS（ツイッター及びフェイスブック）等を活用した広報活動や関係者との意見交換を通じて、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金の運営への積極的な参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を公表する。また、令和4年度末までに新たな行動計画を策定する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UN Women に対しては、令和4年度に約23百万米ドルを拠出し、ウクライナ、アジア、アフリカ、中東地域22カ国において紛争、自然災害等の人道危機下に置かれる女性・女児のジェンダーに基づく暴力からの保護、緊急支援、生計支援、職業訓練等の活動を支援した。こうした活動は支援国のWPSアジェンダ履行にも貢献した。さらに、令和5年2月に第4回日・UN Women 政策協議をオンラインで実施し、同機関との協力関係を一層深化させた。また、9月、UN Women がニューヨークで開催した「HeForShe サミット」に岸田総理大臣が参加し、男女平等促進に取り組む男性の国家元首として「HeForShe チャンピオン」に就任した。日本のジェンダー平等の実現に向けた取組について発信し、UN Women との連携強化の姿勢を示した。12月に東京で開催した国際女性会議 WAW!2022 において、パフース UN Women 事務局長が訪日し、基調講演を行い、コロナ禍において女性たちが受けた影響やジェンダー平等の実現に至るまでの諸課題と、それらを乗り越える道筋を示す等、同会議の意義や効果を高めるのに大きく貢献した。さらに、令和5年3月、UN Women が事務局を務める第67回国連女性の地位委員会（CSW）が開催され、小倉将信内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、デジタル分野における女性のエンパワーメントに向けた日本の取組を対外的に発信した。また、加害者処罰に向けた活動を実施する SRSG-SVC 事務所に対して、約19万ドルのコア拠出やマリにおける紛争関連の性的暴力の影響を受けた女性・女児へ医療面・心理的支援、社会的・経済的再統合支援を実施するプロジェクトに対する約91万ドルの拠出を行った。

GSF に対しては、令和4年度に200万ユーロを追加拠出し、我が国からGSFに対するこれまでの拠出は合計600万ユーロとなった。また、令和4年度も引き続き、我が国は理事会メンバーとして同基金の運営・活動方針の議論に積極的に関与した。9月に「HeForShe サミット」に参加した岸田総理大臣は、そのスピーチの中で、ウクライナを始め世界各地で女性や女児たちが紛争下の性的暴力という重大な人権侵害に直面しているとし、日本政府のGSFへの貢献の他、200万ユーロの追加拠出の実施につき言及し、本分野での積極的な貢献をアピールした。

さらに、同月、第77回国連総会のサイドイベントとして、日本はGSFと他の理事国（仏、英国、韓国）や米国、カナダ及びウクライナと共催し、「紛争関連の性的暴力生存者と共に創る賠償のあり方：得られた教訓と新たな好事例」と題するイベントをハイブリッド形式で開催し、林外務大臣がビデオ・メッセージで出席し、同分野における日本のプレゼンスの向上を図った。また、7月には、第50回人権理事会のサイドイベントとして、日本はGSFと他の理事国（仏、英国、韓国）及び米国、ウクライナ等と、ウクライナにおける紛争関連の性的暴力生存者に対する支援に関するサイドイベントをジュネーブにて共催したほか、12月に日本政府が東京にて開催した国際女性会議 WAW! の分科会において、GSF 共同設立者でありノーベル平和賞受賞者のムクウェゲ医師がオンライン形式で登壇するなど、GSF との連携を深め、同分野への日本の取組を強化した。

また、女性参画推進室のSNS（ツイッター及びフェイスブック）において、UN Women、SRSG-SVC 及びGSFの投稿やホームページの記事等を紹介するとともに、これら組織に対する我が国の支援に関

する情報を発信した（令和4年度の発信数：ツイッター77件、フェイスブック105件。）女性参画推進室による発信については、UN Women、SRSG-SVC 及び GSF 側にも好意的に受け止められており、リツイートされることもある。

- 2 第3次「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security）に関する行動計画」の策定に向けて、評価委員会との意見交換を4月と8月に実施したほか、メール等で意見を聴取した。また、実施主体となりうる日本の国際NGOとの意見交換を6月から7月にかけて実施し、さらに幅広くWPSに知見のある市民社会・NGOを対象にした意見交換を8月と9月に実施し、その後、関係省庁と調整の上、第3次行動計画策定作業を進めた。このほか、モニタリング作業部会状況報告書を踏まえ、評価委員による評価報告書の作成を進めた。

令和4年度内に第3次行動計画及び評価報告書を公表する予定が遅れた原因として、昨今の国際情勢などを踏まえて国際社会においてジェンダー課題の重要性が高まっていることに伴い、女性関連分野の業務量がこれまで以上に急増していることがあげられる。国内的には10月に上川陽子衆議院議員が代表を務める女性・平和・安全保障（WPS）議会人ネット JAPAN（WPS 議連）が結成され、11月に林外務大臣へ、12月に岸田総理大臣へ緊急提言を提出したことを受け、今後のWPS関連施策と行動計画との関係や評価につき、検討を深めた。なお、第3次行動計画は3月にパブリックコメントを実施し、4月末に公表済みである。評価報告書は令和5年度上半期中に公表できるよう作業中である。

令和5年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、我が方 SNS（ツイッター及びフェイスブック）等を活用した広報活動や関係者との意見交換を通じて、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金の運営への積極的な参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画について令和4年度末に公表予定だった第3次行動計画を4月に公表する。新たな行動計画について、NGO・市民社会への説明会を実施する。
- 行動計画の着実な実施を促進するため、関係省庁との連携を一層強化する。また、行動計画の実施についてモニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、公表する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第3次行動計画については、令和4年度内に公表が出来なかったため、令和5年度4月中旬に公表するよう変更し、市民社会への説明会の実施も追加した。

また、第2次行動計画から第3次行動計画の実施目標の変更に沿って、令和5年度目標においては評価報告書の作成を実施せず、関係省庁との連携強化を追加した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①女性・平和・安全保障（WPS）に関する行動計画関連経費	0.6 (0.6)	1 (1)	0.6 (0)	0.6	8-2	0148
②国連人権条約対日理解促進プログラム関連経費	2 (0)	0 (0)	0 (0)	4	8-1	0151
③国際女性会議（WAW!）開催関連経費	82 (18)	79 (8)	72 (125)	78	8-1	0149

④在外公館における女性関連セミナー開催経費	3 (3)	3 (0.3)	3 (2)	3	8-1	0150
⑤ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)拠出金(任意拠出金)	2,330 (2,330)	1,396 (1,396)	2,525 (2,525)	243	8-1 8-2	0144
⑥紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所拠出金(任意拠出金)	119 (119)	75 (75)	117 (117)	18	8-2	0145
⑦紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)拠出金	246 (246)	242 (242)	384 (384)	140	8-2	0147
⑧女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	8-1	0146

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働き掛け等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 211 回国会外交演説 (令和 5 年 1 月 23 日)
- ・ 第 211 回国会施政方針演説 (令和 5 年 1 月 23 日)
- ・ 第 10 回 NPT 運用検討会議一般討論演説 (令和 4 年 8 月 1 日)

測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標 (一年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期となっている第 10 回 NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、米国の新政権の誕生や核兵器禁止条約の発効等の情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 等の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の後継の取組や我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTO 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働き掛けを行うとともに、令和 3 年に開催予定の CTBT 発効促進会議の成功に向けて貢献する。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の

促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月に開催が予定されていた第10回NPT運用検討会議の延期が12月に決定し、今年度中は開催されなかった。そのため、提出済みの履行報告書は未公表であり、また提出予定であった作業文書の調整も停止している。他方で、NPT運用検討会議に向けての議論は継続した。例えば、令和4年1月には、NPTに関する日米共同声明を発出した。日米で、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTへのコミットメントを再確認する共同声明を発出することにより、同会議の早期開催を含め、「核兵器のない世界」に向けて前進するための機運の維持・向上を図った。
- 2 NPDIとして、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、核兵器国と非核兵器国の双方に対して具体的な行動を求める合意文書案（ランディングゾーン・ペーパー）を提出した。NPT運用検討会議の延期に伴い、予定されていたNPDI外相会合も延期となったが、こうした地域イニシアティブの枠組のみならず、核兵器国及び非核兵器国との間での二国間協議も実施し、運用検討会議に向けた取組を強化した。
- 3 我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、12月の国連総会において、核兵器国である米国、英国及びフランス、並びに多くの非核兵器国を含む様々な立場の国々による158か国もの支持を得て採択され、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献することができた。
12月に、第3回「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」をオンライン形式で開催、岸田総理が総理大臣として初めて本会合に参加し冒頭挨拶を行った。本会合には、核兵器国及び非核兵器国の双方の政府関係者並びに核軍縮に関する様々な立場の国内外の民間有識者が出席し、次期NPT運用検討会議のあり得べき成果や、NPTの3本柱（軍縮・不拡散・平和的利用）のバランスの取れた成果の在り方等につき、活発な意見交換が行われた。
- 4 9月、ハイブリット開催となった第12回CTBT発効促進会議において、茂木外務大臣が録画形式でステートメントを行い、署名開放から25年が経過し、検証体制の整備が推進されていることを歓迎しつつ、同条約発効に向けた日本の決意を新たに示した。同会議の最終宣言や12月に我が国が提出して圧倒的多数で採択された核兵器廃絶決議において、残りの発効要件国に対する署名・批准を促すとともに、二国間の協議の場においても、未署名国による早期の署名を求めた。
- 5 FMCTの交渉開始に向けた議論の進展のため、国連総会における核兵器廃絶決議での呼びかけ、軍縮会議を始めとする様々な会合における条約交渉開始に向けたハイレベルからのステートメント等を行った。
- 6 IPNDVや、国連の核軍縮検証政府専門家グループ（GGE）の会合は、新型コロナウイルスの影響を受け、従来の対面会合の延期や、実施するとしても全てオンライン会合となったが、日本の有識者と共に参加し、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証の議論に参画した。
- 7 NPT運用検討会議は延期となったが、2件延べ78名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が国連欧州本部にて開催された軍縮会議公式本会議「若者と軍縮」において、録画によるスピーチを行った。また、国連軍縮フェロウシップ・プログラムの一環として、広島市・長崎市と共同でオンライン形式で日本関連ワークショップを行ったほか（19か国19名の若手外交官が参加）、国連総会第一委員会において、軍縮・不拡散教育に関するステートメントを行った。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期され、令和4年8月に開催が予定される第10回NPT運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、ウクライナ情勢等の国際情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 NPT運用検討会議に向け、引き続き地域横断的なイニシアティブの取組として軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）や二国間協議を活用し、同会議の成功に向けた我が国としての取組・貢献を強化していく。
- 3 我が国が毎年国連総会に提出している核兵器廃絶決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。

- 4 CTBT の更なる前進のために未署名・未批准国、特に残りの発効要件国に対して早期の署名・批准を求める。二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を活用し、CTBT の発効促進や検証体制の強化に貢献する。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) や、国連核軍縮検証専門家グループ (GGE) といった国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、被爆の実相に対する理解を深める。
- 8 政府関係者や核軍縮に知見を有する有識者等の参加に加え、各国の現職や元職の政治リーダーの関与を得て、国際賢人会議を開催し、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を高め、核軍縮分野における日本の貢献を効果的に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第 10 回 NPT 運用検討会議は 8 月 1 日から 26 日に米国ニューヨークの国連本部において開催された。日本は同会議において意義ある成果が収められるよう日本単独の取組に加え、NPDI やストックホルム・イニシアティブによる作業文書の提出など複数国の取組を含め、全力を尽くして対応した。同会議では、初日に岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席して一般討論演説を行い、「厳しい安全保障環境」という「現実」を「核兵器のない世界」という「理想」に結び付けるための現実的なロードマップの第一歩として、核リスク低減に取り組みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の 5 つの行動を基礎とする「ヒロシマ・アクション・プラン」を提唱し、会議において意義ある成果が収められるよう各国に呼びかけた。同会議では、最終的にウクライナをめぐる問題を理由にロシア 1 か国のみが反対し、成果文書のコンセンサス採択に至らなかったものの、締約国間の真剣な議論を経て最終成果文書案が作成された。次回の運用検討会議の会期 (令和 8 (2026) 年) やそれに向けた会議プロセス、さらには、日本が NPDI を通じて従来から主張してきた運用検討プロセス強化に関する作業部会の設置が合意された。
- 2 NPDI を通じた取組として、第 10 回 NPT 運用検討会議に向け、NPT の 3 本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、最終成果文書に盛り込むべき要素を提案する作業文書 (「ランディングゾーン・ペーパー」) を提出した。同会議の最終成果文書案には NPDI がこの作業文書を通じて提案した多くの要素が盛り込まれた。このほか、日本が NPDI を通じてこれまで提案してきた NPT の運用検討プロセス強化に関する作業部会の設置が全会一致で合意された。8 月にニューヨークで開催された第 11 回 NPDI ハイレベル会合には、岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席し、会合後に共同声明が発出された。ロシアによるウクライナ侵略を受け、各国の立場の隔たりがある中でこうした共同声明が発出できたことに各国から一定の評価を得た。
- 3 我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、「ヒロシマ・アクション・プラン」の内容を踏まえつつ、核兵器の不使用の継続や透明性の向上、被爆の実相への理解向上のための軍縮・不拡散教育の重要性などを国際社会に呼びかけるものであり、10 月の国連総会第一委員会では 139 か国、12 月の国連総会本会議では 147 か国の幅広い支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国、英国及びフランスのほか、NATO 加盟諸国、オーストラリア、韓国などの米国の同盟国や、核兵器禁止条約推進国を含む様々な立場の国々が含まれており、核軍縮の進め方をめぐり立場が異なる国々がいる中で共通の基盤の形成に向けて貢献するとともに、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の機運を一層高めることにも寄与した。
- 4 岸田総理大臣は、8 月の NPT 運用検討会議の一般討論演説において、CTBT フレンズ会合の初となる首脳級での開催を発表した。同会合は 9 月の国連総会ハイレベルウィーク期間中に開催され、岸田総理大臣が出席し、CTBT の早期署名・批准等を求める共同声明が採択された。
- 5 FMCT の交渉開始に向けた議論の進展のため、国連総会における核兵器廃絶決議での呼びかけ、軍縮会議を始めとする様々な会合における条約交渉開始に向けたハイレベルからのステートメント等を行った。上記 3 の核兵器廃絶決議においても、FMCT の交渉の即時開始や核兵器国に対する核兵器用核分裂性物質 (FM) 生産モラトリアムの宣言又は維持の要請が盛り込まれた。
- 6 IPNDV や GGE の会合は、新型コロナウイルスの影響を受け一部はオンラインでの開催となったが、

徐々に従来の対面会合も復活し実施され、日本の有識者の参加も得て、現実的かつ実践的な取組として12月のIPDNVシドニー全体会合や9月及び2月のGGE等の会合において核軍縮検証の議論に参画した。

- 7 令和4年度では、1件3名に「非核特使」を、5件延べ79人に「ユース非核特使」を委嘱した。また、10月には国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、各国の若手外交官等26名（うち国連職員2名）が、長崎・広島・東京を訪問し被爆体験講話などが実施された。8月のNPT運用検討会議では、89か国・地域を代表して、軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを実施した。
- 8 12月に広島にて国際賢人会議第1回会合を開催し、白石隆座長（熊本県立大学理事長）を含む日本人委員3名の他、核兵器国、非核兵器国等からの外国人委員10名の合計13名の委員が対面参加し、オバマ元米国大統領等によるビデオ・メッセージも得つつ、率直かつ忌憚のない議論が行われた。また、閉会セッションには岸田総理大臣が参加した。2日間にわたり、委員は核軍縮を取り巻く現下の国際情勢や安全保障環境についての分析を行うとともに、核軍縮を進める上での課題等について闊達な議論を行うなど、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的な機運を今一度高めていく上で重要な一歩を記す会合になった。

令和5年度目標

- 1 5月に開催予定のG7広島サミットでは、被爆地広島での開催となることも踏まえ、核軍縮・不拡散に関するG7首脳の決意及びコミットメントを確認するとともに、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運を一層高めるよう取り組む。
- 2 本年夏の第1回準備委員会を皮切りとした、令和8（2026）年開催予定の次回NPT運用検討会議につながるプロセスに向け、引き続き地域横断的なイニシアティブの取組としてのNPDIや二国間協議を活用し、同会議の成功に向け我が国としての取組・貢献を強化していく。
- 3 我が国が毎年国連総会に提出している核兵器廃絶決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTの更なる前進のために未署名・未批准国、特に残りの発効要件国に対して早期の署名・批准を求める。本年開催予定のCTBT発効促進会議や二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を活用し、CTBTの発効促進や検証体制の強化に貢献する。
- 5 FMCTの交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 IPDNV等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、核軍縮の進展に向けた現実的かつ実践的な取組として、核軍縮検証の議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」や「ユース非核特使」などの取組を積極的に進める。国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、被爆の実相に対する理解を深める。また、今般新たに我が国が拠出し国連が立ち上げ、核兵器国、非核兵器国の双方を含む各国からの若手政策決定者や研究者等を日本に招き、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークを作ることを目的とする「ユース非核リーダー基金」を通じた取組の効果を最大限発揮できるよう、国連と引き続き緊密に連携していく。
- 8 政府関係者や核軍縮に知見を有する有識者等の参加に加え、各国の現職や元職の政治リーダーの関与を得て、国際賢人会議を開催し、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を高め、核軍縮分野における日本の貢献を効果的に発信する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第10回NPT運用検討会議の結果やG7広島サミットを開催することを踏まえ、核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化するため、年度目標を変更した。

最近の核軍縮検証の分野における議論では、「核戦力の透明性等核軍縮の進展に向けた議論」という観点からは議論がなされていないので、年度目標を変更した。

令和4年8月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議に際して岸田総理大臣が立上げを発表した「ユース非核リーダー基金」に関し、右基金を通じた取組の効果を最大限発揮するための国連との緊密な連携を年度目標に追加した。

測定指標 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標 (一年度)

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

令和3年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会 (3月、6月、9月及び12月) 及び総会 (9月) に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、7月に英国との間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議やG7不拡散局長級会合 (NPDG) 等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど、関係国・IAEA 等と緊密に意思疎通を図った。
- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA の権限を強化する追加議定書 (AP) の締結に向けた働き掛けを率先して行った (令和3年末時点の AP 締約国数は 138 か国 (前年比+2))。例えば、9月の IAEA 総会の場を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化に向けた同志国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。

年に5回開催される IAEA 理事会の場において、我が国は指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど、我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9月の第65回 IAEA 総会では、井上信治内閣府特命担当大臣が一般討論演説 (ビデオ録画) を行った。なお、同総会には、上坂内閣府原子力委員会委員長と引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が政府代表として出席し、我が国の立場を発信するとともに、グロッシェ IAEA 事務局長、フルービー米エネルギー省核安全保障庁長官及びジャック仏原子力代替エネルギー庁長官とのバイ会談を通じて、不拡散政策や原子力の平和的利用に関する緊密な連携を確認した。令和4年2月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 年次会合が開催され、同会合においては、国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内保障措置の実施状況につき説明を行うなど、関連した議論に積極的に参加した。
- (2) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化に

対する支援をすることが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。

- (3) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA 理事会において、イランに対してコミットメントの遵守及び IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) の各輸出管理レジームの会合 (オンライン含む) や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを發揮した。
- 4 (1) 二国間レベルの協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかった。
(2) 令和 4 年 3 月に第 17 回アジア不拡散協議 (ASTOP) をオンラインで開催した。新たに英国及びドイツが参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題、輸出管理の強化及び信頼醸成措置、ウクライナ情勢について議論を行い、参加者間の情報共有を図るとともに共通認識を醸成した。令和 4 年 2 月には、第 28 回アジア輸出管理セミナーをオンラインで開催し、32 か国・地域と国際機関等から約 400 人が参加した。また、アジア諸国の輸出管理能力構築支援の一環として、12 月に経済産業省とともに JICA 課題別研修「戦略的安全保障輸出管理向上」をオンラインで実施した。スリランカ、インドネシア及びカンボジアから計 7 名が参加し、安全保障の観点から輸出管理の必要性及び制度整備の重要性にかかる認識を共有した。
- 5 (1) PSI のイタリア主催オペレーション専門家グループ (OEG) 会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き開催延期となった。
(2) 10 月にハイブリッド形式で開催されたシンガポール主催 PSI 訓練「Deep Sabre 21」に警察庁、財務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊と参加し、米国、豪州、ニュージーランド、韓国等の関係国とともに、拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和 4 年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長体制の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金及び任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会 (3 月、6 月、9 月及び 12 月) 及び総会 (9 月) やアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 会合等の保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、これらの開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA への保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を図るよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを發揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の不拡散への理解促進及び輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー、不拡散にかかる JICA 課題別研修等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国及び各国との連携強化及び能力向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、10月に米国との間で実施した二国間の不拡散協議やG7不拡散局長級会合(NPDG)等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど、関係国・IAEA等と緊密に意思疎通を図った。
- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えてIAEAの権限を強化する追加議定書(AP)の締結に向けた働き掛けを率先して行った(令和4年度末時点のAP締約国数は141か国(前年比+3))。5月には、グロッシーIAEA事務局長が外務省賓客として訪日し、林外務大臣との会談において、核不拡散の観点からIAEA保障措置の強化につき意見交換を実施し、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、9月のIAEA総会の場合を活用し、AP普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、AP未締結国に対する各種取組を継続して行った。

年に5回開催されるIAEA理事会の場合において、我が国は指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段であるIAEAの保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど、我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9月の第66回IAEA総会では、高市早苗内閣府特命担当大臣が一般討論演説(ビデオ録画)を行った。なお、同総会には、上坂内閣府原子力委員会委員長と引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が政府代表として出席し、我が国の立場を発信するとともに、IAEA及び米・仏・英・独等とのバイ会談を通じて、不拡散政策や原子力の平和的利用に関する緊密な連携を確認した。12月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)年次会合がベトナムで開催され、同会合においては、国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内保障措置の実施状況につき説明を行うなど、関連した議論に積極的に参加した。
- (2) IAEAの効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEAの保障措置制度の基盤の安定化・強化に対する支援をすることが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEAサイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。IAEA理事会等の場合を通じて、指定理事国として、保障措置の実効性向上・効率化に向けたIAEAの取組を支持する旨を表明した。
- (3) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA理事会において、イランに対してコミットメントの遵守及びIAEAとの完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)の各輸出管理レジームの会合(オンライン含む)や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSGの強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 4 (1) 二国間レベルの協議として、10月に日米不拡散協議を令和元年以来3年ぶりに開催した。アジアを含む国際社会全体の拡散懸念に関する脅威認識の共有を両国で確認し、具体的な連携強化のための取組についても議論した。
- (2) 令和5年2月には、第29回アジア輸出管理セミナーを対面で開催し、30か国・地域と国際機関等から約150人が参加した。開会挨拶では武井外務副大臣から輸出管理の取組がアジアの不拡散体制を強化するために重要であることを強調し、本セミナーを通じてアジア各国・地域から参加した輸出管理担当者の認識向上と能力構築に寄与した。ASTOP及びJICA研修については日程等の都合上令和4年度内には開催しなかった。
- 5 (1) PSIイタリア主催オペレーション専門家グループ(OEG)会合には、日程の都合上参加を見送った。
- (2) 8月にハイブリッド形式で開催された米国主催PSI訓練「Fortune Guard 22」に警察庁、財務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊と参加し、米国、豪州、ニュージーランド、韓国等の関係国とともに、拡散阻止能力の向上や連携強化、PSIの取組への理解促進等を図った。
- 6 (1) 令和5年3月に国連軍縮部(UNODA)と国連大学(UNU)との共催で、国連安保理決議第1540号(1540決議)の履行促進に向けた「1540決議ステークホルダー会合」を開催し、全ての参加者は、決議履行に向けた取組を強化し、今後も連携をしていくことで同意した。

(2) 令和5年3月に「第1回グローバル・パートナーシップ (GP) WG 会合作業部会」を開催し、1540 決議履行促進の重要性について議論した。

令和5年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長体制の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金及び任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働きかけを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会（3月、6月、9月及び12月）及び総会（9月）やアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）会合等の保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、これらの開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA への保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の不拡散への理解促進及び輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー、不拡散にかかる JICA 課題別研修等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国及び各国との連携強化及び能力向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練
- 6 G7 議長国かつ安保理非常任理事国として、特にインド太平洋地域における 1540 決議履行を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

G7 議長国かつ安保理非常任理事国として、不拡散分野においては特にインド太平洋地域における 1540 決議履行を重視しているため、従来の年度目標に追記した。

測定指標 9-3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組

中期目標（--年度）

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

令和3年度目標

- 1 生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。
 - (1) BWC 非締約国に対して、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、多国間及び二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、また、BWC 履行支援ユニット（ISU）の取組を支援することで、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、BWC 締約国会合及び専門家会合等の各種関連の国際会合等が開催される場合には、積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出したり、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の開催が見込まれる運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
 - (3) 最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内

- 関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップ（1回）及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業（複数回）などを効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
- (1) 11月の締約国会議、7月、10月及び令和4年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、主に昨今の化学兵器の使用を踏まえて、関係国と連携し、OPCWの活動の維持及び強化を図りつつ、化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組及び措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国の加入に関する働き掛けを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC体制の強化に貢献する。また、我が国の知見を活用し、我が国として国際協力を実施し、または、OPCWによる国際協力を支援する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、OPCWによる、年12回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約20件行われる国内産業査察が再開される場合には、適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約(BWC)

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南スーダンが批准準備を行うに至った。
- (2) 8月の専門家会合に専門家とともに参加し、意図的な生物兵器の使用への国際的対応能力の強化、生物兵器使用疑惑の調査に係る国連の対応能力の強化に係るワークショップの結果をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、4月及び6月に開催されたG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。
- (3) 令和4年1月、バイオセキュリティ関わる学術関係者、政府関係者等と意見交換を実施し、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展について報告を行った。
- (4) 令和4年3月、東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップや国連事務総長メカニズムの強化事業を含む、国連軍縮部が実施する生物化学兵器使用に対する国連及び関係機関の連携対応の強化事業を実施し、BWC体制の強化に貢献した。

2 化学兵器禁止条約(CWC)

- (1) 締約国会議(11月)及び執行理事会(年3回開催)等の各種条約関連会合に積極的に参加し、シリアの化学兵器使用事案やロシアのナヴァリヌイ事案に関し、有志国と連携して、事案に対するロシアの説明責任を求める質問状の共同署名国となるなど、条約関連会合において化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組を実施した。また、平成30年の第4回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者特定のための仕組みに関する決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム(IIT)の活動経費を含む予算案の締約国会議での採択等、IITの客観性や信頼性を支持し、活動継続を可能にする取組を行った。
- (2) 非締約国に対するCWC加入の呼び掛けを実施した。北朝鮮のCWC加入の重要性について、OPCW会合等の機会でも主張し、締約国からの理解を深めた。また、非締約国がCWCに加入することを想定したOPCWの準備作業を支援した。
- (3) OPCW締約国会議及び執行理事会の議論に参加し、化学兵器のない世界の実現に向け、露ナヴァリヌイ氏事案に対する質問状への共同署名国になる等国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況下で令和2年3月以降我が国への査察は中断されていたが、令和3年11月に関係省庁との調整の上、我が国内での査察を1件受け入れ、我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCWの検証査察の履行に貢献した。

令和4年度目標

1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWCの締約国会合、専門家会合及び5年に1度の第9回運用検討会議やG7の枠組みであるグ

グローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、我が国の提案を作業文書として提出し、BWCの実施強化に貢献する。

- (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に意見交換を行う。
- 2 化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。
- (1) 11月の締約国会議、7月、10月及び令和5年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWへの拠出を通じて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC体制の強化に貢献する。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大を考慮しつつ、OPCWによる遺棄化学兵器関連査察や、国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約（BWC）

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南スーダンが批准するに至った。
- (2) 12月、5年に1度開催される運用検討会議に専門家とともに参加し、最終報告書への文言提案を複数行う等、議論の取りまとめに貢献した。また、信頼醸成措置の拡大、意図的な生物兵器の使用への国際的対応能力の強化、生物兵器使用疑惑の調査に係る国連の対応能力の強化に係るワークショップの結果をまとめた作業文書等、締約国中最多となる計10本の作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化にも貢献した。また、11月にドイツで開催されたG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ会合に参加した他、令和5年3月には我が国議長の下で同会合が東京で開催され、議長国として各メンバー国のバイオ関連の専門家による意見交換や取組紹介を企画・実現した。
- (3) 上記運用検討会議に先立ち、バイオセキュリティに係る学術関係者との意見交換を実施し、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展について報告を行った。

2 化学兵器禁止条約（CWC）

- (1) 締約国会議（11月）及び執行理事会（年3回開催）等の各種条約関連会合に積極的に参加し、シリアの化学兵器使用事案やロシアのナヴァリヌイ事案に関し、有志国と連携して、事案に対するロシアやシリアの説明責任を求める共同ステートメントの共同提案国となるなど、条約関連会合において化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組を実施した。また、令和5年5月に実施される第5回運用検討会議に向けたオープン・エンド作業部会の副議長に就任し、CWC場裏における各種論点に係る議論を奨励し、運用検討会議での最終報告書の基礎となる議長テキストの取りまとめに貢献した。
- (2) 北朝鮮を含めた非締約国に対するCWC加入の重要性について、OPCW会合等の機会で主張し、締約国からの理解を深めた。また、非締約国がCWCに加入することを想定したOPCWの準備作業を支援した。
- (3) OPCW締約国会議及び執行理事会の議論に参加し、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方など、化学兵器のない世界の実現に向けた議論に積極的に貢献した。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況下で長らく我が国への査察は中断されていたが、経済産業省や防衛省等の関係省庁との調整の上、令和4年には通常のペースで査察を受け入れる体制に戻り、21件の査察を受け入れた。引き続き我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCWの検証査察の履行に貢献した。

令和5年度目標

1 生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWCの締約国会合、作業部会会合等の国際会合に積極的に参画し、またG7議長国としてG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ会合の生物セキュリティ作業部会及び化学セキュリティ作業部会を主催し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、我が国の提案を作業文書

として提出し、BWCの実施強化に貢献する。

(3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に意見交換を行う。

2 化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。

(1) 5月に実施される5年に1度の運用検討会議、11月の締約国会議、7月、10月及び令和6年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。

(2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。

(3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWへの拠出を通じて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC体制の強化に貢献する。

(4) OPCWによる遺棄化学兵器関連査察や、国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年は日本がG7議長国を務めることを踏まえ、G7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ会合の生物セキュリティ作業部会及び化学セキュリティ作業部会を主催することにつき年度目標に追加した。

測定指標 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（一年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

令和3年度目標

1 武器貿易条約（ATT）について、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献する。

2 発効から20年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第19回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。

3 クラスタ弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスタ弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスタ弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。

4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。

5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容を有する決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

1 ATTについて、8月の第7回締約国会議までは引き続き管理委員会メンバーとして、また9月以降は第8回締約国会議副議長として、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献した。また、日本が最大ドナーである任意信託基金において引き続き選定委員を務め、条約履行の促進に貢献した。令和4年1月～2月には、議長であり普遍化作業部会共同議長でもあるドイツの呼びかけによる条約普遍化のための共同デマルシュに参加し、未締約国に対して首都ベースでATT加入を働きかけた。ATT締約国・地域は、令和4年3月末時点で111か国に達し、フィリピンが新たに加入した。

- 2 対人地雷禁止条約については、11月に開催された第19回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・履行強化のための取組実施に貢献した。また、同条約の「協力と支援の強化」委員会のメンバー（同締約国会議後は委員長）として、地雷対策に係る国際協力及び支援の促進に貢献した。更に、令和4年3月に開催された対人地雷禁止条約第7回プレッジング会合には、小田原外務副大臣がビデオ・メッセージの形で参加し、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。
- 3 クラスター弾に関する条約については、9月に開催された第2回検討会議第二部において、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化、強化のための取組を実施した。また、不発弾による被害者への支援や危険回避教育等の支援を引き続き行い、不発弾対策の問題に取り組む環境の醸成に努めた。
- 4 CCWの枠組みでは、LAWSに関し、8月、9月及び12月に開催された政府専門家会合に代表団を派遣し、各議題において積極的に発言したほか、6月に、米国、英国、豪州、カナダ及び韓国とともに共同文書を提出し、アジア諸国を含めた国際社会における共通認識の形成、議論の発展に貢献した。また、我が国の小笠原軍縮代表部大使がCCW改定議定書Ⅱ（地雷・ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書）の締約国会合議長国を務め、即席爆発装置(IED)宣言の更新をIEDコーディネーターである仏・コロンビアとともに主導するなど、LAWS以外の分野においても、CCWにおける議論に対する積極的な貢献を行った。12月に行われた第6回CCW運用検討会議においても、そうした議論を踏まえる形で成果文書が採択された。
- 5 小型武器問題については、7月に開催された国連小型武器行動計画(PoA)第7回隔年会合(BMS7)において、小型武器対策の重要性について述べると共に、PoAの履行促進を通じた小型武器の流用及び非合法取引の防止、PoAが隔年で求める国別報告の提出による透明性の確保を各国に呼び掛けた。また、小型武器対策への日本の支援をアピールし、他国にも支援を促すと共に、受益国のオーナーシップや支援の有効活用を呼びかけ、議論及び成果文書の採択に貢献した。BMS7に先立ち、6月には、国連代表部において小型武器に関するオンライン・セミナーを米国のシンクタンクと共催し、約170名が参加した。

国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、同決議案は本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非合法な取引の根絶や、各国がPoAを効果的に実施することの重要性を強調し、さらに小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮基金(SALIENT fund)」を通じた協力を呼び掛ける内容であり、国際社会が一丸となって小型武器問題に取り組む環境を醸成する上で意義を有する。

12月には、武器の非合法移転及び流用に関する国連安全保障理事会決議案(メキシコ提案)の共同提案に参加し、同決議案は安全保障理事会において採択された。

令和4年度目標

- 1 武器貿易条約(ATT)について、条約の履行促進の議論に積極的に貢献する。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第20回締約国会議会期においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・強化のための取組を呼びかける。また、同会期間中、「協力と支援の強化」委員長として、地雷対策に係る国際間の協力及び支援の促進に貢献する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、条約の普遍化に取り組むと共に、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続し、係る支援を通じて、クラスター弾対策実施の環境醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、条約の履行促進に向けた議論に貢献する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおける、自律型致死兵器システム(LAWS)の議論において、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保するべく、これまでの議論を反映させた成果物の策定に向け、アジアを含む関係国と調整を行い、令和3年6月に米英豪加韓と提出した共同提案をフォローするとともに、更なる提案を行う可能性を含め、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し議論に貢献する。

- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会に提出している小型武器非合法取引決議案についても、採択に向けた議論に建設的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ATT について、8月の第8回締約国会議までは同会議の副議長として、条約の効果的な履行の議論、透明性、普遍化等に積極的に貢献した。また、日本が最大ドナーである任意信託基金において引き続き選定委員を務め、条約履行の促進に貢献した。ATT 締約国・地域は、12月末時点で、ガボン及びアンドラが新たに加入し、113か国に達した。
- 2 対人地雷禁止条約については、11月に開催された第20回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・履行強化のため、会議における代表ステートメント等を通じて右取組実施に貢献した。我が国は、同条約の「協力・支援の強化」委員会の委員長として、地雷対策に係る国際協力及び履行支援の促進に貢献した。締約国会議に先立ち、6月に実施された会期間会合では「地雷除去と協力支援」及び「被害者支援と協力支援」の2つのパネル・ディスカッションにおいて共同議長を務め、我が国の取組を紹介するだけでなく、締約国間のコーディネーションを促し、地雷分野における主要国としてプレゼンスを一層高めた（同会合では JICA もカンボジア等における日本の地雷分野での取組を発表した）。更に、令和5年3月に開催された対人地雷禁止条約第8回プレッジング会合には、武井外務副大臣がビデオ・メッセージの形で参加し、カンボジアと協力して実施しているウクライナへの地雷除去分野での支援を始め、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。
- 3 クラスタ弾に関する条約については、8月に開催された第10回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、締約国と共にクラスタ弾に関する条約の普遍化、強化のための取組を実施した。また、不発弾による被害者への支援や危険回避教育等の支援を引き続き行い、不発弾対策の問題に取り組む環境の醸成に努めた。
- 4 CCW の枠組みでは、LAWS に関し、7月及び令和5年3月に開催された政府専門家会合に代表団を派遣し、各種議題について国際人道法遵守を促進する観点等から、積極的な発言を行った。また、令和5年3月には、アジア諸国を含めた国際社会における共通認識の形成、議論の発展に貢献すべく、令和4年3月に提出した共同提案をアップデートする形で、米国、英国、豪州、カナダ及び韓国とともに共同文書を提出した。なお、LAWS 以外の分野においても、即席爆発装置 (IED) にかかる議論等、CCW の枠組みにおける各種議論に対しても積極的に取り組んだ。また、CCW の枠外における国際人道法履行強化にかかる取組として、11月に爆発性兵器 (EWIPA) に関する政治宣言採択式が行われ、我が国から吉川政務官が出席した。
- 5 小型武器問題については、9月の国連総会において、我が国はコロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、その後12月、同決議案は本会議において87か国の共同提案国を得て、コンセンサスで採択された。同決議は、各国が国連小型武器行動計画 (PoA) を履行することの重要性を強調し、各国が PoA 下において、その効果的履行のために国内の関係措置をとることにコミットするものであり、国連小型武器 PoA の実施促進のための国際協力・支援等の必要性を強調し、その観点から、小型武器フェローシップ・プログラムの設置と令和6年からの開始を決定するなど、国際社会が一丸となって小型武器問題に取り組む環境を醸成する上で意義を有するものである。我が国も2百万米ドルを拠出した小型武器対策メカニズム (SALIENT) においてはカメルーン及び南スーダンでのプロジェクトが進捗した。

令和5年度目標

- 1 武器貿易条約 (ATT) について、条約の履行促進の議論に積極的に貢献。アジア太平洋地域を中心に条約の普遍化に努める。条約が求める透明性の義務 (報告) においても積極的な役割を担う。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。令和6年に予定される第5回運用検討会議を念頭に、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、令和5年議長国である独はじめ締約国と共に、対人地雷禁止条約の普遍化・強化のための取組を呼びかける。また、同会期間中、「協力・支援の強化」委員として、地雷対策に係る国際間の協力及び支援の促進に貢献する。
- 3 クラスタ弾に関する条約については、条約の普遍化に取り組むと共に、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続し、係る支援を通じて、クラスタ弾対策実施の環境醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、条約の履行促進に向けた議論に貢献する。

- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおける、自律型致死兵器システム（LAWS）の議論において、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保するべく、これまでの議論を反映させた成果物の策定に取り組み、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し議論に貢献する。その際には、令和5年3月に米英豪加韓と提出した共同提案に対する支持拡大も念頭に、関係国との調整を行い、共通認識の醸成に取り組む。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。特に、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会に提出している小型武器非合法取引決議案については、ペンホルダーとして議論をリードし、採択に向けた議論に建設的に貢献する。
- 6 現在、弾薬に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）が継続しており、まずは有志国と協力して、成果文書の合意を確保し、その後右に係る、国連総会での採択を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

上記1の武器貿易条約（ATT）については、令和5年度の同条約の議長国が昨年度以上に重点を置いている条約普遍化及び透明性の義務に関して、我が国としてもより具体的且つ積極的な取組を行っていくとの目標を明記。2の対人地雷禁止条約については、令和6年に予定される第5回運用検討会議は5年に一度行われる大規模な会議であり、右を念頭に、今年度から作業を進めていく観点から、より積極的な役割を果たすことを目指す。上記6の弾薬に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）は、令和4年度目標設定時にはどのような形で議論がされていくか不明であったものの、昨年度5月に第1回オープン・エンド作業部会が開催され、それ以降、具体的に成果文書を作成することで議論が進み、現在右に向けて作業が継続している。令和5年6月に第4回オープン・エンド作業部会が開催予定であり、右における成果文書の合意を目指している。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①包括的核実験禁止条約（CTBT）国内運用体制整備	203 (187)	197 (191)	79 (72)	77	9-1	0152
②軍備管理・軍縮・不拡散への取組	34 (1)	35 (10)	33 (19)	32	9-1 9-2 9-3	0153
③通常兵器の軍備管理	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。 武器貿易条約（ATT）、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働き掛け等を積極的に行う。 これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。				9-4	—
④核軍縮の実質的な進展のための賢人会議	40 (2)	23 (2)	23 (28)	28	9-1	0154
⑤ARF不拡散・軍縮会期間会合に係る経費	9 (0)	0 (0.9)	0 (0)	0	9-1	—
⑥国際原子力機関（IAEA）分担金	3,845 (3,845)	3,861 (3,861)	4,094 (4,094)	4,617	9-2	0173
⑦包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会分担金	1,417 (1,247)	1,252 (1,245)	1,284 (1,284)	1,408	9-1	0156

⑧化学兵器禁止機関 (OPCW)分担金	713 (713)	702 (702)	757 (757)	677	9-3	0155
⑨国際原子力機関 (IAEA) 拠出金(核不 拡散基金)	0 (0)	0 (0)	122 (122)	0 (0)	9-2	0174
⑩化学兵器禁止機関 (OPCW) 拠出金(義務 的拠出金)	56 (56)	78 (57)	57 (0)	68	9-3	0157
⑪ワッセナー・アレ ンジメント(WA)分担 金	23 (23)	23 (23)	25 (25)	25	9-2	0158
⑫特定通常兵器使用 禁止制限条約(CCW) 締約国会議等分担金	11 (11)	11 (11)	14 (14)	10	9-4	0159
⑬生物兵器禁止条約 (BWC)分担金	14 (11)	19 (19)	17 (17)	15	9-3	0160
⑭対人地雷禁止条約 締約国会議等分担金	10 (10)	11 (11)	11 (10)	14	9-4	0161
⑮核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議 分担金	40 (17)	9 (0)	14 (14)	18	9-1	0162
⑯クラスター弾に関 する条約締約国会議 等分担金	15 (14)	5 (0)	5 (5)	7	9-4	0163
⑰クラスター弾に関 する条約履行支援ユ ニット拠出金	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.7	9-4	0172
⑱国際連合軍縮会議 拠出金(任意拠出金)	1 (0)	0.9 (0)	0.9 (0)	0.8	9-1	0164
⑲特定通常兵器使用 禁止制限条約(CCW) 締約国会議等拠出金	0 (0)	0 (0)	0.9 (0)	1	9-4	0165
⑳武器貿易条約 (ATT) 締約国会議等 分担金	10 (8)	12 (12)	11 (11)	14	9-4	0166
㉑対人地雷禁止条約 拠出金	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	9-4	0167
㉒包括的核実験禁止 条約機関(CTBTO) 準 備委員会拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-1	0175
㉓国際連合軍縮会議 等拠出金(グローバル 及び地域的な軍縮 会議のための信託基 金拠出金)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-1 9-2	0168
㉔武器貿易条約任意 信託基金拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-4	—
㉕包括的核実験禁止 条約(CTBT) 国内観測 所の緊急改修(包括 的核実験禁止条約機 関(CTBTO) 準備委員 会拠出金)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-1	0176

②⑥化学兵器禁止機関 (OPCW)任意拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-3	0170
②⑦国連軍縮部拠出金 (SALIENT)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-4	0171
②⑧化学兵器の再出現 防止：シリア関連信 託基金への緊急支出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-3	0169
②⑨核軍縮検証政府専 門家会合(GGE)にか かる経費	-	2 (0.2)	1 (2)	0	9-1	-
③⑩ユース非核リーダ ー基金拠出金	-	-	1,080 (1,080)	0	9-1	0178
③⑪括的核実験禁止条 約(CTBT)発効促進に 向けたインド・太平 洋地域会合の実施に 係る経費	-	-	-	5	9-1	新23- 0179
③⑫日米トラック1.5 会合に係る経費	-	-	-	5	9-1	新23- 0180
③⑬核実験検知能力強 化を目的とした放射 性希ガス共同観測事 業	-	-	18 (18)	0	9-1	0177

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・令和4年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における岸田総理の一般討論演説（令和4年8月1日）
- ・2020年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第2回準備委員会における河野外務大臣一般討論演説（平成30年4月24日）
- ・第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）
 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応
 - （6）原子力政策の再構築
 - ④国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築
 - （c）世界の原子力平和的利用と核不拡散・核セキュリティへの貢献
- ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月11日閣議決定）
 - 第2章第1節1.（3）ビジョンに向けた対策・施策の方向性(b)原子力における対応
- ・廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（第5回）（令和3年4月13日）における東電福島第一原発 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の決定

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標（--年度）

- 1 IAEA 等の国際機関やG7を始めとする関係国との協議への積極的な参加や国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティのさらなる向上を図りつつ、人材育成等を通じ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

令和3年度目標

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 IAEA との間で、令和元年に実施した「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づく机上訓練の成果を踏まえ、今後の核セキュリティ関連の政策策定及び関連する会合に出席し、積極的に議論に参加する。
- 3 令和3年度中に開催予定の改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けて、引き続き、準備会合が想定される場所、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年の議長国である英国及び令和4年の議長国であるドイツのリーダーシップの下、4月、8月、12月及び令和4年2月にG7の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）がオンラインにて開催された。各国が進む小型モジュール炉（SMR）の開発において、G7が核セキュリティの分野で果たすべき役割や国際協力の重要性、コロナ禍での各国の課題等を議論した。また、「大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」の核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）が6月、10月及び令和4年3月オンラインにて開催され、高濃縮ウランの最小化に関し、我が国より米国との協力を紹介するなど、積極的に議論に参加し、国際協力の重要性を再確認した。IAEAの輸送セキュリティに関するイニシアティブである INFCIRC909の枠組みでは、米国エネルギー省との共催で11月に人材育成をテーマにアジア地域向けのウェビナーを開催し、我が国の取組みやグッド・プラクティスの共有、イニシアティブへの参加奨励等を行った。また、アジア地域の共通の課題についてパネル・ディスカッションを実施した。

- 2 東京 2020 年オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、IAEA 及び関係省庁と緊密に連携を図った。また、令和元年に実施した机上訓練の成果等を再確認した。
- 3 令和 4 年 3 月に開催された改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けた準備会合やオープン・エンド会合では、本会議の運営方法や成果文書案の検討などの議論の場において、我が国の意見を積極的に発言した。アジア・大洋州向けの地域会合では、本条約の運用における地域の共通の課題等について議論を行った。締約国会議においては、我が国のナショナルステートメントにて、核物質防護の重要性を訴え、我が国の積極的な国際協力に係る取組み等を紹介した。

令和 4 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合（NRSWG 等）、アジア地域との関連会合（輸送セキュリティ等）への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、過去 2 年開催が延期されていた日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）を日本で開催し、米国との協力を強化、促進する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全、核セキュリティの観点から、IAEA の情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 4 年の議長国であるドイツのリーダーシップの下、5 月、11 月及び令和 5 年の議長国である日本のリーダーシップの下、2 月に G 7 の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）がハイブリッド又はオンラインにて開催された。コロナ禍における核セキュリティの変化やチェルノブイリ廃炉プロジェクトの状況について議論した。また、「大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」の核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）が 10 月にドイツにて、令和 5 年 3 月に令和 5 年の議長国である日本にて開催され、ロシアによるウクライナ侵略後の核セキュリティ体制等を議論した。
- 2 過去 2 年開催が延期されていた日米核セキュリティ作業グループ会合（NSWG）を 11 月に東京にて開催し、核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有した。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、IAEA の情報をフォローするとともに、G 7 として 4 月、5 月、8 月及び 10 月に不拡散局長級会合（NPDG）声明を発出するなど日本の考えを G 7 の一員として対外的に発信した。

令和 5 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合（G 7 議長国として NSSG の日本開催等）、アジア地域との関連会合（輸送セキュリティ等）への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）に積極的に参加し、米国との協力を強化、促進する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全、核セキュリティの観点から、IAEA の情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和 5 年度中にも G 7 議長国として NSSG を日本で開催することや NSWG が令和 4 年度中に開催されたことを受けて年度目標を見直した。

測定指標 10-2 東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（--年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。

- 2 廃炉・汚染水・処理水対策に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進め、透明性のさらなる向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 東電福島第一原発における多核種除去設備等 (ALPS) 処理水の処分の安全性に関して、国際社会に対して科学的根拠に基づき、高い透明性をもって説明を行った。具体的には4月、8月、9月、11月、12月、令和4年2月及び3月に在京外交団等向けの説明会を実施したほか、6月、9月及び12月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報の IAEA 事務局への提供、原則毎月1回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。IAEA は、11月に、東電福島第一原発事故後10周年の機会を捉え、各国専門家等によるパネル・ディスカッションを中心とした専門家会議をウィーンにおいてハイブリッド形式で開催し、日本はこれに積極的に貢献した。同会議では、事故後10年の間に、各国、国際機関がとった行動の教訓・経験を振り返り、今後の原子力安全の更なる強化に向けた道筋を確認した。
(2) 9月の第65回 IAEA 総会及び IAEA 6月理事会、同9月理事会、同11月理事会及び令和4年 IAEA 3月理事会において、ALPS 処理水の取扱いに関して、科学的根拠に基づいた透明性のある情報発信を積極的に行っている旨発言した。
- 2 (1) 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分に關する基本方針」が4月に公表されたことを踏まえ、7月に、IAEA との間で、ALPS 処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項 (TOR) に署名した。
(2) 令和4年2月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、東京電力福島第一原発における ALPS 処理水の安全性に関するレビューを行うとともに、国内関係省庁及び東京電力との間での今後の ALPS 処理水の取扱いに係る協力についての意見交換や東京電力福島第一原発の訪問を行った。令和4年3月にも、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、ALPS 処理水の放出にかかる規制面でのレビューを行った。
(3) 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11月に IAEA および韓国、ドイツ及びフランスの専門家を受け入れ、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和4年度目標

- 1 東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の安全性や廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、在京外交団等向け説明会等を通じて、引き続き積極的な情報発信を行う。
- 2 ALPS 処理水の処分に關し、IAEA との協力枠組みに基づき、IAEA との協力を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 東電福島第一原発における多核種除去設備等 (ALPS) 処理水の処分の安全性に関して、国際社会に対して科学的根拠に基づき、高い透明性をもって説明を行った。具体的には5月、6月、7月、11月、及び令和5年1月に、在京外交団等向けの説明会を実施したほか、5月、9月、11月及び令和5年2月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報の IAEA 事務局への提供、原則毎月1回の在京外交団等及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。IAEA は、9月の第66回 IAEA 総会において、ALPS 処理水にかかるサイドイベントを開催し、日本はこれに積極的に貢献した。
その他、特に関心のある国・地域に対しては個別に説明を行った。
- 2 (1) 11月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、東京電力福島第一原発における ALPS 処理水に係る第2回安全性に関するレビューを行うとともに、国内関係省庁及び東京電力との間での今後の ALPS 処理水の取扱いに係る協力についての意見交換や東京電力福島第一原発の訪問を行った。令和5年1月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、ALPS 処理水の放出にかかる第2回規制面でのレビューを行った。IAEA はそれぞれのレビュー実施後、報告書を公表した。
(2) 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11月に IAEA および韓国及びフィンランドの専門家を受け入れ、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和5年度目標

- 1 東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の安全性や廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が

国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、在京外交団等向け説明会等を通じて、引き続き積極的な情報発信を行う。

- 2 東日本大震災からの復興プロセスにおいて重要な課題である処理水の海洋放出について、国際社会に科学的根拠に基づく正確な情報が理解されるよう、IAEAによるレビューを受けつつ、国内外における透明性の高い情報提供に努めるなど、戦略的対外発信を一層強化する。
- 3 ALPS処理水の処分に関し、IAEAとの協力枠組みに基づき、IAEAとの協力を着実に進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年中にALPS処理水の海洋放出が開始される見込みである状況を踏まえ、IAEAとの協力、国際社会への理解醸成の取組や対外発信を一層推進していく観点から年度目標2を新たに追加した。

測定指標 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（一年度）

IAEA等の国際機関やG7を始めとする関係国との協力を通じて、日本の国際的な原子力協力を強化するとともに、原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む。

令和3年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）拠出金及び平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金による財政的支援、また、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEAによる原子力の平和的利用の促進に向けた活動を支援する。また、このようなIAEAに対する支援を通じ、原子力科学技術に知見や技術、関心を有する日本の人材、企業及び機関とIAEAとの協力強化を後押しすることで、原子力の平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。さらに、こうした日本の取組につき、RCA50周年記念行事やIAEA総会、理事会等の関連会合を通じて、国際社会に発信する。
- 2 1を含むIAEAによる原子力の平和的利用の促進に係る活動の支援を通じて、SDGsの達成など地球規模課題の解決に向けた取組を促進する。
- 3 グロッシェIAEA事務局長が上げたマリー・キュリー奨学金に対する支援を継続し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、TCFに対して、令和3年度に約738万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする、開発途上国を中心とするIAEA加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI拠出金により、新型コロナウイルス感染症対策に300万ユーロ、感染症対策（ZODIACプロジェクト）に800万ユーロ、海洋プラスチックゴミ問題に対応するため「NUTEC Plastics」プロジェクトに100万ユーロの拠出をはじめ、IAEAの活動を支援した。また令和4年2月にグロッシェIAEA事務局長が立ち上げを発表したがん対策に関する新たなイニシアティブ「Rays of Hope」に関し、IAEAと日本企業等関係者とのオンライン意見交換会を開催し、IAEAと日本企業等の連携可能性について意見を交わした。なお、IAEA総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEAの活動の重要性やPUIの有用性などが言及されており、その成果が評価されている。
- 2 IAEAは原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じてSDGs（特に、目標2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）及び17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、TCF及びPUI拠出金を通じて、IAEAによる取組を支援した。
- 3 原子力人材について、原子力関連の技術を有する日本の大学や研究機関等がIAEAのマリー・キュリー奨学金事業等に協力し、研修員受入等を行い、国内の技術や人材、組織の国際的認知度向上に貢献した。

令和4年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた

IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。

- 1を含むIAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。
- 3 令和4年2月に立ち上げたIAEAの新たなイニシアティブ「Rays of Hope」を支持し、がん対策をはじめとする医療分野における能力拡大支援や人材育成等に貢献する。
- 4 令和4年はRCA50周年であるところ、本機会に開催される記念行事においては我が国及び我が国専門家のこれまでの貢献について発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、令和4年度に、TCF に対して約750万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、ロシアによるウクライナ侵略に伴うウクライナ国内の原子力安全・核セキュリティ確保にかかる IAEA の活動を支援するため、PUI より約480万ユーロを拠出した。なお、IAEA 総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されており、その成果が評価された。
- 2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標2(飢餓)、3(保健)、6(水・衛生)、7(エネルギー)、9(イノベーション)、13(気候変動)、14(海洋資源)、15(陸上資源)及び17(パートナーシップ)) の達成に向けて取り組んでおり、TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。特に、IAEA は気候変動に対する取組を示すべく、令和4年の COP27 において初めて原子力に関するパビリオンを出展した。その際、我が国は PUI より4万ユーロの拠出を通じて、IAEA の活動を支援した。
- 3 IAEA が令和4年2月に立ち上げた新たなイニシアティブ「Rays of Hope」に関し、日本は同プロジェクトを支持するとともに、PUI より約300万ユーロを拠出した。
- 4 9月の第66回 IAEA 総会のサイドイベントとして、RCA50 周年の行事が開催され、我が国は政府代表や専門家の出席等を通じて貢献した。また、令和4年度においては、RCA のプロジェクト13件(医療6件、食料・農業3件、水管理・環境3件、工業1件)に我が国の専門家が参加し、アジア・太平洋地域における非発電分野の「原子力の平和的利用」に係る技術協力や共同研究の進展に貢献した。特に、医療分野の1件(緩和ケアにおける放射線療法標準化プロジェクト)については、我が国の専門家がリード・カンントリー・コーディネーターとしてプロジェクトをリードし、放射線医療に係る技術協力分野で大きな貢献を果たした。

令和5年度目標

- 1 技術協力基金(TCF)、平和的利用イニシアティブ(PUI)拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。
- 2 1を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。
- 3 ウクライナ国内の原子力安全・核セキュリティ確保にかかる IAEA の取組を支持し、支援する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年2月以降に生じたウクライナ国内の原子力安全・核セキュリティ確保に係る IAEA の取組の支援の必要性等を踏まえ、年度目標を見直した

測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議

中期目標(---年度)

二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

令和3年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。令和2年12月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、年内の締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

令和2年12月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、6月に国会の承認を得て、8月に締結し、9月1日に発効した。この議定書は、英国のEU/ユーラトム離脱に伴う同国において適用される保障措置の変更等を踏まえ、平成10年に発効した協定の一部を改めるためのもの。

また、令和3年度においては、二国間原子力協定等に基づき、原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施した。

令和4年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。また、原子力の平和的利用及び核不拡散を確保すべく締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。

施策の進捗状況・実績

令和4年度においては、二国間原子力協定等に基づき原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施した。

また、関係国との間で、二国間原子力協定の運用に関する意見交換を行った。

令和5年度目標

二国間原子力協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。また、原子力の平和的利用及び核不拡散を確保すべく締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

二国間原子力協定に関する交渉・協議に関する取組の重要性に鑑み、引き続き目標を維持し、その達成を推進する。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進	15 (11)	231 (63)	127 (75)	126	10-3 10-4	0181
②IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化	IAEAやG7各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、東電福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-1 10-2	—
③東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故	東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報				10-2	—

収束に関する専門知識等の各国との協力調整	発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。					
④国際原子力機関（IAEA）技術協力基金拠出金	893 (893)	893 (893)	961 (961)	1,060	10-3	0182
⑤平和的利用イニシアティブ拠出金	1,501 (1,501)	131 (131)	877 (877)	59	10-3	0183
⑥国際原子力機関拠出金（国際原子力機関緊急時対応能力研修センター（CBC）拠出金）	28 (28)	32 (32)	39 (39)	38	10-2	0184
⑦国際原子力機関（IAEA）拠出金（東電福島第一原発関連）	-	-	41 (41)	41	10-2	0185

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
 - 四 新しい資本主義
 - 九 外交・安全保障
- ・ 第 210 回国会所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
 - 成長のための投資と改革
 - 外交・安全保障
- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
 - 三 新しい資本主義（科学技術・イノベーション）
- ・ 統合イノベーション戦略 2022（令和 4 年 6 月 3 日）
 - 第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
 - （6）様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用
- ・ 第 6 期科学技術基本計画（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
 - 第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
 - 1. （6）（c）⑤科学技術外交の戦略的な推進

測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8 か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和 2 年度から持ち越しとなった英国やフランス等との協議実現に向け調整を継続する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 米国、スペイン、ノルウェー、EU 及びカナダのほか、令和 2 年度から持ち越しとなった英国、さらにイスラエルを加えた計 7 か国との間で政府間合同委員会をオンライン形式で実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や宇宙、海洋、医療・福祉テクノロジー研究等における協力について議論した。10 月に実施された英国との合同委員会では、両国にとっての研究や技術・イノベーション協力の価値を最大化するための促進メカニズム等の新しい活動について報告したほか、新たな優先事項につき情報共有し、科学コミュニティの強さを生かす機会を模索するとともに、会議終了後に両国で共同プレスリリースを発出した。また、令和 4 年 3 月に開催したイスラエルとの科学技術協力合同委員会では、両国の科学技術・イノベーション政策の進展や科学技術協力活動の現状、さらに研究者派遣等を通じた両国の大学・研究機関間の協力促進について協議を行った。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、フランスを始め、関係者が一同に会す対面形式での開催を希望する国とは合同委員会の開催が延期となり、令和 4 年度に持ち越

すこととなった。

- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和4年1月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。さらに、令和4年2月には主要科技先進国に所在する在外公館の科学技術担当官らを対象に、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問、狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問及び池松軍縮不拡散・科学部審議官らの本省関係者、並びに関連府省・機関等の関係者らを含む総勢約75名が参加する「在外公館科学技術担当官会議」を開催した。同会議では、科学技術外交の推進に係る諸施策の現状や今後、経済安全保障を巡る最近の内外情勢、我が国及び主要国の科学技術・イノベーション関連の主要戦略・方針や政策の動向等について関係者間で活発に議論を行って認識を共有すると共に、海外において国際共同研究等に携わる研究開発法人関係者や、海外に拠点を置き最先端の研究に従事する研究者らも交え、我が国の科学技術外交や関連政策等への期待や在外公館の更なる活用につき議論しており、関係者間の一層の連携強化と取組強化を図った。

令和4年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和2年度から持ち越しとなっているフランス等との協議実現に向け調整を継続する。また、科学技術協力協定等を含む様々な協力枠組みを活用することで、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 2 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、国内関係省庁との科学技術合同委員会戦略会議を開催することなどにより国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進や連携の強化に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度及び3年度から持ち越しとなったフランスに加え、ブラジル、南アフリカ、スウェーデン、オーストラリア、イタリア、スイス、独、ハンガリー、オランダ及びニュージーランドという計11か国との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術・イノベーション政策の進展、様々な分野での両国の科学技術協力活動の現状と今後の方向性について議論を交わしたほか、スイスやニュージーランドとの合同委員会では開催機会に合わせて両国の研究機関間等の協力覚書の署名も行われた。特に、新型コロナウイルス感染症が世界的に収束に向かう中で、関係者が一同に会す対面形式での開催を追求し、7月のフランスとの合同委員会を皮切りに、9か国との間で対面形式・ハイブリット形式での合同委員会を実施した。
- 2 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行い、連携強化と取組強化を図った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和5年3月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、在外公館を含む科学技術関係者に対して量子技術、AI、核融合、半導体等の先端技術開発を始めとする最新の国際科学技術動向や我が国の取組を含む科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和5年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。また、科学技術協力協定等を含む様々な協力枠組みを活用することで、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 2 限られた予算と人員の中で、戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、国内関係省庁との科学技術合同委員会戦略会議を開催することなどにより国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進や連携の強化に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間及び二国間の科学技術協力を貢献するとともに、加盟極との関係を増進する。

令和3年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の新たな協力フェーズの協力関係が促進されるよう、日EU間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の運転開始に係る調整についてEUと一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。新型コロナウイルス感染症の拡大が著しい中、我が国は、定例理事会や下部委員会を始めとする様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。実験炉の建設は、運転開始に必要な工程の約75%まで進捗しており、我が国として重要機器の一つであるトロイダル磁場コイルの製作・出荷を進める等、着実な貢献を行った。
- 2 ブローダー・アプローチについては、新型コロナウイルス感染症拡大によるEUからの研究者等の入国が困難な時期もあったが、我が国はEUと緊密に連携し、各プロジェクトの推進に取り組んだ。中でも、茨城県那珂市で行われているJT-60SAの統合試験運転に向けた取組において、我が国は、コロナ禍の厳しい状況においても、極力作業を中断することなくEUとの緊密な連携・共同作業に尽力した。

令和4年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の現フェーズでの協力関係が促進されるよう、日EU間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SAの運転開始に係る調整についてEUと一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。我が国は、定例理事会や下部委員会を始めとする様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。また、5月にビゴ前イーター機構長が病気のため急逝し、副機構長であった多田栄介氏が暫定的に機構長を引き継いだ際にも、建設工程の継続、次期機構長の選出（9月にバラバスキ現機構長が選出された）と新体制への円滑な移行に尽力した。実験炉の建設は運転開始に必要な工程の約78%まで進捗しており、我が国としては、重要機器の一つであるトロイダル磁場コイルについて、令和5年2月に予備基を除く我が国分担当分計8基の製作を完了させる等、着実な貢献を行った。
- 2 ブローダー・アプローチについては、我が国はEUと緊密に連携し、各プロジェクトの推進に取り組んだ。とりわけ、茨城県の那珂研究所で行われているJT-60SA計画（イーター計画と並行し、日EUが核融合実験装置JT-60SAでの研究を共同で実施）については、令和3年3月に発生した一部機器の損傷により統合試験運転を中断していたが、EUとの緊密な連携・共同作業の下、12月には該機器及び、同様の構造を持つ（損傷が発生し得る）機器の改修を完了し、統合試験運転再開へ向けた取組を着実に実施した。

令和5年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案について、バラバスキ機構長の下新体制となったイーター機構や、各極との円滑な調整

に引き続き取り組む。

- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の現フェーズでの協力関係が促進されるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に JT-60SA 計画は、統合試験運転の再開、そして年度中頃には初プラズマ運転を予定しており、各運転開始に係る調整、取組について EU と一層緊密に連携する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（一年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

令和3年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務所所在国の消費者物価上昇を反映した人件費の上昇により事務局運営経費は全体としては前年比 1%増額ではあったものの、センターの施設運営費（旅費や通信等）は 15%減額した。令和3年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合は目標値内である 7%であった。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は新規にカザフスタンにおけるケーブルの放射抵抗に関する研究とアルメニアにおける抗ウイルス性及び抗菌性化合物に関する研究の 2 件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んできた ISTC の知見を同地域以外でも活かし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めるとともに、ISTC とアフリカをはじめとする地域外との協力を支持し、12 月にはケニアが ISTC 理事会にオブザーバー参加した。

令和4年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTC 事務局に対し、引き続き予算・人員面での合理化を考慮した事務局運営に取り組むよう促した。2022 年は、事務所所在国の消費者物価上昇等により人件費が上昇したことで事務局運営経費全体は前年比 1.2%増となったものの、最低限の増額となるよう調整するため、ISTC 事務局は事務所運営費（通信等）を前年比 15%減額する予算措置を講じた。令和4年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合も目標値内である 8%であった。

- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は文部科学省予算により新規にジョージアにおけるコバルト系酸化物材料の熱電変換性能の向上に関する研究とタジキスタンにおける太陽光発電アプリケーションのためのセシウムスズ-トリハロゲン化合物に関する研究の 2 件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組み、近年は CBRN（化学・生物・放射性物質及び核）分野で様々な地域の科学者らの事業を支援している ISTC の知見を同地域以外でも活かし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めるとともに、ISTC とアフリカをはじめとする地域外との協力取組を支持した。7 月及び 12 月の運営理事会には ISTC への新規加盟に関するケニアとウズベキスタンがオブザーバー参加した。
- 3 我が国は、ISTC 事務局に対し 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への参加を促し、12 月の運営理事会を経て、ISTC は同万博への参加を決定した。

令和 5 年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組む、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10% 以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

中期目標（一年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に我が国の科学技術・イノベーションの強みをいかす観点からの取組及び発信を進める。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用すべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 及び 2 に関し、国内関係府省の取り進める個別の科学技術の社会実装や日本企業の海外プロジェクトへの参加促進の取組等との連携も念頭に置きつつ、外交当局として、外交政策の意思決定や地球規模課題の解決に科学技術の知見を活用し、また、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用することを取り進めた。

（1）助言・提言

科学技術外交推進会議（以下、推進会議とする。）の第 3 回会合を 7 月に、第 4 回会合を令和 4 年 3 月に開催した。その中で、9 月には、飢餓・栄養不良を改善し地球環境にも配慮した食料システム転換を図るべく、これに資する STI の世界的な利活用を促進し、あらゆるステークホルダーと協働して共に歩みを進めるため、「STEP (Systems Transformation to Ensure Planetary health) Initiative by STI」として 3 つの取組を提言した（第一に日本の強みを活かした STI ショーケースを策定すること、第二に国際機関等と連携し、世界規模での十分な対話を通じた STI ショーケースとマッチングファンドを構築・運用し、STI の利活用を促進することを主導すること、第三に STI ショーケースを用

いて主体的に開発戦略や政策作りを行う国・地域の活動、産官学民の連携、分野横断人材育成を積極的に支援すること。)

本提言の要素については、12月の東京栄養サミット2021に際して発出した、日本、米国、英国、イタリア、インド、欧州対外行動庁、オランダ及びカナダ(ケベック州政府)の外務省/外交機関/政府関連の科学技術顧問らとの共同声明に盛り込み、別途推進会議で、関係府省・機関・研究者・企業らの協力を得てとりまとめた我が国のSTIショーケースと併せて、対外発信した。

その他、推進会議の下で、①科学技術と安全保障の連関、②地球の健康、③デジタル・AI国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めてきている。②については、今後は科学技術外交とODAというテーマで、ODA関係者と科学者らを繋げるプラットフォームとして更に議論を開始することとなった。

さらに、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催した。コロナ禍のためオンライン開催としたことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が可能となり、様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われた(令和3年度中は7回開催し、のべ820人以上が参加。)

(2) ネットワーク構築活動

5月、9月、11月及び令和4年1月にオンライン形式で、令和4年3月はハイブリッド形式で開催された第13~17回外務省科学技術顧問ネットワーク(FMSTAN)会合に、科学技術顧問及び次席科学技術顧問が出席し、ポストCOVID時代の科学的助言及び科学外交等について議論した。また、8月の政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク(INGSA)2021会合への登壇(次席科学技術顧問)や、フロア在京EU代表部大使、カバト国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム事務局長との意見交換(科学技術顧問)を行ったほか、12月にオンライン形式で開催された「世界技術サミット」に出席し、「国境を越えて:クアッドにおける科学技術協力」と題するパネルセッションに登壇(科学技術顧問)し、米豪印を代表する科学技術顧問とともに議論した。加えて、在京外交団科学技術外交サークルのメンバーや、産学官の科学技術関係者らと意見交換を行った。

(3) 発信

5月の国連の開発のための科学技術委員会(CSTD)第24回会合では、新型コロナウイルス感染症とSTIの役割に関し、深紫外線LEDによりウイルス不活性化を可能とする技術など非医療分野での研究開発の重要性を積極的に発信した。また、9月のOSCEアジア国共催会議では、JAXAによる衛星観測データを活用した防災・環境保護に関する取組、地球規模課題解決を目指す日本と開発途上国との共同研究事業(SATREPS)などについて紹介した。更に、12月の世界技術サミット等において、日本の科学技術外交や科学技術イノベーションの動向・成果について発信した。また科学新聞特集記事となった「アジア・太平洋地域との科学技術協力の展望」の座談会にも参加した。

令和4年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の様々な活動や、科学技術外交推進会議の開催、さらに産学官の関係主体との連携等を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。
- 2 各国の科学技術顧問のネットワーク活動に参画し、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用する。
- 3 科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1及び2に関し、国内関係府省の取り進める個別の科学技術の社会実装や日本企業の海外プロジェクトへの参加促進の取組等との連携も念頭に置きつつ、外交当局として、外交政策の意思決定や地球規模課題の解決に科学技術の知見を活用することや、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用することを取り進めたほか、我が国産業界のニーズを踏まえた海外とのネットワーク構築支援などにも努めた。3については、関連会合で登壇することなどにより科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進めた。

(1) 助言・提言

6月には、科学技術外交推進会議(以下、推進会議とする。)で取りまとめた、科学技術外交を推進するに当たって重要となる我が国の科学技術力の基盤強化のために必要な取組を提言として外務大臣に提出した。特に、我が国の科学技術力の基盤を強化するべく、「人への投資」、すなわち人材の育成・活用を主眼・目的においた環境整備、制度設計、予算措置等の取組を進めること、また高度人材が産

学官セクター間、国内外で循環しネットワーク化して活躍することが、我が国の科学技術力、そして科学技術外交の強化につながることから、そのために必要な国内政策・外交政策の戦略的・統一的推進を提言した。

その他、8月に第5回目となる推進会議を開催し、①科学技術と安全保障の連関、②科学技術外交とODA、③デジタル・AI国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めた。

さらに、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催した。オンライン開催を継続したことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が引き続き可能となった。様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われた（令和4年度中は3回開催し、のべ230人以上が参加。）。

（2）ネットワーク構築活動

10月にジュネーブにて対面形式で、令和5年2月にオンラインで開催された第18～19回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）会合に、科学技術顧問及び次席科学技術顧問が出席し、現在の地政学的問題を踏まえた科学外交のあり方や災害及び復興における科学技術の役割等について議論した。また、科学技術顧問及び次席科学技術顧問は、10月に京都で開催されたSTSフォーラムに出席し、各国の科学技術分野の政策決定者と意見交換を行った。さらに、科学技術顧問は米国、独、イスラエル及びシンガポール（次席科学技術顧問同行）、次席科学技術顧問はジュネーブを訪問し、科学技術政策関係者や学術関係者、現地企業関係者等と意見交換を行った。さらに、カバト国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム事務局長との意見交換を行った。

（3）発信

科学技術顧問は、7月の第10回日仏科学技術協力合同委員会に出席し、日本の科学技術外交を紹介するとともに、地球規模課題の解決に向けた連携の重要性を強調した。また、令和5年3月にメキシコシティで開催された第2回STSフォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合に出席し、先端医療、ゲノム・データ基盤やシーズ開発・研究基盤強化などの我が国の取組を紹介しつつ、課題や今後のイノベーション等につき議論した。さらに、次席科学技術顧問が、12月にケープタウンで開催された世界科学フォーラムに出席し、日本の科学技術外交やそれを支える科学者の役割の重要性等について講演を行った。

令和5年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の様々な活動や、科学技術外交推進会議の開催、さらに産学官の関係主体、科学技術フェロー及び在外公館との連携等を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめるなど、外交上の成果に結び付けていく。
- 2 各国の科学技術顧問のネットワーク活動に参画し、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用する。
- 3 科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

科学技術顧問が座長を務める科学技術外交推進会議が、科学技術外交推進に当たり重要となる我が国の科学技術力の基盤強化のために必要な取組を纏め、提言として令和4年6月に外務大臣に提出した。同提言中に在外公館における体制・機能強化策として科学技術フェローの設置が盛り込まれていることを受け、令和5年度予算において同フェローの設置が認められたため、科学技術顧問の連携の対象として科学技術フェローを年度目標に追加した。

参考指標：ISTC事務局の職員数

(出典：ISTC理事会文書) 注：ISTC事務局の職員数（スル スルタン本部＋4支部事務所） の合計人数	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	32	32	33

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）		

	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額	関連する 測定指標	行政事業 レビュー事 業番号
①科学技術顧問関係 経費	24 (13)	22 (11)	21 (15)	20	11-4	0186
②科学技術に関する 二国間政府間対話の 推進	<p>科学技術協力協定に加え、EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。</p> <p>これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。</p>				11-1	—
③イーター計画等の 推進	<p>イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。</p> <p>関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。</p>				11-2	—
④国際科学技術セン ター (ISTC) 拠出金 (任意拠出金)	14 (13)	8 (8)	8 (8)	8	11-3	0187
⑤在外公館科学技術 フェロー関係経費	—	—	—	24	11-4	新 23- 0188

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-II-2）

施策名（※）	国際経済に関する取組				
施策目標	<p>日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。 				
目標設定の考え方・根拠	<p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。</p> <p>令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022について」においては、国際社会の安全保障環境が一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められるとの認識の下、経済安全保障の強化、日本企業の海外展開の促進、国際経済秩序の構築への取組、エネルギー・食料等の資源安全保障の強化が掲げられ、対外経済連携の促進については、多国間主義重視の下、人権を尊重し、環境にも配慮しつつ、自由で公正な経済圏の拡大、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとされた。また、2025年大阪・関西万博、2027年国際園芸博覧会を始め、大規模国際大会等については、これらに向け着実な準備を進めることが掲げられている。</p> <p>令和4年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略について」においても、我が国が守り、発展させるべき国益として、我が国の経済的な繁栄を主体的に達成しつつ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境を実現することが示されている。また、我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化の一つとして、エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保が挙げられている。</p>				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	627	712	704	669
補正予算(b)	0	△220	771	771	/
繰越し等(c)	0	0	0	7,365	/
合計(a+b+c)	627	492	492	8,840	/
執行額(百万円)	281	281	177	5,437	/
同（分担金・拠出金）	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の状況（百万円）	当初予算(a)	9,097	8,942	9,266	9,892
補正予算(b)	2,804	2,804	635	4,498	/
繰越し等(c)	0	0	0	0	/
合計(a+b+c)	11,900	11,900	9,577	13,764	/
執行額(百万円)	11,896	11,896	9,574	13,929	/
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局	政策評価実施 予定時期	令和6年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 17 日）
六 外交・安全保障（多国間主義）
- ・第 207 回国会所信表明演説（令和 3 年 12 月 6 日）
八 外交・安全保障
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定）
VI. 1.（2）対外経済連携の促進
- ・新しい資本主義フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定）
IV. 1.（2）対外経済連携の促進
- ・第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（--年度）

WTO 改革に向けた国際的取組を推進し、21 世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化により、多角的貿易体制の維持・強化を行う。

令和 3 年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 新事務局長の下、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向け、電子商取引交渉等のルール作りや紛争解決制度改革を進めていく。中小企業、サービス国内規制といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12 後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置（SPS）委員会や貿易の技術的障害（TBT）委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大による国際経済の回復を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）11 月に予定された第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）は新型コロナのオミクロン株の流行により再度延期となり、令和 4 年 6 月に開催されることとなったが、オンライン形式の閣僚会合を始めとする各種会合や G 7、G 20 等のフォーラムでの議論に積極的に参加し、多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和 3 年度は、オーストラリア政府主催 WTO 非公式閣僚会合（10 月）及びスイス主催 WTO 非公式閣僚会合（令和 4 年 1 月）に参加し、WTO 改革において日本が重視する点を強調することで WTO 改革を推進する政治的モメンタムを形成した。

また、G 7 貿易大臣第 2 回会合（5 月）や G 7 貿易大臣第 3 回会合（10 月）、G 20 貿易・投資大臣会合（10 月）では、デジタル化を始めとする世界経済の変化、新型コロナ等の新たな脅威に対応した貿易ルールの現代化、自由で公正な貿易を維持・発展させる観点からの市場歪曲的な政策・慣行の是正に向けた取組、漁業補助金及び WTO 改革など、国際貿易を巡る喫緊の課題に関する議論に貢献した。

7 月には、WTO 漁業補助金に関する貿易交渉委員会閣僚級会合が初めて閣僚級で開催され、我が国からは野上農林水産大臣と鷲尾外務副大臣が参加し、交渉の早期妥結にコミットする旨述べた。

11月には、林外務大臣とWTOのオコンジョ事務局長とのテレビ会談を行い、パンデミック対策や漁業補助金交渉、WTO改革について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認した。

- (2) 平成29年の第11回WTO閣僚会議(MC11)で開始された共同声明イニシアティブ(電子商取引、中小零細企業、サービス国内規制及び投資円滑化交渉)のうち、サービス国内規制については12月に交渉が妥結し、日本を含む67か国・地域により本交渉の妥結を確認する宣言が採択された。また日本が共同議長を務める電子商取引については、同月、交渉の進捗等に関する共同議長閣僚声明が発出され、8つの条文で意見の収れんを達成し、他の分野での議論の進捗を含め実質的な進捗が得られた旨が報告された。投資円滑化については令和4年末までの条文交渉完了を目指す旨の宣言が発出された。中小零細企業については、閣僚会議で採択されるべき宣言案が合意された。
- 2 協定の履行監視に関し、令和3年度は、18回のTPR会合と3回のTBT委員会会合、3回のSPS委員会会合に参加してステートメントを行い、各国の問題のある措置等の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。また、第100回会合から第102回会合まで3回のCRTA審査に参加し、事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。
- 3 カナダ政府が主催するWTO少数国グループ(オタワ・グループ)閣僚会合(令和3年度中に5回開催)を始めとする各種会合において、貿易制限的な措置の抑制や透明性の重要性等について日本の立場を表明しつつ、WTOとしての成果に向けた議論に貢献した。

令和4年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化のため、6月に開催予定の第12回WTO閣僚会議(MC12)に向け、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。電子商取引、投資円滑化といった有志国交渉では更なる進展を目指し、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12後も、具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会(CRTA)及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置(SPS)委員会や貿易の技術的障害(TBT)委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 貿易制限的な措置の要件のルール化を含む、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた国際経済の回復に向けた取組への貢献を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 6月、ジュネーブにて第12回WTO閣僚会議(MC12)が開催され、約6年半ぶりとなる閣僚宣言を含む成果文書が発出され、パンデミックや食料不安を始めとする喫緊の課題への対応や、WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示された。パンデミック対応に関し合意された「新型コロナウイルスのパンデミック対応及び将来のパンデミック対応に関する閣僚宣言」については、合意に向け、多様な意見を聞きつつ粘り強く交渉に対応し、合意に貢献した。また、20年以上に及んだ漁業補助金交渉で、テキストの文言の合意に至り、全加盟国・地域のコンセンサスを獲得新たに漁業補助金協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択された。我が国からは、三宅外務大臣政務官らが出席し、MC12の会合等において我が国の立場を発信するとともに、各国と個別の会談を積極的に行い、MC12での意見調整に貢献した。

また、各種閣僚級会合やG7、G20等のフォーラムでの議論に積極的に参加し、多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和4年度は、オーストラリア主催WTO非公式閣僚会合(6月)やカナダ主催少数国グループ(オタワ・グループ)閣僚会合(6月及び12月(テレビ会合))、スイス主催WTO非公式閣僚会合(令和5年1月)等に参加し、MC12前の会合においては、MC12での成果に向け焦点を絞って最大限の柔軟性をもって関与すべきことを強調することで、MC12に向け合意形成の機運を高めることに貢献した。MC12後の会合においては、MC12での成果の着実な実施やMC13(第13回WTO閣僚会議)における優先事項等について意見交換を行い、MC12で生まれたモメンタムを生かし、MC13に向け活発な議論を継続することに貢献した。G7貿易大臣第2回会合(9月)、G20貿易・投資・産業大臣会合(9月)では、デジタル化を始めとする世界経済の変化を踏まえ、WTO改革、競争条件の公平化、経済的威圧に対する協力の強化など、国際貿易を巡る喫緊の課題に関する議論に貢献した。

- (2) WTO電子商取引交渉については、リード議長国として、議論の推進に貢献し、特に、7月以降、対面交渉を再開し、6回に及ぶクラスター会合を実施した結果、新たに4つの条文がまとめられ、12月には統合テキストの改訂を行った。MC12においては、共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールが、世界的なデジタル貿易ルールの合意に向けて、引き続きコミットしていく意思を示す、共同議長閣僚声明を発出した。そして、令和5年1月、世界経済フォーラム年次総会2023

(ダボス会議)の機会に開催された WTO 電子商取引有志国朝食会においては、令和5年末までに交渉の実質的な妥結を目指す共同議長国閣僚声明を発出した。また、投資円滑化については、令和5年の早期の条文交渉完了を目指す目標を改めて設定し、交渉を継続した。

- (3) 10月には、就任後初めてオコンジョ＝イウェアラ WTO 事務局長が外務省賓客として訪日し、岸田総理大臣や林外務大臣等と面会した。訪日を通じて、日本からは、オコンジョ事務局長に対し、MC12及びWTO改革における事務局長のリーダーシップの評価とともに、今後MC13に向けて、果たす役割への期待感等を表明した。また、同事務局長との間で、WTO改革等について今後とも緊密に連携していくことが確認され、同事務局長からは、日本が様々な分野で果たしている主導的役割への謝意及び期待が表明された。また、令和5年1月、山田外務副大臣は、世界経済フォーラム年次総会2023(ダボス会議)の機会に開催されたオコンジョ＝イウェアラ事務局長主催非公式会合等に出席し、同事務局長と共に議論を行い、MC13の成功に向けて緊密に連携していくことを確認した。
- 2 協定の履行監視に関し、令和4年度は、12回のTPR会合と3回のTBT委員会会合、3回のSPS委員会会合に参加してステートメントを行い、各国の問題のある措置等の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。令和4年度は、3年ごとに開催される対日TPRも実施され、各国から日本に対するステートメントを受け、会合にてステートメントを行い、各国からの書面質問に対しては書面で回答した。また、第103回会合から第106回会合まで4回のCRTA審査に参加し、事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。
- 3 貿易面でのパンデミック対応として、上述の6月に開催されたMC12において、「新型コロナウイルスのパンデミック対応及び将来のパンデミック対応に関する閣僚宣言」をWTO全加盟国で採択した。各国の立場や状況が異なるため、様々な提案文書や意見が出されたが、多様な意見を聞きつつ粘り強く交渉を行い、また、アウトリーチ等も行い、最終的には、コロナ対応のための輸出規制措置が抑制的に行われるべきことや、貿易円滑化の重要性等を含む文書についてコンセンサスに至った。

令和5年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化のため、令和4年6月に開催された第12回WTO閣僚会議(MC12)の具体的な成果についてフォローアップを行いつつ、残された課題を受け、令和6年2月に開催予定の第13回WTO閣僚会議(MC13)に向け、モメンタムを失うことなく、WTO改革の議論に積極的に取り組んでいく。電子商取引の関税不賦課モラトリアムに係る議論の進展を目指し、漁業補助金交渉においては採択時に盛り込まれなかった内容を含む包括的な規律の合意を目指す。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会(CRTA)及び各国の措置について検討する衛生植物検疫措置(SPS)委員会や貿易の技術的障害(TBT)委員会での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き中期目標を維持しつつ、MC12の結果を踏まえ、各種閣僚級会合やG7、G20等のフォーラム、そして複数国間で行う有志国会合(JSI)を通じて、MC13に向けた連携を一層強化することとなったため、年度目標に追加した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた国際経済の回復に向けた取組については、その感染状況及びMC12の成果を踏まえ、個別の目標として掲げるのではなく、多角的貿易体制の維持・強化及びMC12のフォローアップという、より広範な目標のうちの一つとして対応していくこととした。

測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標(一年度)

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

令和3年度目標

- 1 TPP11協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和3年TPP委員会の議長国として、21世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、令和3年2月に加入申請を提出した英国を含め、TPP11協定が定める高いレベルのルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
- 2 発効から約2年経った日EU・EPAについては、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPA

に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を進める等、合同委員会や各種専門委員会の開催等を通じて引き続き着実な実施を確保し、必要に応じて適切な措置を採る。また、発効して間もない日英 EPA については、合同委員会や各種専門委員会等の第一回会合を行うことで、同協定の適正かつ効果的な運用を確保する。

- 3 RCEP 協定については、令和 2 年 11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において発出された「地域的な包括的経済連携 (RCEP) に係る共同首脳声明」を踏まえ、早期発効及び履行の確保を目指すとともに、インドについても、令和 2 年 11 月に発出した「インドの地域的な包括的経済連携 (RCEP) への参加に係る閣僚宣言」に基づき、RCEP 協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。
- 4 その他、多国間及び二国間の交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11 協定については、令和 3 年の TPP 委員会の議長国を務め、6 月に第 4 回 TPP 委員会 (閣僚級のテレビ会議形式) を開催し、英国の加入手続開始と英国の加入を交渉するための作業部会 (AWG) の設置を決定した。9 月には第 5 回 TPP 委員会 (閣僚級のテレビ会議形式) を開催し、電子商取引小委員会を新たに設置する委員会決定を採択したほか、協定各章の規定の着実な実施のために順次開催された、物品貿易、衛生植物検疫措置 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、競争力及びビジネス円滑化等 17 の小委員会 (各国専門家 (日本からは関係省庁担当官) レベル) 等の取組について確認した。日本は、未締結国 (チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー) に対し、TPP 委員会や二国間でのやり取り等を通じて早期締結に向けた働きかけを行い、9 月にペルーについて本協定が発効した。また、日本は、英国の AWG の議長として、9 月から開始した AWG 第 1 回会合において、英国から TPP11 協定の義務を遵守するための同国の取組等を聴取し、英国の義務の遵守等の状況について TPP11 参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルで議論・検討を行った。令和 4 年 2 月、締約国間で AWG 第 1 回会合を終了する旨を締約国間で合意し、市場アクセスを含む包括的な交渉のプロセスに入ることとなった。
- 2 日 EU・EPA については令和 4 年 3 月に合同委員会第 3 回会合を実施し、同協定の着実な履行を確保するための議論を行った。令和 4 年 2 月に、日 EU 相互で新たに 28 件ずつ地理的表示 (GI) を保護することとなる協定附属書 14-B の改正が発効した。データの自由な流通に関する規定を本協定に含める必要性については、事務レベルで予備的協議を実施した上で第 3 回合同委員会において、双方の立場を認識し、引き続き正式交渉開始に向けて協議を継続することが確認された。また、日 EU・EPA 政府調達に関する専門委員会第 3 回会合 (12 月)、日 EU・EPA 貿易及び持続可能な開発 (TSD) に関する専門委員会第 3 回会合 (令和 4 年 1 月) 等の専門委員会・作業部会の第 3 回会合を実施した。日英包括的経済連携協定 (日英 EPA) については、令和 4 年 2 月に、協定発効後初となる合同委員会第 1 回会合を東京において対面で開催し、協定の運用状況の確認や日英間の貿易を一層促進するための議論を行った。また、本協定で初めて設けられた章である日英 EPA 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第 1 回会合 (10 月) のほか、貿易及び持続可能な開発、物品の貿易、政府調達等に係る各専門委員会の第 1 回会合を実施した。
- 3 RCEP 協定については、日本は、4 月に国内手続きを完了し、6 月に受諾書を寄託者である ASEAN 事務局長に寄託した。11 月 2 日までに日本のほかにブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドが寄託したことから、令和 4 年 1 月 1 日にこれらの国について RCEP 協定が発効した。また、韓国については令和 4 年 2 月 1 日、マレーシアについては令和 4 年 3 月 18 日に同協定が発効した。
- 4 その他、交渉中の経済連携協定について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でやり取りを実施した。8 月及び令和 4 年 3 月の日トルコ外相会談では、日トルコ経済連携協定の早期妥結に向け協議を加速することを確認した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定、日フィリピン EPA、TPP11、日 EU・EPA 及び日英 EPA について、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和 3 年度を通じて計 40 回開催した。AJCEP 協定については、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加する日・ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書について、未締結であったフィリピン (5 月) 及びマレーシア (6 月)、さらにインドネシア (令和 4 年 2 月) についても新たに発効し、これをもって全ての構成国について効力が発生することとなった。

令和4年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、TPP 委員会・各種小委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、AWG 議長として、協定の高いレベルの維持に向けた議論を主導していく。令和3年9月に提出された中国及び台湾、12月に提出されたエクアドルの加入申請への対応については、加入申請を行った国・地域が市場アクセス及びルールの中で TPP11 協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていくかどうかをまずはしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。
- 2 発効から3年目となる日 EU・EPA については、合同委員会や各種専門委員会の開催及び当局との定期的な議論を通じて、協定の着実な実施を確保する。また、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性の再評価や、新たな地理的表示の相互保護を実施すべく、引き続き協議を進めていく。発効から1年が経過した日英 EPA については、合同委員会や専門委員会の第2回会合を行い、協定の適正かつ着実な運用を確保していく。
- 3 RCEP 協定については、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、協定の完全な履行の確保にしっかりと取り組みつつ、協定のルールの更なる改善・向上に向け、引き続き各国と議論を行う。
- 4 その他交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11 協定については、10月にシンガポールにおいて第6回 TPP 委員会を、平成31年1月の第1回以来、3年ぶりに対面かつ閣僚級で開催した。会合では、マレーシアの TPP11 協定国内手続完了の報告、また各小委員会の活動成果やデジタル経済やグリーン経済分野における協力の進展の報告がなされるとともに、英国の加入プロセスについて加入作業部会(AWG)議長の日本から報告するなど、出席した閣僚間で活発な議論が行われた。小委員会等の活動実績としては、第1回小委員が開催された電子商取引を始めとして、小委員会等を10回開催した。日本を含む TPP11 協定締約国は、未締結国(チリ、ブルネイ及びマレーシア)に対し、TPP 委員会や二国間・多国間でのやり取りを通じて早期締結に向けた働きかけを行った。こうした働きかけもあり、11月にマレーシア、令和5年2月にチリについて本協定が発効し、11の原署名国のうち残る未締結国はブルネイのみとなった(令和4年度末時点)。

また、日本は、英国の TPP11 協定加入を交渉するための作業部会の議長として、7月の東京での会合を始めとして、複数回にわたり AWG 会合(TPP11 協定参加国及び英国の首席交渉官及び実務専門家レベル等の様々なレベル)を開催する等、TPP11 協定参加国及び英国の間で、協定のハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスのコミットメントを維持・発展する形で加入プロセスが適切に進められるよう、議論をリードした。このように精力的な議論・検討を継続した結果、令和5年3月、英国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明を発出するに至った。

英国以外のエコノミーからの加入申請については、上述の第6回 TPP 委員会の際に発出された閣僚共同声明にて、協定の目的にコミットし、そのハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスのコミットメントを満たしかつ遵守することができ、また貿易のコミットメントを遵守する行動を示してきたエコノミーによる TPP11 拡大に対する支持を再確認した。我が国としては、加入申請を提出したエコノミーが、協定の高いレベルを完全に満たすことができるかどうかについて、まずは、しっかりと見極める必要があると考えており、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら、対応していく。

- 2 日 EU・EPA については、ありうべき合同委員会第4回会合を見据え、各種専門委員会や作業部会の着実な実施を通じ、必要な準備作業を進めた。具体的には、日 EU・EPA 衛生植物検疫措置(SPS)に関する専門委員会第4回会合(12月)、日 EU・EPA 物品の貿易に関する専門委員会第4回会合(令和5年1月)等の専門委員会・作業部会を合計9回実施した。データの自由な流通に関する規定に関して、10月に同規定を日 EU・EPA に含めることについて交渉を開始し、以後令和4年度末までに3回交渉を実施した。また、地理的表示の相互保護に関して、知的財産章に関する専門委員会第3回会合(令和5年1月)等で協議を継続し、協定附属書14-Bの改正に向けた作業を進めていくことを確認した。

日英 EPA については、日英 EPA 貿易の技術的障害(TBT)に関する専門委員会第1回会合(6月)や貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第2回会合(令和5年1月)等の専門

委員会・作業部会を合計7回実施した。なお、第2回合同委員会に関しては、日程の都合から令和5年度に行うことで日英双方が一致した。

- 3 RCEP 協定については、4月に第1回合同委員会（テレビ会議）が開催され、協定の実施及び運用に関する諸事項について議論が行われたほか、物品に関する委員会、サービス及び投資に関する委員会、持続可能な成長に関する委員会、ビジネス環境に関する委員会の設置が決定された。9月には、協定発効後初の閣僚会合（カンボジア）が開催され、RCEP 協定の運用に関わる諸事項について議論し、会合後、「共同メディア声明」が発出された。また、インドネシアについて令和5年1月2日に同協定が発効した。
- 4 新規の経済連携協定に関する取組については、11月に日本とイスラエルとの間で、あり得べき日・イスラエル経済連携協定に関する共同研究（相手国との間で、産官学を交え、あり得べき経済連携協定交渉での関心事項等を議論する場）を立ち上げることで一致した。また、12月には日本とバングラデシュとの間で、あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定に関する共同研究を立ち上げることで一致した。その他、交渉中の経済連携協定について、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。9月の日トルコ首脳会談及び外相会談では、日トルコ経済連携協定の早期妥結に向け協議を加速することを確認した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定、日フィリピン EPA、TPP11 協定、日 EU・EPA、日英 EPA、RCEP 協定について、より経済連携を強化するために、実施状況について意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和4年度を通じて計74回開催した。
また、既存の協定の円滑な実施・運用を確保するために、これまで多くの EPA では紙媒体のみで発給されていた原産地証明書（CO）の電子化の協議を日インドネシア EPA、日タイ EPA、AJCEP 協定、日マレーシア EPA、日インド包括的経済連携協定において実施した。政府間で CO のデータを直接交換する CO データ交換については、日インドネシア EPA の協議が進み、具体的な運用開始時期について調整中であり、日タイ EPA 及び AJCEP 協定についても協議中である。PDF 形式の CO の受入れについては、日タイ EPA のほか、RCEP 協定においても、必要に応じて相手国と協議を行うことで実現しており、日マレーシア EPA 及び日インド包括的経済連携協定においても、令和5年7月中から実施することで相手国と合意した。

令和5年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、TPP 委員会・各種小委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、AWG 議長として、協定の高いレベルの維持に向けた議論を主導していく。これまで5つのエコノミー（中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ）によって提出された加入申請への対応については、加入申請を行った国・地域が市場アクセス及びルールの中で TPP11 協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていのかどうかをまずはしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。
- 2 発効から4年目となる日 EU・EPA については、合同委員会や各種専門委員会の開催及び当局との定期的な議論を通じて、協定の着実な実施を確保する。また、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含めることについての交渉を進展させることや、新たな地理的表示の相互保護を実施すべく、引き続き協議を進めていく。発効から2年が経過した日英 EPA については、合同委員会や専門委員会の次回会合を行い、協定の適正かつ着実な運用を確保していく。
- 3 RCEP 協定については、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、協定の透明性のある履行の確保にしっかりと取り組むため、引き続き各国と議論を行う。
- 4 その他交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1－3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階						
①共同研究が終了した数	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

②交渉会合開催数		①：0	①：0	①：0	①：0	①：2
③交渉が妥結した数		②：10	②：1	②：5	②：5	②：1
④署名した数	—	③：1	③：0	③：1	③：0	③：1
⑤発効した数		④：1	④：0	④：1	④：0	④：1
⑥委員会等開催回数		⑤：1	⑤：1	⑤：0	⑤：0	⑤：0
		⑥：40	⑥：45	⑥：45	⑥：74	⑥：55

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由
 近年の実績値・実施過程等を勘案の上、同水準の目標値を設定した。

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)			
(財務省貿易統計HPより引用)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①輸出額	①69.5	①85.9	①98.2
②輸入額	②68.2	②91.3	②118.1

達成手段

達成手段名(注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①多角的自由貿易体制の維持・強化	110 (27)	55 (19)	14 (12)	31	1-1	0190
②経済連携協定	296 (47)	216 (37)	228 (116)	202	1-2 1-3	0189
③政府調達手続に関する説明会	0.7 (0.2)	0.7 (0.8)	0.9 (0.8)	0.9	—	0191
④世界税関機構(WCO) 拠出金	170 (170)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	0224
⑤世界貿易機関(WTO) 分担金	869 (869)	859 (859)	884 (884)	988	1-1	0226
⑥世界貿易機関(WTO) 事務局拠出金	18 (18)	18 (18)	109 (109)	16	1-1	0231
⑦国際貿易センター(ITC) 拠出金	3 (3)	7 (7)	7 (7)	6	1-1	0232
⑧国際貿易センター(ITC) 拠出金(任意拠出金)	132 (132)	52 (52)	131 (131)	0	1-1	0235
⑨拡大統合フレームワーク(EIF) 信託基金拠出金	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	0234
⑩地域的な包括的経済連携(RCEP) 事務局拠出金	—	—	5.2 (0)	6.5	1-2 1-3	0192

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていくことの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・インフラシステム海外展開戦略 2025 令和 5 年 6 月追補版（令和 5 年 6 月 1 日）
- ・成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）
 - 9.（2）i）中堅・中小企業の海外展開支援
 - 12.（7）対日直接投資の促進
 - 14.（1）自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導
 - 14.（3）i）インフラシステム海外展開
- ・知的財産推進計画 2023（令和 5 年 6 月 9 日 知的財産戦略本部決定）

測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（一年度）

日本経済の成長を後押しするべく、在外公館に設置した日本企業支援窓口やインフラプロジェクト専門官等の更なる活用、農林水産品等の広報及び法的側面からの支援体制の強化等により、日本企業支援を効果的に推進する。

令和 3 年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 令和 3 年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和 2 年 12 月に、令和 3 年から 5 年間の目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略 2025」を策定し、令和 7 年のインフラシステム受注約 34 兆円を成果目標とした。その実現のために、総理大臣、閣僚などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、

日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。

- 3 政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和12年に輸出額5兆円）に寄与すべく、令和3年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、弁護士等を活用する在外公館及び体制を増強し、オンラインも活用して、中小・零細を含む日本企業に現地の法令・法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に伴う経済活動への影響最小化のため、現地の日系企業への必要な情報提供や日英EPAの内容や意義に関する情報提供等を行い、中小企業を含めた日系企業が英国のEU離脱後も可能な限り円滑に経済活動を継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、ビジネス関連セミナー、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPR（在瀋陽総領事館/9月等）を各国の状況を踏まえオンライン等も活用しつつ積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）。例年開催している「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、令和2年度に引き続き開催を見送った。
- 2 「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下、新戦略）の行動KPIである総理大臣、閣僚などのトップセールスの年間目標10件については、令和2年3件（菅総理大臣：インドネシア（地下鉄MRT南北線他）、ベトナム（医療物資や自動車部品の生産拠点多元化）、安倍総理大臣：サウジアラビア（産業多角化や都市開発等））、平成25（2013）～令和2（2020）年の累計で217件になった。また、効果KPIである令和7（2025）年までのインフラシステム受注額約34兆円の目標については平成30年に25兆円、令和元年に27兆円であったが、令和2年は推計25兆円に到達した。日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（12月末時点で75か国、199名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（13公館）を配置しており、コロナの影響が続き活動が難しい中、オンライン会議等も活用し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラプロジェクト専門官向けに環境インフラ・オンライン研修を令和4年1月に実施した。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。この結果、令和3年度は、新たに2か国（シンガポール及び米国）が規制を撤廃し、これまでに計41か国・地域が規制を撤廃した。また、レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和3年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（1兆2,382億円、前年比25.6%増）に貢献した。
- 4 13か国19公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、年2回程度のセミナーや月1回程度の無料個別相談会を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（令和2年度は11か国17公館）。コロナの影響を考慮し、個別相談やセミナーの実施にオンラインを活用することで、企業の法的支援へのアクセスを充実させた。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による現地の日系企業への影響を最小化すべく、在英国日本国大使館は在エディンバラ総領事館とも連携して、企業との意見交換や必要な対応を行った。欧州での新型コロナウイルス感染症の流行が顕著であったため、セミナーは開催できなかったものの、5月の日英外相戦略対話では、茂木外務大臣から、英国のEU離脱に際して日系企業にとって予見可能性と法的安定性が不可欠であると発言する等、閣僚間レベルで日系企業支援を求めてきた。現在は新型コロナウイルス感染症の拡大も収束してきており、令和4年度はセミナーを開催し、企業との意見交換をより積極的に行う予定である。

令和4年度目標

各地域のコロナの感染状況を踏まえ、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。「日本企業支援担当官会議」については、オンライン開催も含め検討する。
- 2 政府は令和2年12月に策定された「インフラシステム海外展開戦略 2025」では令和7年のインフラシステム受注額として約34兆円を目標としており、その実現のために令和3年6月に定められた「新戦略の着実な推進に向けた取組方針」や分野別アクションプランの下で具体的な案件形成を支援するとともに、総理のトップセールスを補完する各省幹部トップセールスの件数などの多層化された行動KPIの達成を目指す。在外公館による「質の高いインフラ」の対外広報や在外公館赴任者向けの研修も引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザーやインフラプロジェクト専門官より得た情報は関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。
- 3 農林水産物・食品の輸出に関し、令和7年2兆円、令和12年同5兆円の目標達成に寄与すべく、令和4年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）や現地アドバイザーの活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による英EU間の貿易投資環境の変化には引き続き注意が必要であり、中小企業を含めた現地日系企業が円滑に経済活動を行えるよう、セミナー等の機会を活用して、情報提供や日系企業からのヒアリング等を通じて必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、ビジネス関連セミナー、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPR（在米大使館/9月等）を各国の状況を踏まえオンライン等も活用しつつ積極的に実施した。個別企業からの相談対応には外務本省だけでなく、農水省を始めその他関係機関にも情報を共有し、円滑な日本企業支援に努めた。その結果として外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声も寄せられている。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）。「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、令和3年度に引き続き開催を見送ったが、その代替策として、東南アジア経済協力担当官会議（2月）の機会を利用して、現地に講師を派遣し、東南アジア及び南アジアの経済担当の書記官向けに各種講義を行った。
- 2 「インフラシステム海外展開戦略 2025」の行動KPIである総理大臣、閣僚などのトップセールスは、平成25（2013）～令和3（2021）年の累計で218件になった。また、効果KPIである官民合わせての海外でのインフラシステム受注額については、令和7年（2025年）の目標値である単年度約34兆円に向けて令和3年は24.4兆円の実績だった。日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のため、インフラプロジェクト専門官（令和5年3月末時点で77か国、約200名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（令和4年度は13公館）を配置し、主に現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。この結果、令和4年度は、新たに2か国（インドネシア及び英国）が規制を撤廃し、これまでに計43か国・地域が規制を撤廃した。また、レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和4年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（1兆4,140億円、前年比14.2%増）に貢献した。
- 4 15か国20公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや無料法律相談会を通じて現地の法令、法制度に関する情報提供を行った。また、在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング業務も委託しており、これらの委託業務を通して、日本企業の法的側面からの支援体制を強化した。コロナの影響を考慮し、法律相談やセミナーの実施に

オンラインを活用することで、企業の法的支援へのアクセスを充実させた。

- 5 英国の EU 離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による現地の日系企業への影響を最小化すべく、在英国日本国大使館や在エディンバラ総領事館とも連携して、企業との意見交換や必要な対応を行った。令和 5 年 3 月には、日本産地理的表示 (GI) 産品の理解・流通促進のため、日本産 GI に関する在英流通事業者向けのセミナーを現地で実施した。

令和 5 年度目標

日本企業の海外展開を積極的に支援し、海外における経済成長を日本の経済成長及び賃金上昇につなげていくため、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な取組を行っていく。

- 1 企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、令和 4 年 9 月に発足した内閣官房海外ビジネス投資支援室とも緊密に連携しつつ、オンライン会議も活用しつつ、個別企業からの相談に係る在外公館の対応を更に強化する。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和 2 年 12 月に策定された「インフラシステム海外展開戦略 2025」では令和 7 年のインフラシステム受注額として約 34 兆円を目標としており、その実現のために令和 4 年 6 月に追補版で明確化した 3 つの重点戦略について、新たなニーズに対応し、多様化する展開手法を用いつつ、分野別アクションプランの下で具体的な案件形成を支援するとともに、総理・閣僚を始めとする多層化したトップセールスによる行動 KPI の達成を目指す。在外公館による「質の高いインフラ」の対外広報や在外公館赴任者向けの研修も引き続き積極的に実践する。「インフラプロジェクト専門官情報連絡会」も随時主催し、各地のインフラプロジェクト専門官とのより一層の連携を図る。また、インフラアドバイザーやインフラプロジェクト専門官より得た情報は関係省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラシステム海外展開のために有効活用する。
- 3 農林水産物・食品の輸出に関し、令和 7 年 2 兆円、令和 12 年同 5 兆円の目標達成に寄与すべく、令和 4 年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）や現地アドバイザーの活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記 1 に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国の EU 離脱及び北アイルランド議定書をめぐる情勢による英 EU 間の貿易投資環境の変化には引き続き注意が必要であり、中小企業を含めた現地日系企業が円滑に経済活動を行えるよう、セミナー等の機会を活用して、情報提供や日系企業からのヒアリング等を通じて必要な取組を進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き全体として目標を維持し、その達成に向け推進する。その上で、内閣官房海外ビジネス投資支援室が設置されたことにより、より海外投資を一層強化することとなったため、年度目標に追加した。

測定指標 2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標 (一年度)

投資関連協定については、平成 28 年 5 月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において 100 か国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 現在交渉中の 16 本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関

する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」(注)における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

(注) 平成 28 年 3 月の第 2 回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関(ジェトロ)の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

- 1 16 の国・地域(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)との間で投資関連協定(注)交渉を継続した。また、署名済みであった日・ジョージア投資協定が 7 月に発効したほか、投資に係る規定を含む RCEP 協定が令和 4 年 1 月に発効した。令和 4 年 2 月には、日・バーレーン投資協定について実質合意に至った。令和 4 年 3 月末現在、発効済の投資関連協定 51 本と署名済・未発効の 3 本を合わせると 79 の国・地域をカバーし、交渉中(実質合意に至ったが未署名の日・バーレーン投資協定を含む)の 19 本(投資協定 16 本、EPA 3 本)が発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

(注) 投資協定及び投資章を含む EPA/FTA

- 2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、海外金融事業者等の誘致に向けて、金融庁とも連携しつつ各公館で現地金融業者等に対する誘致プロモーションを始め、ジェトロとも連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施し、令和 3 年度の活動実績は 650 件以上に上った。さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会(12 月、フィリップス社)に外務省も同席し、相談内容へのサポートを行った。

令和 4 年 3 月、対日直接投資促進に向けて、特にグリーンエネルギー分野への対日直接投資の一層の呼び込みを目的として、外務省主催にて「グリーンエネルギー最前線 革新的環境イノベーションとしての洋上風力、水素と地方創生」をテーマに「グローバル・ビジネス・セミナー」(オンライン形式)を開催した。

令和 4 年度目標

- 1 現在交渉中の 16 本の投資関連協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)については、産業界の要望等を踏まえながら、様々な外交機会も活用しつつ、早期妥結・締結を目指す交渉にあたっては、相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的なニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 16 の国・地域(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)との間で投資関連協定交渉を継続した結果、6 月に日・バーレーン

ン投資協定に署名し、令和5年3月には日・アンゴラ投資協定について実質合意に至った。また、4月に日・モロッコ投資協定が発効した。令和5年3月末時点で、発効済みの投資関連協定が52本（投資協定35本、EPA17本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が3本（投資協定2本、EPA1本）あり、これらを合わせると55本となり、80の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定18本（投資協定15本、EPA3本）を含めると、94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

- 2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、ジェットロと連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどを実施し、これら各種投資呼び込みに係る令和4年度の活動実績は700件以上に上った。また、海外金融事業者等の誘致に向けて、金融庁とも連携しつつ各公館で現地金融業者等に対する誘致プロモーションを実施した。

令和5年3月、対日直接投資促進に向けて、日本国内各地域の「稼ぐ力」の回復・強化や旺盛な海外需要の取り込みを目的として、外務省主催にて「海外から見た日本のビジネス環境や国内各地域における海外からの投資の展開」をテーマに「グローバル・ビジネス・セミナー」（ハイブリッド形式）を開催し、約120名が参加した。

令和5年度目標

- 1 現在交渉中の15本の投資協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、様々な外交機会も活用しつつ、早期妥結・締結を目指す。交渉にあたっては、相手国の事情等を考慮しつつ、可能な限り高いレベルの質の確保に努める。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。新規の投資関連協定については、我が国経済界の具体的ニーズや相手国の投資協定に関する方針を踏まえながら、交渉開始に向けた努力を行う。その際、我が国からの現状の直接投資額が多い国のみならず、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。
- 2 対日直接投資の推進に関して、海外における人材・投資誘致の体制を抜本強化するため、在外公館長・ジェットロ海外事務所長レベルでの連携による「FDI タスクフォース」を、第一弾として、ニューヨーク、ロンドン、デュッセルドルフ、パリ及びシドニーの5拠点で新設し、令和5年6月からの始動を目指す。具体的には、現地の在外公館長及びジェットロ海外事務所長のレベルでの連携による現地主要企業及び関連政府機関幹部への働きかけや、日本進出を目指す外国企業への伴走支援等に取り組む。これらの取組を通じて、外国企業のプロジェクト誘致を目指すこととし、FDI タスクフォースとしての令和8年度までの約4年間で5拠点公館の合計として100件をKPIに設定する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

投資関連協定に関する取組については、引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

対日直接投資の推進については、令和5年4月に開催された第11回対日直接投資推進会議において「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」が策定されたことを踏まえ、これまでの「対日直接投資推進担当窓口」等の取組に加え、当該アクションプランにおける外務省の取組内容を令和5年度目標として設定した。

測定指標2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標（--年度）

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

令和3年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られ

るよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。

- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (4、6、7、10、11、12月、令和4年2月及び3月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 加盟国総会 (10月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (10月及び令和4年2月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しながら、議論に建設的に参加した。
- 2 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の国会審議等においては、知的財産章について WTO/TRIPS 協定を上回る内容に係る説明を行い、同協定は令和4年1月に発効した。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP) への英国の新規加盟については、知的財産章の整合性について協議を行った。海賊版対策については、知的財産戦略推進事務局及び外務省地域課と連携の上、ハイレベルの対話の場を活用し働きかけを行った。
- 3 11月に中南米地域で、令和4年2月に中東・アフリカ地域で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議をオンライン形式で開催した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロを交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行い、より良い日本企業支援のあり方について活発な議論を行った。

令和4年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (5、6、7、9、10、11、12月)、第12回 WTO 閣僚会議 (6月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 加盟国総会 (7月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (8月及び令和5年2月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しながら、議論に建設的に参加した。また、タン WIPO 事務局長の訪日の機に初めてとなる林外務大臣表敬が実施され、知的財産分野における協力について意見交換を実施した (令和5年2月)。
- 2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) への英国の新規加盟については、知的財産章の整合性について協議を行った。また、10月に第1回日英 EPA 知的財産専門委員会を、令和5年1月に第3回日 EU・EPA 知的財産専門委員会を実施し、英国と EU 各々との間で知的財産分野に関する意見交換を行い、知的財産分野における協力を更に進展させていくことで一致した。海賊版対策については、知的財産戦略推進事務局及び外務省地域課と連携の上、対応を行った。
- 3 11月に中国の在外公館を対象にオンライン形式で、令和5年3月に南西アジア地域にてハイブリッド形式で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を開催した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロを交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行い、より良い日本企業支援のあり方について活発な議論を行った。

令和5年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。新型コロナウイルス感染症を受けた知的財産保護強化を巡る議論においては、各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：在外公館における日本企業支援実績件数			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	68,526	59,234	55,922 (令和5年7月末現在)

参考指標2：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	192	133	129 (令和5年7月末現在)

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①海外の日本企業支援	65 (47)	61 (47)	66 (57)	72	2-1	0193
②知的財産権侵害対策	13 (9)	13 (8)	12 (11)	12	2-3	0194
③対日直接投資支援経費	1.9 (0.8)	2 (1.2)	2.2 (3.1)	1.5	2-2	0209
④英国のEU離脱に係る日系企業支援	12.4 (3.4)	10 (0)	4.9 (4.5)	23.2	2-1	0195
⑤対外投資の戦略的な支援	<p>投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。</p> <p>投資関連協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。</p>				2-2	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 資源安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 3 章 5.（4 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献）
- ・ 成長戦略実行計画（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定）
第 7 章 1. エネルギー・環境
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定、閣議決定）
IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・ 鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針（令和 2 年 10 月 13 日 閣議決定）
- ・ 第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日、閣議決定）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日 閣議決定）
- ・ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日）
- ・ 国家安全保障戦略（令和 4 年 12 月 16 日 閣議決定）
IV 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標（一年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

令和 3 年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む令和元年の第 27 回閣僚理事会のフォローアップを行う。
 - (2) 国際エネルギー・フォーラム（IEF）については、引き続き石油・ガスの産油国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。
 - (3) エネルギー憲章条約（ECT）については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和 2 年から交渉が開始された ECT 近代化交渉については、令和 3 年はテキスト・ベースでの本格的な交渉が行われる予定であるところ、我が国として、各国の事情に合わせながら、エネルギー安全保障を確保し、あらゆる選択肢を追求しつつ、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に貢献していく。
 - (4) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、

途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

- (5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、令和 3 年度も、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催し、エネルギー・鉱物資源をめぐる国際情勢に係る情報収集・分析を行い、我が国の資源安全保障確保に資する取組とする。
- 3 福島県内の水素関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT 等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

(1) IEA においては、令和 3 年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成 31 年 1 月から大江駐イタリア大使(前経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使)が理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。

5 月に、鷲尾外務副大臣が重要鉱物資源の役割に関する報告書発表に際するウェビナーへ出席し、パリ協定の目標達成には加速化したエネルギー転換に必要な鉱物資源の安定的な確保が必要であるとして、投資の拡大やイノベーションの促進に加え、普遍的な価値に基づいたルールの必要性を呼びかけた。また、この分野における官民一体となった議論の活性化を呼びかけるとともに、我が国としても積極的な提案を行っていく考えを表明した。

また、9 月には、鷲尾外務副大臣は IEA とオマーン政府との共催で開催された「中東・北アフリカのエネルギー転換に関する閣僚対話」に参加した。本会合は、我が国が IEA に対し約 5 百万ユーロの任意拠出を供与し、中東・北アフリカ諸国を含む産油国や新興国に対するエネルギー転換を支援するプロジェクト推進の一環として開催された。鷲尾外務副大臣は、世界が脱炭素化に向けた取り組みを加速する中、脱炭素化とエネルギー安全保障を両立させるためには、「イノベーションの促進」と「各国間の協働関係の強化」が重要であることを強調した。この点において、豊富な地下資源や太陽光に恵まれるなど高い再エネポテンシャルを有する中東・北アフリカ諸国は我が国にとって重要なパートナーであり、水素やアンモニアといった新たなエネルギー源の開発と実用化に向けて協力し、世界の脱炭素化を共にリードしていく旨述べた。

令和 4 年 3 月に実施された第 28 回閣僚理事会には、小田原外務副大臣が参加し、ウクライナ情勢を受けて改めて重要性が認識されたエネルギーの安全保障強化について、積極的に議論に参加した。閣僚共同コミュニケのほか、ウクライナ及び世界のエネルギー供給の安全性を高めるための協調を呼びかける加盟国声明が発出された。また、IEA との間では、ピロル事務局長と経済局長の間の定期的なオンライン協議や、事務レベルの協議など、緊密な意見交換を行い、エネルギー市場の安定化に向けた協力を強化している。

(2) IEF においては、令和 4 年 2 月に行われた IEA、IEF 及び OPEC 共催によるエネルギー見通しに関する第 12 回シンポジウム(12th IEA IEF OPEC Symposium on Energy Outlooks)にエネルギーの長期展望をテーマとするセッションにパネリストとして参加した。また、7 月に鷲尾外務副大臣がイタリアで開催された G 20 エネルギー・気候合同大臣会合の機会を捉えて、マクモニグル IEF 事務局長との意見交換を行い、マクモニグル事務局長からは日本の IEF に対する貢献への謝意が述べられた。その後も 11 月及び令和 4 年 2 月に経済局長がマクモニグル事務局長との間で原油価格高騰を受けた意見交換を行い、エネルギー市場の安定に向けて連携を一層強化することで合意した。

(3) ECT においては、近代化交渉に注力し、12 月にオンライン形式で開催されたエネルギー憲章会議第 32 回会合に正木 EU 代表部大使が出席して、現在行われている ECT の近代化交渉に積極的に貢献していく旨述べた。また、9 月にエネルギー憲章事務局副事務局長に日本人として初めて廣瀬敦子氏が就任し、ECT の運営の強化への貢献が期待される。

- (4) IRENA については、我が国は理事会議長国に就任し、鷲尾外務副大臣が5月に開催された第21回理事会の議長を務めた。また、7月にイタリアで開催されたG20 エネルギー・気候合同大臣会合の機会に、鷲尾外務副大臣はラカメラ IRENA 事務局長との意見交換を行い、ラカメラ事務局長からは、我が国が IRENA 理事会議長を務めていることへの謝意並びにこれまでの日本からの支援及び日本の再生可能エネルギーの積極的な導入に対する評価が示された。令和4年1月の第12回総会には小田原外務副大臣が出席し、現実的な世界のエネルギー転換を進めるには、各国で異なるアプローチが必要である旨強調しつつ、IRENA と協力の柱として、第1に、エネルギー需給バランスを最適化するための技術とノウハウの普及、第2に、水素・アンモニア等の活用とその国際サプライチェーンの構築、第3に再生可能エネルギー推進に不可欠な重要鉱物資源のサプライチェーンにおける透明かつ公正なガバナンスの確保を示した。令和4年3月に外務省が主催した「グローバル・ビジネス・セミナー」では、ラカメラ事務局長が基調講演を行い、セミナーの席上、三宅外務大臣政務官とラカメラ事務局長は重要鉱物資源のサプライチェーンにかかる意見交換を行った。
- (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。
- 2 令和3年度の開催につき、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなった。
- 3 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーについては、対面によるツアー実施により事業の効果が得られるため、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施時期を検討していたが、オミクロン株の急拡大やウクライナ情勢により事業実施が困難となったため、令和4年度に繰り越すこととなった。
- 4 日本経済団体連合会の後援の下、令和3年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を令和4年3月下旬にオンラインで開催を予定するも、ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度（4月27日）に繰り越すこととなった。
- 5 原油価格高騰を受けた対応
コロナからの経済回復による需給ひっ迫で上昇基調にあった原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて更に上昇し、エネルギー市場の安定化のため、首脳レベルを含む様々なチャネルを通じ、主要なエネルギー生産国や国営企業への働きかけを政府一丸となって実施した。また、IEA や G7 の場を活用して、主要な消費国との連携を一層強化し、産油国への継続的な働きかけを行ったほか、石油・天然ガスとの金属鉱物資源の安定供給確保、さらには脱炭素燃料・技術の将来的な確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を展開した。

令和4年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協りに積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
- (1) 国際エネルギー機関 (IEA) については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展、新たにマנדートに加わった鉱物資源等を含む令和4年3月に開催された第28回閣僚理事会のフォローアップを行う。
- (2) 国際エネルギー・フォーラム (IEF) については、引き続き石油・ガスの産出国・消費国との間で産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な世界経済の実現や供給と需要の安定確保のために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目指す。
- (3) エネルギー憲章条約 (ECT) では、近代化交渉を加速し、年内合意を目指す。
- (4) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)、また近年注目を集めているエネルギー転換に必要なコバルトやニッケル、銅等の重要鉱物資源の安定的な確保などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。
- (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の

変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しつつ、適切な形で在外公館戦略会議を開催する。

- 3 ウクライナ侵略等諸般の事情により令和4年度に繰り越すこととなったアジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考える～エネルギー転換期における天然ガス」を4月に開催し、ウクライナ情勢を受けてエネルギーの地政学リスクが指摘される中、日本及びアジアのエネルギー安全保障についての意見交換や啓発機会とする。
- 4 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーを開催し、「福島新エネ社会構想」に基づく福島県の取組を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略によって引き起こされたエネルギー危機、エネルギー安全保障と脱炭素化の実現の両立といったエネルギーをめぐるグローバルな課題に対して、IEA、IEF、IRENA、ECT等の国際機関における取組や協力及びG7、G20、OPEC等の多国間の枠組における議論等を通じて、エネルギーをめぐる最新情勢の情報収集、我が国のエネルギー安全保障に資する国際的なルールメイキング等に積極的に取り組んだ。また、令和5年度に実施されるG7広島サミットにおいて、エネルギー安全保障の議論をリードしていくための準備を関係国及び国際機関と連携して実施した。
 - (1) IEAについては、理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に岡村・前経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使が理事会副議長を務め、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。なお、令和5年1月に岡村前大使が同副議長職を辞任後、我が国として新美・経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使を同副議長職に推薦して、令和5年3月に同副議長職に就任することが決定された。また、国際エネルギー市場の緊張緩和・安定化に向けて4月に臨時閣僚会合が実施され、石油の協調備蓄放出が合意された。また、9月及び令和5年1月のピロル事務局長による岸田総理大臣の表敬、9月の同事務局長と林外務大臣との会談、5月の同事務局長と小田原外務副大臣のオンライン会談、9月及び令和5年2月の同事務局長と高木政務官の会談等の機会や実務レベルでの日常の連携を通じて、エネルギー情勢にかかる意見交換や令和5年度に実施されるG7広島サミットへのIEAとの協力について意見交換を行った。また、インドとの戦略的パートナーシップの進展や重要鉱物資源等の新たなマנדートについても、ハイレベル及び実務レベルで連携・協議を実施した。
 - (2) IEFについては、エネルギー危機の影響がある中で実施されたマドリード(スペイン)での執行情事会に日本は出席し、IEFの役割や産消対話の重要性について我が国の従来の立場を表明した。また、エネルギー消費国、産出国を含む加盟国と意見交換を行った。9月には高木外務大臣政務官がバリ(インドネシア)で開催されたG20エネルギー移行大臣会合の機会を捉えて、マクモニグルIEF事務局長との意見交換を行い、マクモニグル事務局長からは日本のIEFに対する貢献への謝意が述べられた。令和5年2月には、マクモニグル事務局長が来日した機会を捉えて、高木外務大臣政務官、小野外務審議官との間でエネルギー情勢やG7に関する意見交換を行い、エネルギー市場の安定に向けて連携を一層強化することで合意した。
 - (3) ECTについては、近代化交渉に積極的に参加し、その結果、6月に、ブリュッセル(ベルギー)において開催された臨時エネルギー憲章会議において、近代化交渉の実質合意がなされた。また、11月にオンラインで開催されたエネルギー憲章会議第33回会合等の各種会合にも出席して、近代化されたECTの早期の採択に向けて事務局及び関係国・機関と連携した。
 - (4) IRENAについては、5月の第23回理事会に、小田原外務副大臣がオンラインで参加し、ウクライナ危機は改めてエネルギー安全保障とエネルギー移行の両立の重要性を認識させたと述べつつ、再生可能エネルギーを主としたエネルギーシステムは、気候変動対策だけでなく、エネルギー安全保障の向上にも役立つ旨述べた。また、令和5年1月の第13回総会には高木外務大臣政務官が出席し、持続可能なサプライチェーン全体の脱炭素化を実現するための再生可能エネルギーの普及に向けて、GHG排出量のライフサイクル評価の重要性、再生可能エネルギー機器の廃棄の問題、重要鉱物のサプライチェーン強靱化の必要性、環境、社会、ガバナンス(ESG)等の公正で実効的なルール作りの必要性について言及し、こうした課題解決に対してIRENAの役割に期待したい旨述べた。また、ラカメラ事務局長が来日した機会及びG20エネルギー移行大臣会合などの機会を捉えて、ラカメラ事務局長とのハイレベルとの意見交換を計5回(小田原外務副大臣：4月及び5月、山田外務副大臣：9月、高木外務大臣政務官：9月及び令和5年1月)実施し、緊密に連携し、日・IRENA関係の

一層の強化を図った。

- (5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG 7については、令和5年度のG 7広島サミットに向けたエネルギーに関する議論をリードするために、G 7各国及び関係国際機関との公式及び非公式会合を実施して、我が国の立場を反映しつつ、各国の意見を集約できるように議論をリードした。また、9月にバリ（インドネシア）で実施されたG 20エネルギー移行大臣会合には、高木外務大臣政務官が出席した。高木大臣政務官は、同会合において、エネルギー価格の高騰により、エネルギー・アクセスの確保が喫緊の課題となっており、廉価なエネルギーへのアクセスはベーシックヒューマンニーズである旨述べ、人の単位で、ひとりひとりにエネルギーが行き渡るべきであり、エネルギー安全保障の確保をエネルギー移行の加速化の基盤としていくことが重要である旨強調するなど、エネルギー安全保障をめぐる我が国の立場を発信した。
- 2 新型コロナウイルスの感染状況等を考慮し、12月に在外公館戦略会議をハイブリッド形式で開催し、約30公館を超えるエネルギー・鉱物資源専門官及び資源エネルギー庁関係者等60名程が参加した。露のウクライナ侵攻によるエネルギー価格の不安定化に関して在外公館からのエネルギー情勢の報告を踏まえて議論を行ったほか、米国国務省エネルギー資源局関係者から鉱物資源安全保障パートナーシップの意義に関する説明を得て重要鉱物のサプライチェーンのボトルネックと強靱化に向けた取組についての議論を行いエネルギー・鉱物資源を取り巻く厳しさを増す国際情勢において、今後、一層、日本の在外公館を最大限活用し、対策を検討していく必要性について、認識を共有した。
- 3 4月に、令和4年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「地政学から考えるエネルギー転換期における天然ガス」（後援：一般社団法人日本経済団体連合会）をオンラインで開催し、主催者を代表して小田原外務副大臣が出席し、エネルギー・国際関係に携わる有識者等がパネリストとして登壇した（国内外から1,200名以上の参加登録があった）。参加者の間では、現実的で円滑なエネルギー転換を進めていく上で、天然ガスが脱炭素化の過渡期のエネルギー源として重要な役割を果たすということ、また、天然ガスを巡る動きが、国際関係の推移に密接に関連してくること、更には、エネルギー安全保障のリスクが顕在化している今こそ、エネルギー転換について有意義な取組を進めるチャンスでもある点で一致した。
- 4 福島県内の水素等の新エネルギー関連施設を対象とした在京外交団に対するスタディーツアーについては、11月に合計8か国（8名）の大使館から参加を得て対面で実施した。福島県内の様々なエネルギー関連施設の視察を通じて、特に東日本大震災以降の福島県の先進的な取組を紹介するとともに、ロシアによるウクライナ侵略によって生じたエネルギー危機を今後どのように乗り越えていくべきかについて、福島取組も踏まえつつ、議論を深める機会とした。
- 5 原油価格高騰を受けた対応
コロナからの経済回復による需給ひっ迫で上昇基調にあった原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて更に上昇した。これを受けて、エネルギー市場の安定化のため、4月には林外務大臣とアフマド・クウェート外相及びバドル・オマーン外相との会談、7月には林外務大臣とファイサル・サウジアラビア外相との会談、9月には岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子及びムハンマド・アラブ首長国連邦大統領との会談などの産油国との間の首脳・閣僚レベルの累次の会談の機会に産油国に対する働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルで産油国に対する働きかけを行う等、首脳レベルを含む様々なチャンネルを通じ、政府一丸となって対応した。

令和5年度目標

令和5年内は、G 7の議長国としてエネルギー安全保障の議論をリードするとともに、関係国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。また、令和6年にG 7議長国となるイタリアに対し、我が国の立場を然るべき打ち込み、議長国となった際には議論をサポートしていく。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。

- (1) 国際エネルギー機関（IEA）については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展、新たにマンデートに加わった鉱物資源等を含む令和4年3月に開催された第28回閣僚理事会のフォローアップを行う。さらに、G 7広島

サミットでの成果について、IEA と適切にフォローアップしていく。

(2) 国際エネルギー・フォーラム (IEF) については、産油国・消費国の相互理解を深め、健全な世界経済の実現や需給の安定確保のための安定的かつ透明性のあるエネルギー市場促進を目指す。またその一環として市場の安定化や客観的なデータシステムである JODI (Joint Organization Data Initiative) の強化・活用を行う。

(3) エネルギー憲章条約 (ECT) については、近代化された ECT の可及的速やかな採択に向けて、関係国に対する働きかけ等を通じて、引き続き積極的な貢献を果たしていく。

(4) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング (能力構築)、クリーン・エネルギー移行に必要な重要鉱物資源の強靱なサプライチェーンを構築するための取組などを中心とした活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。

(5) G 7、G 20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう関係省庁と連携しつつ積極的に議論に貢献する。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、昨今のエネルギー・鉱物資源情勢に係る地政学上の変化を踏まえ、より一層の資源の安定供給確保に向け、本省と在外公館、関係省庁との連携を更に強化しながら、同制度の活用を推進する。また、在外公館戦略会議の開催を通じて、同専門官との意見交換を通じて、政策方針のすりあわせを行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標 (一年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

令和 3 年度目標

1 国連食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第 3 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 (1) FAO

理事会及び各種委員会に積極的に参加し、世界の食料安全保障のための議論に貢献した。特に FAO の組織運営やガバナンス体制の強化に注視し、我が国として認識している課題に対して積極的な問題提起や改善提案を行った。理事会 (4 月、6 月、11 月開催) 及び各種委員会への出席等を通じて、FAO の政策立案や組織運営に積極的かつ主体的に参加するとともに、FAO が令和 4~12 (2022-2030) 年の戦略的枠組みとして掲げる「科学イノベーション戦略」においては、我が国として「知的財産権の保護及びデータプロテクション」の重要性を継続的に主張した。令和元年の事務局長選挙時の不透明な運営を始めとした FAO のガバナンス問題を認識しており、投票行動規範の作成を継続して主張する等ルールメイキングプロセスに関与するとともに、公平で、透明性のある組織運営を事務局に求めた。また、主要な委員会である財政委員会委員を継続的に確保しており、予算・組織運営事項の審議に貢献した。

FAO との関係強化において、令和 3 年度の任意拠出金として約 3 億円を確保し、脆弱な地域への

食料関連の支援を行った。また、令和4年2月、林外務大臣はFAO駐日連絡事務所長の表敬を受け、世界及び日本の食料安全保障の強化に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。加えて、10月に行われたFAO駐日連絡事務所「世界食料デー」のイベントへの後援、外務省幹部の出席を通じて、日本国内におけるFAOの活動や成果の認知拡大を行い、邦人職員の増強の取組も継続した。

(2) IGC

理事会を始めとする会合において、加盟国間の議論に積極的かつ主体的に参加するとともに、国際穀物規約の延長(令和5年6月30日まで)及び事務局長の任期延長への対応を行った。さらに、各国食料政策や穀物価格等に関するIGCの中立的調査分析情報を活用し、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略に起因した食料価格の高騰等、食料安全保障への影響にかかる政策分野等に反映した。

(3) ICO

輸入依存度が高い国際商品であるコーヒーの我が国への安定供給を図るため、理事会を始めとする会合及び国際コーヒー協定改正協議に積極的かつ主体的に参加するとともに、ICO事務局長選挙への対応により、国際ルールメイキングプロセスに貢献した。ICOの取組に対し、令和3年4月～令和4年3月で計24回開催された協定改正ワーキンググループ会合及び起草グループ会合を通じて、コーヒーの安定供給に向けた我が国の立場を反映するべく働きかけを継続して行った。

(4) 6月、イタリア(バーリ、マテラ及び布林ディジ)にてG20外務・開発大臣会合が開催され、茂木外務大臣が出席し、「食料安全保障、栄養及び食料システムに関するマテラ宣言」が発出された。茂木外務大臣からは、世界の飢餓人口が増加する一方で、これを養える量の食料が廃棄されている現状を指摘しつつ、かかる食料をめぐる格差を埋め、飢餓のない世界を実現するためには、①イノベーションの促進による農業生産性向上、②強靱な流通網の整備、③円滑な国際貿易の実現、に焦点を当てた取組が重要である旨指摘した。

(5) 9月には「国連食料システムサミット」がオンラインで開催され、菅義偉内閣総理大臣がビデオ・メッセージの形式で出席した。本サミットは、食料の生産や流通、消費などの一連の過程からなる「食料システム」の変革を通じた、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復及び令和12(2030)年までのSDGs達成を目的として、グテーレス国連事務総長の呼びかけにより初めて開催された。

菅総理大臣は、我が国は、①イノベーションやデジタル化の推進及び科学技術の活用による生産性の向上と持続可能性の両立、②恣意的な科学的根拠に基づかない輸出入規制の抑制を含む自由で公正な貿易の維持・強化、③各国・地域の気候風土や食文化を踏まえたアプローチの3点を重視しながら、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組んでいく旨発言した。

2 令和4年3月には、小田原副大臣の出席の下、食料安全保障シンポジウム「ロシアのウクライナ侵略から見る日本と世界の食料安全保障」をオンライン形式で開催した。同シンポジウムは、世界的な穀物生産地であるロシアとウクライナの情勢が食料問題に与える多面的な影響に焦点を当て、様々な分野のパネリストとの議論を通じ、世界と日本の食料安全保障への理解を深めることを目的とし、在京大使館、政府関係者、企業関係者、大学関係者、報道関係者等、国内外から約380名の参加があった。小田原副大臣の開会挨拶、FAO本部マキシモ・トレロチーフエコノミスト及び資源・食糧問題研究所から柴田明夫代表による基調講演が行われ、ウクライナ情勢を受けて明らかとなった食料安全保障上の課題を説明した上で、日本や世界が取るべき政策、中長期的な戦略の必要性等の提言が述べられた。

また、パネル・ディスカッションを通して、ウクライナ情勢が地政学的な観点から食料安全保障に与える影響や必要な外交政策やビジネス界や消費者の観点から、社会や日常生活で身近に顕在化している食料安全保障への影響について意見を交わした。

令和4年度目標

1 国連食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特にFAOについては、我が国が世界第3位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関す

る情報収集・分析を強化するとともに食料安全保障に関する現状と今後の見通しなどについての資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに情報発信を行う。また、セミナーやシンポジウムなどをおして日本及び世界における食料安全保障の重要性の啓蒙、また理解を深める機会を提供する。

3 食料安全保障に係る包括的且つ多面的なリスクを認識し、リスクに備える政策立案及び課題解決のための方針立案に資する考察と評価を作成する。具体的には長期化する新型コロナウイルスからの経済回復、また、令和4年2月下旬のロシアのウクライナ侵略による食料安全保障への影響も考慮していく。また、FAOを通じたウクライナ及び周辺諸国への農業生産回復等を支援する。

施策の進捗状況・実績

1 FAO、IGC等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み

(1) FAO

理事会（4月、6月、12月開催）及び各種委員会への出席等を通じて、FAOの政策立案や組織運営に積極的且つ主体的に参加し、世界の食料安全保障のための議論に貢献した。特にFAOの組織運営やガバナンス体制の強化に注視し、我が国として認識している課題に対して積極的な問題提起や改善提案を行った。会合では令和4年2月に開始された、ロシアによるウクライナ侵略が世界の食料安全保障に与える影響に懸念を示しつつ、FAOがウクライナや中東・アフリカにおける農業・食料支援において主導的な役割を果たすことの重要性を継続的に主張した。また、主要な委員会である財政委員会委員を継続的に確保し、予算・組織運営事項の審議に貢献した。

FAOとの関係強化において、令和4年度の任意拠出金として約31.8億円を確保し、特にロシアによるウクライナ侵略によって影響を受けた脆弱な地域への食料関連の支援を行った。また、9月には、ローマのFAO本部において、第5回日・FAO年次戦略協議を開催した。現下の世界的な食料危機への対処におけるFAOの役割と日本の貢献などについて意見交換を行い、FAOからは、日本がロシアによるウクライナ侵略以降、FAOを通じて実施しているウクライナ国内の農業生産回復プロジェクトや穀物輸出促進のための穀物貯蔵能力の拡大支援プロジェクトについて、日本からの支援への感謝が述べられた。また、FAO邦人職員の増加に向け、具体的なアクションプランを含む共同の取組の実施に向けて継続して検討を進めることに合意した。

(2) IGC

理事会を始めとする会合において、加盟国間の議論に積極的かつ主体的に参加するとともに、各国食料政策や穀物価格等に関するIGCの中立的調査分析情報を活用し、ロシアによるウクライナ侵略に起因した食料価格の高騰等、食料安全保障への影響にかかる政策分野等に反映した。

また、食料安全保障の強化への一層の貢献等を期待し、令和4年度補正予算を活用してIGCに対し約1.5百万英ポンドの任意拠出を行い、IGCの政策立案等に資するデータ整備事業や食料危機に備えた生産国・消費国間の対話等の取組等を支援した。

(3) ICO

輸入依存度が高い国際商品であるコーヒーの我が国への安定供給を図るため、理事会を始めとする会合及び国際コーヒー協定改正協議に積極的かつ主体的に参加し、コーヒーに関する需給状況等の国際情勢について情報収集を行うとともに、国際ルールメイキングプロセスに貢献した。

また、令和4年の国際コーヒー協定に、コーヒーの安定的輸入の確保等に向けて我が国の立場を反映するべく、継続して働きかけを行った。同協定は、6月の理事会で採択され、我が国は令和5年2月に同協定への署名を行った。

(4) G7、G20等の多国間の枠組み

ア 5月、ドイツにおいてG7外相会合が開催され、会合には、林外務大臣を含むG7各国の外相及びEU外務・安全保障上級代表が出席し、成果文書「ロシアによるウクライナに対する侵略戦争が世界の食料安全保障に及ぼす影響に関するG7外相のコミットメント」を発出した。林外務大臣から、食料安全保障上、侵略の影響を受ける国々への実質的な支援・協力が重要であると指摘し、食料等の課題への対応におけるG7の連携を呼びかけた。G7として、食料価格の高騰と人道支援ニーズの拡大の中、全ての人々の食料やエネルギーへのアクセス確保の取組を支援する決意を共有した。

イ 5月、ニューヨーク（米国）の国連本部で開催された米國務長官を議長とした「グローバルな食料安全保障のための行動要請に関する閣僚会合」に小田原外務副大臣が出席した。小田原外務副大臣からは、ロシアによるウクライナ侵略がウクライナにおける食料生産や流通に重大な支障を生じさせ、世界の人々への食料の安定供給を阻害し、人道上の危機を生んでいると述べ、この危機は決して国際社会による対ロシア制裁によるものではないことを強調した。我が国としては、食料安全保障の危機に対処するための緊急の課題として、(ア)ウクライナ産食料の国際的な流通

を回復させること、(イ) 農業の生産力の向上と肥料の効率的な使用を促進すること、(ウ) 不当な輸出規制や過剰な備蓄を避けることの3点が持続可能な食料システムの構築に重要であると述べ、本会合の参加国と今後一層連携・協力して行くことにコミットした。

ウ 6月、林外務大臣は、令和4年のG7議長国であるドイツの外務大臣、経済協力・開発大臣、農業・食料大臣が主催する「グローバルな食料安全保障に向けた結束のための閣僚会合」にオンラインで出席した。G7を含む主要なドナー国の関係閣僚、国際機関や今般の食料危機の影響を受けている国々の代表等が出席した同会合で、林外務大臣からは、(ア) ロシアによるウクライナ侵略が、ウクライナの食料生産や流通に重大な支障を生じさせ、人道上の危機を生んでいる現状に懸念を示すとともに、国際社会による対ロシア制裁は、現在の食料危機の原因ではない旨を指摘、(イ) 日本は、食料危機を受けてWFPやFAO等の国際機関を通じ、ウクライナや影響を受ける国への緊急人道支援や農業支援を行っているほか、更なる支援を検討しているところであり、影響を受ける国に寄り添った支援を行っていくこと、(ウ) ウクライナからの穀物輸出の本格的な再開が急務である旨述べ、国連による黒海ルートによる穀物輸出の再開の取組、及びEUによる「連帯レーン」に関する取組を支持した。日本としても、ウクライナからの穀物輸出を支援するために貢献していく考えを表明した。

エ 7月にバリ(インドネシア)にてG20外相会合が開催され、林外務大臣が出席した。林外務大臣は、エネルギーと食料の価格高騰は特に脆弱な国々に大きな影響を与えているとして、途上国等における状況に対して憂慮を表明した上で、今回の危機の原因はG7による制裁にあるとの主張は完全な偽りであると述べ、ロシアによるウクライナ侵略、特にロシアが黒海を封鎖し、ウクライナからの穀物輸出を止めていることが原因であり、G7による制裁は食料を対象としていないことを説明した。

オ 9月、国連総会に際しニューヨーク(米国)で開催された「グローバル食料安全保障サミット」に林外務大臣が出席した。会合では、ロシアのウクライナ侵略による食料価格の上昇や一部供給途絶など、世界的な食料安全保障への影響や課題を議論し、現下の食料危機の解決に向けた国際社会の取組の指針を検討した。日本にとって、喫緊の課題となっている世界的な食料不安に対し、国際社会と緊密に連携・協力して取り組んでいくことを確認する機会となった。

2 食料・農業関係外部関係者との意見交換及び食料安全保障の重要性の啓発等

(1) 国内外の食料安全保障や食料・農業政策、肥料の分野の研究者、アナリスト、業界団体、民間企業及び国際機関とのミーティングをそれぞれ実施し、積極的な情報交換を行った。

(2) 10月、林外務大臣はオンラインで開催されたFAO主催「2022年世界食料デーイベント 誰一人取り残さない。より良い生産、より良い栄養、より良い環境、より良い生活」にビデオ・メッセージで参加し、冒頭挨拶を行った。本イベントは、10月16日の「世界食料デー」を記念して開催され、食料安全保障を巡る様々な世界規模の課題に直面する中、持続可能な未来を創造するために、世界及び日本の食料システムの変革に焦点を当て、世界中の人々が手を取り合って行動することの重要性について意見交換が行われた。林外務大臣は冒頭挨拶で、昨今の世界情勢を受けて複雑化・不安定化した食料安全保障の確保に取り組むにあたっては、「人間一人ひとり」に着目したアプローチを取ることが重要であると述べ、世界の食料安全保障に資する日本のこれまでの支援を紹介するとともに、廉価で安全な、栄養のある食料を一人ひとりに届けることを目指し、強靱な食料安全保障の確立に向けて、国際社会と今後一層緊密に連携・協力していく旨を表明した。

3 リスクに備える政策立案及び課題解決のための取組

(1) 食料の生産、備蓄、流通及び取引などに関する国際機関のデータを集約・可視化して、実際に起きていることを客観的に示し、広く情報共有する枠組みを構築するため、FAO、G20農産物市場情報システム(AMIS)及びIGCといった国際機関のデータ集約に関する機能の拡充、また中立・公正な統計情報や調査データの整備、収集能力を強化するための予算を確保し、リスクに備える政策立案及び課題解決と回復のための方針立案に資するデータ基盤の構築を行った。

(2) 4月、ウクライナ国内における農業生産の早期回復のための種子・肥料等の緊急人道支援として、300万ドルの支援を決定した。7月には、ウクライナの穀物輸出サプライチェーンの回復を目的として、1,700万ドルの追加支援を実施し、ロシアの侵略によるウクライナの穀物輸出の途絶に起因する貯蔵庫不足への緊急的な対応として、ウクライナ国内の穀物貯蔵能力の拡大するための資機材を提供し、代替輸出ルート上の検疫所の機能向上支援を行った。さらに、令和5年3月には、小麦を含む穀物の主要生産国であるウクライナで長引く紛争により、特に小規模農家の生産量及び収益の低下が危惧されていることから、ウクライナ東部の小規模農家の作付けに必要な小麦等の種子配布支援に500万ドルの緊急支援を行った。

令和5年度目標

G7の議長国として食料安全保障の議論をリードするとともに、グローバルな食料安全保障に関するイニシアティブや会合へ積極的な関与を行う。

1 食料・栄養及びウクライナ農業復興支援

急性食料不安に直面する人口が過去最大を更新する中、G7が結束して、特に途上国を念頭に、飢餓、食料不安を含む人道危機に直面する人々への食料関連支援（食料・栄養支援及び生産能力強化支援）で実効性のある行動を示す。また、世界の食料供給不足を緩和するために、ウクライナにおける農業や農産物輸出の復興に向けた具体的な行動を示す。

2 生産国と消費国との対話強化と危機における行動様式の確立

(1) 有事における食料危機等の発生を念頭に置き、生産国／輸出国と消費国／輸入国の官民の様々な関係者を交えた産消対話を実施し、恣意的な輸出規制や過剰な備蓄の防止など、いかなる状況においても世界規模で安定した食料供給を確保していくための指針と行動を示す。

(2) 国際機関によるデータ解析と産消対話での議論を通じた食料のグローバル・サプライチェーンのボトルネックの分析

3 国際機関の中立・公正な統計情報の更なる活用と強化

ロシアのウクライナ侵略など、これまで想定されなかった事態において、食料不安の懸念解消と適切な対応（含む恣意的な措置や政治的利用の防止）を通じた市場の透明性の確保を目的に以下が必要であるとの一致した見解を示す。国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、G20農産物市場情報システム（AMIS）及び国際穀物理事会（IGC）といった国際機関の中立・公正な統計情報や調査データを集約する。港湾や船舶情報などロジスティックに関する情報などにも対象範囲を拡げて、必要なデータ整備・収集機能や分析能力を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

世界の食料安全保障の危機は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、エネルギーや肥料価格の変動、気候変動、紛争などの複合的な要因によって顕在化していたところに、ロシアによるウクライナ侵略が状況を更に悪化させた。

G7の議長国として、現下の食料危機に対応するため、ウクライナ及び紛争によって影響を受けた地域における人道支援の必要性、また、より強靱で持続可能かつ包摂的な農業・食料システムを構築するため、G7を始めとした国際社会と緊密に協力して取り組むことを年度目標に追加した。

測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標（--年度）

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、多国間漁業交渉を通じ、海洋生物資源の適切な保存管理と、我が国の消費者への安定的な水産物供給を確保する。また、海洋生物資源の持続可能な利用を支持する国と協力し、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理を継続していく。

令和3年度目標

1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。

2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する国際社会の論調を把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。

3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。

4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結国に対して早期の参加・締結を呼び掛けるとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合における議論に積極的に参加し、科学的根拠に基づいた総漁獲量（TAC）の増加を始めとした資源管理措置の策定に貢献した。太平洋クロマグロについては、12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の年次会合において、日本から、科学的知見を踏まえて漁獲枠の増枠を提案し、議論を主導した結果、大型魚の漁獲枠を15%増枠する措置が採択された。サンマについては、令和2年度の北太平洋漁業委員会（NPFC）の年次会合で漁獲枠40%削減措置が合意されたが、令和3年度の漁期でサンマの漁獲量が過去最低を記録し、引き続き資源管理策の拡充が急務となっている状況を踏まえ、次回会合に向けてサンマの保存管理措置を更に強化するための方策について検討を行った。このほか、南東大西洋漁業機関（SEAFO）、南インド洋漁業協定（SIOFA）、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の年次会合等に参加し、我が国の立場が反映されるよう、積極的に議論に貢献した。
- 2 令和元（2019）年に再開した捕鯨について、令和3年度も、日本の方針を関係国に対して丁寧に説明し理解を求めるとともに、当該方針に基づいて、国際的な資源管理に貢献した結果、国際世論の反応は落ち着いたものとなっている。4月から5月にかけてオンラインで開催されたIWC科学委員会にオブザーバーとして参加し、日本が実施した科学調査の結果や分析、商業捕鯨による捕獲情報などを提供した。また、IWCとの共同目視調査（IWC-POWER）への支援や北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）への情報提供を行った。これらの取組を通じ、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に貢献した。
- 3 ニホンウナギについては、7月の日本主導の非公式協議において、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、科学者会合の定期的開催を、韓国及び台湾と共に確認した。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いを推進するため、我が国はRFMOでのIUU漁船リスト作成に関する議論など、多国間での協力を推進した。IUU漁業対策への国際的取組を強化すべく関係国に対して働きかけを行い、G7、G20、APEC、東アジアサミットの首脳レベルの成果文書や、5月の第27回日EU定期首脳協議の共同声明においてIUU漁業対策の重要性を確認した。また、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）への加入を促すべく、第76回国連総会における「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議の場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけた。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定については、5月に全署名国・地域が批准書等の寄託を了し、6月に協定が発効した。発効後は、手続規則の作成に向けた議論に積極的に参加し、我が国の立場が手続規則に反映されるよう努めた。

令和4年度目標

- 1 各地域漁業管理機関（RFMO）の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会（NPFC）においてはサンマに関する、漁獲上限を含む保存管理措置に、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会（IWC）にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する海外の動きを把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、協定に従って開かれる会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、11月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の年次会合における資源管理措置の策定にかかる議論に積極的に貢献した。近年の資源量回復を受けて、大西洋東水域の総漁獲量（TAC）は12.7%の増加が認められ、大西洋西水域のTACも前年の水準が維持された。太平洋クロマグロについては、令和3年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において漁獲枠の増加が認められたものの、その資源量は依然初期資源量の10%程度と低い水準に留まって

おり、7月に開催されたWCPFC北小委員会及び12月に開催された同年次会合において、日本は、太平洋クロマグロの資源管理の議論を主導してきた立場から、引き続き資源の早期回復に向けて、合意された保存管理措置を着実に実施し、関係国と漁獲の管理の取り組みを進めていくことを議論した。さらに、カツオや北太平洋メカジキの資源量の減少に歯止めをかけるための漁獲制限ルールが合意された。サンマについては、令和4年度の漁期でサンマの漁獲量が過去最低を記録し、引き続き資源管理策の拡充が急務となっている状況を踏まえ、令和5年3月に開催された北太平洋漁業委員会(NPFC)の第7回年次会合において、日本が議論を主導し、NPFC条約水域(公海)における漁獲枠の更なる削減措置(現行の19万8千トンから15万トン)に加え、漁獲上限以外の措置としては初となる漁獲努力量の削減措置(禁漁期間の設定及び操業隻数の削減)が合意された。この他、みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)、北西大西洋漁業機関(NAFO)、南インド洋漁業協定(SIOFA)、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)の年次会合等に参加し、日本の立場が反映されるよう、積極的に議論に貢献した。

- 2 令和元(2019)年に再開した商業捕鯨について、令和4年度も、国際機関と連携しながら、国際的な資源管理に貢献した。国際捕鯨委員会(IWC)と共同で資源調査(IWC-POWER)を実施したことに加え、オブザーバーとして総会(10月)や科学委員会(4月)に出席しつつ、科学調査の成果や科学的知見を共有した。加えて、北大西洋海産哺乳動物委員会(NAMMCO)総会(3月)等への出席を通じ、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用支持国との連携強化を図った。また、関係国への丁寧な説明の結果、我が国の商業捕鯨に対する国際世論の反応は落ち着いたものとなっている。
- 3 ニホンウナギについては、4月、ウナギに関する第1回科学者会合が日本主導の下で開催され、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、5月から7月にかけて、日本が主導した非公式協議において、日本、韓国、中国及び台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、ニホンウナギの共同研究に関する協力を促進することなどについて、議論及び確認が行われた。なお、中国の同非公式協議への参加は8年ぶりとなった。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業との闘いを推進するため、日本はRFMOでのIUU漁船リスト作成に関する議論など、多国間での協力を積極的に推進した。IUU漁業対策への国際的取組を強化すべく関係国に対して働きかけを行い、G7、G20、APEC、TICAD8及び東アジアサミット的首脳レベルの成果文書、令和5年に議長を務めるG7広島サミットに向けたプロセスにおいてIUU漁業対策の重要性をアピールした。また、違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)への加入を促すべく、第77回国連総会における「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議の場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけた。さらに、6月にポルトガルで開催された第2回国連海洋会議に三宅外務大臣政務官が参加し、IUU漁業対策を含む日本の持続可能な漁業のための取り組みについてスピーチを行った他、10月に開催された東京サステナブル・シーフード・サミット2022に高木外務大臣政務官が参加し、我が国のIUU漁業対策に関する講演を行うなど、IUU漁業対策の重要性の国内外への発信にも積極的に取り組んだ。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定(CAOPA)については、11月に第1回締約国会合が開催され、手続規則の作成のための議論等に積極的に参加し、我が国の立場が手続規則に反映されるよう努めた。

令和5年度目標

- 1 各地域漁業管理機関(RFMO)の年次会合等での議論において、日本の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会(NPFC)においてはサンマに関する漁獲上限を含む保存管理措置に、日本の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨を持続可能な形で実施すべく、国際捕鯨委員会(IWC)にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的根拠に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、捕鯨に関する国際社会の論調を把握しつつ、日本の捕鯨政策を丁寧に説明して理解を求め、鯨類を含む水棲生物資源の持続的利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国、韓国、台湾等と資源管理のための協議を実施し、このような取組への国際社会の理解を確保する。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)の未締結国への締結の働きかけ、RFMOでのIUU漁船リスト作成など、多国間での協力を推進し、IUU漁業対策に積極的に取り組む。中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定(CAOPA)について、協定に従って開かれる会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由 引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標 1：資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	57	75	130

参考指標 2：地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数			
(注) 捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	18	17	18

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①資源問題への対応	4.4 (0.1)	4 (0)	3.9 (0)	1.6	3-1	0196
②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化	国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。				3-2	—
③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進	地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。				3-3	—
④鯨類の持続可能な利用に関するセミナー	3 (0)	2.4 (0)	2.5 (0.7)	2.6	3-3	0197
⑤アジア・エネルギー安全保障セミナー	4.4 (1.9)	4.7 (1.9)	5 (6)	3.8	3-1	0199
⑥捕鯨問題に係る委託調査	4.1 (3)	3.2 (5)	6.8 (8.1)	7.6	3-3	0198
⑦在京外交団等による国内エネルギー関連施設視察	0.7 (0)	0.9 (0)	0.9 (1)	0.9	3-1	0211
⑧捕鯨問題に関する理解促進のための事業	3.8 (0)	3.8 (0)	3.9 (0)	4.6	3-3	0212

⑨アジア太平洋地域のIUU漁業対策に関する協議	1.4 (0)	1.1 (0)	3.9 (5.0)	4.7	3-3	0210
⑩日・FAO年次戦略協議及び日・FAO関係強化に要する経費	2.9 (2)	2.7 (1.9)	2.9 (0.2)	2	3-2	0213
⑪紛争解決に関する関係者との協議	37.2 (8.9)	36.4 (0)	24.9 (0)	20.3	3-3	0214
⑫食料安全保障に関するワークショップ開催に要する経費	1 (0)	0.7 (0)	0.7 (1.2)	0.7	3-2	0215
⑬国際連合食糧農業機関(FAO)分担金	4,533 (4,533)	4,455 (4,455)	4,567 (4,567)	5,433	3-2	0201
⑭経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金	361 (361)	355 (355)	375 (375)	389	3-1	0203
⑮エネルギー憲章条約(ECT)分担金	103 (103)	102 (102)	108 (108)	99	3-1	0206
⑯国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金	25 (22)	21 (20)	21 (17)	27	3-1	0208
⑰国際穀物理事会(IGC)分担金	17 (17)	17 (16)	18 (17.4)	20	3-2	0205
⑱国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金	9 (9)	9 (9)	9 (9)	8	3-1	0207
⑲国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)(R4年度補正予算)	0 (0)	0 (0)	300 (300)	0 (0)	3-1	0218
⑳国際連合食糧農業機関(FAO)拠出金	1,875 (1,857)	332 (332)	3,177 (3,177)	0	3-2	0202
㉑経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)拠出金	626 (626)	221 (221)	400 (400)	0	3-1	0204
㉒食料システムサミットに要する経費	— (17)	20.4 (16)	0 (0)	6	3-2	0200
㉓重要鉱物資源の安定的確保に関する調査に必要な経費	—	—	6 (1.9)	0	3-1	0216
㉔鉱物資源安全保障パートナーシップ(MSP)に必要な経費	—	—	—	8	3-1	新23-0219
㉕国際穀物理事会(IGC)拠出金	—	—	220 (220)	0	3-2	0217
㉖農産物市場情報システム(AMIS)拠出金	—	—	180 (180)	0	3-2	0237

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第203回国会所信表明演説（令和2年10月26日）
- ・第204回国会所信表明演説（令和3年1月18日）
- ・第205回国会所信表明演説（令和3年10月8日）
- ・第208回国会所信表明演説（令和4年1月17日）
- ・第210回国会所信表明演説（令和4年10月3日）
- ・第211回国会所信表明演説（令和5年1月23日）
- ・2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（令和2年12月21日 閣議決定）

測定指標 4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

G7及びG20サミットの成果に日本の考え方を反映させることを通じ、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナからの「よりよい回復」に向け、これまで以上にG7としての結束が重視される中、英国議長国下のG7サミット（G7外相会合を含む）の成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。
- 2 イタリア議長国下のG20サミットの成果に日本の考え方を最大限反映させることを通じ、国際社会の諸課題において、日本にとって望ましいポスト・コロナの国際秩序の形成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月11日から13日まで、英国でG7コーンウォール・サミットが開催され、我が国から菅総理大臣が出席した。新型コロナの世界的拡大以後、初めて対面で開催されたG7サミットであり、G7として協力して新型コロナに打ち勝ち、より良い回復を成し遂げ、国際協調と多国間主義に基づき、民主的で開かれた経済と社会を推進することで一致した。議長国のジョンソン英国首相が掲げた「より良い回復」という全体テーマの下、G7首脳間で率直な議論が行われたほか、現下の新型コロナ対応を含む国際保健、気候・自然、開かれた社会に関する議論については、オーストリーチ国や国際機関からの参加も得た。三日間の議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び附属文書等が発出された。菅総理大臣は、一部のセッションでリード・スピーカーを務めるなど、特に新型コロナ対策・国際保健、世界経済・自由貿易、気候変動、地域情勢といった重要課題について、積極的にG7の議論に貢献し、首脳間の率直な議論をリードした。

また、8月15日のカブール陥落を受け、アフガニスタン情勢に関して、8月19日のG7外務・開発大臣会合（茂木外務大臣出席）、同月24日のG7首脳テレビ会議（菅総理大臣出席）を急遽開催

し、議論を行い、国際社会が連携して、タリバーンに一致したメッセージを呼びかけていく重要性を確認した。

加えて、コーンウォール・サミットでの議論を踏まえ、12月3日にG7首脳は「インフラ及び投資に関するG7首脳声明」を発出し、開発途上国のインフラ需要を満たし、世界のより良い回復を図るため、G7としてインフラ投資に関する協力を強化していく決意を改めて表明し、今後の方針を示した。

G7英国議長下では、首脳会合に加えて閣僚会合も数多く行われ、このうちG7外務・開発大臣会合は5月3日から5日まで（於：英国・ロンドン、茂木外務大臣出席）と12月11日から12日まで（於：英国・リバプール、林外務大臣出席）の二度にわたり対面で開催された。北朝鮮、中国、ロシア、中東など、地域情勢について活発な議論が行われたほか、新型コロナ対応、女子教育、気候変動、人道危機などにおけるG7での連携を確認し、またメディアの自由、サイバー・ガバナンス、信教及び信条の自由などについても取り上げられた。12月の会合の一部にはASEAN諸国の外相も招待され、対面又はオンライン形式で参加し、G7とASEANとの協力についても議論された。

令和4（2022）年のドイツ議長国下では、2月24日にG7首脳テレビ会議が行われ、岸田総理大臣が出席した。会合後、ドイツ議長国下での優先事項全体に関するG7首脳声明に加え、同日に始まったロシアのウクライナ侵略を受け、「ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明」が発出された。続く3月11日には、ロシアに対する制裁措置を中心とする内容のG7首脳声明が発出された。さらに、3月24日にはG7首脳会合（於：ベルギー・ブリュッセル）が行われ、岸田総理大臣が出席し、ウクライナ情勢に関する議論を行い、G7首脳声明が発出された。ウクライナ情勢をめぐるのは、外相を始めとする関係閣僚も累次にわたり会合の開催、声明の発出を行うなど機動的に対応している。こうした首脳・閣僚レベルの動きを含め、我が国はG7との間で極めて緊密に連携しながら、ロシアのウクライナ侵略を受けた対応を進めた。

2 10月30日及び31日、G20ローマ・サミットが開催され、我が国から岸田総理大臣がオンラインで出席した。同会合では、議長国イタリアが掲げた「人、地球、繁栄」という優先課題の下、国際保健、気候変動、開発などの重要課題について議論を行い、議論の総括としてG20ローマ首脳宣言が発出された。岸田総理大臣は、ワクチンの普及や将来の健康危機に備えることの重要性を指摘したほか、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、質の高いインフラ投資及び開発金融の公正性・透明性に関して日本の考えを説明するとともに、先進各国による気候資金支援の重要性を強調し、首脳間の議論に貢献した。

また、6月28日から30日までイタリアにて開催されたG20外相及び開発大臣関連会合には、茂木外務大臣が出席し、多国間主義、アフリカ、食料安全保障、開発、人道支援などについて議論した。

加えてアフガニスタン情勢について、9月22日のG20臨時外相会合（於：米国・ニューヨーク 茂木外務大臣出席）、10月12日のG20首脳テレビ会議（岸田総理大臣出席）において議論を行った。

令和4年度目標

- 1 ドイツ議長国下のG7サミットやG7外相会合において、国際社会の主要諸課題に対して他のG7各国と連携して取り組み、日本にとって望ましい国際秩序の形成に貢献する。また、令和5年に日本が議長国を引き継いだ後は、同年日本で開催予定のG7サミットに向けて、G7の議論を主導する。
- 2 インドネシア議長国下のG20サミットにおいて、経済や開発等の諸課題に関する日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年は、基本的価値や原則を共有するG7における政策協調がこれまで以上に緊密に行われた。6月26日から28日にかけてドイツ・エルマウにて開催されたG7エルマウ・サミットに岸田総理大臣が出席した。令和4年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略により国際秩序の根幹が脅かされる中、このサミットでは、議長のショルツ・ドイツ首相が掲げた「公正な世界に向けた前進」という全体テーマの下、ロシアによるウクライナ侵略への対応に加え、物価対策を含む世界経済、インド太平洋などの地域情勢、気候変動、食料安全保障といった課題について、G7首脳間で率直な議論が行われた。例年どおり会議の一部に招待国・機関が参加したほか、ウクライナ情勢に関するセッションにはゼレンスキー・ウクライナ大統領がオンラインで参加した。岸田総理大臣は、ウクライナ情勢、世界経済、「自由で開かれたインド太平洋」や中国、北朝鮮を含む地域情勢、核軍縮・不拡散、気候・エネルギー、食料安全保障等について日本の考えを発信し、また、会議の締めくくり当たり、次期G7議長国として、令和5年5月に広島でサミットを開催することを表

明した。岸田総理大臣は、世界が、ウクライナ侵略、大量破壊兵器の使用リスクの高まりという未曾有の危機に直面している中、令和5年のG7サミットでは、武力侵略も核兵器による脅しも国際秩序の転覆の試みも断固として拒否するというG7の意思を、歴史に残る重みを持って示したいと述べた。議論の総括として、G7首脳コミュニケ及び5つの個別声明が発出された。

また、令和4年のG7ドイツ議長国下では、首脳間の会合に加え、閣僚間の会合も数多く行われ、このうちG7外相会合は、令和4年だけでもオンラインを含めて11回開催された。5月12日から14日までヴァイセンハウス（ドイツ）と11月3日から4日までミュンスター（ドイツ）の2度において開催された独立した対面会合では、ウクライナ、中国、北朝鮮、インド太平洋、中東などについて突っ込んだ意見交換が行われた。また、5月の会合では、新型コロナウイルスやインフラ開発、気候変動についてG7としての連携を確認したほか、11月の会合の一部には、ガーナ及びケニアの外相並びにアフリカ連合（AU）副委員長も招待され、アフリカ地域情勢についても議論された。

令和5年に入ってから、日本が議長国としてG7の取組を主導した。同年2月18日にミュンヘン（ドイツ）で開催された日本議長国下で初となる対面会合となったG7外相会合では、ウクライナ情勢を中心に議論が行われ、会合の後半にクレバ・ウクライナ外相が参加した。G7として法の支配に基づく国際秩序を堅持するというコミットメントを強調するとともに、公正かつ永続的な平和へのウクライナのコミットメントを歓迎し、そのためにウクライナと積極的に協力していくことで一致した。ロシアによるウクライナ侵略の開始から1年となる同年2月24日には、岸田総理大臣がG7首脳テレビ会議を主催し、ロシアによるウクライナ侵略への対応などにおけるG7の揺るぎない結束を改めて確認するとともに、G7首脳声明を発出した。

2 11月15日及び16日に開催されたG20バリ・サミットでは、議長国インドネシアが掲げた「共に回復し、より強く回復する」のテーマの下、食料・エネルギー安全保障、国際保健など、現下の国際社会の重要課題について議論が行われた。岸田総理大臣は、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、ロシアによる核の脅しは断じて受け入れられず、ましてやその使用もあってはならないことを訴えた。さらに、令和5年のG7日本議長年を見据えつつ、これらの重要課題に関する日本の立場と取組を積極的に発信し、議論に貢献した。議論の総括として、G20バリ首脳宣言が発出され、ほとんどのG20メンバーがウクライナでの戦争を強く非難したことが記載され、G20として、核兵器の使用も、使用すると脅しを受け入れられないとのメッセージが明確に盛り込まれた。

7月7日及び8日に行われたG20外相会合には林外務大臣が出席し、ロシアによるウクライナ侵略が継続する中、多国間主義の在り方、食料やエネルギーの問題など、現下の国際情勢における重要課題について議論が行われた。

令和5年度目標

- 1 日本議長国下のG7首脳会合やG7外相会合において、国際社会の主要諸課題に対して他のG7各国と連携して取り組み、日本にとって望ましい国際環境の形成に貢献する。また、令和6年にイタリアに議長国を引き継いだ後は、同年イタリアで開催予定のG7サミット等に向けて、前議長国の立場からG7の議論を引き続き主導する。
- 2 インド議長国下のG20サミットにおいて、経済や開発等の諸課題に関する日本の考え方を発信しつつ、これら課題における協力を推進するとともに、G7広島サミットの成果をG20サミットにつなげる。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

令和3年度目標

- 1 令和3年OECD閣僚理事会において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、議論を積極的に主導する。
- 2 OECDの知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押し

することも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。

- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合の到達目標を、直近過去 5 年間の最高の水準（4.64%、JPO を含む）とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年の OECD 閣僚理事会は 2 回に分けて実施され、「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、第 1 部（5 月 31 日及び 6 月 1 日）はオンライン形式で議論が行われ、西村経済財政政策担当大臣及び鷲尾外務副大臣が参加した。第 2 部（10 月 5、6 日）は、同テーマにて、2 年ぶりに OECD 本部（パリ）で対面（一部参加者はオンライン）で開催され、岡村 OECD 代表部特命全権大使他が参加し、気候変動、国際課税、デジタル化、貿易など、経済分野で国際社会が直面する共通の課題について活発な議論が行われた。閣僚理事会の議論の成果として採択された第 2 部の「閣僚声明」は、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の推進（個人データへのガバメント・アクセスに関する高次原則の策定の促進など）を通じたデジタル経済の前進へのコミット、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」などを通じた質の高いインフラ投資への支援、WTO 改革や「G20 / OECD コーポレート・ガバナンス原則」の見直しの重要性など、日本の考えが多く反映されたものになった。
- 2 東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しするため、令和 3 年度においても OECD 東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進した。5 月には、SEARP 地域フォーラムがオンライン形式で開催され、鷲尾外務副大臣が参加した。令和 4 年 2 月には、韓国及びタイの共同議長国の下、閣僚会合が韓国のソウルにおいて、対面形式及びオンラインのハイブリッド形式で開催された。閣僚会合においては、林外務大臣がビデオ・メッセージを发出し、我が国の経験に基づいて OECD の活動の意義について強調するとともに、OECD が東南アジア諸国が直面する課題の解決、また ASEAN の地域統合の努力に貢献できると確信している旨発信した。同月、SEARP 閣僚会合の開催に先立ち、林外務大臣は、コマン OECD 事務総長とテレビ会談を行い、令和 6 年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日 OECD 関係を更に強化していくことで一致した。なお、東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は令和 3 年末時点で 59 に増加するとともに、マレーシアが BEPS（税源浸食及び利益移転）防止措置実施条約に批准するなどの進展が見られた。
- 3 新型コロナウイルスの影響により、OECD 本部から日本への採用ミッションの派遣は実施されなかったが、日本人職員の採用拡大に向けた取組の一つとして、OECD 東京センターが 11 月と 12 月に OECD 代表部と共催したオンライン・キャリアセミナーの開催を支援した。令和 3 年末時点の OECD 全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合は、3.9%となっている。

令和 4 年度目標

- 1 通例年に一度開催される OECD の最も重要な会合である OECD 閣僚理事会における議論も踏まえ、OECD のルールやスタンダードの普及をさらに進めるべく積極的に議論を主導していく。また、令和 6（2024）年の日本の OECD 加盟 60 周年も見据え、日本と OECD との関係を更に強化する。
- 2 SEARP の活動を通じた OECD と同地域との関係強化に取り組み、東南アジア地域からの将来的な OECD 加盟を後押しすべく、引き続き SEARP を推進していく。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の増強に引き続き令和 4 年度も取り組み、OECD の全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合が直近過去 5 年間の最高の水準（4.64%、JPO を含む）となることを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 4 年の OECD 閣僚理事会は 6 月にパリ（フランス）において対面形式で開催され、山際経済財政政策担当大臣、三宅外務大臣政務官が参加し、「我々が望む未来：次世代及び持続可能な移行に向けたより良い政策」をテーマに、ロシアによるウクライナ侵略の影響、貿易と環境の持続可能性、OECD とアフリカ等について、活発な議論が行われた。三宅外務大臣政務官からは、OECD のルールやスタンダードを非加盟国に普及していくことが重要で、特に東南アジア諸国の新規加盟を実現していくことが重要であり、OECD 東京センターが地域のハブとなることを期待する旨発言した。閣僚理事会の議論の成果として採択された「閣僚声明」では、ルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に向けた一層の取組、経済的威圧への対抗、コーポレート・ガバナンス及び責任ある企業行動（RBC）の強化及び OECD において東南アジアが戦略的に優先すること等が確認されるなど、日本の考えが多

く反映されたものになった。また、RBCの強化に関連し、令和4年度を通じて行われた多国籍企業行動指針の改定交渉に日本として積極的に議論に参加したほか、令和5年2月にパリ（フランス）で開催されたRBC閣僚級会合には、副議長として日本から高木外務大臣政務官が参加し、公平な競争条件の確保のために、RBC分野における国際スタンダードを多国籍企業行動指針の非参加国に普及させていくことが不可欠であるとして、東南アジアへのアウトリーチを重視する旨述べた。同会合においては市場経済、ルールに基づく多国間貿易システム等の実現のためRBCの重要性を確認した閣僚声明が採択された。令和5年1月には、コマン OECD 事務総長が事務総長就任後初めて訪日し、林外務大臣主催のワーキングランチにおいて日本のOECD加盟60周年にあたる令和6年に向けて、日本とOECDとの協力を更に推進していくことで一致した。

2 東南アジアからの将来的なOECD加盟を後押しするため、令和4年度においてもOECD東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進した。10月には、ベトナム及び豪州の共同議長国の下、OECD東南アジア閣僚フォーラムがハノイ（ベトナム）において「地域の連結：強じんかつ持続可能なサプライチェーンに向けたパートナーシップ」をテーマに対面形式で開催され、高木外務大臣政務官が参加した。高木外務大臣政務官からは、SEARPの着実な進展に歓迎の意を表しつつ、東南アジアの強じんなサプライチェーン構築には、質の高いインフラ投資や、責任ある企業行動の実践が重要である旨発言し、OECDと東南アジアとの橋渡し役として、日本は引き続き東南アジア各国の取組を支援していく旨表明した。

3 なお、新型コロナウイルスの影響により、令和4年度、OECD本部から日本への採用ミッションの派遣は実施されなかったが、日本人職員の採用拡大に向けた取組の一つとして、日本人大学生によるOECD東京センターの訪問（8月、1回）を支援した。令和4年末時点のOECD全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合は、3.7%となっている。

令和5年度目標

- 1 通例年に一度開催されるOECDの最も重要な会合であるOECD閣僚理事会における議論も踏まえ、OECDのルールやスタンダードの普及をさらに進めるべく積極的に議論を主導していく。また、令和6年の日本のOECD加盟60周年も見据え、日本とOECDとの関係を更に強化する。
- 2 SEARPの活動を通じたOECDと同地域との関係強化に取り組み、東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押しすべく、引き続きSEARPを推進していく。
- 3 OECDにおける日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の増強に引き続き令和5年度も取り組み、採用ミッションの派遣等を通じて、OECDの全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合を令和3年度の水準（3.9%、JPOを含む）に戻すことを目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き全体として目標を維持し、OECDの日本人職員（専門職以上）については、直近過去5年間の実績（コロナ禍などの影響を受け海外への渡航・就職が困難であったこと等から、令和2年度以降、邦人職員の割合が減少している。）等を勘案し、邦人職員数の増加を目指し、より実現可能な目標を再設定した。

測定指標4-3 APECにおける諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ボゴール目標後のAPECの中長期的な方向性を示す「APECプロラジャヤ・ビジョン2040」の目指す、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体を追求する過程で、我が国にとって好ましい貿易・投資環境の実現や、国際的なルール作りに関する議論を先導する。

令和3年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現など）を、APEC関連会合などを通じて域内に浸透させ、APEC首脳会議、閣僚会議などの成果文書や「APECプロラジャヤ・ビジョン2040」を実現するための実施計画に反映させる。また、新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポスト・コロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を将来的に実現

- に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を、APEC プロジェクトの実施等も通じ、委員会・作業部会、高級実務者会合等の場で主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和3年のAPEC議長であるニュージーランドのイニシアティブを積極的に後押しする。具体的には、ニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求において、我が国の重視するFTAAP実現に向けた取組、デジタル経済、人間の安全保障の推進等の議論を主導する。また、令和3年の重要課題の一つである「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」実現のための実施計画策定に際しては、ボゴール目標の下で大阪行動指針を策定した経験を活かし、議論を積極的にリードすることで議長を支援する。
 - 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低6件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、3,000枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月の首脳会議では、全ての人々及び将来の世代の繁栄に向けた新型コロナからの回復について議論が行われた。岸田総理大臣からは、日本として「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を目指していく旨紹介し、その上で、コロナ後の成長に必要な重点要素として、(1) 貿易・投資、(2) イノベーションとデジタル化、(3) 包摂的で持続可能な成長について強調した。そして、議論の総括として首脳宣言及び「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が附属書として採択され、我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資開発、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現など）が反映された。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向けた議論に積極的に関与した。とりわけFTAAPアジェンダの中で、アジア太平洋地域の自由貿易協定／地域貿易協定（FTA/RTA）に規定されながらも、これまでAPECが取り組んできていない国有企業（SOE）や労働に関して、規定の活用状況や課題を精査し、適切な執行に向けた能力構築の実施状況等調査を行うという内容の米国提案のプロジェクトを力強く支持し、参加エコノミーに対し、同プロジェクトの重要性を訴えた。また、5月には、コロナ禍を受けて各国・地域において導入された投資政策を概観しつつ、サプライチェーンの強靱化の重要性及び投資関連協定が果たしうる役割につき、政府関係者、経済界及び学会の参加を得てワークショップ（テレビ会議形式）を開催した。
- 3 令和3年のニュージーランドの優先課題である、回復を強化する経済・貿易政策、回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、イノベーションとデジタルに対応した回復の追求にかかる様々な議論に貢献した。具体的には、平成24（2012）年に策定された環境物品リストの輸出入統計品目番号（HSコード）の更新、環境関連サービスの参照リストの作成等、ニュージーランドが主導する各種取組につき、日本は知見の共有や他エコノミーの説得等を通じて積極的に支援した。また、「アオテアロア行動計画」の策定に際しては、ボゴール目標下で大阪行動指針を策定した当時の政府関係者（当省OB等）から議長であるニュージーランドに対して直接知見の共有を行ったほか、交渉の過程においても議論を積極的にリードすることで議長を支援した。
- 4 平成27（2015）年に日本が提案した「2020年までに管理職に占める女性の割合を高めるための個別行動計画（IAP）」につき、令和2（2020）年までの各エコノミーの実績値変動を含めた女性の管理職への参画促進に係る報告書を12月に作成し、同月ワークショップを開催した。この政策対話では、女性が職場でリーダーシップを発揮する際に直面する障壁について参加者の理解を深めるとともに、その障壁を克服するための官民双方のベストプラクティスに焦点を当てた対話の場を提供した。また、APEC スタディーセンタージャパン主催により、「中小企業や女性起業家によるサービス貿易参画推進」プロジェクトを実施し、10月には本件にかかるワークショップを開催した。日本プロジェクトは、令和3年も引き続き、新型コロナの感染拡大に伴い、案件実施の予見が困難な状況になり、新たなプロジェクト形成も例年のようには進まず、目標値には届かなかったが、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、上記2件のワークショップを含む4件のプロジェクト（第1期：2件、第2期：2件）が採用された。また、日本を含め、各国・地域の水際対策の強化や一部の国・地域の審査期間の長期化などの影響を受け、APEC ビジネストラベルカード発行数は1,518件と減少したものの、国内における審査については迅速に行った。

令和4年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書に反映させる。新型コロナの感染拡大による貿易・投資への影響及びポスト・コロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、APEC プロジェクトの実施、あるいは委員会・作業部会、高級実務者会合等の機会を通じて、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題や更に新しい課題について、特に経済界の視点に立った議論を取り入れつつ主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組みとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和4年の APEC 議長であるタイのイニシアティブを積極的に後押しする。タイは、全ての機会に開かれ、全ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとることを令和4年の APEC の全体のテーマとして掲げており、その具体策として、新型コロナによる打撃からのバランスのとれた持続可能な経済回復を実現するため、FTAAP に関する取組の見直しを提案しているほか、自身が国家復興戦略として採用するバイオ・循環型・グリーン（BCG）経済モデルを APEC においても推進したいとの考えである。BCG 経済の概念は、日本のグリーン成長戦略と軌を一にするものであり、日本としても特にエネルギー強靱性などの分野で議論を積極的にリードし、議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクトの採択件数を最低6件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数及び各国・地域による審査の進捗にもよるが、各国・地域が実施する新型コロナ感染症対策や感染状況を踏まえつつ、令和3年度に引き続き3,000枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月に4年ぶりに対面で首脳会議が開催され、コロナ後のアジア太平洋地域の回復や包摂的かつ持続可能な成長について議論が行われた。岸田総理大臣からは、ロシアによるウクライナ侵略に対する強い非難と共に、日本として社会課題を成長のエンジンへと転換し、官民が連携して持続可能な経済をつくることをコンセプトとする「新しい資本主義」の実現を目指していく旨紹介し、その上で、コロナ後の包摂的で持続可能な成長に必要な重点要素として貿易・投資、グリーン社会、デジタル・トランスフォーメーションの推進、女性の経済活動への一層の参画について強調した。首脳会議の議論の総括として首脳宣言が採択され、ほとんどのメンバーがウクライナにおける戦争を強く非難するとの言及を含む文言が盛り込まれたとともに、我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資開発、デジタル経済、女性のエンパワーメント、脱炭素社会の実現など）が反映された。また、同月4年ぶりに対面で開催された閣僚会議においては、林外務大臣から、ロシアによるウクライナ侵略に対する強い非難と共に、アジア太平洋地域におけるコロナ後の回復や持続可能な成長といった、同地域の経済的諸課題について日本の立場をしっかりと主張した。閣僚会議の議論の総括として共同声明が発出され、首脳宣言同様、ほとんどのメンバーがウクライナにおける戦争を強く非難するとの言及を含む文言が盛り込まれたとともに、我が国の関心事項である多角的貿易体制の支持や質の高いインフラ開発・投資などについて時宜を得たメッセージが盛り込まれた。ロシアによるウクライナ侵略開始から間もなく開催された5月の APEC 貿易担当大臣会合（対面及びテレビ会議のハイブリッド形式）においては、三宅外務大臣政務官から、ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすものであり断じて認められず強く非難する旨述べた上で、多角的貿易体制の礎である WTO の再活性化を求め、第12回 WTO 閣僚会議において、ロシアの侵略行為を元凶とする食料安全保障やサプライチェーンへの影響を踏まえた貿易面での対応について議論し、一定の成果を出すことを重視している旨、また、新型コロナ危機からの克服に向けて、安全な人の越境移動の再開、国際スタンダードに則った「質の高いインフラ」開発・投資及び人間の安全保障の理念を踏まえ、一人ひとりの保護とエンパワーメントに着目し、女性の経済参画を始めとする包摂的な成長を遂げることの重要性を強調した。ウクライナ情勢に関する文言等をめぐって、共同声明の発出にはコンセンサスが得られず、結果、議長タイによる議長声明が発出されたが、我が国が重視する上記事項が盛り込まれた。
- 2 APEC 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向けた議論に積極的に取組み、11月の首脳会議で国際的なルールの下で地域

経済統合を推進するための FTAAP アジェンダ・ワーク・プランが合意された。また、APEC ビジネス諮問委員会日本委員と林外務大臣との対話（10月）を通じて得られた経済界の視点にも立ちつつ、APEC での議論を主導した。

- 3 令和4年の APEC 議長であるタイの優先課題である、「全ての機会に開かれ、全ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとる」に関する様々な議論に貢献した。例えば、温室効果ガス削減に資する製品の貿易を妨げる非関税措置の特定や APEC 域内でより広く貿易と気候変動に関して通商政策面の具体的な協力を探ることを目的とした調査を APEC 事業として実施し、持続可能性や BCG 経済の推進に寄与した。首脳会議においては、APEC 地域の持続可能な成長に関する「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」が承認され、その合意交渉の過程においても議論に積極的に貢献し、議長を支援した。
- 4 女性の健康に関するリテラシー向上は、包摂性のある社会を構築するには必要不可欠との認識の下、日本は、女性の健康問題にテクノロジーを活用した解決策を提供する製品やサービスの普及啓蒙を目指すプロジェクトを実施した。令和5年1月には女性のキャリアアップのためにどのような支援が役立つかを特定するセミナー（オンライン）を開催し、女性特有の健康問題に対する社会的な意識リテラシー向上の重要性が再認識され、APEC 地域の女性のエンパワーメントに関する議論に貢献した。日本プロジェクトは、令和4年は、域内の経済技術協力に積極的に貢献すべく、上記のプロジェクトを含め、目標数を超える8件のプロジェクトが採用された。また、日本を含め、各国・地域の水際対策の強化や一部の国・地域の審査期間の長期化などの影響を受けて滞っていた APEC ビジネストラベルカード発行について、各国・地域における人の移動の制限が緩和されたことから、需要に対応すべく国内における審査を迅速に行った結果、令和4年度は、当初目標を大幅に超える9,675件を発行することを達成した。

令和5年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（多角的貿易体制、WTO 改革、地域経済統合、質の高いインフラ投資、デジタル経済、女性のエンパワーメント、持続可能な社会の実現等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議などの成果文書に反映させる。ポスト・コロナの経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、APEC プロジェクトの実施、あるいは委員会・作業部会、高級実務者会合等の機会を通じて、質が高く包括的なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）のアジェンダの推進に向け、我が国が重視する次世代貿易投資課題や更に新しい課題について、経済界の視点に立った議論を取り入れつつ主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組みとともに我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和5年の APEC 議長である米国のイニシアティブを積極的に後押しする。米国は、令和5年の APEC の全体のテーマとして「全ての人々にとって強靱で持続可能な未来を創造する」ことを掲げており、令和4年の APEC 首脳会議で採択された「バイオ・循環型・グリーン経済モデルに関するバンコク目標」に基づき具体的な取組を進めようとする米国の意向を支持する。また、サプライチェーンの強靱化、貿易投資の次世代課題、経済分野における女性のエンパワーメント等、各種分野を横断する課題の取組を提案しているほか、中小零細企業を含むステークホルダーとの連携を重視するといった基本原則を推進したいとの考えであり、日本としても議論を積極的にリードし、議長を支援する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクトの採択件数を最低6件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、実際の申請者数及び各国・地域による審査の進捗にもよるが、各国・地域において新型コロナウイルス感染症による人の移動の制限が緩和された状況を踏まえ、令和5年度は13,000枚以上とする。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年の APEC 議長である米国が設定するテーマや優先事項等を踏まえつつ、引き続き大筋の目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和7年度）

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向け、特に基本方針に掲げている150か国・25国際機関の出席を目指して、参加招請活動を始めとする準備を着実に実施していく。

令和3年度目標

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。
- 2 開催成功に向けて、構想の具体化が進められているところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出席参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。万博を新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするため、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）も含め、新型コロナウイルス感染症の必要な対策を講じつつ大阪・関西万博の魅力・情報を発信する

施策の進捗状況・実績

- 1 大阪・関西万博の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間で開催に向けた準備を進めた。外務省内に「2025年日本国際博覧会室」を設置し、参加招請を始めとする大阪・関西万博に関する業務を行った。また、大阪・関西万博を開催するに当たり、我が国は、国際博覧会条約第12条の規定により、我が国政府を代表する国際博覧会政府代表を任命する義務があり、2025年日本国際博覧会の一般規則第5条においても、博覧会政府代表を任命することが規定されている。各国・国際機関に対する参加招請活動を早期に本格化させるという観点から、外務公務員法に基づく政府代表（非常勤）を閣議決定に基づき任命し（9月）、各国への参加の働きかけを行った。さらに、常勤の政府代表の任命のための「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」を第208回国会に提出し、令和4年3月31日に同法が成立した。
- 2 特に、各国・国際機関に対する参加招請については、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、あらゆる機会を捉えて参加の働きかけを行い、目標とする150か国・25国際機関の参加に対し、令和3年度末で87か国・6国際機関からの参加表明が公表されるに至った。具体的には、日豪首脳テレビ会談後に発出された共同声明で豪州が大阪・関西万博へ参加することが言及されたほか（令和4年1月）、日パラグアイ外相会談における参加表明（11月）等の成果があった。また、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行い、既に参加表明している国に対しては出展申請書の提出を働きかけるなど、出展準備に向けた具体的な手続についても鋭意進めた。また、在外公館でのレセプションの開催も含む様々な機会や広報ツールを用いて、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）を始め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

令和4年度目標

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて引き続き準備を進める。「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」に基づく政府代表を速やかに任命し、同政府代表による各国・国際機関への参加の働きかけを実施し、また、開幕までに開催される参加国等との会議に日本政府を代表して出席する。
- 2 開催成功に向けて、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出席参加国を確保するため、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、政務レベルや2025年日本国際博覧会政府代表等から、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）も含め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 大阪・関西万博の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間で開催に向けた準備を進めた。また、4月

1 日から施行した「二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法」に基づき、常勤の政府代表（2025 年日本国際博覧会政府代表）が任命された。10 月には、参加を招請した国や国際機関に対して、各種情報の提供を行うことを目的とした初の国際企画会議が大阪で開催され、2025 年日本国際博覧会政府代表も日本政府を代表して出席した（100 か国、5 国際機関から約 240 名が参加）。さらに、11 月には、国際博覧会事務局（BIE）総会に出席する機会を捉えて同政府代表から、モロッコ、アイスランド政府関係者に対して、参加の働きかけを実施した。

2 特に、各国・国際機関に対する参加招請については、相手国キーパーソンの本邦招聘、二国間会談の機会や国際会議の場等、様々な機会を活用して参加の働きかけを行い、目標とする 150 か国・25 国際機関の参加に対し、令和 4 年度末で 153 か国・8 国際機関からの参加表明が公表されるに至り、国については、目標を達成した。参加働きかけによって、具体的には、日シンガポール首脳会談で、シンガポールが大阪・関西万博に参加する旨の表明があったほか（5 月）、日モンゴル外相会談における参加表明（5 月）等の成果があった。

また、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行い、既に参加表明している国に対しては出展申請書の提出及び参加契約書の締結を働きかけるなど、出展準備に向けた具体的な手続についても鋭意進めた。また、在外公館でのレセプションの開催も含む様々な機会や広報ツールを用いて、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）を始め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

令和 5 年度目標

大阪・関西万博の円滑な開催に向けて外務省としても引き続き準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国際機関を確保するため、政務レベルや 2025 年日本国際博覧会政府代表等から、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、令和 5 年度に開催される参加国との会議を初めとしたあらゆる機会を捉えて各国・国際機関の参加準備の加速化に向けた働きかけを実施する。

さらに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等）も含め、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

2025 年日本国際博覧会政府代表の任命を完了したことを踏まえ、政府代表の任命を目標から削除した。また、参加国の目標を達成したことを踏まえ、出展参加国際機関を中心とした参加招請を行うことを目標とした。

参考指標：APEC における域内貿易依存度

(出典：国際通貨基金 (IMF, Direction of Trade Statistics))	実績値(暦年)		
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
	66.0%	65.3%	64.7%

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和 2 年度 予算額計 (執行額)	令和 3 年度 予算額計 (執行額)	令和 4 年度 予算額計 (執行額)	令和 5 年度 当初予算額		
①G 7・G 20 における我が国の積極的な貢献	G 7 サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、G 20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。 これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作				4-1	—

	ることに寄与する。					
②OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するためにOECDでの議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、G7・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。				4-2	—
③APECを通じた経済関係の発展	43 (35)	47 (32)	56 (42)	45	4-3	0221
④国際経済情勢調査・分析	9 (9)	7 (6.4)	6.9 (6.3)	6.8	—	0220
⑤OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)体制強化経費	0.9 (0.2)	1 (0.6)	1.6 (0.8)	1.6	4-2	0222
⑥2025年万博準備活動経費	29 (0.1)	37 (6.8)	46 (23.6)	33	4-4	0223
⑦経済協力開発機構(OECD)分担金	3,051 (3,051)	3,003 (3,003)	3,147 (3,147)	2,787	4-2	0225
⑧経済協力開発機構拠出金(旧名:日・経済協力開発機構協力拠出金)(任意拠出金)	33 (33)	65 (65)	44 (44)	39	4-2	0229
⑨アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金(義務的拠出金)	49 (49)	47 (47)	48 (48)	60	4-3	0227
⑩太平洋経済協力会議(PECC)拠出金(義務的拠出金)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	7	4-3	0228
⑪アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意拠出金)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0	4-3	0230
⑫APECビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	6	4-3	0233
⑬主要国首脳会議開催関連経費	—	—	8,248 (5,027)	16,295	4-1	0236

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組
(モニタリング)

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-II-3）

施策名（※）	国際法の形成・発展に向けた取組					
施策目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。</p> <p>1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。</p> <p>2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。</p> <p>3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることである。そのため、こうした基本的価値を共有する国々との連携を強化し、国際ルールの形成・強化に主体的に関与することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第201回国会施政方針演説（令和2年1月20日） ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	143	242	244	264
		補正予算(b)	22	0	0	
		繰越し等(c)	△22	22	0	
		合計(a+b+c)	143	264	244	
執行額(百万円)		45	161	192		
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	3,263	3,227	3,413	3,336
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,263	3,227	3,413	
執行額(百万円)		3,263	3,178	3,413		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際法局	政策評価実施予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日）

測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 *

中期目標（--年度）

国際社会における「法の支配」を推進する。

令和3年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和3年の ILC 委員選挙について、浅田正彦候補（同志社大学教授）の当選に向けて取り組む。令和4年の大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）（小和田恆裁判官（～平成30年6月まで）、岩澤雄司裁判官（平成30年6月～）、国際刑事裁判所（ICC）（赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（村瀬信也委員）等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。特に、ILC においては、日本の村瀬信也委員は「大気保護」に関する特別報告者を務め、令和3年にはガイドラインが採択され、新しい法分野における国際法の発展に寄与した。ILC で審議されている各議題については、国連総会第6委員会において、我が国としても意見を表明し、ILC の作業に貢献した。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）においては、海における「法の支配」の重要性を強調しつつ、国際司法機関の機能強化に向けた我が国の貢献や京都コンGRESSの開催等、「法の支配」の促進のための我が国の具体的取組について発信した。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議（HCCH）や私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
 - （2）また、我が国は ICC（分担金約29億3,700万円、分担率約15.7%）、常設仲裁裁判所（PCA）（分担金約700万円、分担率50ユニット（約5.9%））といった国際司法機関や、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関である AALCO（分担金約800万円、分担率約11.2%）の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）については、政府間会議第4回会合（令和4年3月開催）に参加し、また、国際海底機構（ISA）については、第26回会期総会及び理事会（12月）及

び第 27 回会期（第 1 部）理事会（令和 4 年 3 月～4 月）における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、第 31 回国連海洋法条約締約国会合（SPLOS）（6 月）に参加し、大陸棚限界委員会（CLCS）の途上国委員の会議参加支援のための信託基金への拠出表明を含め、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

- 3 令和 3 年の ILC 委員選挙については、浅田正彦同志社大学教授の当選に向けて積極的な取組を行った結果、同委員会委員に当選を果たした。また、令和 4 年の CLCS 委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員の再選に向けた取組を開始した。

令和 4 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

1 国際公法分野

国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）等の国際フォーラムに参加し、国際法の各分野に関する日本政府としての意見を表明するとともに、「法の支配」を促進するための日本の具体的取組について発信する。また、国際司法裁判所（ICJ）、ICC、常設仲裁裁判所（PCA）、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

2 国際私法分野

ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、これらのフォーラムで採択される条約やモデル法が日本の国内法制と整合的なものとなるよう、日本政府としての意見表明を行う。

3 海洋法分野

国連海洋法分野（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、引き続き我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）、ISA、大陸棚限界委員会（CLCS）への人的貢献や財政的貢献を行うこととし、その一環として令和 4 年の CLCS 委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選に向けて取り組む。令和 5 年の ITLOS 裁判官選挙における堀之内秀久候補（駐オランダ大使）の当選に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）国連総会第 6 委員会において、法の支配、国連国際法委員会（ILC）報告、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）報告等の議題について、我が国の意見を表明した。また、我が国は、国際司法裁判所（ICJ）（平成 30 年 6 月から岩澤雄司裁判官）、国際刑事裁判所（ICC）（平成 30 年 3 月から赤根智子裁判官）、国際海洋法裁判所（ITLOS）（平成 17 年 10 月から柳井俊二裁判官）、国連国際法委員会（ILC）（令和 4 年末まで村瀬信也委員、令和 5 年から浅田正彦委員）等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。さらに、令和 4 年 9 月の国連総会一般討論演説において、岸田総理大臣から国際社会における法の支配の重要性を述べたほか、令和 5 年 1 月には林外務大臣が国連安保理において法の支配に関する閣僚級公開討論を開催するなど、「法の支配」を促進するための具体的取組を推進した。
- （2）また、我が国は ICC（分担金約 30 億円、分担率約 15.4%）、常設仲裁裁判所（PCA）（分担金約 900 万円、50 ユニット（分担率約 6.63%））といった国際司法機関や、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関である AALCO（分担金約 800 万円、20.5 ユニット（分担率約 17.67%））の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、財政面で貢献した。
- 2 ハーグ国際私法会議（HCCH）における管轄プロジェクト（議長は竹下啓一橋大学教授）を含む各作業部会、私法統一国際協会（UNIDROIT）のデジタル資産と私法プロジェクト（議長は神田秀樹学習院大学教授）を含む各作業部会、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の各作業部会等に政府代表として研究者や政府担当官を派遣するなどし、条約やモデル法等の作成に貢献した。我が国においては、UNCITRAL で作成された調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に向けた作業を行っている。また、UNCITRAL においては、紛争解決に関する我が国提案のプロジェクトが

進行中であり、法務省から政府職員を派遣するなど、国際私法に関するルール形成及び発展のための議論に大きく貢献した。

- 3 国連海洋法分野（UNCLOS）締約国会合（SPLOS）、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構（ISA）総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。特に、BBNJ 条約については令和 4 年度中に内容について合意に至ったほか、ISA でも開発規則の議論が大幅に進展した。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）裁判官選挙に堀之内・国連海洋法条約担当大使を擁立し、支持取付けを本省及び在外公館にて行っており、レセプションを開催し各国の政府関係者に働きかけを行ったり、パンフレットやバナーを活用したりすることで、PR の効果を高めるなどの取組も行った。さらに、6 月には大陸棚限界委員会（CLCS）委員選挙において山崎俊嗣 CLCS 委員（東京大学教授）の再選を実現した。また、CLCS 委員は、衡平な地理的代表的原則に基づき選出されていることから、常に半数近い委員が財政難を抱える途上国の出身である。途上国委員の参加を支援する基金への拠出金を通じ、会合開催に必要な定足数を確保し同委員会の滞りない活動に貢献するなど、ITLOS、ISA、CLCS に引き続き人的、財政的に貢献した。

令和 5 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

1 国際法

国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）等の国際フォーラムに参加し、国際法の各分野に関する日本政府としての意見を表明するとともに、「法の支配」を促進するための日本の具体的取組について発信する。また、国際司法裁判所（ICJ）、ICC、常設仲裁裁判所（PCA）、国連国際法委員会（ILC）への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

2 国際私法

ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、これらのフォーラムで採択される条約やモデル法が日本の国内法制と整合的なものとなるよう、日本政府としての意見表明を行う。また、我が国として、UNCITRAL で作成された調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約を締結する。

3 海洋法

国際海底機構（ISA）総会・理事会における開発規則の審議に積極的に参加するほか、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する条約に派生した会議にも積極的に参加するなど、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。また、国際海洋法裁判所（ITLOS）、ISA、大陸棚限界委員会（CLCS）に対し、引き続き人的・財政的に貢献する。特に、令和 5 年度中に行われる ITLOS 裁判官選挙での我が国候補の当選に向けて取り組む。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

UNCITRAL で作成された調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に向けた作業の進展を踏まえ、同条約の締結を年度目標に追加した。

測定指標 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

中期目標（--年度）

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

令和 3 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。
- (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
- (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換

を通じた知見の蓄積を進める。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

(1) 国内外の研究者との間で、条約法や外交領事等国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を計 23 回開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

(2) オンライン会議を活用して、各国外務省との国際法局長協議を開催し、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、各種招へいプログラムは実施できなかったが、オンライン会議のものも含め、国連総会第 6 委員会や国際公法法律顧問委員会 (CAHDI) といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記 1 の取組により得られた国際法上の知見を活用し、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。その結果、東シナ海や我が国の領土をめぐる事案が生じた際にも、国際法上の観点から迅速に検討し、政策に反映することができた。

令和 4 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。

(1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、引き続き省外有識者と知見を共有する。

(2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、引き続き各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

(1) 国内外の研究者との間で、海洋法等の国際法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を計 23 回開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

(2) 各国外務省との国際法局長協議をオンライン形式及び対面で開催し、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、令和 5 年 1 月末～2 月初旬にはアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 事務局長を招へいし、我が国政府関係者から国際法の諸分野で、我が国の立場をインプットするとともに、国際法学者等との意見交換を通じて相互に国際法に関する知見を深めた。さらに、オンライン会議のものも含め、外務省関係者が各レベルで AALCO、国連総会第 6 委員会や国際公法法律顧問委員会 (CAHDI) といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記 1 の取組により得られた国際法上の知見を活用し、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。その結果、東シナ海や我が国の領土をめぐる事案が生じた際にも、国際法上の観点から迅速に検討し、政策に反映することができた。

令和 5 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国際法の諸分野に関する国内外の各種会合に積極的に参加することを通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法に関する実務能力の向上に貢献する。

(1) 国際法に関する研究会を開催し、外交実務上の事例等を紹介することにより、引き続き省外有識者と知見を共有する。

(2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、引き続き各国の国際法実務者との

- 意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1-3 国際法の普及活動の推進 *

中期目標（一年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

令和3年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判（「2021年アジア・カップ」）を実施する。また、ジェサップ等の国際法模擬裁判の開催を支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、計106回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。
- 2 国際刑事裁判所（ICC）については、概要情報を外務省ホームページ（HP）に更新の上、掲載した。特に、浅田正彦同志社大学教授の令和3年 ILC 委員選挙での当選や国連国際商取引法委員会の構成国の拡大などについて、随時外務省 HP に掲載するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）をウェビナー形式で実施し、100名以上の参加を得た。
- 4 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった国際法模擬裁判「2021年アジア・カップ」については、8月にオンライン形式で実施され、アジア各国から計11チームが参加した。また、「2022年ジェサップ国際法模擬裁判大会」のほか、令和3年度からは「国際法模擬裁判大会 JAPAN Cup 2021」に外務省後援名義を付与するとともに、外務省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。
- 5 将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のため、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、令和3年度は国際海洋法裁判所（ITLOS）及び常設仲裁裁判所（PCA）における2名のインターンシップ実施を支援した。

令和4年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を引き続き積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の更なる充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判「2022年アジア・カップ」を実施する。また、「国際法模擬裁判大会 Japan Cup 2022」や「2023年ジェサップ国際法模擬裁判大会」等の国際法模擬裁判の開催を引き続き支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を引き続き推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、慶応義塾大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積

極的に引き受け、計 114 回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。

- 2 国際刑事裁判所 (ICC) について、4 月以降計 3 回にわたって概要情報を外務省ホームページ (HP) に更新した。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 事務局長の招へいに当たり、令和 5 年 1 月末～2 月初旬にかけて計 2 回にわたって外務省 HP の AALCO 概要等を更新するとともに、招へい関連情報を掲載した。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」(9 月) をウェビナー形式で実施し、100 名以上の参加を得た。
- 4 国際法模擬裁判「2022 年アジア・カップ」については、アジア各国から書面審査による予選を通過した計 9 チームが、8 月にオンラインで開催された口頭弁論ラウンドに参加した。また、「国際法模擬裁判大会 JAPAN Cup 2022」及び「2023 年ジュサップ国際法模擬裁判大会」に外務省後援名義を付与するとともに、外務省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。
- 5 将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のため、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、令和 4 年度は常設仲裁裁判所 (PCA)、国際刑事裁判所 (ICC)、世界貿易機関 (WTO)、経済協力開発機構 (OECD) 及び国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) における計 6 名のインターンシップ実施を支援した。

令和 5 年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における国際法の講義等を引き続き積極的に引き受ける。
- 2 国際法関連の情報提供の更なる充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、「東京国際法セミナー」を実施するなど、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判「2023 年アジア・カップ」を実施する。また、「国際法模擬裁判大会 Japan Cup 2023」や「2024 年ジュサップ国際法模擬裁判大会」等の国際法模擬裁判の開催を引き続き支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を引き続き推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

法の支配に基づく国際秩序を堅持すべく、国際法の遵守の重要性が強調される現下の国際情勢を踏まえ、国内外の国際法人材を育成する観点から、「東京国際法セミナー」の実施を年度目標に追加した。

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等 (予算手段。単位：百万円)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和 2 年度 予算額計 (執行額)	令和 3 年度 予算額計 (執行額)	令和 4 年度 予算額計 (執行額)	令和 5 年度 当初予算額		
①国際法に係る調査	14 (4)	11 (5)	10 (3)	12	1-1, 1-2 1-3	0240
②条約締結等事務事業	10 (10)	30 (26)	5 (5)	6	1-2, 1-3	0239
③領土保全対策関連事業	30 (11)	30 (13)	31 (13)	30	1-1, 1-2	0241
④東京国際法セミナー開催経費	17 (0.4)	17 (0)	15 (0)	16	1-1	0242
⑤国際裁判機関等インターンシップ支援事業	12 (4)	12 (7)	12 (11)	11	1-3	0243
⑥海洋権益確保支援ツール	19 (12)	0.6 (0)	0 (0)	—	1-2	—
⑦国際刑事裁判所 (ICC) (分担金)	2,810 (2,810)	2,751 (2,751)	2,910 (2,910)	2,814	1-1	0244

⑧ 国際刑事裁判所 (ICC) 新庁舎建築費 分担金	189 (189)	186 (186)	197 (197)	197	1-1	0247
⑨ 常設仲裁裁判所 (PCA) 分担金	7 (7)	7 (7)	9 (9)	12	1-1	0248
⑩ アジア・アフリカ 法律諮問委員会 (AALCO) 分担金	8 (8)	8 (8)	8 (8)	9	1-1	0249
⑪ 法の支配・海洋法 秩序確立促進、国際 刑事裁判所被害者信 託基金 (任意拠出金)	10 (10)	9 (9)	19 (19)	13	1-1	0250
⑫ 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金	145 (145)	171 (171)	178 (178)	168	1-1	0245
⑬ 国際海底機構 (ISA) 分担金	94 (94)	94 (94)	92 (92)	122	1-1	0246
⑭ 六大海洋国会合開 催経費	—	1.3 (0)	0 (0)	0	1-2	—
⑮ 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 裁判官選挙 対策費	—	—	—	11	1-1	新 23- 0251

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・第 210 回国会岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
外交・安全保障
- ・「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の国家安全保障会議・閣議決定（令和 4 年 12 月 16 日）

測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標（一年度）

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和 3 年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定（ACSA）について、7月にインドとの間で協定が発効した。防衛装備品・技術移転協定については、9月にベトナムとの間で署名（同日に発効）した。また、ロシアによるウクライナへの侵略を受け、令和 4 年 3 月にはウクライナとの間で自衛隊の装備品及び物品の贈与に関する交換公文に署名した。さらに、オーストラリアとの間では、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進するため、令和 4 年 1 月に相互のアクセス及び協力の円滑化に関する協定（円滑化協定）に署名したほか、9月には英国との間で円滑化協定の締結に向けた交渉を開始した。日米同盟関係を維持・強化していく観点から、令和 3 年 3 月に在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書が発効し、現行の特別協定の有効期間を令和 4 年 3 月末まで 1 年間延長した上で、令和 4 年 1 月には新たな特別協定に署名した。また、令和 4 年 1 月には、日米間の共同研究、共同開発、共同生産等の案件一般に共通する諸条件を規定する枠組みを設ける交換公文に署名した。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により、対面協議の機会が限られる中、日ロ間では首脳電話会談を計 2 回、外相電話会談を計 2 回開催したほか、国連総会の機会を捉えて、対面での外相会談が実施され、これら全ての協議において平和条約締結問題について議論を行った。特に、岸田政権発足後に行われた 10 月の首脳電話会談では、平成 30 年のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、平和条約交渉に取り組んでいく旨を確認した。他方、その後に発生したロシアによるウクライナ侵略という現下の状況の中では、平和条約交渉の展望を述べる状況ではなくなっている。

令和 4 年度目標

諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。また、日英円滑化協定の早期の妥結を目指した交渉を継続する。

施策の進捗状況・実績

物品役務相互提供協定（ACSA）について、令和 5 年 3 月の日独外相会談において両大臣は、自衛隊

とドイツ連邦軍の共同活動を促進するための法的枠組みの交渉開始に向けた調整の加速につき一致した。

防衛装備品・技術移転協定については、5月にタイとの間で署名（同日発効）、12月にはスウェーデンとの間で署名（同日発効）した。また、6月にはシンガポールとの間で正式交渉開始を発表し、9月にはアラブ首長国連邦との間で実質合意を発表した。

情報保護協定については、NZ（4月）及びカナダ（10月）との間でそれぞれ正式交渉の開始を発表し、締結に向けた交渉を行っている。また、令和5年3月の日ウクライナ首脳会談において両首脳は、同協定の締結に向けた調整を開始することで一致した。

令和5年1月に英国との間で、日英の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位などを定める部隊間協力円滑化協定に署名した。

令和5年度目標

諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定、部隊間協力円滑化協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和3年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題（国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等）に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえて、令和2年12月に署名した英国との間の協定を改正する議定書が9月に発効した。
- 2 刑事分野における協力を一層強化していくため、11月には、ベトナムとの間で刑事共助条約に署名したほか、12月には、ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉を開始した。
- 3 サイバー犯罪に関する取組として、我が国が関与してきたサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書が欧州評議会において11月に採択されたほか、令和4年2月から行われた国連におけるサイバー犯罪に関する新条約の初回の交渉会合に参加した。また、国際機関との間での法的枠組みの整備に関し、令和3年2月に経済開発協力機構（OECD）との間で署名した日・OECD特権・免除に関する改正交換公文が8月に発効したほか、令和4年2月には、国際博覧会事務局との間で2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けて交渉等を推進するなど、諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の署名に向けた検討を行うとともに、国連におけるサイバー犯罪に関する新条約の交渉会合へ参加するなど、国際的なサイバー犯罪捜査や銃器対策に係る協力枠組みの拡充を含む国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 締結済みの原子力協定の円滑な運用に取り組み、その一環として、6月に日仏間において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が所有する研究炉などで発生した使用済燃料の再処理を仏において実施することを可能とするための交換公文に署名（同日に発効）した。
- 2 8月、ベトナムとの間で、日・ベトナム刑事共助条約の効力発生のための外交上の公文の交換が行われた。また、引き続き、ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉を継続した。
- 3 サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書については、5月に署名した。また、国連におけるサイバー犯罪に関する新たな条約の起草交渉については、5月から6月にかけての第2回交渉会合、8月から9月にかけての第3回交渉会合及び令和5年1月の第4回交渉会合にそれぞれ参加した。

令和5年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 国連におけるサイバー犯罪に関する新たな条約の起草交渉に参加するなど、国際的なサイバー犯罪捜査や銃器対策に係る協力枠組みの拡充を含む国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

達成手段

達成手段名（注）	概要（非予算手段）	関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
①外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備	ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結、円滑な運用等を推進する。 こうした取組を通じ、法的枠組みの整備を含め、諸外国との安全保障面での協力を深化させる。	2-1	—
②政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備	原子力協定、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等の二国間の国際約束の締結によるそれぞれの分野における協力に必要な法的枠組みの整備を進める。また、国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画する。 こうした取組を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。	2-2	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
九 外交・安全保障
- ・成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日）
第 15 章 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
（法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化）（人類共通の課題への対応）

測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 *

（※国際法局の所掌に係るもの。）

中期目標（一年度）

経済連携協定（FTA/EPA）について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。経済分野の国際約束の下で生ずる紛争の解決について、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していく。

令和 3 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
 - ・令和 3 年中に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の早期締結・発効に向けて、必要な作業を推進する。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。また、国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、各種議論に積極的に取り組んだ。11 月に予定されていた第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期されたが、12 月には、電子商取引交渉に関する共同議長国閣僚声明や開発のための投資円滑化に関する共同声明が発出された他、サービス国内規制に関する交渉が妥結を見た。
- 2 FTA/EPA
 - ・地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、我が国は 4 月に国内手続を完了し、受諾書を ASEAN 事務局長に寄託した。同協定は令和 4 年 1 月 1 日、我が国のほか、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドの 10 か国について発効した。その後、韓国については令和 4 年 2 月 1 日、マレーシアについては令和 4 年 3 月 18 日にそれぞれ発効した。
 - ・日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉会合は実施されなかった。
 - ・発効済みの EPA については、日メキシコ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携協定、TPP11 協定、日 EU・EPA、日英 EPA 等に関し、実施及び運用に際して、個別条文の解釈、仲裁の手続規則や行動規範等の各種関連文書の作成等に関し、法的助言を行った。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等
 - ・令和元年 5 月に我が国が WTO 紛争解決手続に申し立てた「インドによる ICT 製品の関税上の取扱

い (DS584)」につき、パネル（1 審に相当）での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。

- ・ 6 月、我が国は「中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置 (DS601)」につき、WTO 紛争解決手続に申し立てた。その後、パネル（1 審に相当）での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。
- ・ 日・香港投資協定に基づき申し立てられている国際仲裁手続について対応を行った。
- ・ 経済紛争処理に関する体制強化の取組の一環として、4 名の定員増が認められた。
- ・ 潜在的紛争案件については、6 月に地方自治体向けに 1 回、12 月に各省庁向けに 1 回、令和 4 年 3 月に各省庁及び地方自治体向けに 1 回、計 3 回の啓発セミナーをオンラインで行うなど、未然の紛争予防に資する取組を行った。

令和 4 年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下の実施に際し、法的助言を行う
 - ・ 令和 4 年 6 月に開催見込みの第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向けて、各種会合や有志国の取組等に参加し、これを推進していく。特に、我が国が共同議長国として主導する電子商取引のルール作りについては、令和 4 年末までに多くの論点において議論を収れんさせることを目指して交渉を進めることを目指す。また、サービス国内規制に関する文書の締結手続について、準備及び検討を進める。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・ 日米貿易協定改正議定書の署名・締結に向けた交渉、法的精査、国会審議等に係る必要なプロセスの推進を図る。
 - ・ 日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・ 発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・ ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、各種議論に積極的に取り組んだ。6 月に開催された第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) においては、20 年以上にわたり交渉が続いてきた漁業補助金交渉が合意に至った。また、共同議長国として電子商取引のルール策定に向けて議論をリードし、共同議長声明を発出し、MC12 における多国間での電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの継続を強く支持した。その結果、1998 年以降 WTO において継続してきた本モラトリアムを原則として MC13 まで延長することが決定された。サービス国内規制に関する文書については、締結手続に係る準備及び検討を進め、WTO において締結に必要な手続が開始された。
 - ・ 令和 5 年 1 月には、WTO 非公式閣僚会合が開催され、有志国・地域間で進められている投資円滑化交渉（投資手続の透明性向上や簡素化に資するルール作り）等に関し議論を行った。
- 2 FTA/EPA
 - ・ 日米貿易協定改正議定書については、令和 4 年 3 月に実質合意に達したことを発表し、条文交渉を経て、6 月に署名された。その後、我が国において 11 月に国会承認を得た後、令和 5 年 1 月に発効した。
 - ・ 英国による CPTPP への加入に向けた交渉を行い、令和 5 年 3 月に実質妥結に至った。
 - ・ 10 月に開始された日 EU・EPA に「データの自由な流通に関する規定」を含めるための交渉につき、法的助言を行った。
 - ・ 日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉会合は実施されなかった。
 - ・ 発効済みの EPA については、その実施及び運用に際して、法的な課題への対応、個別条文の解釈、仲裁の手続規則や行動規範等の各種関連文書の作成等に関し、法的助言を行った。
 - ・ 新規 EPA について、11 月にイスラエル、12 月にバングラデシュとの共同研究の立ち上げを発表した。また、令和 5 年 3 月にはイスラエルとの間で第 1 回共同研究を実施しつつ、令和 5 年 4 月に予定される第 1 回共同研究に向けた準備を行った。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等
 - ・ 令和元年 5 月に我が国が WTO 紛争解決手続に申し立てた「インドによる ICT 製品の関税上の取扱

い (DS584)」につき、パネル (1 審に相当) での審理に向けて、引き続き我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。年度後半には中間報告書に対するコメントの作成や、最終報告書の公表後を見越してのインド側との折衝などを行った。

- ・令和 3 年 6 月に我が国が WTO 紛争解決手続に申し立てた「中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置 (DS601)」につき、パネル (1 審に相当) での審理に向けて、引き続き我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。
- ・日・香港投資協定に基づき申し立てられている国際仲裁手続について引き続き対応を行った。
- ・潜在的紛争案件については、6 月に地方自治体向けに 1 回、令和 5 年 3 月に各省庁及び地方自治体向けに 1 回、計 2 回の啓発セミナーをオンラインで行うなど、未然の紛争予防に資する取組を行った。

令和 5 年度目標

- 1 WTO: 多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下の実施に際し、法的助言を行う
 - ・令和 6 年 2 月に開催見込みの第 13 回 WTO 閣僚会議 (MC13) に向けて、各種会合や有志国の取組等に参加し、これを推進していく。特に、我が国が共同議長国として主導する電子商取引のルール作りについては、令和 5 年末までに実質妥結することを目指して交渉を進める。また、投資円滑化交渉についても、早期の妥結を目指して交渉を進める。
 - ・漁業補助金改正議定書については、発効に向け締結手続を着実に進める。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・英国による CPTPP 加入については、令和 5 年 3 月の実質妥結を受け、英国の加入の条件等を規定する加入議定書の作成作業及びあり得べき署名に向けて適切な法的助言を行う。また、加入議定書の締結について、国会審議等に係る必要なプロセスを進める。
 - ・インド太平洋経済枠組み (IPEF) の交渉進展に向け、適切な法的助言を行う。実質合意に至った文書について、順次締結手続を進める。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
 - ・新規 EPA (イスラエル及びバングラデシュ) につき、その交渉開始に向けたプロセスにおいて、適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和 5 年 3 月に英国の CPTPP 加入につき実質妥結したことを踏まえ、加入議定書の作成作業及びあり得べき署名に向けて適切な法的助言を行うこと、並びにインド太平洋経済枠組み (IPEF) の交渉が活発化していることを踏まえ、IPEF の交渉進展に向けて適切な法的助言を行うことを年度目標に追加した。

測定指標 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

中期目標 (一年度)

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

令和 3 年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定: ジョージアとの間で発効 (7 月) したほか、バーレーンとの間で実質合意に至った (令和 4 年 2 月)。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、

セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。さらに、エネルギー分野における投資促進等を目的とするエネルギー憲章条約近代化交渉に継続的に参加した。

租税関連条約：スイス（7月）との間で日・スイス租税条約改正議定書に署名を行い、スペイン（5月）、ウルグアイ（7月）、ジョージア（7月）及びセルビア（12月）との間で租税条約が発効した。

また、チュニジア、ギリシャ、フィンランド及びナイジェリアとの間で交渉を継続するとともに、新たにウクライナ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を開始した。

社会保障協定：フィンランドとの協定について、11月に外交上の公文の交換を行い、令和4年2月に発効した。また、スウェーデンとの協定について、3月に外交上の公文の交換を行った。さらに、トルコとの間で交渉を継続した。

- 2 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定について、5月に国会承認を得て、6月に外交上の公文の交換を行い、同日に効力が生じた。大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。国際航路標識機関条約については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定は、我が国について6月に効力が生じた。

令和4年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 投資協定：モロッコとの間で発効（4月）し、バーレーンとの間で署名（6月）したほか、アンゴラとの間で実質合意に至った（令和5年3月）。また、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。さらには、国連国際商取引委員会（UNCITRAL）において国家と投資家の間の紛争解決（ISDS）改革に関し議論を行ったほか、エネルギー分野における投資促進等を目的とするエネルギー憲章条約近代化交渉に継続的に参加した。

租税関連条約：アゼルバイジャン（12月）及びアルジェリア（令和5年2月）との間で租税条約に署名を行い、モロッコ（4月）及びコロンビア（9月）との間で租税条約が発効し、スイスとの間で日・スイス租税条約改正議定書が発効した（11月）。

また、チュニジア、ギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びウクライナとの間で交渉を継続した。さらに、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に関する第一の柱の実施のための多数国間条約の交渉に継続的に参加した。

社会保障協定：スウェーデンとの協定について、6月に発効した。また、オーストリアとの協定について、令和5年3月に両国交渉団の間で実質合意した。さらに、トルコとの間で政府間交渉を継続した。

郵便分野：平成30年及び令和3年に万国郵便連合（UPU）で作成されたUPU憲章の追加議定書等の関連文書を6月に締結した。

労働分野：強制労働の廃止に関する条約（第百五号）について、6月に国会承認を得た後、7月に批准書を寄託した。

- 2 航空分野：4月に二国間航空協定に関する日・EU協定の交渉について実質合意し、令和5年2月にブリュッセルにて署名を行った。また、11月には日・クロアチア航空協定の交渉について実質合意した。

漁業分野：漁船の安全に関するケープタウン協定について、6月に国会承認を得た後、令和5年3月に加入書を寄託した。

宇宙分野：令和5年1月、日米政府間で交渉していた日・米宇宙協力に関する枠組協定の署名を行った。

令和5年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

達成手段

達成手段名（注）	概要(非予算手段)／予算額等(予算手段。単位：百万円)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	WTOにおける取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献する。また、経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。さらに、WTOや投資関連協定等における紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。これらについて、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、経済自由化と安全保障等に係る国家の規制権限との適切なバランス確保等を含む経済安全保障の観点も十分に踏まえた上で戦略的な対応をしっかりと行っていく必要があり、この点についても法的な知見を提供する。また、包括的なFTA/EPAの締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結並びに経済安全保障に関する検討が想定されることを踏まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。 これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進するとともに、国民の利益を増進させる。				3-1	—
②日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進	国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、日本国民及び日系企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから、このような経済活動を支援するための法的基盤を提供する。 これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。				3-1, 3-2	—
③国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り	グローバル化の進展とともに、環境、漁業、海事、文化、科学技術等の社会分野において、国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。これら国際約束に係る交渉、締結及び実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供する。 これにより、国民の利益の増進に寄与する。				3-2	—
④国際経済紛争処理	116 (116)	128 (109)	139 (129)	142.4	3-1	0238

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び
分析の政策決定権者等への提供（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-II-4）

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定権者等への提供					
施策目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定権者等への適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与する。					
目標設定の考え方・根拠	日本の安全保障等に係る外交政策や、海外における邦人の安全等の重要課題に資する、国際情勢に関する情報の収集と分析、これらの政策決定権者等への提供を行うために各目標を設定する。根拠となる演説等については、以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。					
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。 先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、より広範な公開情報を入手する。 情報分析機能の推進（有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定権者等への情報・情報分析の提供を行う。 					
関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日） ・第211回国会外交演説（令和5年1月23日） ・経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定） 第3章1. 国際環境変化への対応 ・国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定、閣議決定） VI 1 我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要要素（5）及びVI 2（4）我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	602	601	752	841
		補正予算(b)	0	103	186	
		繰越し等(c)	0	△51	△136	
		合計(a+b+c)	602	654	803	
執行額(百万円)		523	571	761		
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	0	0	0	
執行額(百万円)		0	0	0		
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価実施予定時期	令和6年8月	

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 情報収集能力の強化 *

中期目標（--年度）

政策部門の情報関心を把握するとともに、独自の問題意識も持ち、客観的情勢判断のための情報収集を行う。収集に当たっては、その目的・内容に応じて適切な手段を複合的に用いることで、「オールソース・アナリシス」につなげる。また、情報収集能力自体の強化に努める。

令和3年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 必要な公開情報を入手するとともに、外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
- 4 研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 政策部門との意見交換を定期的実施し、情報関心の把握に努めた。また、政策部門への公開情報の積極的な共有を行いつつ、それを通じて日々の情報関心の把握を行った。これらの情報共有や意見交換は様々なレベルでほぼ毎日行った。
(2) 例年行ってきた特定重要テーマに関する会議・研修等は、新型コロナウイルス感染症拡大が続いたため実施できなかった。その分、日頃からの情報関心の在外公館への伝達に力を入れ、本省・在外公館間のコミュニケーションを密にすることで、情報収集体制の強化を図った。また、省内のDX推進により向上した通信環境も活用し、クラウドシステムを通じた情報共有等によって、省内において在外公館職員を含め適時に幅広く情報共有を行う体制を強化した。
- 2 (1) 新たな安全保障環境の変化にも対応すべく、公開情報収集・調査に係る取組を拡大したほか、委託調査も積極的に活用するなど、公開情報の収集・調査体制を強化した。
(2) 新型コロナウイルス感染予防の観点から、開催頻度は引き続き例年に比べて件数を抑えざるを得なかったが、関係省庁との意見・情報の交換を月複数回等の頻度で定期的に行い、双方の専門性を活かして相互に補完し合うことにより、情報収集能力を強化した。また、日本や在外邦人の安全に関わる非常事態の発生時等においては、関係省庁との追加の情報共有やアドホックの意見交換も行い、重点的に情報収集を行った。
(3) 新型コロナウイルス感染症拡大が続いたため、機微な情報を扱う対面での協議の実施は大きな制約を受けたが、人数制限等の感染対策をとり、また、情報保全に万全を期しながら、可能な場合にはオンラインを含め可能な形式により積極的に実施し、情報の収集に努めた。
- 3 (1) 経済安全保障分野について、委託調査の活用や定員増要求等により情報収集体制の強化に努めた。
(2) 衛星画像分析のための機器の維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高い分野での収集能力強化を行った。
- 4 専門機関による研修等への参加を通じて、より先進的な情報収集の技術・手法取得に努めた。

【定量的データ】

- ・購入した刊行物・データベース等の数：157
- ・先端技術関連データ購入枚数：35
- ・本省出張者延べ人数：24
- ・在外公館職員による出張回数：4

令和4年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門の情報関心の把握や同部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、情報関心の共有や会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 膨大な公開情報の中から必要な情報を効果的に収集・入手する。
- 3 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 4 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。

- 5 専門機関による研修等に参加し、より先進的な情報収集の技術を取得し、同技術を活用した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 政策部門との意見交換を定期的実施し、情報関心の把握に努めた。また、政策部門への分析調書や公開情報の積極的な共有を行いつつ、それを通じて日々の情報関心の把握を行った。これらの情報共有や意見交換は様々なレベルでほぼ毎日行った。
- (2) 特定重要テーマに関する会議・研修等は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大による制約のため実施できなかった。その分、日頃からの情報関心の在外公館への伝達に力を入れ、また、徐々に再開し始めた人の往来の機会等も捉え、本省・在外公館間のコミュニケーションを密にすることで、情報収集体制の強化を図った。また、省内のDX推進により向上した通信環境も活用し、クラウドシステムを通じた情報共有等によって、省内において在外公館職員を含め適時に幅広く情報共有や意見交換を行った。加えて、在外公館職員も閲覧する研修資料については、高い専門性が求められる当組織の業務の実状及びインテリジェンスを取り巻く日本・世界の状況変化を踏まえつつ、必要な心構えや分析等業務の具体的な手法をより明確化する改定、充実化を行い、新規着任の際を含め、きめ細かいフォローアップを行った。
- 2 (1) ウクライナ情勢、周辺国の安全保障上の動向、インド太平洋地域をめぐる情勢を始めとする、我が国の重要課題に関する情報収集に取り組むとともに、12月に閣議決定された国家安全保障戦略に示された政府方針も踏まえつつ、AIを活用した情報収集体制の導入、委託調査の積極的な活用等により、公開情報の収集・調査体制を強化した。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対面での開催には引き続き一定程度制約があったが、関係省庁との意見・情報の交換を月複数回の頻度で定期的に行い、双方の専門性を活かして相互に補完し合うことにより、情報収集能力を強化した。また、日本や在外邦人の安全に関わる非常事態の発生時等においては、関係省庁との追加の情報共有やアドホックの意見交換も行い、重点的に情報収集を行った。さらに、可能な場合にはオンラインを含め可能な形式により、情報の収集に努めた。
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大による各種制約が国際的に緩和される中、対面での外国政府機関や専門家との意見交換の実施を徐々に再開した。これにより、情報収集体制が質・量両面で強化された。
- 4 (1) AIを用いてウェブ空間情報の様々な情報を収集・解析し、効果的な対外発信に資する国際世論の分析、緊急事態が発生する可能性の検知、機微技術を守る上で必要となるサプライチェーン分析等を行う体制の構築に着手した。
- (2) 経済安全保障分野及び偽情報対策について、現状で可能なリソースを割いて情報収集を行うとともに、委託調査の活用や定員増要求等により情報収集体制の強化に努めた。
- (3) 衛星画像分析のための機器の維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高い分野での収集能力強化を行った。
- 5 専門機関による研修等への参加を通じて、より先進的な情報収集の技術・手法取得に努めた。

【定量的データ】

- ・購入した刊行物・データベース等の数：128
- ・先端技術関連データ購入枚数：57
- ・本省出張者延べ人数：51
- ・在外公館職員による出張回数：15

令和5年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門の情報関心の把握や同部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、情報関心の共有や会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 膨大な公開情報の中から必要な情報を効果的に収集・入手する。
- 3 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 4 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
- 5 専門機関による研修等に参加し、より先進的な情報収集の技術を取得し、同技術を活用した情報収集を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2 情報分析の質の向上 *

中期目標（--年度）

政策立案・決定に資するインテリジェンスを作成するため、様々な組織的努力を通じて客観的情勢判断のための分析を行う。また、分析の精緻化を進めるため、分析に当たっては「オールソース・アナリシス」を行う。さらに、分析能力自体の強化に努める。

令和3年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

- 1 国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 先端技術を活用する。
- 4 情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 国内情報コミュニティ内における情報共有や意見交換を活発化させ、他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に吸収し、分析の質の向上を図った。また、日本や在外邦人の安全に関わる非常事態の発生時等においては、関係省庁との追加の意見・情報交換を重点的に行い、分析の質の向上を図った。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大が続いたため、対面での外国政府機関や専門家との意見交換の実施は大きな制約を受けたが、人数制限等の感染対策をとり、また、情報保全に万全を期しながら、オンラインを含め可能な形式で各種の意見交換を積極的に実施し、外部有識者の知見の積極的吸収に努めた。
- 3 先端技術や専門知識を有する組織への公開情報の委託調査も積極的に活用し、分析能力の強化を図った。また、職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修を行い、新たな分析手法等研修の成果を国際情報統括官組織の分析プロダクトに反映するとともに、研修実施者に対して成果をフィードバックするなどの方法を通じて、研修成果のより効果的な定着を図った。
- 4 着任者を対象とした組織内統一的な分析研修を実施するなど、職員に対する各種研修・会議等を通じて、時宜にかなない政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】

- ・専門分析員数：21
- ・委託調査報告書数：16
- ・招へい延べ人数：0
- ・研修／会議参加のための出張者数：0
- ・着任者への統一分析研修：計2回

令和4年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

- 1 国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 AIを始めとする先端技術を活用した手法を取り入れることにより、分析能力の強化を図る。
- 4 情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 国内情報コミュニティ内における情報共有や意見交換の更なる活発化とともに範囲の拡大を図った。具体的には、共有する資料の種類、共有頻度、共有先を拡充した。こうした取組は省庁間の相互補完的な協力につながっており、他省庁との協力の中で得られた知見は分析の正確性や多面性の向上に活かされている。また、日本や在外邦人の安全に関わる非常事態の発生時等においては、関係省庁への追加の意見・情報交換を重点的に行い、分析の質の向上を図るとともに、関係省庁へのできるだけ迅速な情報提供に努めた。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大による各種制約が国際的に緩和される中、対面での外国政府機関

や専門家との意見交換の実施を徐々に再開した。こうした意見交換に際しては、重要な論点の整理等の事前の準備に十分に労力を割き、情報分析の質の向上に資するべく最大限の効果が上がるよう努めた。

- 3 AIを始めとする先端技術の導入・活用のための体制強化を図るとともに、職員を対象とした研修を行い、新たな分析手法等研修の成果を分析プロダクトに反映させた。
- 4 着任者を対象とした組織内統一的な分析研修を実施するなど、職員に対する各種研修・会議等を通じて、時宜にかなない政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】

- ・専門分析員数：17
- ・委託調査報告書数：37
- ・招へい延べ人数：1
- ・研修／会議参加のための出張者数：8
- ・着任者への統一分析研修：計2回

令和5年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

- 1 国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 AIを始めとする先端技術を活用した手法を取り入れることにより、分析能力の強化を図る。
- 4 情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標3 政策決定権者等への適時の情報及び情報分析の提供 *

中期目標（一年度）

インテリジェンスが政策立案・決定に資するよう、提供に当たっては提供の仕方やタイミングに特に注意し、政策立案・決定に必要な的確なタイミングでの提供が行えるよう、プロセスを管理する。また、提供の在り方についても、当該インテリジェンスを必要としている「カスタマー」にできるだけ直接届くよう適切な配布方法を採用する。

令和3年度目標

以下の達成手段等により、政策決定権者等への情報・情報分析の適時・適切な提供を行う。

- 1 政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行い、フィードバックを得ることで政策部門の情報関心を適切に把握する。
- 2 在外邦人の安全対策強化の観点から、省内関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策部門の情報関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 省内のDX推進により向上した通信環境も活用しつつ、国際情報統括官組織作成の各種成果物への省内におけるアクセスの更なる向上を図る等、ユーザーフレンドリーな観点からの資料提供に係る各種改善を行った。
(2) 時宜を得た情報・分析を提供するため、事案発生から間を置かず提供可能な分析プロダクトを作成することを奨励した。また、政策部門からのフィードバックを組織内で共有し、以後の分析資料作成に活用した。特に、日本や在外邦人の安全に関わる事態の発生時等においては、常時アップデートを行う等、政策部門に頻繁に情報提供を行った。
(3) 引き続き新型コロナウイルス感染対策として、対面ブリーフの機会に制約があったものの、政策部門のニーズに合わせ、機動的に調整を行い、また、ブリーフの機会に先方の関心を聴取することを通じて、政策決定権者等への時宜を得てニーズにかなった情報提供につなげた。
- 2 (1) 在外邦人の安全対策強化の観点から、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有した。
(2) また、総理大臣官邸、国家安全保障会議（NSC）を含む政策決定権者の判断に資する情報提供を

確保するため、省内政策部門と定期的な意見交換のほか、様々なレベルで情報共有や意見交換を常時行うことにより、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図り、情報及び情報分析を提供した。

【定量的データ】

- ・分析資料の作成数（平成 22 年度を 100 として）：219
- ・幹部へのブリーフの回数（平成 22 年度を 100 として）：227

（注）平成 24 年度に政策評価の評価書フォーマットが変更となって以降、毎年、平成 22 年度を基準年（100）としている。

令和 4 年度目標

以下の達成手段等により、政策決定権者等への情報・情報分析の適時・適切な提供を行う。

- 1 政策部門の情報関心を踏まえ、政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行うとともに、フィードバックを得ることで政策部門の情報関心の一層の把握を行う。
- 2 在外邦人の安全対策強化等の観点から、省内関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策部門の情報関心を的確に把握し、厳しさを増す我が国を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に情報及び情報分析を提供する。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）分析プロダクト作成においては、政策部門の意思決定における活用を強く意識し、その時々々の外交課題に直結するテーマをこれまで以上に厳選し、個々のプロダクトが政策の質的向上により資するものとなるよう、作業を抜本的に精緻化した。このため、見かけ上の分析資料作成数は昨年度から減少している。また、組織横断的に重点課題の明確化、行程管理体制の強化、プロダクトの構成・体制面の見直し等を行い、国際情報統括官組織全体として有機的に情報・情報分析を政策決定権者等に提供するための機能の強化を図った。さらに、省内の DX 推進により向上した通信環境も活用しつつ、国際情報統括官組織作成の各種成果物の省内への共有を積極的に進めた。
- （2）時宜を得た情報・分析を提供するため、ハイレベルの外交日程に向けた分析プロダクトの作成や事案発生から間を置かず提供可能な分析プロダクトを作成することを奨励した。また、政策部門からのフィードバックを組織内で共有し、以後の分析資料作成に活用した。特に、日本や在外邦人の安全に関わる事態の発生時等においては、常時アップデートを行う等、政策部門に頻繁に情報提供を行った。
- （3）対面ブリーフについては、政策部門のニーズに合わせて機動的に調整を行い、また、ブリーフの機会に先方の関心を聴取することを通じて、政策決定権者等への時宜を得てニーズにかなった情報提供につなげた。
- 2（1）在外邦人の安全対策強化の観点から、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有した。
- （2）また、総理大臣官邸、国家安全保障会議（NSC）を含む政策決定権者の判断に資する情報提供を確保するため、省内政策部門と定期的な意見交換のほか、様々なレベルで情報共有や意見交換を常時行うことにより、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図り、情報及び情報分析を提供した。

【定量的データ】

- ・分析資料の作成数（平成 22 年度を 100 として）：104
- ・幹部へのブリーフの回数（平成 22 年度を 100 として）：176

（注）平成 24 年度に政策評価の評価書フォーマットが変更となって以降、毎年、平成 22 年度を基準年（100）としている。

令和 5 年度目標

以下の達成手段等により、政策決定権者等への情報・情報分析の適時・適切な提供を行う。

- 1 政策部門の情報関心を踏まえ、政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行うとともに、フィードバックを得ることで政策部門の情報関心の一層の把握を行う。
- 2 在外邦人の安全対策強化等の観点から、省内関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策部門の情報関心を的確に把握し、厳しさを増す我が国を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に情報及び情報分析を提供する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する 測定指標	行政事 業レビ ュー事 業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
情報収集・分析	603 (523)	601 (518)	753 (712)	842	1-1, 1-2 1-3	—

(注) 達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策
(モニタリング)

施策Ⅲ-1 内外広報・文化交流・報道対策
(モニタリング)

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-III-1）

施策名（※）	内外広報・文化交流・報道対策					
施策目標	<p>諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 					
目標設定の考え方・根拠	<p>外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる有識者や一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日） ・経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	24,989	24,825	20,257	21,067
		補正予算(b)	△1,438	△2,259	3,203	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	23,551	22,566	23,460	/
執行額(百万円)		21,477	21,490	23,168	/	
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	5,560	5,339	5,331	5,141
		補正予算(b)	449	1,972	2,359	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	6,008	7,311	7,690	/
執行額(百万円)		6,008	7,311	7,673	/	
政策体系上の位置付け	広報、文化交流および報道対策	担当部局名	大臣官房（外務報道官・広報文化組織）	政策評価実施予定時期	令和7年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 国内広報の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ、分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 *

中期目標（6年度）

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、訴求対象に応じた効果的な広報活動を実施し、国民の理解を増進する。

令和 4 年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて次の取組を推進する。講演会等の事業の実施に当たっては、オンライン形式も活用し、柔軟な実施体制の構築を検討する。

- 1 我が国の外交政策を政務三役が直接国民に紹介する事業の実施
- 2 我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会（随時）、セミナー（随時）、プレゼンテーション・コンテスト（年 1 回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施（随時）
- 3 パンフレットの更なるデジタル化やインターネットコンテンツの拡充等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
- 4 様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年 6 回）

施策の進捗状況・実績

- 1 政務三役による紹介事業については、8月の「こども霞が関見学デー」におけるプログラムの一環として実施した「こども記者」による上杉外務大臣政務官記者会見、「地方を世界へ」の枠組みで実施した林外務大臣による車座対話（11月長崎、12月山形、令和5年2月岡山）、令和5年2月の外務省セミナー「学生と語る」における吉川外務大臣政務官の挨拶を通じて、我が国の外交政策を直接国民に紹介した。「こども霞が関見学デー」における上杉外務大臣政務官記者会見プログラムでは、参加者からの質問の一つ一つに丁寧に回答してもらい、子供が外交に対する関心を高めるきっかけになったとして、アンケート回答者全員が高評価（「大変良かった」又は「良かった」）を示した。車座対話の参加者からは、世界に向けてアピールする大変貴重な機会に参加したことへの感謝、様々な分野の貴重な話を聞くことができ大変有意義、参加者の取組に刺激を受けた旨の回答があった。
- 2 講演会やセミナー等については、対面形式を主としつつ、新型コロナ感染症の感染拡大状況を考慮し、一部オンライン形式にて実施した。国際情勢や日本の外交政策について外務省の職員や元職員が講演する「国際情勢講演会（対面3件、オンライン4件：参加者総数954名）、外務省職員が高校や大学で講演・講義する高校講座（対面112件、オンライン14件：参加者総数34,380名）や外交講座（オンライン15件、対面14件：参加者総数2,390名）等の各種講演事業、外交課題についてプレゼンテーションをとおして理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」（対面とオンラインのハイブリッド形式1回：参加者総数82名）、大学生・大学院生が外務省員との議論等を通じて国際情勢や外交政策について理解を深める外務省セミナー「学生と語る」（対面とオンラインのハイブリッド形式1回：参加者数241名）及び「小中高生の外務省訪問」（オンライン34件：参加者総数629名）において、幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については、事後アンケートにおいて、95%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの反応があった。また、「高校講座」については、聴講した生徒の96%が「良かった」と回答し、開催高校の担当教諭の94%が「非常に意味がある」と回答、同じく担当教諭の89%から「今後の実施を希望する」との回答があったほか、「外交講座」については参加学生の98%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ、全体として高い評価を得られた。「学生

と語る」では、吉川外務大臣政務官による挨拶及び外務省員による基調講演等を行った全体会、個別のテーマで学生が議論を行った分科会のいずれについても、外務省の仕事や外交課題について外務省員の生の声を聞き、自身のキャリアを考える有意義な機会になったとして、アンケートにおいて回答者の99%の学生が高評価（「大変良かった」又は「良かった」）を示した。これらの事業を通じて、外交政策や国際情勢の理解促進や次世代の日本を担う人材育成に取り組んだ。

- 3 デジタル化やインターネットコンテンツの拡充等を通じた情報発信については、外務省の組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「キッズ外務省」、「世界一周何でもレポート」、「わかる！国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ、幅広い年齢層に対し、海外事情や国際情勢、我が国の外交政策や外交課題について情報発信を行った。更なるデジタル化が進んでいるパンフレットは5種63,000部（うち1種は電子のみ）を発行した。「キッズ外務省」は約1,420万件（年間）のアクセス数があった（前年度比130%）。特に、令和3年度予算でリニューアルした「キッズ外交官検定」へのアクセス数は約42万件（令和3年度）から約522万件（令和4年度）に増加した。また、「世界一周「何でもレポート」」で外国語専門家の声を紹介する動画配信や「こども霞が関見学デー」で子どもを対象とした外国事情紹介の動画配信も行った。
- 4 外交専門誌『外交』については、ロシアによるウクライナ侵略と安全保障、中国、グローバル・サウス等の様々な外交課題を特集し、年度内に6回発行した。発行時には外務省ホームページ、SNSで紹介した。掲載論文は、主要紙の書評などで紹介された。また、外交に対する国民の理解・関心を深めるために講演会・各種行事等の機会を活用して積極的に案内した。広報のため一定期間のHP上での全文公開を行い、SNSで記事紹介を行ったところ、外務省SNS閲覧数ツイッター部門で月間閲覧数1位を2度獲得するなど、大きな反響があった。『外交』webでの全文公開には、ウクライナ侵攻直後の3月末発売日1日で13,530アクセス、5月末では、発売日1日で8,381アクセスを記録し、ウクライナ情勢への高い関心がうかがわれた。

令和5年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力で推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて次の取組を推進する。講演会等の事業の実施に当たっては、オンライン形式も活用し、柔軟な実施体制の構築を検討する。

- 1 我が国の外交政策を政務三役が直接国民に紹介する事業の実施
- 2 我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会（随時）、セミナー（随時）、プレゼンテーション・コンテスト（年1回）、小中高生の外務省訪問事業等の実施（随時）
- 3 パンフレットの更なるデジタル化やインターネットコンテンツの拡充等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
- 4 様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行（年6回）

参考指標：広聴活動（メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見の件数）

	実績値	
	令和3年度	令和4年度
	約35,280件	約17,720件

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国内広報	61 (56)	59 (50)	55 (54)	71	1-1	0252

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として、(1) 我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、(2) 我が国の一般事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに、(3) 海外における広報文化外交の拠点である「ジャパン・ハウス」事業を効果的に実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 2-1 海外広報の推進 *

中期目標（6 年度）

政策広報及び一般広報の実施を通じ、海外における対日理解増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

令和 4 年度目標

1 政策広報の実施

(1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の政策・取組・立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン形式の事業も活用しつつ、講演、セミナー、招へい事業等を通じた我が国に関する第三者発信 350 回以上の達成を目指す。

(2) 我が国の基本的立場や事実関係について国際社会の正しい理解を得るために、政策広報動画の制作（年 6 本）及び配信を行い、YouTube 再生回数 730 万回を目指す。

(3) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

2 一般広報の実施

(1) 新型コロナウイルス感染症により専門家を海外派遣できない場合はオンライン事業を取り入れつつ、海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 9 割以上となるよう努める。

(2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 450 万回以上を目指す。

(3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 700 万ページビューを超えるアクセス数を目指すと共に、SNS 発信を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 政策広報の実施

(1) 令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン形式も活用し、以下のとおり講演、セミナー、招へい事業等を通じた我が国に関する第三者発信を 934 回実施し、目標数（350 回）を達成した。

① 講演会、セミナー等を通じた第三者発信 238 回を実施

「講師派遣事業」（注 1）による渡航形態及びオンライン形態での講演会等で 153 回、「海外研究機関等支援事業」（注 2）におけるオンライン等の形式を含めたセミナー・講演会等で 62 回、「人的交流等支援事業」（注 3）によるイベント・セミナー等で 12 回、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナーで 11 回の第三者発信を行った。

② 招へい事業等を通じた第三者発信を計 696 回実現

「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」（注 4）では、渡航形式招へい事業を 40 件、オンライン形式の招へい事業（意見交換等）を 2 件実施し、その他内外の有識者が参加するウェビナー・オンライン講座を 14 件実施した。また、「ソーシャルメディア発信者招へい事業」（注 5）を 8 件実施した。その結果、計 696 の発信が実現した。

(2) ALPS 処理水、日 ASEAN 友好協力 50 周年などに関する政策広報動画合計 10 本（日本語・英語に

加え、テーマによって異なる他言語あり）の制作を行い、YouTube 再生回数は約 8,400 万回となり、目標数（730 万回）を達成した。

（3）戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館における外部専門家の活用（在外公館 19 公館で PR コンサルタントと契約、44 公館で業務補助員への業務委嘱）等を通じ、発信力強化を行った。

（4）ウェブ誌「Discuss Japan - Japan Foreign Policy Forum」において日本の論調を英語と中国語で発信することで、ウェブサイトを通じた対日理解促進に寄与した。

2 一般広報の実施

（1）日本ブランド発信事業では、瀬戸焼、尾張七宝、短編映画、金継ぎ、日本酒という様々な分野を扱い、オンライン事業 1 件（対象国 1 か国）、対面事業 4 件（派遣先は計 5 か国・11 都市）を実施した。現地では講演、実演及びワークショップを実施することで日本の多様な魅力を発信するとともに、プレスによる取材機会や関係者との意見交換の場等も設けることで、情報の再発信を促した。事業後に実施したアンケートの結果、満足との回答が 9 割以上となり、目標値（9 割以上）を達成した。

（2）印刷物資料として、日本事情発信誌『にぼにか』を年 2 号（各号 18 万部）発行した。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは Web 配信再生回数 395.9 万回となり、目標数（450 万回）には及ばなかったものの、世界約 60 か国、100 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されたほか、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。

（3）ウェブサイト「Web Japan」（注 6）は、小中学生向けの Kids Web Japan など、子どもから成年まで幅広い層に対応する 5 つのサブサイトからなっており、海外一般市民の間で日本事情に関するウェブサイトとして定着している。令和 4 年度は、前記のジャパン・ビデオ・トピックス再生回数を含めてのページビューは 1,008 万となり、目標数（700 万）を達成した。また、同サイトの Facebook のフォロワー数は、20 万に増加した（令和 5 年 3 月末時点）。

（4）テレビ国際放送発信力強化に向けた在外公館における NHK ワールド JAPAN 番組上映会については、新型コロナウイルス感染症沈静化を踏まえ、オンライン形式に加え対面形式でも実施した（6 公館、6 回）。併せて、在外公館 SNS を活用した発信等を行った。

3 海外において現地の調査研究機関を通じ、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし、各国における日本の対外広報のあり方について分析を行い、効果的な発信につなげた。

（注 1）講師派遣事業：我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う事業

（注 2）海外研究機関等支援事業：現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業

（注 3）人的交流等支援事業：在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで、効果的な対外発信を実現しつつ、同団体の活動を支援する事業

（注 4）多層的ネットワーク構築事業：領土・主権等に関する内外発信を強化するために、海外において影響力のある人物（有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等）を招へいする事業。我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム（ウェブサイト）を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。

（注 5）ソーシャルメディア発信者招へい事業：内閣府からの支出委任を受けて、SNS（ブログ、フェイスブック、ツイッター等）で発信力・影響力のある者を招へいし、領土・主権を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り、被招へい者から SNS を用いた日本の発信を行う事業

（注 6）Web Japan：諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

中期目標（--年度）

令和5年度目標

1 政策広報の実施

(1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の政策・取組・立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては、過去の被招へい者とのネットワーク強化や世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

新型コロナ感染症の状況を踏まえ、オンライン形式の事業も活用しつつ、講演、セミナー、招へい事業等を通じた我が国に関する第三者発信 350 回以上の達成を目指す。

(2) 我が国の基本的立場や事実関係について国際社会の正しい理解を得るために、政策広報動画の制作（年 6 本）及び配信を行い、YouTube 再生回数 730 万回を目指す。

(3) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

2 一般広報の実施

(1) 新型コロナウイルス感染症により専門家を海外派遣できない場合はオンライン事業を取り入れつつ、海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 9 割以上となるよう努める。

(2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 310 万回以上を目指す。

(3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 700 万ページビューを超えるアクセス数を目指すと共に、SNS 発信を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和 4 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける有識者からの指摘等を踏まえ、過去の被招へい者とのネットワーク強化について年度目標に追加した。

ジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数にかかる令和 5 年度目標つき、令和 4 年度実績を踏まえ、下方修正した。

測定指標 2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 *

中期目標（6年度）

日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通し、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日派・知日派の裾野を拡大する。そのため、来館者に加え、デジタルコンテンツ視聴者のさらなる獲得や横展開（設置国内外へのジャパン・ハウス コンテンツの展開）の拡充を目指す。

令和4年度目標

1 各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回展、セミナーやシンポジウム等を通じた政策広報をバランスよく実施するとともに、オンライン発信を強化することによって、日本の多様な魅力を発信し、これまで必ずしも日本に関心がなかった層を惹きつけるとともに、親日派・知日派の裾野を一層拡大させる。

2 KPI 指標として年間来館者数（サンパウロ：26 万人、ロンドン：25 万人、ロサンゼルス：7 万人）及び年間メディア掲載回数（サンパウロ：3,800 件、ロンドン：1,000 件、ロサンゼルス：800 件）を引き続きモニタリングする。また、バーチャル展示視聴者数を新たにモニターすることとし、デジタルコンテンツ視聴者の獲得に努める。

3 ジャパン・ハウスで実施する展示やイベントを設置国内外にも展開するほか、日本企業のビジネス展開、文化・学術交流、インバウンド観光の促進、現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流を推進する。

4 ジャパン・ハウス事業が、地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用できることを広く周知するため、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を高めるための広報を行う。

施策の進捗状況・実績

1 令和 4 年度は、各拠点において、現地企画展については 1～4 件、国内公募作品巡回企画展については 0～3 件（ロサンゼルスについては、巡回の時期に当たらず、令和 4 年度は 0 件となった。）を実施し、日本の多様な魅力を発信。また、ウェビナーやセミナー等を通じた政策広報については、

外交（領土保全等を含む）、安全保障、経済、地球規模課題、科学技術、震災復興、ダイバーシティ等に関して積極的に3館で実施し、日本の政策・取組を紹介する場として定着してきている。

事業の実施にあたって、ポスト・コロナ期の特徴を考慮して、ハイブリッド型の発信も重視しており、展示終了後もバーチャル展示を継続する措置をとったり、講演やセミナー等を対面で実施しつつ、同時配信や事後配信する等の工夫を行った。

2 また、KPI 達成状況は以下の通り。

令和4年度	サンパウロ		ロンドン		ロサンゼルス	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
年間来館者数	26万人	約47万人	25万人	約33万人	7万人	約13万人
年間国内外メディア掲載(回)	3,800回	4,821回	1,000回	1,350回	800回	1,670回

年間来館者数及び年間国内外メディア掲載(回)とも、目標数値を達成した。なお、3館の累積来館者数は令和4年度末時点で497万を超えた。その他の定量的指標(SNSフォロワー・「いいね」数、施設内共用スペース平均稼働率、来館者リピーター率、ニュースレター登録者・開封率等)についても引き続きモニタリングを継続した他、バーチャル展示視聴者数のモニターも開始した。なお、令和4年度のSNSでの発信件数については、フェイスブック1,107件、ユーチューブ254件、ツイッター1,566件、インスタグラム1,111件であった。

3 ジャパン・ハウス サンパウロは、過去に実施した展示を国内外に展開しており、ブラジル国内のレシフェ市において「石川直樹 JAPONESIA」展(6月21日～8月25日)を、メキシコにおいて「DO(道)～徳の極みへ」展(12月2日～令和5年2月19日)を実施した。

また、令和4年度も引き続き、展示や講演等において、日本の地方自治体、独立行政法人、企業などとの連携を推進し、例えば以下のような事業を実施した。

拠点国	時期	概要
ロンドン	令和4年9月～令和5年1月	岐阜県高山市の協力を得て、「飛騨の匠」と呼ばれる木工職人たちの技術や伝統、歴史に関する展示を開催。
	令和4年11月	富山県及び日本政府観光局(JNTO)と協力し、高岡市内で作られる様々な梵鐘を紹介し、その特徴についての講演を開催。
サンパウロ	令和4年11月～令和5年3月	企業の協力を得て、スポーツとテクノロジーをテーマに競技用義肢の展示を開催。
	令和4年11月～12月	企業の協力を得て、日本のカーボンニュートラルへの取組と自動車産業を題材に、将来のモビリティやサステナビリティに関する展示を開催。
ロサンゼルス	令和4年3月～7月	岐阜県、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市の後援・協力を得て、日本のラーメンとその器をテーマとした企画展示を開催。
	令和4年8月	竹をテーマとした展示の関連イベントとして、国際交流基金の主催により尺八に関する映画の上映と尺八の演奏会をジャパン・ハウス ロサンゼルス内で実施。

4 令和5年3月13日、三重県鳥羽市にて、ジャパン・ハウスの国内認知度向上イベントとして、伊勢志摩観光コンベンション機構との共催により、「地域の文化遺産について」をテーマにパネル・ディスカッションを実施。また、令和4年度のジャパン・ハウスの活動を纏めた実施報告書を関係自治体や関係政府機関に対して配布した。なお、ジャパン・ハウス関連の記事が国内メディアで取り上げられた例は以下のとおり。

令和4年度	メディア媒体	タイトル
4月6日	中日新聞	中身も器も話題沸騰「ラーメン」米LAで美濃焼の井展
8月22日	中部経済新聞	「飛騨の匠」欧州に挑む 高山の木工家具業界 英で来月特別展 ジェトロ岐阜、商談サポート

8月25日	読売新聞	ブラジルのジャパン・ハウス サンパウロで、ライゾマティクスの南米初個展を開催中。『不可視なモノ_ライゾマティクス』展
9月26日	朝日新聞デジタル	日本人が竹に見てきた聖性とは 竹工芸家が表現する「循環」の思想
12月2日	産経新聞社	大阪知事3日から訪英 国際金融都市発信へトップセールス
1月24日	日本経済新聞電子版	新潟・三条の伝統品「和剃刀」 受け継ぐ職人技
2月24日	NHK News Web	“伝統学ぶ” イギリスの学生が岐阜県高山市で飛騨染の作業見学
3月11日	朝日新聞	そよかぜ ◆サンパウロ 「私だけの両足 感じる足」
3月14日	三重テレビ放送	「身近にある当たり前のモノで驚くべき価値を」 伊勢志摩地域を世界へ 三重・鳥羽市で座談会
3月29日	NHK 総合（お昼の全国ニュース）	日本の工芸品・建築物のデザインの魅力紹介ブラジルで展示会
3月31日	毎日新聞デジタル	江戸時代創業の有職組紐道明が見学・体験一体型のスタジオミュージアムを開業

令和5年度目標

- 各ジャパン・ハウスにおいて、オンライン形式も組み合わせつつ、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回企画展、講演やセミナー等を通じた政策広報をバランス良く実施し、日本の多様な魅力を発信することで、これまで必ずしも日本に関心がなかった層を惹きつけるとともに、親日派・知日派の裾野を一層拡大させる。なお、この事業目的をよりの確に捉えるために、来館者の認識変容・行動変容を把握するよう努める。
- KPI 指標として年間来館者数（サンパウロ：38万人、ロンドン：36万人、ロサンゼルス：13.5万人）及び年間メディア掲載回数（サンパウロ：3,800件、ロンドン：1,250件、ロサンゼルス：1,700件）等を引き続きモニタリングする。なお、引き続きバーチャル展示視聴者数をモニターし、デジタルコンテンツ視聴者の獲得に努める。
- ジャパン・ハウスで実施する展示やイベントを設置国内外にも展開するほか、日本企業のビジネス展開、文化・学術交流、インバウンド観光の促進、現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流を推進する。
- ジャパン・ハウス事業が、地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用できることを広く周知するため、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を高めるための広報を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

親日派・知日派の裾野を一層拡大させるという事業目的をよりの確に捉えるために、事業成果を測る指標として最重要である「来館者数」を補強すべく、来館者の認識変容・行動変容を把握するためのアンケートを令和5年3月から開始し、その取組についても令和5年度目標に反映した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①海外広報	2,724 (2,576)	642 (561)	530 (580)	631	2-1	0253
②内外発信のための多層的ネットワーク構築	272 (84)	211 (176)	139 (123)	145	2-1	0254
③主要国における日本や他の国々の影響	951 (949)	951 (952)	1,155 (1,128)	1,010	2-1	0255

力調査・分析とそれに基づく効果的な発信						
④「ジャパン・ハウス」運営関連経費	3,775 (3,259)	3,833 (3,760)	4,293 (4,245)	4,765	2-2	0259
⑤在外公館による海外研究機関等支援	27 (11)	27 (16)	25 (19)	23	2-1	0257
⑥在外公館及び本省における外部専門家の活用	291 (272)	274 (262)	268 (251)	258	2-1	0256
⑦在外公館人的交流等支援事業	12 (6)	12 (11)	9 (8)	8	2-1	0258
⑧SNS 空間におけるモニタリング、情報分析及び発信強化	—	—	—	215	2-1	新 23-0260

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 IT広報の実施

施策の概要

IT広報手段の強化・多様化、IT広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第211回国会外交演説（令和5年1月23日）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日）

測定指標3-1 IT広報手段の強化、多様化 *

中期目標（6年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、需要に合ったIT広報手段を強化、多様化する。

ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格 JIS X 8341-3:2016 については、平成26年以降に作成したCMSテンプレートで作成したページについて、令和6年度末までに達成基準レベルAAに準拠することを目標とする。

令和4年度目標

- 1 外務省ホームページ（HP）と連携した外務省公式SNSアカウントの効果的な運用を行い、フォロワー数の増加を図る。在外公館SNSの運用の側面支援を継続し、外務省全体としてのSNSを通じた情報発信力を向上させる。
- 2 令和3年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を引き続き実施する。外務省HPのウェブアクセシビリティの向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、外務省公式SNSアカウントにおいて、ウクライナ情勢に関する情報発信のほか、外務大臣の定例記者会見のライブ配信（日本語・英語）、国際会議におけるビデオ・メッセージの掲載など、様々な外交行事について積極的な情報発信を行い、フォロワー総数は97万人（令和5年4月時点。令和4年4月時点では91万人。）となった。在外公館におけるアカウント運用支援を継続した結果、在外公館SNSアカウントのフォロワー総数は953万人（令和5年4月時点。令和4年1月時点では849万人。）となった。
- 2 令和4年度は、内容が古く、かつアクセス数が極めて少ないページ、及びリンク元がなく浮遊しているページを不要・浮遊ファイルとして約2千ページ削除した。また、ウェブアクセシビリティ向上のため、外務省HP及び関連サイトの全ページのアクセシビリティ試験を外部委託により実施し、ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X 8341-3:2016）の達成基準レベルA（一部準拠）となった結果を外務省HPで公開した。また、同規格達成基準レベルAAに準拠するようテンプレートを修正し、ページ作成時においても規格に則った掲載となるよう留意した。レベルA「問題あり」のページ数が約3千ページ減少したほか、外務省HPで公開している「達成基準チェックリスト」の結果は、昨年度に比べて大幅に改善した（基準未達数：令和3度は16項目、令和4年度は6項目）。

令和5年度目標

- 1 外務省HPと連携した外務省公式SNSアカウントの効果的な運用を行い、フォロワー数の増加を図る。在外公館SNSの運用の側面支援を継続し、外務省全体としてのSNSを通じた情報発信力を向上させる。
- 2 令和4年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を引き続き実施する。外務省HPのウェブアクセシビリティの向上に努める。具体的には、外務省HPの古いコンテンツの整理として国・地域ページのアーカイブ内の過去ページの削除を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。ウェブアクセシビリティ向上のため、外務省HP

の古いコンテンツの整理として国・地域ページのアーカイブ内の過去ページの削除を行う。

測定指標 3-2 IT 広報システムの強化

中期目標（6年度）

我が国外交政策に対する内外の理解促進には、適切かつタイムリーな情報発信が不可欠であるところ、地球規模での情報化がますます進む中で、必須の情報発信手段であるインターネットを活用した広報（IT 広報）のためのシステムを強化する。

令和4年度目標

令和2年3月に稼働を開始した刷新システムの安定的な稼働および日々のセキュリティ対策を講じ、セキュリティ水準を維持することを目指す。

施策の進捗状況・実績

日々サイバー攻撃等の脅威からシステムを守り、安定稼働に努めることができた。

令和5年度目標

令和2年3月に稼働を開始した刷新システムの安定的な稼働及び日々のセキュリティ対策を講じ、セキュリティ水準を維持することを目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

中期目標（6年度）

新型コロナウイルス感染症が継続していることに鑑み、テレワーク体制も活用し、需要にあった媒体にて、適切かつタイムリーなコンテンツ掲載で情報発信を行うとともに、コンテンツの構成を含め、コンテンツの充実に取り組む。

令和4年度目標

- 1 外務省 HP、外務省公式 SNS 及び在外公館の SNS を活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日理解及び関心の向上を目指す。また、日本における新型コロナウイルス感染症対策の理解を深めるため、適切かつタイムリーな情報を発信する。
- 2 オンライン形式で実施される様々な外交行事につき、外務省 HP 及び外務省公式 SNS を活用して情報発信する。
- 3 新型コロナウイルス感染症が収束していない中で、オンラインを利用した IT 広報を推進することは、社会や国民のニーズに応えるものである。テレワーク体制も活用し、日本の外交政策及び現状に関して、国の内外に正しい理解を得るため、必要なコンテンツを適切かつタイムリーに発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務省 HP、外務省公式 SNS 及び在外公館の SNS を活用し日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日理解及び関心の向上に努めるとともに、日本における新型コロナウイルス感染症対策の理解を深めるための情報発信も継続した。中でも新型コロナウイルス感染症関連の水際対策や国際的な人の往来に関する情報へのアクセス数が際立っており、正確かつ適時の情報発信を行うことができたと考えられる。外務省公式 SNS では SNS の特性を生かした文章での投稿を行い、閲覧・拡散されるための工夫を実施した。在外公館においても、各公館が運用する SNS アカウントを活用し情報発信を行った。
- 2 対面での外交活動の本格的な再開に伴い、対面やハイブリッド、オンライン等の形式で実施される会談や国際会議等様々な外交行事について外務省 HP 及び外務省公式 SNS を活用した情報発信を行った。
- 3 コロナ禍の影響が残る中、テレワーク体制も活用し、日本の外交政策及び現状に関して、国の内

外に正しい理解を得るため、必要なコンテンツを適切かつタイムリーに発信した。特に、ウクライナ情勢に関する対応については、外務省 HP に特設ページを開設して関連情報を集約し、わかりやすくタイムリーな発信を行うと共に、投稿から HP に掲載された内容がわかるような工夫を行う等、外務省公式 SNS での発信も強化した。

中期目標（6年度）

外務省 HP、外務省公式 SNS 及び在外公館の HP や SNS 等のプラットフォームにて、適切かつタイムリーなコンテンツ掲載を行うことで、より積極的かつ戦略的な情報発信を行うとともに、コンテンツの構成を含め、コンテンツの充実に取り組む。

令和5年度目標

- 1 外務省 HP、外務省公式 SNS 及び在外公館の HP・SNS を活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日理解及び関心の向上を目指す。
- 2 対面及びオンライン形式で実施される様々な外交行事につき、外務省 HP 及び外務省公式 SNS を活用して、積極的かつ効果的に情報発信を行う。
- 3 日本の外交政策及び現状に関して、国の内外において正しい理解を得るため、また G7 広島サミット及び関連会合の開催も踏まえ、必要なコンテンツを適切かつタイムリーに発信していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

中期目標及び令和5年度目標については、新型コロナウイルス感染症をとりまく状況の変化を踏まえ、同感染症にかかる記述を削除した。

測定指標 3-4 外務省ホームページ等（注）へのアクセス件数（ページビュー数）の合計 *

（注：外務省ホームページ（日本語・英語、在外公館ホームページ、Web Japan））	中期目標値	令和4年度		令和5年度
	6年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	4.8億件	4.1億件	4.6億件	4.7億件

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

近年の実績値を踏まえ、中期目標値を 4.3 億件から 4.8 億件に引き上げるとともに、年度目標値も上方修正した。

参考指標：外務省公式ツイッター・フェイスブック（注）の閲覧回数

（注：外務省公式ツイッター（日・英）、フェイスブック（日・英））	実績値	
	令和3年度	令和4年度
	0.59億回	0.52億回

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①ITを利用した広報基盤整備	937 (862)	608 (531)	56 (28)	33	3-1, 3-2, 3-3, 3-4	0261

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、(1)文化事業、日本語の普及、海外日本研究の促進、(2)大型文化事業(周年事業)、(3)人物交流事業を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日)
- ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日)

測定指標 4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 *

中期目標(6年度)

文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

第五期中期目標に定める国際交流基金の活動を通じ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や外交情勢に応じた適切な対応・工夫をしつつ、在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

令和4年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1 在外公館文化事業

世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延状況をみつつ、事業の実施が可能である場合、特に以下の事業を優先して、十分な感染予防対策をとりながら、年間400件以上の事業を実施する。

- ・スポーツ事業
- ・障害者芸術推進事業
- ・日本語普及事業
- ・地方の魅力発信事業
- ・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
- ・米国地方部の草の根レベルを対象とした事業
- ・中南米日系社会との連携強化事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業

2 国際交流基金事業

新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、外交情勢に応じた適切な対応・工夫をしつつ、在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る他、外国人材の受入れ拡大、共生社会の実現に向けた、海外における日本語教育の拡充及び日本文化理解促進等の環境整備を行う。在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)等の着実かつ安定的な実施、高度人材を含む更なる外国人材の受入れ拡大に向けた日本語教育事業・文化交流事業の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1 在外公館文化事業

新型コロナウイルス感染症の収束を受け、集客型や人の移動を伴う事業が活発に行われた結果、707件の事業を実施した。具体的には、年度目標に掲げた優先分野を踏まえ、メキシコにおける「武道デモンストラーション」(12月～令和5年2月、スポーツ事業)、中国における「ドキュメンタリー映画上映及びアフタートーク」(10月、障害者芸術推進事業)、カンボジアにおける「日本語スピーチコンテスト」(5月、日本語普及事業)、韓国における「第9回日韓フォトコンテスト」(8～12月、地方の魅力発信事業)、米国における「セントルイス日本祭」(9月、米国地方部の草の根レベルを対象とした事業)、ブラジルにおける「第10回ブラジリア日本祭り」(6月、中南米日系社会との連携強化事業)、マレーシアにおける「ペナン盆踊り大会2022」(7月、日本の祭り関連事業)、イン

ドにおける「Chennai Japan Expo」(11月、周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業)、ボリビアにおける「和食レクデモ 和食の美—OMOTENASHI、給食、健康的な和食」(10月、和食を通じた日本の魅力紹介事業)等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。測定指標4-4である事業評価における対日理解度は94%、初参加率の平均が30%以上の事業の総数が、総事業件数の96%を達成した。

2 国際交流基金事業

(1) 文化事業

新型コロナウイルスの流行に伴う行動制限が緩和される中、69か国・地域で日本映画祭や上映会を実施した。田中絹代作品のアルゼンチン、ドイツでの特集上映や若者に人気のある新作を中心とした東南アジアでの日本映画祭(JFF: Japanese Film Festival)など多岐にわたる映画を紹介し、参加者数は14万人超に達した。全世界の来場者の半数以上は初めての来場であり、新たな対日関心層の発掘にも大いに寄与した。またコロナをきっかけに開始したオンライン事業についてもその利点を生かした取組を継続し、例えば日本の舞台関連作品を多言語字幕付きで配信するプロジェクト「STAGE BEYOND BORDERS」は令和4年度末時点での累計視聴数が137か国・地域1,800万回以上に達した。

(2) 日本語の普及

コロナ禍で休止していた日本語専門家派遣や訪日教師研修等の人の往来を伴う対面・リアルでの取組を徐々に再開したほか、eラーニング教材等の教育・学習ツールの充実を図った。特に、アジア諸国の中学・高校等で日本語授業のアシスタントや日本文化の紹介に携わる「日本語パートナーズ」については計279名を派遣し、約99%の受入機関から日本理解促進や日本語の学習意欲向上に寄与した旨の回答があった。JFT-Basicについては、新規にバングラデシュでの試験実施を開始し、令和4年度においては、合計で海外11か国、19都市及び日本国内にて試験を実施し、受験者数は46,632人(2019年の試験開始後累計102,781人)に達した。また令和3年度に実施した海外日本語教育機関調査の結果を令和5年3月に公表し、141の国・地域の日本語教育機関で3,794,714人が日本語を学習していることを確認した。

(3) 海外日本研究・国際対話

新型コロナウイルスの流行に伴う行動制限が緩和される中、前年度に再開した日本研究者フェロウシップの招へいについて34か国から84名が研究活動のために来日したほか、国際交流基金設立50周年記念に合わせたゲーテ・インスティテュート及びブリティッシュ・カウンシルとの共催シンポジウム(10月)や日ASEAN友好協力50周年を記念した大規模な国際シンポジウム(令和5年3月)を実施し、知識層に加えて市民社会の幅広い関心層へのアウトリーチを図った。また、日米草の根交流コーディネーター派遣事業(JOI)で米国に派遣されたコーディネーターがオンラインとリアルの手法を効果的に組み合わせた文化交流活動を行い、延べ58,000人を超える参加者を得た。

令和5年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究・国際対話の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1 在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して、年間700件以上の事業を実施する。

- ・日本語普及事業
- ・地方の魅力発信事業
- ・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
- ・障害者芸術推進事業
- ・中南米日系社会との連携強化事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業

2 国際交流基金事業

新型コロナウイルスの流行に伴う制限が緩和される中、外交情勢に応じた適切な対応・工夫をしつつ、在外公館や国際交流基金等を通じて文化芸術交流事業の推進及び支援に関する事業、海外における日本語教育、学習の推進及び支援に関する事業や海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援に関する事業を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。また、外国人材の受入れ拡大、共生社会の実現に向けた、海外における日本語教育の拡充及び日本文化理解促進等の環境整備を行う。特に、在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを円滑に進めるべく、国際

交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic) 等の着実かつ安定的な実施や日本で生活や仕事する上で必要となる日本語習得のための支援の強化を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

1 在外公館文化事業

予算の効率的・効果的な執行のため、選択と集中の観点から、優先して実施すべき事業の項目を整理した。引き続き目標の達成に向け推進する。

2 国際交流基金事業

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標 (6年度)

以下の国・地域で大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

令和4年：中国、中央アジア（キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）、モンゴル、南西アジア（バングラデシュ）、アラブ首長国連邦

令和5年：ASEAN、ベトナム、ペルー、サモア、カンボジア

令和6年：トルコ、パラオ、カリブ共同体、北マケドニア、ザンビア

令和4年度目標

中国、中央アジア（キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）、南西アジア（バングラデシュ）、モンゴル、アラブ首長国連邦における大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 中国（9月）

新型コロナウイルス感染症による渡航制限があったため、日本の著名アーティスト（平原綾香）と中国を代表するヴァーチャル・シンガー（洛天依）が共演する動画を制作、両アーティストのデュエットおよび祝賀メッセージを披露した。日中国交正常化50周年記念イベントでの上映とオンライン配信の結果、計3.8万人に視聴され、50周年の機運を盛り上げるとともに中国において日中関係の改善を印象付けた。

2 中央アジア（キルギス9月、タジキスタン10月、トルクメニスタン11月）

日・中央アジア5か国外交関係樹立30周年を記念し、和太鼓公演を実施した。邦楽を通じた対日理解の促進及び日・中央アジア関係の更なる発展に資する事業とすることを目指し、首都及び地方都市で公演を行った結果、3か国で計4,600名を集客した。タジキスタン及びトルクメニスタンでの公演は、現地文化省との共催事業として実施し、キルギスの公演では、現地外務次官が出席し両国の周年を記念してスピーチを行った。公演の様子は現地紙、メディアでも大々的に報道され、親日的ムードの醸成に非常に高い効果があった。

3 モンゴル（11月）

日・モンゴル外交関係樹立50周年を記念し、和太鼓公演を実施した。首都ウランバートルの公演には、モンゴル政府文化省幹部を招待し、50周年の機運醸成と外交面での関係強化に繋がった。青少年対象の公演・ワークショップや地方での公演も実施し、多く報道されたため、幅広い層のモンゴル国民に両国の友好関係と日本文化の魅力を伝えることができた。

4 バングラデシュ（10月）

日・バングラデシュ外交関係樹立50周年を記念し、和楽器ユニットによる公演を実施、演奏に合わせて、現地の国民的歌手が歌うコラボも披露した。同事業には、複数のバングラデシュ政府閣僚の出席を得た他、演奏の動画はライブ配信及びTV放映され、計40万回の再生数を記録する等、幅広い層のバングラデシュ国民に対して日本文化の発信を行うことができた。

5 アラブ首長国連邦（12月）

日・アラブ首長国連邦（UAE）外交関係樹立50周年を記念し、和太鼓公演を実施した。3回の和太鼓公演及び和太鼓ワークショップを通じてUAE国民の対日理解を促進し、両国の友好関係をアピールするとともに、将来に亘っての更なる協力関係の構築を促す機運を高めた。

令和5年度目標

ASEAN、ベトナム、ペルー、サモア及びカンボジアにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年度周年事業対象国について引き続き従来目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標4-3 人物交流事業の実施 *

中期目標（6年度）

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。世界的な新型コロナウイルスの状況を踏まえ、実施可能な人物交流事業の促進に努め、様々なレベルでの二国間関係の発展に取り組む。

令和4年度目標

1 留学生交流

コロナ禍の下、水際措置により入国困難であった外国人留学生在が引き続き日本留学への関心を維持するよう、また帰国留学生会の会員総数が11万人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生支援に努める。

2 招へい事業

新型コロナの影響により、国際的な人の往来ができない状況を踏まえ、引き続きオンラインによる面会やウェビナー形式のセミナー等も含めて人的交流を実施し、招へい目的（対日（政策）理解度の変化、満足度・対日好感度の変化）の達成度※については3年度実績を踏まえ100%となるよう努める。

※各在外公館及び担当課が記入するPDCAテンプレートにおける「達成度」記入欄は5段階評価で記入する仕様となっている。5（達成度が特に高い）、4（相当の達成度あり）又は3（達成度あり）の割合を「招へい目的達成」として集計。なお、5段階評価のうち、2は「達成度が低い」、1は「達成度なし」。

3 JETプログラム

新型コロナの影響におけるJETプログラム新規参加者の入国が限定的な状況である中、平成28年度行政事業レビュー公開プロセスの提言後に講じた事業内容改善措置を基に、在外公館を通じた広報活動を多角的に展開、強化し、応募者の増加及び質の高い人材確保の取組を実施すると共に、在外公館と元JET参加者の会（JETAA）が協力し、JETAAの活動を通して元JET参加者を活用した対日理解促進及び対外発信の取組を実施する。

4 スポーツ交流事業

スポーツを活用した外交を推進し、親日派・知日派を育成することで、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するとともに、国際場裡における日本のスポーツ関係者の地位向上に貢献する。スポーツ外交推進事業予算の執行率を80%に高め効果的な案件形成に努める。

5 対日理解促進交流プログラム

新型コロナの影響で事業を中断することなく、オンライン・オフラインを併用したプログラムを継続し、アジア大洋州、北米、欧州、中南米との間で将来を担う人材の対日理解の促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘・育成、恒常的ネットワークの構築に取り組み、外交基盤の拡充に努める。

施策の進捗状況・実績

1 留学生交流

帰国留学生会員総数を11万人に増加するとの目標については、111,714人に増加し、達成した。また帰国留学生の日本との繋がり強化や関心の再認識を図り、親日派・知日派人材としての活用を進めるための取り組みを進め、特に令和5年3月には第3回帰国留学生総会を東京で開催し、48か国（対面20か国、オンライン28か国）からの参加を得た。同窓会では、岸田総理大臣からのメッセージが上映されるとともに、武井外務副大臣が出席し、また、参加者代表から、各国における帰国留学生会の活動報告等が行われた。さらに、日米の留学プログラムである日米フルブライト交流計画について、7月に天皇皇后両陛下の御臨席の下、70周年記念式典が開催された。

2 招へい事業

実施主管課が行う招へい実施（対面 38 件、オンライン 1 件、ハイブリッド 1 件）後の事後調査においては、閣僚級招へい及び戦略的実務者招へいのいずれも、対日（政策）理解度、満足度・対日好感度に関する回答で「◎、○」の割合が 100%となった。（注）◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり。

3 JET プログラム

令和 4 年度の応募者数について、新型コロナウイルス感染症の影響下にも拘わらず在外公館における広報活動の強化により、前年度 10,036 人から 467 人増加し 10,503 人となった。また、自治体からの新規要望数は前年度 1,100 人から 379 人増加し 1,479 人となり、新規招致者は、コロナ禍で来日が延期されていた参加者を含め 2,038 人が順次来日した。元 JET 参加者の会（JETAA）については、引き続き在外公館が協力し、帰国後も JET プログラムや日本の文化等を発信する事業を通じて、元 JET 参加者の対日理解を促進しており、特に米国においては 5 月に JET プログラム 35 周年記念式典が実施され、外務大臣ビデオ・メッセージの発信が実現した。また、JETAA 全体の会員数は前年比 64 人増の合計 25,134 人、支部数も 1 支部増え 18 か国 54 支部となった。

4 スポーツ交流事業

令和 4 年度はジンバブエ（柔道着）やアゼルバイジャン（バドミントン器材）等、13 案件を実施し、スポーツ外交推進事業予算の執行率は 94%を達成した。これら器材輸送支援にかかる引き渡し式に際しては先方スポーツ関係者を招くなど、スポーツを通じた国際交流の活性化に寄与した。更に、日本で開催される大規模国際大会参加のために入国する選手・関係者への、また、日本国外に渡航する日本人選手・国内競技団体幹部への便宜を図ることで、円滑な大会実施と国際スポーツ界における日本関係者のプレゼンス向上に貢献した。

5 対日理解促進交流プログラム

令和 4 年度においては、日本政府の水際対策が 9 月から大幅に緩和されたことから、コロナ禍においてオンラインにより継続していた交流に加え、招へい・派遣の対面による交流が、日本及び関係各国・地域の受入・安全状況を踏まえつつ徐々に再開し、本格的なオンライン・対面のハイブリッドにより事業を継続した。具体的には、社会（FOIP、SDGs、平和構築、環境保全等）、日本文化、スポーツ等、プログラムの専門分野に関する聴講、視察、関係者との意見交換等のプログラムを実施し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化を図った。招へい・派遣及びオンライン交流のプログラムについては、187 件、5,497 人が参加した。更に、本年度から開始した本事業の同窓生向けフォローアップ・プログラムについては、91 件実施し、約 2,320 人が参加した。各プログラムの参加者は、日本への理解を深め、関係者とのネットワークを構築した他、訪日プログラムの経験を活かした帰国後の活動（プログラム内容に関連する学習、日本文化の行事開催等）を行った。更に、ウェビナーや交流会への参加者による SNS 等を通じた対外発信は約 29,100 回あり、親日派・知日派の裾野の拡大に貢献した。

令和 5 年度目標

1 留学生交流

外国人留学生の入国が正常化する中、コロナ禍で減少した外国人留学生受入れ数増加のために、日本留学に関する情報発信・広報の強化に努めるべく、これら活動に貢献する親日派・知日派人材の増加をめざし、帰国留学生会の会員総数が 11.5 万人に増加することを目標とする。

2 招へい事業

渡航形態の人的交流を実施し、招へい目的（対日（政策）理解度の変化、満足度・対日好感度の変化）の達成度※については引き続き 100%となるよう努める。

※各在外公館及び担当課が記入する PDCA テンプレートにおける「達成度」記入欄は 5 段階評価で記入する仕様となっている。5（達成度が特に高い）、4（相当の達成度あり）又は 3（達成度あり）の割合を「招へい目的達成」として集計。なお、5 段階評価のうち、2 は「達成度が低い」、1 は「達成度なし」。

3 JET プログラム

世界的にコロナ禍が明けつつある一方で、経済のマイナス要因（為替の影響等）により応募者総数の増加が見込めない中、平成 28 年度行政事業プレビュー公開プロセスの提言後に講じた事業内容改善措置を基に、在外公館を通じた広報活動を多角的に展開・強化し、新規招致国数の更なる増加を目指すとともに、質の高い人材確保のための取組を実施する。また、関係省庁等と連携し、自治体からの要望数の更なる増加（参加者数の更なる増加）を目指す。更に、在外公館と元 JET 参加者の会（JETAA）が協力し、JETAA の活動を通して元 JET 参加者を活用した対日理解促進及び対外発信の取組を実施す

る。

4 スポーツ交流事業

スポーツを活用した外交を推進し、親日派・知日派を育成することで、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するとともに、国際社会における日本のスポーツ関係者の地位向上に貢献する。スポーツ外交推進事業の効果的な案件形成とともに予算執行率が引き続き80%以上になるよう努める。

5 対日理解促進交流プログラム

ポスト・コロナ下、オンライン・対面を併用したプログラムを継続し、アジア大洋州、北米、欧州、中南米との間で将来を担う人材の対日理解の促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘・育成、恒常的ネットワークの構築に取り組み、外交基盤の更なる拡充に努める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

留学生交流については、帰国留学生会員総数がこれまでの目標値である11万人を達成したことから、今後は目標値を11.5万人に引き上げた上で、取組を推進することとした。

JETプログラムについては、令和5年度の募集状況については、為替の影響によるJETプログラムの邦貨立て報酬の実質的な減少により、現時点で既に応募者総数の増加は見込めないことを踏まえ、応募者総数の増加は令和5年度目標としては含めないこととした。他方、自治体からの要望数の増加（参加者数の増加）については目標として維持し、新たな目標として新規招致国数の増加を加えた。

その他の事業については、新型コロナウイルス感染対策の緩和を踏まえた見直しを行った上で、引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標4-4 在外公館文化事業についての事業評価				
①在外公館文化事業 評価におけるA及びB 評価の事業の割合 (注)A:効果が特に大、B:相当の効果あり、C:効果が少ない、D:効果がなく今回限りとする	中期目標値	令和4年度		令和5年度
	6年度	年度目標値	実績値	年度目標値
②対日理解度 5及び4評価のアンケート実施総件数に対する割合 (注)5:理解が強く深まった、4:深まった、3:どちらとも言えない、2:深まらなかった、1:全く深まらなかった	①在外公館による事業評価がA及びBの事業の割合が総事業件数の95%以上			
③初参加率 初参加者の割合	②参加者の対日理解度の評価平均値が5段階評価で4以上の事業の割合が総事業件数の90%以上	①97%	①99%	①99%
	③初参加率の平均が30%以上の総数が総事業件数の86%以上	②96%	②94%	②94%
		③86%	③96%	③90%
モニタリングを踏まえた変更点及びその理由				
指標①、②については、引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。指標③については、初参加率の基準を今後変更することも検討したい。				
なお、令和4年度事前分析表における中期目標の指標③の記載に誤記があり、正しくは「初参加率の平均が30%以上の総数が総事業件数の86%以上」であったため、今回修正する。				

達成手段

達成手段名(注)	予算額等(予算手段。単位:百万円)/概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事
	令和2年度 予算額計	令和3年度 予算額計	令和4年度 予算額計	令和5年度 当初予算額		

	(執行額)	(執行額)	(執行額)			業番号
①海外における文化事業等 ※この達成手段は、本施策個別分野5にも関連する	439 (195)	387 (216)	381 (330)	387	4-1 4-2 4-4	0265
②独立行政法人国際交流基金運営費交付金	12,672 (12,672)	12,633 (12,633)	15,828 (15,828)	12,825	4-1 4-2 4-4	0264
③アジア文化交流強化事業	新しいアジア文化交流政策「文化のWAプロジェクト」を担う中核事業として、日本とアジア諸国との絆を強化する目的で、国際交流基金日本語パートナー事業部により、日本語パートナーズの派遣を主体とする日本語教育支援事業を実施する。 これらの取組は、日本とASEANとの相互理解やASEAN諸国における対日理解の促進、親日感の醸成に寄与する。				4-1	-
④語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)	132 (79)	121 (76)	113 (82)	119	4-3	0266
⑤留学生交流事業	82 (54)	69 (52)	70 (63)	71	4-3	0267
⑥草の根平和交流招へい	24 (0)	24 (0)	23 (27)	22	4-3	0268
⑦日系人ネットワーク強化招へい	22 (0)	20 (0)	19 (14)	22	4-3	0269
⑧スポーツ外交推進事業	51 (5)	43 (4)	4 (4)	4	4-3	0270
⑨閣僚級及び戦略的実務者招へい	249 (5)	235 (10)	167 (117)	205	4-3	0271
⑩親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進プログラム)	1,847 (1,847)	1,679 (1,679)	2,533 (2,533)	638	4-3	0262
⑪アセアン留学生交流等拠出金(任意拠出金)	54 (54)	54 (54)	54 (54)	54	4-3	0263
⑫日米豪印教育・人材育成協力関係経費	-	-	-	9	4-3	新23-0272

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 5 文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコや国連大学を通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日）
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標（6 年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業については、加盟国間で合意に達した新制度の下、同事業が加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿って運用されるよう、責任ある加盟国として積極的に取り組んでいく。

令和 4 年度目標

- (1) ユネスコについては、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、ユネスコの非政治化に向けて積極的な役割を果たすことに努めるとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を図る。具体的には、年 2 回開催される執行委員会において、SDG 4（教育）の各国における実施促進、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会における、有形文化遺産及び自然遺産、並びに無形文化遺産の保護促進にそれぞれ貢献する。
(2) 上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、令和 3 年 11 月の総会で再任されたアズレー事務局長との協力関係の強化に努め、同事務局長等事務局ハイレベルと常に連絡を取り合える関係構築を図るとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
- ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、令和 3 年 4 月に開催された第 211 回執行委員会において、加盟国ワーキンググループにおける議論を通じて制度改善が実現された。我が国としては、制度改善の結果を踏まえ、すでに再開されている新規登録プロセスにおいて、事業が政治化されずに文書の保存や啓蒙等の事業の本来の目的が達成されていくよう、責任ある加盟国として引き続き同事業の運用に関与していく。
- 国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、AI の倫理、防災等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。
- (1) 国連大学については、日頃からの緊密な意思疎通に加え、年 1 回の我が国政府とのハイレベル協議を通じ、SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力における連携を強化する。
(2) 国連機関の一部である国連大学の本部が日本にあることの強みをいかし、様々な機会を捉え、国連大学との連携・協力の幅を広げていく。特に同本部を拠点とした世界 12 か国 13 の研究所のネットワークを通じて、地方を含めた日本国内はもちろんのこと世界全体に国連大学の活動を発信していけるようホスト国として本部及び国連大学サステナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) 大学院の国内外での活動を支援する。また、国連大学本部施設が適切に維持・管理できるよう、国連大学及び関係省庁と連携していく。
(3) 国連大学サステナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) 大学院に関する広報活動に積極的に協力することで、同大学院に対する日本人学生の関心を高め、優秀な日本人学生の同大学院での学びを

- 促進し、日本人修了生が将来的に国際機関や政府機関で活躍するよう、国際人材の育成に貢献する。
- 5 「佐渡島（さど）の金山」については、「世界遺産登録等に向けたタスクフォース」の下、外務省としての役割をしっかりと果たしていく。また、令和4年中に開催が予定されている第45回世界遺産委員会において、世界遺産委員国（締約国のうち21か国で構成）として、各国の保全状況報告、新規登録案件の審議に参加する。また、2021年の第44回世界遺産委員会拡大大会合において設置が決定されたワーキンググループの議論に積極的に参画する。

施策の進捗状況・実績

1 ユネスコについて

- (1) ユネスコについては、執行委員国として第214回及び第215回執行委員会、第17回無形文化遺産保護条約政府間委員会、世界遺産委員会委員国（締約国のうち21ヶ国で構成）として第18回世界遺産委員会特別会合等の全体会合やワーキンググループ会合に参加し、次期2か年予算策定に向けての協議及び各事業、フィールドオフィス改革、有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。また、日本信託基金を通じたユネスコ活動への支援のほか、途上国におけるデジタル技術を活用した教育環境整備の支援等を実施した。また、9月には、「高等教育の資格の承認に関する世界規約」の受諾書をユネスコ事務局長に寄託した。
- (2) 令和5年1月には、フランスを訪問中の岸田総理大臣が、アズレー事務局長による表敬を受け、日本からの財政的支援等への謝意が伝えられた。同事務局長は自身のSNSにて何度も日本の支援に謝意表明をした。また、事務局長補ポストはじめ、主要な幹部ポストの募集が少なく、邦人職員の幹部ポストへの新規送り込み実績はないが、ユネスコ組織内でフィールドオフィスの所長1ポスト、専門職2ポストに邦人職員が昇進した。

2 「世界の記憶」事業について

新制度の下での我が国からの申請案件2件（①浄土宗大本山増上寺三大蔵、②智証大師円珍関係文書典籍—日本・中国の文化交流史—）の審査のプロセスをしかるべくフォローし、追加情報の提出など必要な関与を行った。また、国連教育科学文化機関拠出金を通じた東南アジアにおける文書遺産の保全にかかる能力向上支援をはじめ、同事業の運用にも積極的に貢献した。「世界の記憶」事業が政治化されずに文書の保存や啓蒙等の事業の本来の目的が達成されていくよう、責任ある加盟国として引き続き同事業の運用に関与した。

3 国連教育科学文化機関拠出金について

令和5年1月には、フランスを訪問中の岸田総理大臣に対して、アズレー事務局長は、日本からの財政的支援等へ謝意を伝えるとともに、自身のSNSでも日本の支援に謝意表明を行った。我が国は、従来から日本信託基金を通じ、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の技術や手法を活用し、裨益国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献してきた。具体的には、ASEAN諸国、東ティモールを裨益国とした東南アジアにおける文書保全にかかる能力向上支援や、ウクライナやカンボジアの世界遺産の保全修復支援に加え、世界遺産一覧表への記載資産数が少ないアフリカ諸国や小島嶼開発途上国での世界遺産登録支援のための能力向上支援を実施した。平成30年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下では、これまでの文化・教育分野における協力に加え、ユネスコが第41回総会で採択した「AIの倫理に関する勧告」の実施にかかる支援を行う等、分野横断的な重要課題及びユネスコのイニシアティブ推進に対して積極的に貢献した。なお、信託基金事業の状況のモニタリングとして、日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合（令和5年3月）を実施し、日本側の拠出金運用に当たっての優先分野や重要方針を伝達し、先方からも日本のユネスコの活動に対する支援に謝意が表明された。また、この機会に、日本からの拠出金が事業に効果的に使用されていること及び事業の進捗状況の確認を行い、無駄のない予算配分及び実効性ある事業計画とするよう求めた。さらに日本からの支援であることが各事業が実施されているアフリカ及び小島嶼開発途上国を含む対象国で共有されるように、我が国のプレゼンス確保の申入れを行い、先方の理解を得た。また、新型コロナウイルス、治安や天候悪化の影響でやむを得ず事業実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度ユネスコ側に説明を求め、先方から承認要請があった際に都度確認を行った。

4 国連大学について

- (1) 国連大学については、我が国政府との間で9月にハイレベル協議を実施し、国連大学からは学長を始めとする幹部、関係省庁からは局長レベルが参加し、国連大学のビジビリティ強化や、我が国との協力等幅広い分野で意見交換を行った。また、ハイレベル協議だけでなく、日頃から話し合いの場を設け、意見交換や活動のさらなる連携強化に取り組んだ。令和3年10月、白波瀬佐和子氏

(東京大学教授)が上級副学長に就任し、5月には、佐藤地氏が国連大学の最高意思決定機関である国連大学理事のメンバーに就任しており、日本人がこれらのポストを獲得したことにより、日本政府と国連大学は引き続き緊密な連携をとることが可能となった。シンポジウム・セミナー等は、「国連生態系回復の10年 第2回里海再生国際シンポジウム」(9月)をはじめ、計20回以上開催されている。また、国連大学対談シリーズやBIG IDEAS対話シリーズ等は、計30回以上開催されており、これらのイベントを通じて、政府や民間企業とも連携し、地球規模課題の分野等をはじめとする日本の取組について国内外に広く情報発信を行った。また、令和5年3月1日に着任したチリツィ・マルワラ学長は、3月14日に林外務大臣を表敬し、日本による支援に謝意を表明するとともに、国連大学と日本の一層の協力強化に取り組んでいきたい旨述べた。

(2) 8月には、チュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議(TICAD8)の機会を捉え、公式サイドイベント「Tunisia TICAD Innovation 2022」の一環でオンラインイベントを開催した。竹本明生 UNU-IAS プログラム・ヘッド、福士謙介アカデミック・プログラム・アドバイザー、また沖大幹 東京大学教授(前上級副学長)が基調講演を行い、アフリカと日本の研究連携や水、エネルギー等について議論した。国連大学は、SDGsを始めとする関心の高いテーマで継続的な発信を促し、国連大学に関する認知度や関心を高め、優秀な人材排出につなげる取組を着実に進めた。また、石川県金沢市にある国連大学サステナビリティ研究所のいしかわ・かなざわオペレーティングユニット(UNU-IAS OUIK)では、金沢市と連携して持続可能なまちづくりの実現を目指した。令和5年1月には、IMAGINE KANAZAWA 2030とUNU-IASの共催で、「第2回北陸SDGs未来都市フォーラム」が開催され、SDGs未来都市に選定されている北陸の都市が集い、地域の取り組みを共有するとともに北陸の未来について議論が交わされた。3月には、日本政府が架け橋となって、国連大学とG7/G20 Youth Japanとの共催で、「高校生G7サミット」が開催された。日本の高校生約150名が国連大学本部及びオンラインに集まり、Y7サミットのテーマに沿って、議論を行い、政策提言を発表した。当該政策提言の一部を取り込んだ成果文書がY7サミットの代表団から岸田総理大臣に手交された。また、令和4年度は、国連大学本部施設の大規模修繕工事が行われ、修繕工事中も国連大学の活動を維持できるよう、文部科学省と連携して支援を行った。

(3) 東京に所在する国連大学の研究機関であるUNU-IASは、サステナビリティに関わる広範囲な研究だけでなく、日本の大学とも連携し、グローバルな人材育成を目指す大学院プログラムによる人材育成も行った。具体的には、東京大学、上智大学、国際基督教大学等とダブル・ディグリープログラムやジョイント・ディプロマプログラムを実施し、同取組は、日本国内の大学との連携を強化するとともに、日本人学生の国際教育に貢献した。また、外務省のSNS(FacebookやTwitter等)も活用して学生募集の広報活動を行い、国連大学の認知度向上に貢献した。

5 世界遺産について

「佐渡島(さど)の金山」については、令和5年1月に世界遺産センターに推薦書を再提出した。「世界遺産登録等に向けたタスクフォース」の下、関係省庁、新潟県、佐渡市等と連携の上、世界遺産委員国や関係国に対し丁寧な説明を行い、登録実現に向けた取組を行った。6月に予定されていた第45回世界遺産委員会は令和5年9月に延期となったが、令和5年1月に開催された第18回世界遺産委員会特別会合においては、世界遺産一覧表への緊急的推薦案件の審議等が行われ、日本は世界遺産委員国としての役割を果たした。令和3年7月の第44回世界遺産委員会拡大会合において設置が決定された複数のワーキンググループで日本は積極的に議論に参加し、特に「近年の紛争の記憶関連サイト」オープンエンドワーキンググループにおいては、関係国間で対立する案件に対する異議申立て制度の整備に貢献し、同ワーキンググループの成果文書は第18回世界遺産委員会特別会合で採択された。

令和5年度目標

1 (1) ユネスコについては、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献し、ユネスコの非政治化に向けて積極的な役割を果たすことに努めるとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、年2回開催される執行委員会において、SDG4(教育)の各国における実施促進、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会における、有形文化遺産及び自然遺産、並びに無形文化遺産の保護促進にそれぞれ貢献する。

(2) 上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー事務局長との協力関係の強化に努め、同事務局長等事務局ハイレベルと常に連絡を取り合える関係構築を図るとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。

2 「佐渡島(さど)の金山」については、「世界遺産登録等に向けたタスクフォース」の下、外務省

としての役割をしっかりと果たしていく。また、令和5年9月に開催が予定されている第45回世界遺産委員会において、世界遺産委員国として、各国の保全状況報告、新規登録案件等の審議に参加するほか、「明治日本の産業革命遺産」の保全状況報告において、我が国のこれまでの対応や成果につき説明し、関係国の理解を得るべく尽力する。

また、令和3年の第44回世界遺産委員会拡大大会において設置が決定された予算と事前評価制度に関するワーキンググループ、並びに令和3年の第23回世界遺産条約締約国総会において設置が決定された気候と環境変動に関するワーキンググループの議論に引き続き積極的に参画する。

- 3 ユネスコの「世界の記憶」事業については、令和3年4月の第211回執行委員会において実現した制度改善の結果を踏まえ、すでに再開されている新規登録プロセスにおいて、事業が政治化されずに文書の保存や啓蒙等の事業の本来の目的が達成されていくよう、責任ある加盟国として引き続き同事業の運用に関与していく。
- 4 国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や保護促進、人材育成、AIの倫理、防災等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマニフェストの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。
- 5 国連大学については、日頃からの緊密な意思疎通に加え、年1回の我が国政府とのハイレベル協議を行う。また、国連機関の一部である国連大学の本部が日本にあることの強みをいかし、様々な機会を捉え、国連大学との連携・協力の幅を広げていく。地方を含めた日本国内はもちろんのこと国際的な国連大学の活動を支援する。国連大学が開催するイベント等の広報活動に協力することで、日本における国連大学のビジビリティ向上に貢献し、優秀な日本人学生の同大学院での学びを促進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標（6年度）

被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に変容する文化・教育分野での協力要請に対応すべく、適切な優先分野を設定し、それに沿った協力を実施していく。

令和4年度目標

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、引き続き全世界において感染予防対策に伴う行動の制限が見込まれるが、その中で可能な範囲において、ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化・スポーツ・高等教育分野での協力関係強化に資する案件を優先的に実施する。また、一般文化無償資金協力においては、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえて、優先分野を設けて選定基準を明確にする方針であるところ、令和4年度はリモート教育を含む教育分野（日本語教育を含む）での協力案件を特に優先する。その上で、PDCAサイクルに合った事業の実施及び事後監理を進めていく。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が依然と続き、世界的に人の往来や行動が制限される状況が継続していたが、一般文化無償資金協力においては5件の交換公文署名式を実施し、4案件を新たに選定して閣議決定まで実施することができた。令和4年度はリモート教育を含む教育分野（日本語教育を含む）での協力案件を特に優先することとしていたが、要望調査において、該当するような案件の要請はなかった。また、草の根文化無償資金協力においては20件の贈与契約署名式と14件の器材等引渡し式を実施することができた。例を挙げると、一般文化無償では、対エクアドル「マナビ県における博物館免震機材整備計画」のように、地震国である我が国の知見を活かして、文化財展示及び保管のための免震機材を整備するものや、対ウズベキスタン「デジタルアーカイブを通じたシルクロード文化遺産保存計画」のように、日本の考古学研究者も協力してきた地域の博物館に展示品・収蔵品等の保護・デジタルアーカイブ化に必要な機材を整備するものなど、我が国との文化面での協力関

係強化に資するとともに、日本の顔が見える援助という観点からも、一般市民が利用する機会が多く、日本の協力であることを広くアピールできる案件の交換公文署名式を実施した。また、令和4年度には、対パプアニューギニア「パプアニューギニア国立美術博物館におけるデジタル化機材整備計画」のように、保有するアナログの映像・音声資料及び収蔵品をデジタル化するために必要な機材を整備し、文化財の長期的な保全及びそれらデジタル化した素材の教育用コンテンツとしての活用につながる協力案件を選定した。草の根文化無償では、対バングラデシュ「バングラデシュ日本留学同窓生協会日本文化センター機材整備計画」や対コートジボワール「フェリックス・ウフェ＝ボワニ大学日本語教育・日本研究振興センター整備計画」をはじめとする日本語教育や日本研究機関の機材・施設整備や、対アルジェリア「アルジェリア合気道連盟スポーツ器材整備計画」や対ボスニア・ヘルツェゴビナ「ボルサスポーツセンター柔道場器材整備計画」といった和武道の普及活動を行う団体への機材・施設整備を行った。

令和5年度目標

ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化・スポーツ・高等教育分野での協力関係強化に資する案件を優先的に実施する。トルコで起きた大規模な地震をはじめ、世界各地で発生した自然災害を受けて活動に支障を来している文化団体から支援要請があることから、一般文化無償資金協力においては、文化・スポーツ・高等教育分野において、自然災害からの復興を支援する案件を積極的に選定する。また、草の根文化無償資金協力においては、日本語教育・日本研究や和武道の普及推進に関する協力案件を積極的に選定する。その上で、PDCAサイクルに適った事業の実施及び事後監理を進めていく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。特に草の根文化無償資金協力では、日本語教育・日本研究分野、そしてスポーツ（和武道）分野の協力要請が多く見られることから、これらの分野での協力を積極的に実施する。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①海外における文化事業等 ※この達成手段は、本施策個別分野4にも関連する。	439 (195)	387 (216)	381 (330)	387	5-2	0265
②国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金	3,140 (3,140)	3,087 (3,087)	3,038 (3,038)	3,600	5-1	0276
③世界遺産基金分担金	32 (32)	31 (31)	30 (30)	38	5-1	0273
④無形文化遺産基金分担金	32 (32)	31 (31)	30 (30)	38	5-1	0274
⑤国際連合大学拠出金	159 (159)	167 (167)	171 (171)	156	5-1	0275
⑥国際連合教育科学文化機関(UNESCO)拠出金	745 (745)	427 (427)	1,834 (1,834)	618	5-1	0277

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標（6 年度）

日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すべく、国内報道機関を通じ、外務省の施策の具体的内容や役割等について適切な形式・タイミングで情報発信に努める。

このため、外務大臣による記者会見、政務三役によるインタビュー対応、事務レベルによるブリーフ、文書による情報発信等を通じて、国内報道機関に対する情報発信の取組を引き続き強化していく。

令和 4 年度目標

- 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、適時・適切な形で報道関係者に対する記者会見、ブリーフの実施や報道発表の発出に努める。
- 2 メディア各社の有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣定例記者会見を 69 回（うち英語同時通訳が実施されたのは 82 回）、外務報道官会見を 35 回実施した。また、定例会見以外に、日韓関係、日米関係等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合、また外務大臣の外国訪問や地方訪問に際して、タイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣による臨時記者会見を 45 回実施した。また、昨年度に引き続き、外務省の公式 YouTube アカウントにおいて、外務大臣定例記者会見のライブ配信（日・英）を行うとともに、これらの会見の実施後は、国民に対する迅速な情報提供に資すべく、直ちに外務省ホームページ（HP）への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを 131 回実施した。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を 21 回、「外務報道官談話」を 34 回、「外務省報道発表」等を 2,242 回（「官邸貼り出し：469 回」「外務省報道発表：1,773 回）発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 7 回（うち地方テレビ 1 回）、新聞・通信社インタビューを 3 回（うち地方紙 1 回）実施した（雑誌インタビューは実績無し）。

- 2 各社論説委員・解説委員（有識者）に対して、総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が高いと考えられる案件に際し、局幹部による懇談会を 32 回実施した。また、地方メディアに対しては、地方に関わる報道発表を発出する度に、当該地方の新聞社・テレビに対して連絡を行ったほか、在外公館長等の出身地の地方メディアや赴任地と関わりの深い地方のメディアによるインタビューを 11 件実施した。

令和 5 年度目標

- 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。特に、令和 5 年度においては、我が国が G 7 議長国として G 7 長野県軽井沢外相会合（4 月）、G 7 広島サミット（5 月）を主催するところ、これらの機会を活用して、積極的な情報発信に努める。
- 2 有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和 5 年度においては、我が国が G 7 議長国として G 7 長野県軽井沢外相会合（4 月）、G 7 広島サミット（5 月）を主催することを踏まえ、これらの機会を活用し積極的な情報発信に努めることを年度目標に追加した。

--

測定指標 6-2 外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数				
	中期目標値	令和4年度		令和5年度
	6年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	150回	150回	149回	150回
モニタリングを踏まえた変更点及びその理由				
引き続き現年度目標値を維持し、その達成に向け推進する。				

測定指標 6-3 外務省報道発表等の発出件数				
	中期目標値	令和4年度		令和5年度
	6年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	1,500回	1,500回	2,300回	2,000回
モニタリングを踏まえた変更点及びその理由				
令和5年度においては、我が国が、G7議長国としてG7長野県軽井沢外相会合（4月）、G7広島サミット（5月）を主催すること、更に1年間は、G7議長国としての国際会議（二国間、多国間等）が増加することが見込まれるため、これらの機会を活用して、積極的な情報発信に努める。				

参考指標：外務省関連の報道件数（通信社、新聞、及びテレビ）		
	実績値	
	令和3年度	令和4年度
		9,044件

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国内報道対応	319 (318)	319 (319)	317 (313)	316	6-1, 6-2, 6-3, 6-4	0278

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 日本関連報道に関する情報収集・分析
- 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- 3 報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標（6 年度）

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、我が国外交政策の形成に役立てるとともに、外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

令和 4 年度目標

- 1 外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を適時に官邸、省内、関係省庁に提供する。
- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の要約を作成し官邸、省内に配信するとともに、記者及び記事のトピック・分野等の情報収集及び傾向分析を行う（月～金、毎日）。

施策の進捗状況・実績

- 1 総理大臣や外務大臣の外国訪問（米国、英国、インド、カンボジア、インドネシア、タイ、ウクライナ等）、岸田政権の外交政策、G7 広島サミット、福島第一原子力発電所の ALPS 処理水等に関する日本関連報道、その他外交関連報道等につき、モニタリング、迅速な情報収集及び的確な論調把握（分析）を行い、これらを適時適切に省内はもとより、総理大臣官邸、関係省庁等に提供した。
- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し関係者に配信した（月～金の毎日）。

令和 5 年度目標

- 1 外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を適時に官邸、省内、関係省庁に提供する。
- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の要約を作成し官邸、省内に配信するとともに、記者及び記事のトピック・分野等の情報収集及び傾向分析を行う（月～金、毎日）。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 *

中期目標（6 年度）

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

令和 4 年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
- 4 総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等

- 5 在京外国メディアに対するブリーフィング等
- 6 日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
- 7 外国メディア向け英文資料の発信
- 8 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対して正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

- 1 総理は外遊中に内外記者会見を計5回行った。
- 2 外務大臣による定例記者会見を外務本省において実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
- 3 国内外において総理大臣、外務大臣への外国メディアによるインタビューを実施し、総理大臣17回、外務大臣20回、外務副大臣1回の計38回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは31回実施した。また、総理大臣による外国メディアへの寄稿を2本、外務大臣による寄稿を11本実施した。
- 4 総理大臣及び外務大臣スポークスパーソンが外遊時に訪問先で外国プレス向けにブリーフィングを43回実施した。
- 5 外務省関係者による総理大臣・外務大臣の外遊に先立つ在京外国メディアに対する記者ブリーフィングを35回、ALPS処理水関連で外務省を含む関係省庁による在京外国メディアに対するブリーフィングを7回実施した。また、日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。
- 6 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。令和4年度は、38件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
- 7 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談や国際会議等の結果、ALPS処理水、テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。外務省報道発表の英語版を539件、外務大臣及び外務報道官談話の英訳を79件、外務大臣・外務報道官会見記録の英語仮訳等を発出した。
- 8 フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として、記者ブリーフィングを35件実施し、1,022名が参加した。また、在京外国メディア関係者向けのプレステアを6件実施し、のべ37名が参加した。

令和5年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
- 4 総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
- 5 在京外国メディアに対するブリーフィング等
- 6 日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
- 7 外国メディア向け英文資料の発信
- 8 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標7-3 外国記者招へいの戦略的实施

中期目標(6年度)

外国報道機関を招へいし、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する報道発出につなげる。また、今後3年間、話が国の主要政策、国内で予定される外交行事に関連する招へいを行う。

令和4年度目標

東アジアの安全保障環境・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の文脈における我が国の取組への理解促進、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進、気候変動やSDGs等の課題を念頭に、我が国の政策発信に資するよう、本件事業の有効活用を目指す。そのため、招へい記者には、案件毎に記事執筆等の具体的な目標設定を行い、事後評価を施す。コロナ禍により渡航を伴う招へいが困難な間は、オンラインも活用しつつ、引き続き取材日程に工夫を重ね、世界各地で、対日イメージ向上と親日感の醸成に資する肯定的な報道・発信につなげる。なお、オンライン取材においても、明確な記事執筆計画があることを前提に取材の調整を行い、1本以上の記事執筆等を求める。

施策の進捗状況・実績

- ・訪日を伴う招へいを9件実施し、12か国12名が参加し、記事が計88本掲載された。また、オンライン取材を7件実施し、延べ75か国140名以上の記者が参加し、記事が計37本掲載された。
- ・このうち、東アジアの安全保障環境に関する訪日取材1件及びオンライン取材1件、FOIPに関する訪日取材1件、風評被害対策に関するオンライン取材1件を実施した。
- ・また、我が国の重要外交政策として、TICAD8、WAW! 2022、令和5年の日本ASEAN友好協力50周年に関するオンライン取材をそれぞれ1件ずつ実施した。

令和5年度目標

G7広島サミット、日本ASEAN友好協力50周年、東アジアの安全保障環境、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の文脈における我が国の取組への理解促進、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進、気候変動やSDGs等の課題を念頭に、我が国の政策発信に資するよう、本件事業の有効活用を目指す。そのため、被招へい記者には、案件毎に記事執筆等の具体的な目標設定を行い、事後評価を施す。コロナ禍において始まったオンライン取材も、その特性を踏まえ、国内開催の主要国際会議に関する事前広報や重要外交政策の対外発信の手段として活用しつつ、引き続き取材日程に工夫を重ね、世界各地で、対日イメージ向上と親日感の醸成に資する肯定的な報道・発信につなげる。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

- ・G7広島サミット及び日本ASEAN友好協力50周年が、令和5年度における政策発信課題として特に重要であることを踏まえて、両行事を年度目標で明記した。
- ・水際措置がほぼ解除され、訪日を伴う招へいが、新型コロナウイルス感染症のパンデミック以前同様に行えることになったことに鑑み、文言を修正した。
- ・オンライン取材については、より多くの記者の参加を得るため、記事の執筆を条件としないことにした。

参考指標：日本関連報道件数（単位：万件）

（記事データベースに基づくもの）	実績値	
	令和3年度	令和4年度
	190	171

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①外国報道機関対策	173 (104)	180 (151)	153 (138)	158	7-1 7-2 7-3	0280
②啓発宣伝事業等委託費（各国報道関係者啓発宣伝事業等委託）	144 (144)	140 (140)	141 (141)	138	7-2 7-3	0279

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標

を参照願いたい。

基本目標Ⅳ 領事政策（モニタリング）

施策Ⅳ-1 領事業務の充実（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-IV-1）

施策名（※）	領事業務の充実
<p>施策目標</p>	<p>在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 2 在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中堅・中小企業に対する広報・啓発の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。 3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進すること、戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは、外務省の最も重要な任務の1つである。外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上、国民の安心安全及び人物交流推進を中心に、各目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日） 第3章1.（1）外交・安全保障の強化 ・国家安全保障戦略（令和4年12月16日 閣議決定） VI 2（4）ク 在外邦人等の保護のための体制と施策の強化 ・未来投資戦略 2018（平成30年6月15日 閣議決定） 第2I.〔3〕1.（3）ii) ② マイナンバー制度の利活用推進 第2I.〔4〕4.（3）i) ② コ ビザの戦略的緩和 ・第211回国会外交演説（令和5年1月23日） ・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和2年7月1日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定） III 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 ・IT新戦略の策定に向けた基本方針（平成29年12月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定） II. 1.（1）行政サービスの100%デジタル化 ・デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日 閣僚会議決定） 6 行政手続きのデジタル化 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日改定 閣議決定） 第3-2.1.（4）公共フロントサービスの提供等 ・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） 2 海外における邦人の安全確保 ・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ・「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」（令和4年10月28日 第17回観光立国推進閣僚会議） ・観光立国推進基本計画（令和5年3月31日 閣議決定） 第3 2.（8）②ア ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化 同（9）カ ワーキング・ホリデー制度の導入促進 ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ及び外国人材の受入れ・共生のため

	の総合的対応策（令和4年度改訂）（第12回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和4年6月14日）決定） ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日 閣議決定（令和4年4月26日 一部変更）） ・「技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者会議の開催について」（令和4年11月22日 外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定）					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	17,062	10,910	9,762	10,008
		補正予算(b)	10,733	103	218	
		繰越し等(c)	△8,523	8,523	0	
		合計(a+b+c)	19,273	19,536	9,980	
執行額(百万円)		17,867	12,934	9,378		
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4	3	5	3
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	4	3	5	
執行額(百万円)		3	3	3		
政策体系上の位置付け	領事政策	担当部局名	領事局	政策評価実施 予定時期	令和7年8月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 領事サービスの充実

施策の概要

- 1 在外邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
海外での在外邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上
国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上
日本国旅券の国際的信頼性を確保するため国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。
- 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施
ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）
第 2 章 2.（5）（持続可能な形での観光立国の復活）
第 3 章 1.（1）外交・安全保障の強化
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和 2 年 7 月 1 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
Ⅲ 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
- ・デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日 閣僚会議決定）
6 行政手続きのデジタル化
- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日改定 閣議決定）
第 3 - 2. 1.（4）公共フロントサービスの提供等

測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上 *

中期目標（6 年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

令和 4 年度目標

- 1 領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を調査会社も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の 85%になることを目指す。
- 2 利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

施策の進捗状況・実績

1

- （1）令和 5 年 1 月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 142 公館を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、16,857 の有効な回答が寄せられた（前年度 16,453 を上回る有効な回答数）。なお、本アンケート調査は、国民目線での公平な調査結果の評価を得るため、サービス改善のための知見・技術を有し、実績のある外部機関（民間）に委託した。
- （2）領事サービスに関する総合的な満足度では、回答者の 79.4%が「満足」又は「やや満足」と肯定的に評価し、「満足ではない」又は「あまり満足ではない」との否定的な評価は 12.0%となった。

(3) 領事サービスを利用することで、回答者の92.6%が問題（申請、届出、各種相談等）が「解決された」又は「ほぼ解決された」と回答しており、自由回答欄では、「丁寧に対応いただいた」や「コロナ禍でも親身になっていろいろと迅速に対応いただいている」と回答している在外邦人も多く、高い割合で利用者の目的が達成できていると評価できる。

(4) スタッフの「業務知識・処理速度」及び「接客マナー」についても、「満足」及び「やや満足」との回答が80%を超えていることから、領事サービスを利用した在外邦人からおおむね高い評価を得ていると評価できる。

2 回答者から寄せられた意見・コメントとともに本件調査実施在外公館に調査結果を伝え、領事サービスとして利用者に対し何を提供すべきか、自公館の領事窓口、接客マナーがどのような評価を受けているのかを改めて認識させた。また、電話や窓口の対応ぶりが在外公館に対するイメージを形成していることを認識させ、満足度が高かった在外公館や改善が顕著な在外公館における取り組みの事例を各公館に示しつつ、指導を行った。

令和5年度目標

1 領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を調査会社も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の85%になることを引き続き目指す。

2 引き続き、利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

今回調査での肯定的評価の回答割合は79.4%に止まったが、利用者の満足度において高い水準を目指すことは重要であるため、85%以上の肯定的評価の回答割合を含め、引き続き現在の目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標1-2 領事研修の実施 *

中期目標（6年度）

領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、窓口対応等のコミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。領事サービス向上・改善のためのアンケート調査において、肯定的な評価（「満足」、「やや満足」）に関し、85%以上を達成すべく、研修を通じて領事サービスの向上を目指す。

令和4年度目標

1 在外公館における領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在留邦人や邦人渡航者に提供するサービスであることを改めて認識し、新型コロナウイルス感染症拡大という状況においても、人の移動が制限されるという中での研修をどういった形式で実施することが有効かを常に考えつつ、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、オンライン等を活用しながら領事関係研修の充実を図る。

2 研修にて実施する講義内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用しながら、在外邦人のニーズを考慮した研修内容の充実を図る。

3 新型コロナウイルス感染対策の状況を踏まえつつ、可能な範囲で対面式や実地講義など領事担当官の実践的なスキルアップを図る。

施策の進捗状況・実績

1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
領事初任者研修	2回	計86人

<p>若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に、領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて講義及びマナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶためのロールプレイを含む外部専門家による研修をオンライン形式で実施した。</p>		
<p>領事中堅研修※新たな領事業務における業務説明及び意見交換会 令和5年3月に導入された、領事業務のオンライン申請及びオンライン納付に関する業務に特化した研修を実施した。 具体的には、オンライン申請等は、窓口対応での申請による遠隔地に住む在留邦人へのオンライン申請による利便性や、中南米やアフリカ地域などでの現金の所持による危険性、オンライン申請・納付による窓口対応の簡素化による業務効率化等に資するため、外務省としても積極的に推進するべく、領事担当官を対象とし、新しい業務への習熟、能力向上を促すことを目的として、通常の領事中堅研修内容を変更して実施した。</p>	1回	計192人
<p>在外公館警備対策官研修 在外公館に赴任を予定している警備対策官（警察庁・防衛省・民間警備会社等の職員）を対象として、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修をオンラインで実施した。また、一部講義は対面式で実施し、デモンストレーション等にて業務の習熟を行った。</p>	1回	計86人
<p>官房要員事務研修 入省4年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、在外公館における領事業務の概要・基礎的業務内容等について講義した。</p>	1回	計21人
<p>赴任前個別ブリーフ 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし、個別に領事業務全般の基礎について研修を実施した。</p>	2回	計9人

2 受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

令和4年3月から開始された領事業務のオンライン申請・納付への講義希望が多数寄せられたことから、本件に特化した講義を行い、多数の受講者が参加した。また、各領事事務関係研修においても、オンライン実施による制約はあったが、実際の領事業務への理解を促進させる実践に即した講義内容にて実施した。

3 対面式や実地講義による実践的なスキルアップ

オンライン形式による研修では、時差による参加の困難さに加え、実技を伴う研修ができないため、効果が低減するとの課題を指摘する意見もあり、在外公館警備対策官研修では一部講義を対面式で実施し、実際の業務のデモンストレーションを実施した。

令和5年度目標

- 領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識する必要がある。各国・地域の水際措置緩和により国際的な人的往来の飛躍的増加が見込まれる令和5年度においては、領事関係研修の充実を図り、より専門的な研修を行うため、在外公館より領事担当官を呼び寄せ、対面式にて研修を実施することで、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を深めるとともに、在留邦人の利便性及び領事サービスの向上に資する新たな業務であるオンライン申請及びオンライン納付に係る領事業務等への習熟を行う。
- 研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを実施し、ニーズを確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在留邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

各国・地域の水際措置緩和を受け、領事関係研修の更なる充実を図るため、研修を対面式で実施し領事業務の習熟に取り組むため年度目標に追加した。

測定指標 1－3 日本人学校・補習授業校への援助 *

中期目標（6年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

令和4年度目標

1 在外教育施設への支援の適切な運用

新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行う。また、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

2 安全対策強化

(1) 経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を行う。

(2) 建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる老朽化・耐震化にかかる工事・整備費への支援を行う。

3 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた取組

今後のコロナ禍による児童生徒数の減少状況等を見極めつつ、各在外教育施設の要望等を踏まえ、文部科学省とも協議の上、「在外教育施設未来戦略 2030」政策を実現できるよう、支援内容を検討していく。

施策の進捗状況・実績

1 令和4年度において新たに政府支援の対象となる基準を満たした補習授業校が1校増え、支援援助対象基準を満たす補習授業校は230校となった。指導・助言等はすべての補習授業校230校に対し行い、そのうち、支援要望のあった225校に対し、政府支援を実施した。

2 以下の安全対策強化を実施した。

(1) 日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の支援を実施した。また、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を日本人学校等の関係者に行った。さらに、テロを想定した在外教育施設の強化整備として、外周壁の嵩上げなど4校の日本人学校が実施した工事に対し支援を行った。

(2) 3校の日本人学校が実施した老朽化の進む校舎の工事に対し支援を行った。さらに、経営基盤の脆弱な17校の日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、児童生徒数が減ったことによる収入減で経営が困難になった計92校に対し、経営加算による支援を実施した。

令和5年度目標

1 在外教育施設への支援の適切な運用

「在外教育施設未来戦略 2030」政策を実現できるよう、令和4年6月に成立した「在外教育施設における教育の振興に関する法律」並びに令和5年4月に外務省及び文部科学省で策定した「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府支援要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行う。また、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

2 安全対策強化

(1) 経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を行う。

(2) 建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1-4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止 *

中期目標（6年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）にのっとり、令和4年度から国内においてはマイナポータルを活用したオンライン申請を可能とする。また、令和6年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図る。さらに、令和6年度に高度な偽変造対策を施した次世代旅券導入・集中作成方式への移行を行う。こうした取組に当たっては、円滑な海外渡航の実現のため、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、引き続き日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。

令和4年度目標

- 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）にのっとり、令和4年度から国内においてはマイナポータルを活用したオンライン申請を可能とする。これに先立ち、オンライン率向上のため積極的な広報を行う。
- 2 令和6年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図るべく、デジタル庁や法務省と緊密に連携し、システム整備のための研究・開発などの準備を進める。
- 3 令和6年度の次世代旅券導入及び集中作成方式移行に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度設計やシステム整備のための研究・開発などの準備を引き続き進める。
- 4 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都道府県との間で旅券の電子申請の運用や次世代旅券・集中方式移行に関する協議・検討を進める。
- 5 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年3月27日から、国内ではマイナポータルを通じて、パスポートの更新（切替申請）がオンラインで可能となり、申請時に窓口に向く必要がなくなった（出頭は交付時の1回のみ）。また、一部の府県では戸籍謄本を簡易書留による郵送で受け付けることにより、新規申請や記載事項変更の手續についてもオンライン申請が可能となった。国外では、オンライン在留届（ORR ネット）への登録を前提とした専用スマホアプリを通じて、切替申請、新規申請ともにオンライン申請を導入した。オンライン申請の導入に際しては、ポスターやパンフレットの掲載・配布、動画の作成、外務省 HP や SNS 上での発信等により、積極的な広報を実施した。
- 2 戸籍謄本の添付省略については、デジタル庁や法務省と連携し、令和6年度中の実現に向けてシステム整備のための研究・開発などの準備を進めた。
- 3 令和6年度の次世代旅券導入及び集中作成方式への移行に向けて、関係各方面との間で制度設計やシステム整備のための研究・開発などの準備を進めた。
- 4 都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等に関し、5月及び11月に初任者研修、12月に中堅職員研修をオンラインにて実施した。また、都道府県との間で月1回の頻度で旅券のオンライン申請等に係る意見交換会を開催したほか、オンライン申請の導入に向け、都道府県に対して累次の情報提供を行い、令和5年1月以降には導入前の習熟訓練を実施した。
- 5 2月20日の「旅券の日」に合わせて、同日から3月5日まで、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を実施した。審査強化期間中は、各都道府県旅券窓口において、本人確認の審査を厳重に行い、他人になりすました者による旅券の不正取得の未然防止と撲滅を図った。

令和5年度目標

- 1 令和6年度までに、法務省の戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用することによって、戸籍謄本の添付省略を実現し、全ての都道府県において新規申請や記載事項変更の手續についてもオンライン申請が可能となるよう、引き続きデジタル庁や法務省と連携して準備を進める。

- 2 令和6年度の次世代旅券導入及び集中作成方式への移行に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度設計やシステム整備のための研究・開発などの準備を引き続き進める。
- 3 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都道府県との間で意見交換の機会を設け、主にオンライン申請の運用や次世代旅券・集中方式への移行に関する協議・検討を進める。
- 4 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年度目標の1については、令和5年3月27日のオンライン申請の導入によって目標内容を達成したため、同目標の2～5を引き続き令和5年度目標として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（6年度）

海外に居住する日本国民が、憲法第15条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

令和4年度目標

- 1 令和4年度に予定されている補欠選挙や同年7月の任期満了に伴う参議院議員通常選挙の実施に向け、出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び投票実施の啓発について重層的に強化する。
- 2 令和4年に予定されている補欠選挙や同年夏の参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票事務において、確実かつ適正な処理を講じる。
- 3 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等、一連の業務に当たっては、公職選挙法の規定に基づき適正かつ迅速な処理に努め、申請者の選挙権行使の機会を確実に確保する。
4 総務省においてインターネット投票の導入に向けた検討が行われており、国外において同投票の導入が実現する場合、外務省においては在外公館が対応できるように備える必要があることから、引き続き関係省庁に協力していくとともに、実際に導入が実現する場合には在外公館が対応できるように、しっかり後押ししていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 従来から実施している在外選挙制度周知に加え、4月の補欠選挙及び7月の参議院議員通常選挙の実施に向け、具体的な投票方法、在外公館ごとの在外公館投票期間等の周知も兼ねた啓発を図り、在外公館窓口来訪者への呼びかけ、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、現地日本人関係団体や広報媒体等を通じた広報・啓発を重層的に実施した。
その結果、令和4年度における在外選挙人名簿登録申請の受付及び在外選挙人証の交付等の取り扱いは約19,000件、また、コロナ禍での実施となったにもかかわらず、7月の参議院議員通常選挙における在外投票者数は約22,000人、投票率は令和3年度に実施された衆議院議員総選挙時に比べ2%上昇し約22%となった。
- 2 4月の補欠選挙及び7月の参議院議員通常選挙においては、在外公館投票に向けて適時適切な準備を進めたことにより、確実かつ適正な処理を行うことができた。
- 3 原則として、在外選挙人名簿登録申請の際は、本人確認を要するため在外公館に出頭を求めているが、6月から、新型コロナウイルスの蔓延防止措置等により出頭が困難な在外邦人に対し、出頭を免除する特例措置を開始した。
また、これまで在外選挙人名簿登録申請から在外選挙人証の交付まで3か月程度を要していたが、事務手続きの見直しを図り、一連の手続きのうち当省として行う事務に係る処理期間を短縮することができた。
- 4 総務省において検討がなされているインターネット投票の導入については、実際に導入が実現する場合に在外公館が対応できるよう、外務省において在外公館で求められる備えを検討しつつ、関係省庁との意見交換等に努めた。

令和5年度目標

- 1 国民の在外選挙制度に対する認知度を高める観点から、関係省庁とも連携しつつ、重層的な手段

を講じて、在外選挙制度の周知・啓発を行っていく。

- 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、一連の業務に当たっては、公職選挙法の規定に基づき適正かつ迅速な処理に努め、申請者の選挙権行使の機会を確実に確保する。
- 3 在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付については、より簡便かつ迅速な受付・交付を行えるよう、新たな方法を検討する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

インターネット投票については、現在総務省と関係省庁とで具体的な検討が行われている状況であり、現時点で外務省において在外公館で求められる備えを検討できる状況にないことから、年度目標からは削除した。

測定指標 1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（6年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえつつ必要に応じ、支援業務の充実を目指す。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため、セミナーの開催や啓発動画の作成等、積極的な広報を行う。さらに、条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、締約国中央当局との意見交換や関係国向けセミナー等を実施する。

令和4年度目標

- 1 ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施し、必要に応じ、支援業務の充実を目指す。
- 2 日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するため、弁護士会、地方自治体等を対象にしたセミナーの実施や、啓発動画の作成等、積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 アジア地域を中心としたハーグ条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、関係国を対象としたセミナー開催等を通じて意思疎通を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、46件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が35件、面会交流援助申請が11件）。また、援助決定を行った案件について、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、令和4年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が9件、外国から日本への子の返還が6件実現した。また、日本のハーグ条約実施状況や具体的な手続に関する情報等については、外務省ホームページ（HP）上で公開しているハーグ条約の案件の実施状況を概ね2か月に1回程度の頻度で更新する等、過年度に引き続き、適時適切な発信・更新を行うよう努めた。
- 2 ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止するため、外務省HPを通じハーグ条約に関する情報を発信する広報活動を行った。また、昨年度に引き続き、令和4年度も新たにハーグ条約広報動画を作成し、特に潜在的な当事者となる可能性の高い在外邦人を対象として積極的かつ効果的に配信を行った（同広報動画は約28万回以上の再生回数を記録した）。同広報動画は、子の視点を描くことにより、ハーグ条約に関する注意喚起を促すことを目的に作成した。また、できるだけシンプルな内容にし、一般の方により受け入れられやすい内容とした。

さらに、弁護士や地方自治体職員等を対象としたセミナーを主にオンライン形式で計30回（うち、対面形式は計2回）開催したほか、海外在住の日本人を対象としたオンライン形式のセミナーを計2回行った。弁護士向けセミナーでは、当室室員だけでなく、ハーグ条約事案への対応経験のある弁護士を講師として派遣し、事案対応に当たる際の全体的なイメージや具体的な手続に関し知見の共有を図った。地方自治体職員等向けのセミナーでは、国際的な子の連れ去りが子に及ぼす影響や実際に子の連れ去りが生じた際にどのような対応が考えられるかといった点について関心が寄せられ、認識を深める契機とすることができた。在留邦人向けオンライン・セミナーは、豪州と米国の2か所で実施し、現地弁護士等とともに、ハーグ条約の概要、具体的な手続についての説明に加え、現地で利用可能な支援機関の紹介等を行い、参加者から開催への謝意並びに引き続きセミナ

一開催を希望する声が寄せられた。

- 3 ハーグ条約の更なる適切な実施及び普及促進に向けた関係国との意思疎通の一環として、9月に米国中央当局との担当者間協議、10月に韓国中央当局と初の担当者間協議を行い、各事案の状況確認、日本における強制執行の仕組み等について情報提供を行ったほか、12月には新たに国内での実施体制整備の取組を進めるフィリピンとの間で意見交換を行い、知見の共有を行った。また、ハーグ条約の新規締約国となったパキスタン及びチュニジアの受入れ手続を完了し、同国との間で新たに条約関係に入った。

中期目標（6年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえつつ必要に応じ、支援業務の充実を目指す。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため、広報・啓発動画の配信やセミナーの開催等を通じ積極的な広報を行う。さらに、条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、締約国中央当局との意見交換や可能であれば関係国向けセミナー等を実施する。

令和5年度目標

- 1 ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施し、必要に応じ、支援業務の充実を目指す。
- 2 ハーグ条約及び日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するため、広報・啓発動画の配信や弁護士会、地方自治体等を対象にしたセミナーの実施等、積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 ハーグ条約の更なる適切な実施に向け、引き続きハーグ条約中央当局間協議等を通じて意思疎通を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

中期目標と令和4年度目標に組み込まれていた「啓発動画の作成」については、令和4年度に動画の作成及び効果的な配信を行い、同動画を引き続き使用することも可能であることから当初の目標を達成したこと、並びに、予算の都合上今後しばらくは新しい動画を作成する予定がないことから、中期目標及び年度目標からは削除することとした。

また、関係国とのセミナー開催等については、令和2年度末にハーグ国際私法会議（HCCH）と共催で開催したのち、令和6年度実施の可能性を検討中である。対象をアジア地域とするか等含め、実施の詳細に関しては引き続き関係国との意見交換等も踏まえて吟味検討を要すると判断されたため、令和4年度目標にあった同趣旨の文言は削除し、令和5年度はそのための関係国との引き続きの情報共有や協力等、取組を進めていくこととした。

そのほか、条約の実施（個別のハーグ条約事案に対する対応）については、引き続き目標として維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数（括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）

	実績値
	令和4年
一般旅券不正使用件数 （括弧内は関連した旅券冊数）	4 (31)
一般旅券のなりすましによる不正取得数	3

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①領事サービスの充実	599 (464)	6,565 (1,381)	569 (507)	555	1-1	0283

②海外子女教育体制の強化	5,128 (4,852)	3,967 (3,580)	3,479 (3,200)	4,146	1-3	0282
③旅券関連業務	7,652 (7,170)	4,946 (4,520)	4,848 (4,839)	4,724	1-4	0281
④旅券行政問題研究会	0.3 (0)	0.3 (0.1)	0.3 (0.1)	0.3	1-4	—
⑤在外選挙関連事務に必要な経費	40 (39)	328 (239)	318 (250)	62	1-5	0284
⑥ハーグ条約の実施	136 (94)	129 (95)	130 (91)	129	1-6	0285
⑦領事システム	3,526 (3,311)	3,526 (3,431)	3,074 (3,015)	—	1-1, 1-4 1-5	—
⑧領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進	226 (209)	2,689 (2,416)	2,360 (2,250)	—	1-1	—
⑨国際民間航空機関（公開鍵ディレクトリ）拠出金（義務的拠出金）	4 (3)	4 (3)	5 (3)	3	1-4	0286

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

1 在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

2 在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）
第 3 章 1.（1）外交・安全保障の強化
- ・ Bangladesh におけるテロ事案を受けた取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
2 海外における邦人の安全確保
- ・ Paris における連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（6 年度）

海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を適時適切に発信し、邦人の安全意識の向上につながる効果的な広報・啓発を行う。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和 4 年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページ（HP）のシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
- 3 在留届、外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。
- 4 国際的な脅威となる感染症関連情報の適時・適切な発信に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の危機管理体制を強化するため、各在外公館で緊急事態邦人保護対処訓練の実施や「安全の手引き」、「緊急事態邦人保護対処マニュアル」の改訂に取り組んだ。
- 2 海外安全ホームページ（HP）に在外公館等の周辺地図等を掲載し、在外公館等の位置情報を同 HP から確認できるよう改修を行った。同ホームページへのアクセス数は、国際情勢や海外渡航する日本人の数に応じて増減するものであり、アクセス数に一定の目標数を設定することは困難であるが、令和 4 年度は約 1 億 678 万件であった。また、自然災害、世界各地での政情不安や治安の悪化、新型コロナウイルス関係について、海外安全情報（危険情報：83 件、安全対策基礎データ：142 件、感染症危険情報：6 件、広域情報：53 件、スポット情報：48 件等）を適時・適切に発信し、広く注意喚起を行った（なお、海外安全ホームページに関する予算は、令和 4 年度からデジタル庁予算に変更になったが、その企画、作成、運用については外務省が引き続き実施している。）
- 3 海外安全対策の啓発や在留届、「たびレジ」の認知度向上及び登録の促進を目的に、引き続き Yahoo や Facebook へのバナー広告の掲載など、オンライン等での情報発信強化を図った。また、9 月に東京で開催された「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」に外務省領事局として「外務省海外安全相談所」ブースを出展（一般の方や旅行業界関係者など計 2,000 名以上が来場）し、在留届及び「たびレジ」広報等を実施したほか、音声メディア Voicy に「海外安全チャンネル・りょーあん」を開設し、定

期的に海外安全情報の発信を行っている。「海外安全アプリ」についても海外安全ホームページに関連情報を引き続き掲載し、利用促進を図った。「たびレジ」登録については、一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始した。「たびレジ」登録者数は、令和5年3月時点で累計約743万人に、「海外安全アプリ」インストール数は、令和5年3月時点で約95万件に達した。

また、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル（以下、「マニュアル」とする）」については、コロナ禍でのテロと感染症といった複合的なリスクを踏まえた安全対策の見直しの必要性を訴えるストーリーと解説を追記した増補版冊子（令和2年度作成）を海外渡航者へ配布し、一層の認知度向上・利用促進を図った。また、10月からは、メッセージアプリ「LINE」の外務省公式アカウントを通じて、約6万人の登録者に「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージ、身を守るために役に立つ知識や領事局が実施する啓発事業の紹介等の配信を行った。

デジタル広告では、引き続き Google 等の検索広告及びバナー広告を活用し、海外での安全対策に関心を有する層を主なターゲットに、テロ等に関する広域情報・スポット情報の対象国・地域に所在する邦人への情報提供や、上記のマニュアル増補版や領事局が実施する啓発事業の広報を目的に、合計約6,600万回広告を表示し、うち海外安全ホームページの広域情報・スポット情報やマニュアルが掲載されているページに約32万回ユーザーを誘導した。広告を実施した月は、実施していない月に比べ、マニュアル関連ページへのアクセス数が約9倍になっており、デジタル広告を実施する事で少なくともこれまでの数倍の数の人々が当該マニュアルを一読したと考えられ、当該広告は、安全啓発に確実に繋がっていると考えられる。なお、令和3年度はマニュアル増補版を出した直後であったことから一般国民の関心が高く、デジタル広告の表示回数、誘導されたユーザー数ともに多くなっているが、令和2年度と比較すると、令和4年度の広告表示回数は約5倍に、誘導されたユーザー数は約2倍になっている。

- 4 新型コロナウイルス、サル痘について感染症危険情報を6件発出したほか、その他の感染症についてもスポット情報及び広域情報19件を発出して注意喚起を行った。

令和5年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページ（HP）を通じて、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ）を効果的に発信する。
- 3 在留届、外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

国際的な脅威となる感染症関連情報の適時・適切な発信については、新型コロナウイルス及びサル痘に関する感染症危険情報が令和5年5月に解除されることから、令和5年度目標からは削除した。

また、海外安全ホームページに関する予算は、令和4年度からデジタル庁予算に変更になったことから、同システムの改修については令和5年度目標からは削除することとした。

測定指標 2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 *

中期目標（6年度）

新型コロナウイルスの世界的な感染が継続する中、感染急拡大に伴い発生する緊急事態や、自然災害、政情不安及び他国による武力侵攻等に伴い発生する大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化し、実際の緊急事態対応がより効果的に行われるようにする。

令和4年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、保守点検、運用指導を行い、緊急事態発生時に確実に使用できる体制を構築する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対し

て、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。

- 4 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される研修や防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 新型コロナウイルスの感染状況及び感染防止に留意しつつ、可能であれば国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機を配備した。また、緊急事態発生時に確実に使用できることが重要であることから、常に良好な状態を保つために保守点検及び運用指導を行った。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、邦人短期渡航者が緊急事態発生時に影響を受けやすい国・地域を中心とする計 47 公館において調達し、効率的な配備に努めた。
- 3 緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムを、17 か国・地域において運用した（なお、安否確認システムは、令和 4 年度からデジタル庁予算に変更になったが、その運用については外務省が引き続き実施している。令和 4 年度は安否確認システムについてはシステム改修を行い、ショートメッセージサービス（SMS）システムについては、システム改修は行わなかった。）。
- 4 海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修（計 2 回）に参加させた。国内で実施された防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送訓練、ヨルダンでの統合展開・行動訓練、タイでの多国間共同訓練に計 25 名（うち、海外緊急展開チーム（ERT）要員 18 名）の職員を派遣した。
- 5 官民合同テロ・誘拐対策実地訓練（国外版）をタイ・バンコクにて計 2 回、同訓練（簡易版）を外務省内にて計 3 回実施し、テロ・誘拐事件等の緊急事態に対応しうる在外職員及び本省職員計 31 名及び日本企業・団体関係者計 136 名が参加した。また、危機管理会社が実施する国内訓練（企業関係者も参加）に 1 名の領事局幹部及び 1 名の領事担当を参加させた。
- 6 ウクライナ在留邦人について、帰国を切に希望するものの自力で渡航手段を確保することが困難な邦人に対し、帰国支援を行った。
- 7 海外在留邦人等に対し、羽田空港及び成田空港で新型コロナウイルス・ワクチン接種の機会を提供する事業を実施し、令和 5 年 3 月末時点で計約 53,200 回のワクチン接種を行うとともに、約 34,800 件の接種証明書を発行した。なお、本事業は令和 5 年 3 月に終了した。

令和 5 年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、保守点検、運用指導を行い、緊急事態発生時に確実に使用できる体制を構築する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される研修や防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 *

中期目標（6 年度）

邦人の関心が高いホット 이슈を含め、海外の治安情勢や政情不安等に関する情報の収集及び領事メールや在外公館ホームページ等を通じた発信を強化する。既存の会合や訓練、セミナー等も活用

しながら、安全対策に関する各種会議等の開催を通じ、海外安全に係る官民協力を強化し、日本企業と邦人の危機管理意識を向上させる。

令和4年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館においてオンライン及び対面により定期的開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視するほか、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータ（自然災害、犯罪、テロ、紛争等）からAIを活用して緊急事態の情報を収集し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえつつ、感染防止措置を取りながら、可能な限り大都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に定期的開催していく。また、海外における新型コロナウイルス関連情報等、企業や教育機関の求めるホットイシューについても情報提供を行い、引き続きコロナ禍の安全対策について啓発を積極的に展開していく。

在外安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの海外での感染状況を踏まえつつ、同様に対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に開催していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

施策の進捗状況・実績

- 1 パキスタン、メキシコ、イラク、南スーダン等19か国における安全情報の収集を現地の専門家に委嘱し、収集した情報の内、在外公館が邦人に注意喚起を促した方がよいと判断する情報については、領事メール、在外公館SNS等で邦人に対し注意喚起を行ったほか、日系企業からの個別照会への回答の参考とした。
- 2 外務省にて「海外安全官民協力会議」の本会合を1回（9月）、幹事会を計2回（12月、令和5年3月）実施（いずれもオンラインと対面の組合せ）し、外務省から最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症関連情報等について情報発信を行ったほか、幹事会では感染症、緊急事態及び自然災害への対応に関する各社の取組等について、様々な視点から企業側と活発な意見交換を行った。意見交換により、双方それぞれにとって今後の対応の参考とすることのできる有益な情報を得ることができ、官民間の関係強化を図ることができた。

「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の本会合をハイブリッドで1回開催（11月）した。外務省からは、中堅・中小企業の安全対策に資する最近の海外の情勢や、外務省が新たに開始した情報発信等の取組について情報を提供し、中小企業への更なる啓発活動と呼び掛け、ネットワーク参加組織からは同年度に実施した取組を踏まえた今後の活動方針が示された。また、外務省から参加組織にメールマガジン（計11回）や寄稿（計3回）を通じた安全対策に関する情報発信を行い、中堅・中小企業関係者により直接的に啓発を行った。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で約400回実施した（対面又はオンライン形式）。

- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）やアラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のテロ・誘拐等に関する外電を24時間365日体制でモニターした。また、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータからAIを活用して抽出された自然災害、犯罪、テロ、紛争等の緊急事態の情報をモニターした。モニターの結果、邦人の安全への影響がある恐れがある事案については、随時政府関係者や各在外公館等と連携を取ることで、海外における緊急事態発生時の初動体制の構築や、領事メールの迅速な発出等、邦人への情報発信に積極的に活用し、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。具体的には、邦人が巻き込まれている可能性のある事件・事故発生情報が速報で入り次第、各在外公館の領事担当に情報を共有することにより、邦人被害の有無の確認作業に迅速に着手することができた。

4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内感染状況に応じて、対面及びオンライン形式で企業関係者や教育機関関係者を対象に計8回実施した（9月28日(207名)、11月10日(139名)、11月25日(403名)、12月8日(281名)、12月13日(105名)、令和5年1月20日(80名)をオンライン、令和5年2月21日大阪(51名)、2月22日名古屋(21名)を対面形式で開催。)。最新の安全情報に加え、各地域の最新情勢やコロナ禍やそれ以降の安全対策について講義を行い、参加者から好評を得た。また、地方都市の商工会等の団体と共催することで各都市の企業関係者の参加を多数得ることができた。

在外安全対策セミナーは、現地在外公館を通じ在留邦人のニーズを詳細に聴取し、より現地最新情勢に合わせた講演内容とし、各地域情勢によって対面式又はオンラインでセミナー動画を配信する形式で、各都市（デュッセルドルフ（11月）、イスラマバード（12月）、ムンバイ（令和5年1月）、イスタンブール（令和5年1月）、プノンペン（令和5年2月）、リマ（令和5年3月）、ロサンゼルス（令和5年3月）、メキシコシティ（令和5年3月）、ドバイ（令和5年3月）、アビジャン（令和5年3月）、ケープタウン（令和5年3月））に在留する邦人等を対象として計10回実施した。オンラインで開催したセミナーの動画については、申込及び閲覧用URLを直接送付することで、配信期間中も見逃すことがないよう利便性を高めたことにより、これまで遠隔地に居住するなどセミナー会場に来ることができなかった在留邦人も含めて計1,005名の参加（アクセス）を得ることができた。

例年、全国の教育機関等からの依頼により海外安全対策講演会を開催しており、令和4年度は対面で10回、オンラインで18回講演会を開催し、各国の治安情勢や感染症関連情報、危機管理対応等の周知を積極的に行った。

令和5年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館においてオンライン及び対面により定期的で開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視するほか、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータ（自然災害、犯罪、テロ、紛争等）からAIを活用して緊急事態の情報を収集し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 国内安全対策セミナーは、地方都市への啓発効果を高めるために可能な限り各都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、参加者の要望やその他諸事情に応じて柔軟にオンラインでの開催も検討する。また、危機管理の啓発や各地域の最新情勢関連情報等、企業や教育機関の求めるホット 이슈についても情報提供を行い、引き続き海外安全対策について啓発を積極的に展開していく。

在外安全対策セミナーについても、対面式のセミナー実施を追求する一方、参加者の要望や各国事情等を勘案し、必要に応じてオンラインでの開催も検討していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

世界的な新型コロナ感染状況の収束傾向を踏まえ、より現状に合った情報発信ができるように一部内容を見直した上で目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：海外における邦人援護件数（単位：取扱い件数）

(出典：外務省調べ)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	21,762	17,669	令和5年12月 公表予定

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備等	231 (224)	214 (193)	129 (101)	144	2-1, 2-3	0287
②在外邦人保護のための緊急事態対応	258 (175)	390 (343)	274 (96)	301	2-2	0288
③在外邦人の安全対策に関する情報収集と官民連携	343 (328)	327 (325)	373 (367)	382	2-1, 2-3	0289
④困窮邦人等の援護	42 (30)	41 (34)	42 (28)	40	2-1	0290
⑤領事業務啓発に係る経費（広報資料の作成・配布事業）	77 (64)	21 (16)	17 (14)	17	2-3	0291
⑥在外公館における抗インフルエンザウイルス薬備蓄	0 (0)	68 (61)	0 (0)	0	2-2	—
⑦在外邦人の孤独・孤立に係る実態調査費	—	—	—	8	2-1	新 23-0292

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 外国人問題への取組

施策の概要

1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

3 在日外国人に係る問題解決への取組

(1) 国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

(2) 新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進め、作成済み国との間では、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」（令和4年10月28日 第17回観光立国推進閣僚会議）
- ・観光立国推進基本計画（令和5年3月31日 閣議決定）
第3 2.（8）②ア ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化
同（9）カ ワーキング・ホリデー制度の導入促進
- ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）（第12回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和4年6月14日）決定）
- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日 閣議決定（令和4年4月26日 一部変更））
- ・「技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者会議の開催について」（令和4年11月22日 外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定）

測定指標3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 *

中期目標（6年度）

人的交流の促進、観光立国の推進、新型コロナウイルス変異株を受けての水際対策措置、並びに出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

令和4年度目標

1 新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況を見つつ、訪日外国人数の回復を見据えた施策を検討するとともに、以下のとおり、査証発給要件の緩和及び査証審査体制の強化を推進する。

(1) 対象国を精査した上で、個々の対象国の状況に応じた査証発給要件の緩和を検討する。

(2) 査証審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証発給・渡航認証管理システムの導入と円滑な運用を確保する。

2 新型コロナウイルスの変異株が発生した際の感染者数の増減を踏まえて、政府全体の決定に従い、迅速に査証発給要件の厳格化・緩和を行う。また、その措置について外国人に対し、外務省 HP 上で分かりやすく丁寧な情報提供を心がける。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 令和4年度全体を通じ、新型コロナウイルスの感染状況が世界全体で総じて減少に向かう中、我が国を含む諸外国の水際措置が段階的に緩和されてきた（令和4年の年間訪日外客数：3,832,110人。前年（令和3年の年間訪日外客数：245,862人）比約1,500%増。※出典：政府観光局（JNTO）統計）。この流れを踏まえ、コロナ後を見据えた査証発給要件の緩和につき、対象国や緩和の内容についての検討を進めてきた。その結果、10月11日の水際措置の見直し（個人観光再開、一時停止し

ていた査証免除措置の適用再開等) 後、アラブ首長国連邦の一般旅券所持者に対する査証免除措置やウルグアイとのワーキング・ホリデー制度について短期間で導入実現に至ることができた。また、令和5年度に繋がる、例えば、カタールの一般旅券所持者に対する事前登録制による査証免除措置やイスラエル、フィンランドとのワーキング・ホリデー制度の導入に見られる複数の新規導入案件を形成した。

(2) 令和4年3月からの段階的な水際措置の緩和を受けた査証申請件数の急増を踏まえ、臨時職員の追加配置(計70公館)や査証事務支援システム関連機器の追加配備(計3公館)など、逼迫する在外公館の査証審査体制の補強を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度に次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入が延期されたが、国際的な人の往来の回復状況等を踏まえ、令和5年3月27日、同システムを、一部の国・地域(アラブ首長国連邦、英国、カナダ、カンボジア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、ブラジル、米国、南アフリカ、モンゴル)において観光目的の短期滞在査証(一次)を対象に導入し、令和4年度内の導入を実施することができた。

2 新型コロナウイルスの国内外の感染状況を踏まえ、政府全体の決定に従い、11月1日にアラブ首長国連邦のIC旅券所持者に対する一般査証取得免除措置を、12月17日にボスニア・ヘルツェゴビナの外交・公用旅券所持者に対する外交・公用査証取得免除措置をそれぞれ導入するなど査証発給要件の緩和を段階的に進めた。また、新たな水際措置が公表された際は、迅速に外務省HPを更新し、分かりやすく丁寧な情報提供を実施した。

中期目標(6年度)

人的交流の促進、観光立国の推進、インバウンド回復に寄与するため、査証発給要件の戦略的な緩和を検討・実施するとともに、査証審査体制の強化や、次世代査証発給・渡航認証管理システムの対象国・地域や対象の査証種類を拡大する。

令和5年度目標

1 (1) 人的交流の促進や二国間関係の強化等の観点から、引き続き査証発給要件の戦略的な緩和を検討・実施する。

(2) 人的交流の再開やインバウンド需要の増加を踏まえ、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図る。また、次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入拡大と円滑な運用を確保する。

2 仮に、今後新たな変異株による感染拡大等、水際対策を再び抜本的に強化する必要がある場合は、政府一体として機動的に対応する体制を確保するため、関係省庁が必要な措置を協議の上で決定し、速やかに講じる。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年3月から、新型コロナウイルスの感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを取りながら水際措置を段階的に緩和し、10月11日には、個人観光の再開、入国者総数の上限撤廃などに加え、それまで一時停止していた査証免除措置の適用を再開した。右緩和を踏まえて、令和5年3月末に策定された観光立国推進基本計画において、インバウンド回復が基本的方針の一つとなったこと、また、令和5年5月8日には新型コロナウイルスの感染症指定が5類に引き下げられるなど、前回中期目標を設定した際と状況が大きく変化したことから、中期目標を変更することとした。

測定指標3-2 在日外国人問題への取組 *

中期目標(6年度)

在留資格「特定技能」の協力覚書に基づく相手国との情報連携及び国際フォーラムの開催等よりよい多文化共生社会の実現に向けた取組の実施及び情報発信により、在日外国人に係る諸問題の解決を促進する。

令和4年度目標

1 マレーシア・ラオス等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。

- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催し、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議が開催される場合には出席し、地方自治体における取組や課題について情報収集する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。また、在留外国人に対する新型コロナウイルス感染症への対応を関係省庁と連携して行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 マレーシア（5月）、ラオス（7月）との間で在留資格「特定技能」に係る協力覚書を作成した。また、覚書作成済み国（15か国）との間で制度の適正な運営のための情報連携を行うとともに、オンライン会議システムも活用しつつ、二国間協議を計5回実施した。
- 2 令和5年2月22日 外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラムを「外国人住民への生活支援」をテーマに会場とオンラインで開催し、530人が参加、大半の参加者から有益であったとの反応があった。（国際移住機関（IOM）と共催）
- 3 令和5年1月27日 群馬県大泉町で「外国人が活躍できる多様性を生かした社会」等をテーマに会場とオンラインで開催された外国人集住都市会議に参加（約200人）し、大半の参加者から有益であったとの反応があった。（外国人集住都市会議主催）
- 4 令和5年1月31日 令和4年度在京大使館等向け防災施策説明会を開催し、国の行政機関からは外務省と観光庁よりプレゼンが行われ、77団体98名が参加。大半の参加者から有益であったとの反応があった。（東京都と共催）

令和5年度目標

- 1 キルギス等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における制度改正に係る議論の動向も踏まえつつ、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催し、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議等が開催される場合には出席し、地方自治体における取組や課題について情報収集する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：訪日外国人数（単位：万人）（暦年）

(出典：政府観光局（JNTO）統計）	実績値
	令和4年度
	383.2

参考指標2：外国人不法残留者数（1月1日時点の数）（暦年）

(出典：法務省統計)	実績値
	令和4年度
	7.5

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		

①査証関連業務	950 (842)	884 (179)	590 (548)	505	3-1	0293
②在日外国人社会統合外交政策経費	40 (25)	40 (26)	40 (29)	38	3-2	0294

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化
(モニタリング)

施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-V-1）

施策名	外交実施体制の整備・強化				
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。				
目標設定の考え方・根拠	以下の「関連する内閣の重要政策」に同じ。				
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 2 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 3 国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大していることを踏まえ、情報管理の徹底、及び秘密保全を確保するために、省内全体で情報防護についての各種取組を推進・強化する。 4 オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方自治体等との連携を強化し積極的に支援する。 				
関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・第211回国会における林外務大臣の外交演説（令和5年1月23日） 人的体制、ODAの一層の拡充を含む財政基盤、DX推進を含めた外交実施体制の抜本的強化と戦略的な対外発信に取り組む。 ・令和5年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針（令和4年7月29日 内閣総理大臣決定） 				
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。				
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予定時期	令和7年8月

測定指標1 外務省の人員、機構の更なる整備 *

中期目標（令和6年度）

外務省全体の定員及び機構の一層の増強を推進する。
適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館及び本省の人員増強に取り組む。

令和4年度目標

「令和4年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」を踏まえ、外交・安全保障の実施体制の整備を中心に定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

施策の進捗状況・実績

バランスの取れた新規定員増要求を行い、定員74名を純増した。太平洋島嶼国中最大、世界第12位の面積の排他的経済水域（EEZ）を有する南太平洋の要衝であり、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、重要なパートナーであるキリバスに在外公館として、在キリバス大使館の新設を行った。また、在外公館の一部である事務所等については、在ヌメア領事事務所を設置した。（令和4年度末：在外公館数231、定員数6,504名）

令和5年度目標

「令和5年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」を踏まえ、業務効率化等の所要の体制整備に取り組みつつ、外交・安全保障の実施体制の整備を中心に定員の大幅増員を実現するとともに、在外公館について量と質の増強を持続可能な形で進めることを含めた機構改編を実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標2 在外公館の警備体制の強化 *

中期目標（令和6年度）

現地の治安情勢や各種脅威を踏まえた適切な警備措置、職員の安全意識の向上のための研修・訓練を引き続き実施し、警備体制の一層の強化を図る。

令和4年度目標

- 1 現地の治安情勢の変化に応じた適切な警備措置を実施することを通じて、全在外公館の警備強化を図っていく。
- 2 外務省職員対象の研修においては、引き続き、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施する。また、在外公館赴任者に対する必要な安全対策研修を実施していくとともに、在外公館員や現地職員に対する安全対策研修を実施する。
- 3 在外公館においてその時々々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 欧州・中東・アフリカに所在する在外公館を中心に、特に緊急事態の脅威が高い在外公館に対して、防弾車の配備や警護官の配置による移動時の安全対策の強化を実施した。また、各在外公館の脅威に応じて、警備員の増員、警備機器の増設・新設や警備施設の増強による追加的な警備措置を実施することで在外公館の警備強化を図った。
- 2 外務省職員の赴任前研修（年4回、合計210名参加）及び警備対策官研修（1回、令和5年1月5日～2月27日、令和5年度に在外公館に赴任予定の警備対策官85名が参加）を実施した。また、在外公館員や現地職員の危機管理能力を高めるため、危機管理会社を活用し体験・経験型の危機管理・安全対策研修や防御運転研修（66名が参加）を実施した。
- 3 コロナ禍の状況が大きく変更となったことを踏まえ、実践的な訓練を順次再開し、在外公館ごとの脅威に応じて、退避訓練や緊急事態発生時の対応訓練等の警備訓練（134公館293件）を実施した。

令和5年度目標

- 1 緊急事態の脅威が高い公館の警備強化はもとより、現地の治安情勢に応じた適切な警備措置を実施することで、全ての在外公館の人的・物的警備体制の維持・強化を図っていく。
- 2 外務省職員対象の研修においては、引き続き、研修受講者の職務に応じた実践的な研修を実施する。また、在外公館赴任者に対する必要な安全対策研修を実施していくとともに、在外公館員や現地職員に対する安全対策研修を実施する。
- 3 在外公館においてその時々々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標3 外交を支える情報防護体制の強化 *

中期目標（令和6年度）

国際情勢の複雑化及び情報通信ネットワークの高度化に伴い、情報の重要性及び情報防護上の脅威が増大している現状に対応すべく、規則類の整備、研修の強化、技能の向上、関係部署との連携強化等、情報漏えい防止のための取組を一層強化する。

令和4年度目標

- 1 テレワークの拡大やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を踏まえつつ、文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組を推進・強化するとともに、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。
- 2 テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっていることを踏まえ、研修及びその他の機会を通じ、秘密保全の管理体制や職員の役割・責任、遵守すべきルール等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護に関する意識啓発を図る。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、必要に応じて規則の見直しや対策を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 職員に対する意識啓発をより効果的に実施することを目的として、文書管理・秘密保全に関わる複数の部署が連携し、特定の期間に集中的に意識啓発を行う取組（情報・文書管理強化月間等）を実施した。その一環として、秘密情報の適切な管理を徹底するため、全ての本省課室及び在外公館において秘密保全に関する点検を実施したが、令和3年度よりも遵守率が向上した。加えて、本省にて点検実施結果を踏まえて対象課室を選定した上で立入検査を実施した。
- 2 入省時、在外公館赴任時等、様々な機会における職員に対する秘密保全を含む情報防護に係る研修機会の拡充を通じて、本省及び在外公館の秘密保全体制や各職員の職域・職務等に応じた秘密保全上の役割につき一層の周知を図った。特に情報防護上の対策の必要性の高い公館に赴任する職員が研修を受けずに赴任することがないよう職員の研修状況の把握を強化し、研修を徹底した。
また、研修実施に当たっては、視聴覚教材も活用の上、実際に発生した最近の具体例の紹介を含む研修内容の充実を図った。また、秘密保全を含む情報防護意識の啓発のため、全職員を対象とした自習形式の研修方法であるeラーニングを実施した。
さらに、関係省庁とも連携しつつ、職員に対して最近の具体的な事案を踏まえた注意喚起を行った。
加えて、テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっている現状を踏まえ、9課室にまたがる秘密保全・文書管理の必要な各種規則を必要な時に参照できるよう整理し、周知を行った。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に係る現状を把握することを目的として、国内外での関連情報収集のための取組を一層強化し、情報防護上の脅威を分析・評価するための基礎資料の充実を図るとともに、個別の事案に対する対策を実施した。

令和5年度目標

- 1 テレワークの拡大やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を踏まえつつ、文書管理・秘密保全を含む情報防護に関する省内横断的な取組を推進・強化するとともに、本省や在外公館における秘密の管理状況の定期検査等を通じて、省内全体で情報防護を徹底する。

- 2 テレワークが拡大し、情報セキュリティ上の脅威が高まっていることを踏まえ、研修及びその他の機会を通じ、秘密保全の管理体制や職員の役割・責任、遵守すべきルール等につき、より一層の周知を図ることで、省内全体の情報防護に関する意識啓発を図る。
- 3 我が国の直面する情報防護上の脅威に関する情報収集、及びその評価・分析を通じ、必要に応じて規則の見直しや対策を実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 4 地方連携の推進 *

中期目標（令和6年度）

在外公館等も活用しつつ、地方の国際的取組や地方の魅力発信を支援するなど、地方との連携を図ることにより、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

令和4年度目標

国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりの実施が困難な場合は、開催形式を対面形式からオンライン形式又はハイブリッド形式にする、人数規模の縮小等を図るなど適切な感染対策を講じつつ、その中でも最大限の効果が得られるよう事業内容等について創意・工夫する。

- 1（1）地方自治体と共催で、駐日外交団等に対して日本の地方の魅力発信を推進する事業「地域の魅力発信セミナー」を1件、また、駐日外交団による「地方視察ツアー」を6件程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。
- （2）在外公館施設を有効に活用し、海外で日本の地方自治体のPR事業を実施し、日本産品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。
- 2 東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働き掛けと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力発信を推進する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で1件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。
- 3 地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において2回開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進する。
- 4 上記3のレセプションや在外公館長の地方訪問を始めとする既存のスキームについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係の継続・発展に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）駐日外交団、駐日外国商工会議所、企業関係者等に対して、各地域の食、産業、観光資源や企業誘致等に係る特徴や魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」は、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる場である。令和4年度は10月に山形県、岐阜県高山市、北海道札幌市、青森県黒石市と共催で実施し、プレゼンテーションや参加者との交流会における各地域の特産品及び観光スポットの紹介、伝統文化の実演やブースの出展が行われ、約60名の参加者に対し地域の魅力を発信する機会となった。

一方、駐日外交団による「地方視察ツアー」は、令和4年度は5件実施した。

4月に横浜市と共催し実施したツアーは「SDGs 未来都市・横浜」をテーマに、13か国計15名の各国大使ほか参加し、同市が進めるSDGsの取組について理解を深める機会となった。

9月は熊本市と共催で「熊本地震からの復興そして未来へ」と題したツアーを実施し、13か国計15名の各国大使ほかの参加を得た。平成28年の地震により大きな被害を受けた後、官民一体となって復興に取り組む同市の関連施設を視察することで、参加者が同市の魅力や震災からの復興の取組等について理解を深める機会となった。

11月5日、6日は新潟県・長岡市・小千谷市と共催でツアーを実施し、21か国36名の各国大使ほか参加した。同ツアーは同県が主催する「世界錦鯉サミット」に合わせ実施したものであるが、錦鯉発祥の地である長岡市、小千谷市の関連施設を視察したほか、同県が誇る花火や食文化等多様

な魅力を紹介する機会となった。

同月 10 日、11 日は滋賀県と共催でツアーを実施し、13 か国計 15 名の各国大使ほか参加した。「比叡山延暦寺から信楽焼の街につながる歴史と琵琶湖の美しさを堪能する旅」をテーマに、同県固有の歴史や文化、自然に関連する施設を視察するとともに、各国が同県の活気あるものづくり等に理解を深める機会となった。

同月 29 日、30 日は福島県と「福島復興視察ツアー」を実施し、10 か国計 15 名の駐日大使等が参加した。東日本大震災と原発事故から 11 年が経つ中、これまでの各国からの支援等に対し同県より改めて謝意を述べるとともに、参加した各国大使ほか復興の現場を視察することで、復興に向けて挑戦を続ける同県の現状や魅力を直接肌で感じる機会となった。

このほか、在外公館長が一時帰国や赴任前の機会を利用して地方訪問を計 56 件実施し、ホストタウン交流のフォローアップのほか、姉妹都市交流促進に向けた意見交換等を実施し、各自自治体の国際的取組を支援した。

- (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」については、5 月及び令和 5 年 2 月に在瀋陽総領事館公邸にて計 2 件実施し、オンラインによる「地方特産品ライブコマース」を通じて、それぞれ約 9 千人の視聴者に対し、1 件目は富山県、岩手県、神奈川県、北九州市と、2 件目は同 4 自治体に宮城県、山形県を加えた 6 自治体の関係者とともに伝統工芸品、日本酒、食、観光等を PR した。
- 2 東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の製品の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な広報事業である「地域の魅力海外発信支援事業」を在中国公館において実施した。中国においては、令和 5 年 1 月から 3 月の間に、SNS 等にて日本の観光・文化・食などの魅力を体感できるよう、58 自治体参加のもと、在中国日本国大使館の微博（中国 SNS ウェイボー）アカウントを通じて日本各地の動画を配信した。動画では、福島県須賀川市の伝統工芸を体験したり、青森県弘前市でリンゴを実際に試食する等、中国人インフルエンサーが日本の文化や食等を体験している様子を中国語で配信した。また、9 月から令和 5 年 3 月の在中国公館が主催・後援する日中国交正常化 50 周年イベントなどに中国人インフルエンサーの派遣を行い、日本の地域の魅力を発信したほか、香港では、7 月に実施された香港ブックフェアにおいて、東北 6 県及び新潟県と連携し、日本舞踊や花笠音頭ステージパフォーマンスを実施したほか、在香港日本国総領事館公邸シェフによる東北圏の料理レシピを集めたパンフレットを作成・配布し日本食の PR を行うなど、東北の魅力を発信する機会となった。
- 3 外務大臣が自治体首長と共催し、駐日外交団、駐日商工会議所等を飯倉公館に招き、レセプションの開催やブースでの展示を通じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」を、令和 4 年度は 2 件実施した。7 月には飯倉公館が工事期間中であったため八芳園（東京都）において、福島県知事との共催で「ふくしま復興レセプション 挑戦を続ける Fukushima」を開催し、駐日外交団、駐日商工会議所、企業関係者、福島県選出国會議員ほか約 140 名の参加を得た。第一部では内堀福島県知事によるプレゼンテーションを行い、福島の最新の復興の状況や挑戦などを説明したほか、第二部では林外務大臣の挨拶において、同県の日本酒が在外公館でも活用されるなど日本外交の重要な一端を担っていることに触れつつ、食・観光など多様な魅力、そして正しい情報が広く発信されることについて、各国等の理解と協力を求めた。
令和 5 年 3 月には、栃木県知事との共催で「国際観光地「日光」をはじめ自然と歴史・文化を持つ栃木県の魅力を発信するレセプション」を飯倉公館において開催し、駐日外交団、駐日商工会議所、企業関係者、栃木県選出国會議員他約 190 名の参加を得た。林外務大臣は栃木県の観光地やいちごなどの特産品の多様な魅力や日光で開催される G 7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合についても言及しつつ、駐日外交団を始めとする参加者に対し、栃木県の素晴らしい魅力を SNS 等で発信してほしい旨述べるなど、栃木県の魅力を紹介し国際交流の展望等について意見を交換する機会となった。
- 4 上記各種機会は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップの場であるとも捉え、ホストタウン交流を紹介する PR ブースを通じた地方の魅力発信や在外公館長によるホストタウン交流のフォローアップ等に努めた。
- 5 外務大臣及び外務副大臣などが駐日外交団と共に日本の地方を訪れる「地方を世界へ」プロジェクトを令和 4 度は 3 件実施した。同プロジェクトでは、駐日外交団に地方の魅力を体験してもらい、地域の方々との対話を通じて地方への理解を深めてもらうことにより、参加外交団から自国民への発信を促しインバウンド需要を喚起すること及び外務大臣と地域の方々との対話を通じて、地域の更なる活性化を図ることを目的とし、11 月に長崎県を、12 月に宮城県及び山形県を、令和 5 年 2 月

には岡山県を訪問した（なお、12月の訪問時は駐日外交団の同行はなし）。

令和5年度目標

- 1 国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。
 - (1) 地方自治体と共催で、駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を1件、また、駐日外交団による「地方視察ツアー」を5件程度実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。
 - (2) 在外公館施設を有効に活用し、海外で日本の地方自治体のPR事業を実施し、日本製品のプロモーションや観光客のインバウンド誘致の取組を支援する。
- 2 東日本大震災後の被災地産品への輸入規制の撤廃・緩和の働き掛けと併せ、地方創生の一環として、外国・地域に地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制実施国・地域で1件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を行う。
- 3 地方創生支援のため駐日外交団等を対象に、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを飯倉公館において2回開催し、日本の多様な魅力の発信、海外展開のための人脈形成、地域の活性化を促進する。
- 4 上記3のレセプションや在外公館長の地方訪問を始めとする既存のスキームについては、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）も見据えつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流のフォローアップを行う場としても活用し、大会後もホストタウン交流で培った関係の継続・発展に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

達成手段

達成手段名（注）	概要(非予算手段)	関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
①外務省の人員、機構の更なる整備	外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備する。 これらの取組により、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。	1	—
②在外公館警備体制の強化	治安情勢の変化を的確に把握するとともに、情勢・脅威に応じた人的・物的警備対策強化措置、警備に関する各種研修・講義、警備訓練などを実施する。 これらの取組により、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。	2	—
③外交を支える情報防護体制の強化	情報防護上の脅威の現状や変化を的確に把握するとともに、脅威に対応した対策や取組を効果的に実施する。 これらの取組により、情報防護能力の強化を図る。	3	—
④地方連携の推進	地方自治体等と連携し、在外公館における各種行事等を利用した地方PRや、在京外交団等を活用し、地方の魅力を総合的に発信する事業を実施する。 これらの取組により、地方自治体等の国際的取組を側面支援し、オールジャパンでの総合的外交力の強化を図る。	4	—

(注) 達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策Ⅴ-2 外交情報通信基盤の整備・拡充
(モニタリング)

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-V-2）

施策名	外交情報通信基盤の整備・拡充				
施策目標	ITによる行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するとともに、外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。				
目標設定の考え方・根拠	外務省電子政府構築計画及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」に基づき目標を設定している。				
施策の概要	体制整備・システムの強化を行い、サイバーセキュリティ強化を図る。また、新たなシステムや機器を導入し、業務合理化に向けた環境整備を行う。				
関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日 閣議決定） ・サイバーセキュリティ2022（令和4年6月17日 サイバーセキュリティ戦略本部決定） ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版） ・働き方改革実行計画（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定） ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日 閣議決定） ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—（令和2年3月10日） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日 閣議決定） 				
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。				
政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予定時期	令和7年8月

測定指標1 サイバーセキュリティ強化 *

中期目標 (令和6年度)

技術面及び人的側面の両面において、サイバーセキュリティ対策の強化を推進する。また、令和5年から6年にかけて改定が予定される「サイバーセキュリティ戦略」や「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、必要な規程の改正や整備を実施し、全職員向けに必要な教育啓発、研修などを実施する。

令和4年度目標

- 1 令和3年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に取り組む。また、改定された「外務省サイバーセキュリティポリシー」に準拠するような対策事項を盛り込んだ教育資料を整備し、職員への周知徹底を図る。
- 2 サイバー攻撃に的確かつ迅速に対処していく観点から、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)によるCSIRT訓練(注1)や情報通信研究機構(NICT)による実践的サイバー演習(CYDER)(注2)等への参加を通じて、インシデント・レスポンス能力の向上を図る。
(注1) CSIRT訓練: 行政機関の情報セキュリティ・インシデント対処に関わる要因を対象として、実際のインシデントが各行政機関で発生したことを想定し、インシデント発生時における連絡・調整等の対処を模擬的に実施する訓練。
(注2) CYDER: 行政機関、重要インフラ等の情報システム担当者等が、組織のネットワーク環境を模擬した環境で、実践的な防御演習を行うことができるプログラム。

施策の進捗状況・実績

- 1 幹部を含む全職員等向けのセキュリティ教育体制強化策として、ポータルサイトに「情報セキュリティに係る学習ページ」を開設し、「外務省サイバーセキュリティポリシー」に準拠する対策事項を分かり易く説明した教育資料を整備して学習を促すことで、職員等に対して必要なセキュリティ対策の周知徹底を図った。「モバイルPC利用に関する遵守事項」(令和5年1月)、「情報セキュリティ責任者の役割」(11月)
また、計画的な取組として、「標的型メール攻撃訓練」を8月、「情報セキュリティ対策自己点検」を9～10月に実施することで全職員向けに教育と訓練の機会を提供するとともに、最新の脅威情報に基づき適時、省内に必要な注意喚起を行った。
- 2 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が実施するCSIRT訓練(12月)に参加し、近年被害が増加しているサイバー脅威を題材とした実践的な机上演習を通じて迅速かつ的確なインシデント対処能力の向上を図るとともに、NISC-CTF演習(令和5年2月)への参加を通じて、サイバー攻撃に対抗するために必要となるセキュリティ知識と技術を研鑽した。他方、情報通信研究機構(NICT)が開催する実践的サイバー演習(CYDER)については、コロナウイルスへの感染防止および業務の優先度を見直した結果、参加を見送ることとした。

令和5年度目標

- 1 令和4年度に引き続き、幹部を含む全職員向けに、最新のサイバー脅威情報に基づく注意喚起、各種セキュリティ教育機会の提供、標的型メール攻撃訓練の実施などを通じて、セキュリティ教育啓発施策に取り組む。とりわけ、職員等が遵守すべきセキュリティ対策について「5分で学べるシリーズ」と題した教育資料を準備して積極的に学習を促すことにより、サイバーセキュリティ対策に対するリテラシーの底上げを図る。
併せて、令和5年度改正予定の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に準拠して「外務省サイバーセキュリティポリシー」を改正し、セキュリティポリシーマニュアルを通じて、職員等に必要な対策事項の理解を促すとともに周知徹底を図る。
また、サイバー攻撃への迅速かつ的確な対処を実践する観点から、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が実施するCSIRT訓練や情報通信研究機構(NICT)が実施する実践的サイバー演習「CYDER」等への参加を通じて事案対処能力の向上を図る。
- 2 ワークスタイルの多様化等に対応するため、従来の境界防御セキュリティモデルを拡張した考え方である「ゼロトラストアーキテクチャ」を段階的に推進していく。
その一環として、ログ統合管理システム(SIEM(Security Information and Event Management))(注)を刷新し、これまで蓄積してきたナレッジやMITRE ATT&CKフレームワーク等を活用した攻撃者の実際の行動に基づく多様な攻撃手法を検知ルールと関連付け、侵入や攻撃の兆候を

迅速に検知し、セキュリティリスクを最小限に抑える。

また、各端末に導入している EDR(Endpoint Detection and Response) による未知のマルウェアを含む不審な挙動を検知し、マルウェア感染後の対応を迅速に行う等、引き続き多層的なセキュリティ対策を講じていく。

(注) SIEM:様々な機器、サーバー、端末、ソフトウェア等が生成するログを収集・分析し、インシデントの兆候や発生を検知し、管理するシステム

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。その上で、技術面におけるサイバーセキュリティ対策の強化に係る年度目標を具体化し明記した。

測定指標 2 働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入 *

中期目標 (令和6年度)

デジタル技術を最大限活用し、テレワークとオフィスワークを融合し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現と業務効率向上のための環境整備を行うことを目標に、現在クローズド環境にある個別業務システムを最適化し、令和6年度末までにオープン環境への移行を進める。更に AI やロボティック・プロセス・オートメーション (RPA) など先端技術の取り込みも検討し、働き方改革の更なる実現を図っていく。

令和4年度目標

- 1 更なる働き方向上のため、令和4年度末までに自席のオープン LAN パソコンをデスクトップ型からモバイル型に変更し、全ての省員が出張やテレワーク時にパソコンを持ち出せるよう、セキュリティ対策も踏まえた環境整備を実現する。
- 2 令和6年度末までに、現在クローズド LAN 側にある個別業務システムを最適化し段階的にオープン LAN 側へ移行するべく、まずは令和4年度内にクローズド LAN 上にある機密性2情報以下の執務参考資料をオープン側へ完全に移行する。
- 3 また、令和3年度に引き続き、AI 翻訳の有用性を踏まえ、言語、分野、機能を追加する。RPA を活用したルーチン業務の自動化等、デジタルを活用した働き方改革を推進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年1月から2月にかけて自席のオープン LAN パソコンをモバイル型に変更し、全ての省員が出張やテレワーク時にパソコンを持ち出して業務を行う事ができる環境の整備を図った。
また、会議室や打ち合わせの場においてシームレスなネットワークアクセスを実現すべく、モバイル型パソコンで利用できるオープン LAN 無線の運用を開始した。
- 2 クローズド LAN 側にて情報発信していたコンテンツのうち、機密性2情報以下の執務参考資料等については、オープン側に Share Point を構築し、令和4年上半期に完全移行を実施した。
- 3 AI 翻訳の導入について、関係課室の実務担当者を中心に業務利用を想定した検証の結果、有用性があるとの判断に至ったことを踏まえ、検証のために導入していた商用版を令和4年5月に全省的に展開した。RPA の活用については、令和4年度において職員から出された要望等を踏まえ具体的な対象業務を検討した結果、内製化が可能であるとの条件の下、「在外公館における大規模レセプション関係業務」及び「口上書発出業務」を対象とすることを決定した。
また、在外公館における大規模レセプション関係業務の合理化を目的とした「招待者管理システム」の導入に向け準備を進め、令和5年1月から3月にかけて一部の在外公館を対象に検証を行い、ルーチン業務の自動化を図った。
- 4 DX 推進チーム会合及び DX 推進チーム事務局会合の開催等により、省内横断的な取り組みを引き続き推進するとともに、10月には、外務省情報システム・タスクフォースを立ち上げた。関係課室を含めた当該タスクフォース内ワーキング・グループでは、今後10年間のシステム更改・刷新を見据えた、基盤移行、全体最適化、予算最適化等について議論を進めている。

令和5年度目標

- 1 モバイル型パソコンを省外に持ち出すことにより紛失や盗難リスクの増大が予想されることから、持ち出し時のセキュリティ対策をより強固なものとするために、リモートワイプ等の機能を令和5年度中に整備・導入する。

- 2 令和6年度末までに、クローズド環境にある機密性2情報以下の情報を扱う個別業務システムのオープン側への移行を目指し、現状把握及び予算要求を含めた環境の整備を進めていく。
- 3 RPA の活用について、在外公館における大規模レセプション関係業務の合理化を目的とした「招待者管理システム」の本番運用を進めていくとともに、口上書発出業務の合理化に向けた「口上書オンライン申請システム」の構築も進める。
- 4 外務省 DX 推進チーム、及び外務省情報システム・タスクフォースにおいて、引き続き省内横断的に改革を進める。中でも、人材育成に関しては新たにタスクフォースを立ち上げ、外務省におけるデジタル人材育成制度の拡充及び省員の IT リテラシの底上げを図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。施策の進捗状況・実績を踏まえ、RPA の活用については、「在外公館における大規模レセプション関係業務」及び「口上書発出業務」の合理化を実現するためのシステム整備を新たな目標として設定した。

達成手段

達成手段名（注）	概要（非予算手段）	関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
①サイバーセキュリティ強化	各課室の情報セキュリティ責任者による一般職員への指導・監督機能を強化するための教育機会を創設する。また、継続的な情報セキュリティ関連情報の収集と監視ルールへの反映及び多層的な防御策を実施する。 これにより、外交情報通信基盤のセキュリティ強化に貢献する。	1	—
②働き方改革及び業務合理化に向けたモバイルワーク環境等の整備・導入	モバイル型パソコンのセキュリティ強化や翻訳業務へのAI の導入、RPA 活用のためのシステム整備を行う。 これにより、モバイルワークの推進及び業務合理化に寄与する。	2	—

(注) 達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅵ 経済協力（モニタリング）

施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-VI-1）

<p>施策名（※）</p>	<p>経済協力</p>					
<p>施策目標</p>	<p>開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。</p> <p>また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」も踏まえ安全対策を着実に実施する。</p>					
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。</p> <p>また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。</p> <p>なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。</p>					
<p>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協力大綱(平成27年2月10日 閣議決定) ・グローバルヘルス戦略(令和4年5月24日 健康・医療戦略推進本部決定) ・平和と成長のための学びの戦略(平成27年9月27日 持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント) ・質の高いインフラ投資に関するG20原則(令和元年6月29日) ・成長戦略(令和3年6月18日 閣議決定) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)(令和3年6月17日決定) ・国家安全保障戦略(令和4年12月16日 閣議決定) ・自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン(令和5年3月20日) 					
<p>施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）</p>	<p>区分</p>		<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
	<p>予算の状況 (百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>317,255</p>	<p>317,196</p>	<p>317,211</p>	<p>317,767</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>59,444</p>	<p>290</p>	<p>85,030</p>	
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>△20,349</p>	<p>4,170</p>	<p>0</p>	
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>356,350</p>	<p>321,656</p>	<p>402,241</p>	
<p>執行額(百万円)</p>	<p>356,350</p>	<p>313,419</p>	<p>448,658</p>			
<p>同(分担金・拠出金)</p>	<p>区分</p>		<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
	<p>予算の状況 (百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>6,038</p>	<p>5,803</p>	<p>5,894</p>	<p>3,252</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>35,834</p>	<p>20,697</p>	<p>42,563</p>	
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>41,872</p>	<p>26,500</p>	<p>48,458</p>	

	執行額(百万円)		41,872	27,360	54,519	
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施 予定時期	令和6年8月	

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

中期目標（一年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

令和3年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」や、「ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD7における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で、「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和3年には、有償資金協力にて整備された「タイ都市鉄道レッドライン」が開通し、東ティモールの国道1号線が整備され、連結性向上に貢献した。また、太平洋島嶼国において、無償資金協力によりソロモンの国際空港や幹線道路、バヌアツの水力発電施設の整備を通じたインフラ整備に加え、船舶や港湾運営維持管理の広域専門家の派遣を通じ、港湾分野における能力強化に取り組み、人材育成に貢献した。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。
 - ・6月に開催された英議長国下のG7コーンウォール・サミットでは、開発途上国のインフラのニーズを満たし、より良い回復を図るため、質の高いインフラ投資が重要であることを首脳コミュニケにて合意した。
 - ・10月のG20ローマ・サミットでは、岸田総理大臣から、世界経済の回復にはG20原則に沿った「質の高いインフラ投資」が必要である旨を強調した。首脳宣言においては、回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進することが確認された。
 - ・11月のアジア欧州会合(ASEM)第13回首脳会合では、岸田総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性、環境への配慮といった国際的な原則に則った「質の高いインフラ投資」の実施が重要である旨を発信した。議長声明においては、ASEM参加国によって合意された国際スタンダードに従った「質の高いインフラ投資」を通じ、経済的強靱性を高める必要性が強調された。
 - ・11月のAPEC首脳会議では、岸田総理大臣から、「質の高いインフラ投資」の推進を通じた地域の連結性強化の必要性を発信した。首脳宣言では、新型コロナウイルス感染症による困難な状況下であっても流通を確保するため、質の高いインフラ投資が重要であることを確認した。
 - ・12月にリバプールで開催された第2回G7外務・開発大臣会合では、経済パートナーシップに関し、持続可能で強靱な質の高いインフラ投資および開発金融に関する共通の原則を再確認した。

2 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、これを介して日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいて、平成 30 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で発表した平成 30 年度からの 5 年間でアジア地域における 8 万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」に基づき、アジア各国の産業人材を育成した。ベトナムでは、日本型工学教育の普及を目指す日越大学の四期生 260 名が卒業し、日系企業への就職、日本国内での進学者等多数となった。ラオスでは、産業発展のため工学人材強化として、ラオス国立大学工学部の関係者等に対して遠隔研修（特別講義 2 回、各 80 名程度）を実施した。加えて、マレーシアでは、日本国際工科院（MJIIT）強化プロジェクトにおいて、オンラインキャリアフェアが開催され、MJIIT 等からは計 13 名の就職が決定した。

アフリカでは、令和元年の TICAD 7 において表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」3.0 を通じて日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を 6 年間で 3,000 人育成することを目標として推進しており、令和 3 年には、同イニシアティブを通じ日本全国の 77 大学の協力を得ながら、約 1,600 人に対し研修を実施した。

令和 4 年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。特に、TICAD8 においてアフリカ諸国における質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を推進する。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」や、「ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD 7 における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

(1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で、「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば、8 月に開催された TICAD8 において、自由で開かれた国際経済システムの強化という観点から、アフリカにおける質の高いインフラ投資を推進していく旨表明した。アフリカにおける連結性の強化に向け、東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊及び西アフリカ成長の環からなる 3 重点地域を中心に、デジタル・トランスフォーメーション(DX)や人材育成事業等も組み合わせながら、質の高いインフラ投資の推進に取り組んだ。その他、具体的には、太平洋島嶼国において、有償資金協力により PNG のラム系統送電網強化計画とナザブ空港整備計画が実施され、連結性向上に貢献した。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。

・ 6 月の経済協力開発機構(OECD)閣僚理事会では、三宅外務大臣政務官から、国際ルール・スタンダードに基づかない不透明・不公正な開発金融によりアフリカの成長が妨げられないような環境作りが必要であり、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の実施が重要である旨を指摘した。閣僚声明においては、グローバル・ゲートウェイ戦略やブルー・ドット・ネットワーク認証枠組みなどの OECD 加盟国のアプローチに留意しつつ、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」のフォローアップに期待することが確認された。

・6月のG7エルマウ・サミットでは、グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) が立ち上げられた。11月のG20バリ・サミットに際し行われた同パートナーシップに関するサイドイベントでは、岸田総理大臣から、質の高いインフラ投資の具体的な事例の紹介を通じて、日本は、インフラ整備を通じた投資環境の改善や人づくりを行っている旨発信した。また、インフラの整備とそのための開発金融は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿って国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な形で行われることが重要である旨を述べるとともに、令和5年のG7日本議長国下でも、質の高いインフラ投資をさらに促進し、パートナーの国々と連携して、各国の自立的な成長を後押ししていく決意である旨発信した。

・9月に開催されたG20開発大臣会合では、武井外務副大臣から、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に規定される透明性、開放性、経済性、債務持続可能性、環境・社会への配慮といった要素を確実に実施していくことの重要性について述べ、G20各国にも同様の取組や知見の共有を呼びかけ、さらに、開発資金の透明性・公平性の確保や開発金融に関する国際ルール・スタンダードの遵守の重要性を訴えた。

・11月に採択・発表されたG20バリ首脳宣言においては、G20のために作成された「質の高いインフラ投資指標集」を支持する旨が確認されたほか、同指標をいかに適用できるかについてのさらなる議論を期待する旨表明した。

・11月のAPEC首脳会議では、岸田総理大臣から、持続的な発展を図る上で、「質の高いインフラ」投資の普及・実践の重要性を発信した。また、インフラ投資が国際ルールやスタンダードに従って行われることが重要であり、日本は引き続き、アジア太平洋地域の「質の高いインフラ」投資や、透明で公正な開発金融の推進に向けた議論を牽引することを表明した。

2 産業人材育成

アフリカ地域では、一人ひとりの持続的な成長に向けて、産官学連携による ABE イニシアティブや、国際機関と連携した技術支援等を通じて、産業人材の育成を支援してきており、ABE イニシアティブでは、JICA を通じて、平成 26 年から令和 4 年 12 月までに累計で約 2,000 人に研修の機会を提供した。TICAD 8 においても、アフリカの未来を支える産業、保健・医療、教育、農業、司法・行政などの分野で引き続き人材育成に取り組む旨を表明した。

アジア地域では、モンゴルでは、有償資金協力である工学系高等教育支援計画にて、モンゴル国立大学、科学技術大学、高専等の学生・教員といった工学系人材を対象とする留学プログラムを実施中で、令和 4 年には約 70 名が学位取得のため日本に留学した。マレーシアでは、9月に日本国際工科院 (MJIIT) とマレーシア日本商工会議所 (JACTIM) 共催のオンラインキャリアフェアが開催され、計 7 名の就職が内定した。また、12月に学内に産学連携センターが設置され、「研究・助言」「教育・就業」「起業支援」の 3つの方向性で、MJIIT の学生や研究リソースと日本企業を含む民間セクターにつながる活動を実施した。ベトナムでは、ベトナム日本人材開発インスティテュート (VJCC) ・ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクトを実施し、日本式経営の知見を持ったビジネス人材の育成を実施した。バングラデシュでは、工科系大学及び技術教育系の大学に対し、産業界のニーズに合致した人材育成を念頭に、電気、電子、機械及びコンピュータ分野における教育・実習用機材の供与を実施した。

令和5年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」の普及・実施

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。

2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」や、TICAD 8 にて表明した「TICAD 8 日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育 (高専型教育を含む)

を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、TICAD 8 の開催結果を踏まえた内容とした上で、その達成に向けて推進する。

測定指標 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

中期目標（一年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

令和3年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- (1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。
- (2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

- (1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- (2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- (1) 東南アジアにおいては、JICA を通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、マレーシアにおいて、競争法及び税関分析所アドバイザーの派遣や東方政策 2.0 研修にて 61 名の行政官によるオンライン参加等を通じ、同国の法執行や公務員の能力強化に貢献した。また、平成 30 年に初の民法典が成立したラオスでは、司法省、最高人民裁判所や最高人民検察院等を対象に、法律分野の専門家を派遣し、オンライン・セミナーを実施し、「法の支配」の確立に向け取り組んだ。インドネシアではビジネス環境改善、カンボジアでは民放・民事訴訟法運用の技術協力を継続した。加えて、東南アジア・島嶼国において、日本の大学院にて修士等の学位を取得する行政官の人材育成支援に取り組んだ。

東アジアにおいて、モンゴルでは、公共財政管理の技術協力を継続した。

- (2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のために諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。東南アジアにおいて、フィリピンでは、沿岸警備隊に対し複数回にわたり巡視船等を供与し、供与された巡視船を活用し我が方海上保安庁による沿岸警備隊への技術支援により多目的船の維持管理能力向上に取り組んだ。インドネシアでは、漁業取締当局の能力向上のため、中古の漁業取締船 2 隻を改修中に加え、海上保安機構に対し、海上法執行能力強化の研修を実施した。また、マレーシアでは、海上法令執行の人材育成を目的に、海上保安アドバイザーの派遣を開始し、日本の海上保安庁等の協力を得て、100 名が参加したオンライン研修や、潜水・救難の実技指導を含めた国内研修を実施した。更に、マレーシアにおいて、日米豪印海上保安機関合同ワー

クショップを令和3年末からこれまで計3回開催した。アフリカにおいても、ジブチ沿岸警備隊に対し、海上保安能力の向上のため、巡視艇2隻の建造及び浮棧橋の整備を実施している。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

(1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上れるような自立支援のため、国連世界食糧計画 (WFP)、国際移住機関 (IOM)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、赤十字国際委員会 (ICRC) 等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行った。

G7の枠組では、5月、「G7 飢饉防止及び人道危機に関するコンパクト」がG7外務・開発大臣声明の付属文書として策定され、世界各地で発生している飢饉や食料不安に対して共同で対処していくことで一致している。また、G20の枠組では、新型コロナウイルスを始めとする健康危機への人道支援におけるロジスティクスの役割の重要性を指摘した。

長年にわたる紛争の影響により、食糧不足による栄養不良や貧困・情勢不安あるフィリピン・パンサモロ自治地域に対して、WFPとの連携を通じ、食糧援助を実施した。

平成29年8月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した難民・避難民問題に対処するため、複数の国際機関 (UNHCR、WFP、IOM等) を通じ、ミャンマー、バングラデシュ及び両国の国境地帯等で食料支援 (バングラデシュにおける小規模農家の生計支援を含む)、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援を行った。

ベネズエラ情勢に伴う避難民等の発生を受け、UNHCRとの連携を通じて、ベネズエラ及び避難民等が滞在する周辺国において、避難民等に対する保護活動や人道的支援を行った。ウクライナ情勢については、ウクライナ国内で紛争の影響を受けた人々や、ポーランドやモルドバなどの周辺国に避難した人々に対して、UNHCR、WFP、ICRCなどの国際機関や日本のNGOを通じて、主に国連のアピール (令和4年3月1日) に応じる形で、保健・医療、食料等の分野で1億ドルの緊急人道支援を実施した。加えて、国際機関や日本のNGOを通じて合計2億ドルの緊急人道支援を行う旨表明した。さらに、ウクライナ経済を下支えするため、少なくとも1億ドル規模の借款を世界銀行と協調して供与することを表明した。

イラク、リビアでは、国政選挙実施に必要な関連機材を供与し、国際標準に沿った透明性・信頼性の高い選挙の実施を支援した。

(2) 地雷・不発弾対策支援について、カンボジアにおいて、不発弾処理能力向上に係る南南協力など、カンボジア地雷対策センター (CMAC) が今後さらに国際的に貢献する組織となっていくために、CMACの組織全体の能力向上のための協力を実施した。ラオスでは、効率的かつ透明性のある不発弾除去計画の策定及び組織能力強化に取り組み、不発弾対策機関 (UXO Lao) に対して、総括専門家派遣の開始や計画策定、ITシステム等に関する現地研修を実施するとともに、情報管理をテーマとし、CMACとの南南協力を初めてオンラインにて実施した。加えて、ラオス南部地域において、対象地域477haの不発弾除去 (うち不発弾除去数は8,008個) を行った。その他、スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根無償資金協力を通じて、3件の地雷除去に関する支援の実施に加え、アゼルバイジャンでは、住民の安全向上のために、草の根無償資金力を通じて、地雷除去機材を供与する支援を実施した。

そのほか、島嶼国では、世界税関機構 (WCO) との連携により税関能力強化を実施した。

(3) その他特記事項

また、ミャンマーやアフガニスタンにおける政変によって発生した人道危機や、フィリピンにおける台風被害や、トンガにおける火山噴火及び津波被害に対しても、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施した。このうち、トンガに対しては、国際緊急援助隊として自衛隊部隊を派遣した (日本及び豪州からの緊急援助物資の輸送等を実施)。緊急援助物資の供与では、トンガ以外では、上述のフィリピンにおける台風被害を含め計11件の自然災害 (計10か国) に対して海外の備蓄倉庫から輸送して実施した。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

テロを取り巻く環境の変化に迅速に対応すべく、モルディブでは、UNDP経由で、若者や女性を対象とする暴力的過激主義に対する対処能力強化や教育支援を実施した。フィリピンでは、UNWomenを通じ、女性リーダー育成などの社会統合強化支援をした。他に、カンボジアでは、テロ対策用の車両として防弾車2台や白バイ等を供与した。国内の治安情勢が課題となっているヨルダンやチャドでは、治安対策機材等の供与を通じ、同分野における能力向上及び社会の安定化に貢献している。

そのほか、インドネシアでは、サイバーセキュリティ分野の人材育成の技術協力を実施した。

令和4年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

(3) 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。日米豪印を含む国際調整等も行う。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 東南アジアにおいては、JICAを通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、タイ、マレーシアにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。南中央アジア及び東アジアにおいても、ネパール、バングラデシュ、スリランカ、ウズベキスタン、モンゴルにて、司法関係者の能力強化に向けた研修を継続した。特に、ラオスでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学から構成されたワーキンググループにおいて民法典に関する及び刑法に関する研究、民事判決書マニュアルの改善、各種研修の改善に向けた取り組みへの支援を実施した。カンボジアでは、令和5年の総選挙において、民主主義に根付いた自由・公正な選挙が円滑かつ安定して実施されるよう、選挙や民主主義に関するカンボジア国民の理解を深めるため、令和3年からの専門家の選挙管理委員会への派遣を継続し、有権者に対して同委員会が実施する主権者教育を支援したほか、国連開発計画（UNDP）と連携して、政府と市民社会との間の双方向対話促進のための研修を実施した。太平洋島嶼国6か国（サモア、ソロモン、バヌアツ、フィジー、マーシャル及びミクロネシア）に対し、議会事務局員や議員を対象とした研修や各国議会間の交流、関連機材の供与や、法案や予算案作成のための能力強化支援を実施した。

アフリカ地域については、8月に開催されたTICAD 8において、汚職対策を含む司法・行政分野の制度構築・ガバナンス強化のための4,600人の人材育成を表明した。さらに、市民の民主主義への幅広い参加を後押しするための選挙支援や正確な情報へのアクセス支援を行うこと、ジェンダーに基づく暴力や紛争下の性的暴力事案対応に関する人材育成及び警察・司法当局の能力強化を行うことを表明した。令和5年2月にはジンバブエでの選挙支援計画を決定した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のために諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。東南アジアにおいて、インドネシアでは、無償資金協力による中古の漁業監視船2隻の引渡しに向けた調整を進めたほか、海上保安機構に対する海上法執行能力強化の研修を実施した。フィリピンでは、複数回にわたり、ODAにより供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が沿岸警備隊に対して技術支援を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊に対する巡視船（44m級）10隻の供与に加え、6月に巡視船（97m級）2隻の引き渡し完了し、海難救助や海上法執行業務のために有効活用された。ベトナムでは、海上警察（VCG）の能力強化研修を実施し、海上保安庁の協力の下8月に漂流予測や立入検査を中心とした海上法執行に係る講義・実習を行い、令和5年2月に日本国内においてVCG職員に対する海洋予測・漂流予測、救難業務に係る視察・研修を実施した。島嶼国では、モルディブにおいて、海上保安能力向上のため、海上保安関連の機材供与及び研修支援を行った。

アフリカにおいても、海洋安全保障分野の能力強化や機材供与等を通じ、海上法執行能力の強化に取り組んだ。令和4年度にはジブチ、モーリシャス、ナイジェリアに対し海上保安能力強化のための船舶・機材供与を決定した。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

(1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上れるような自立支援のため、国連世界食糧計画 (WFP)、国際移住機関 (IOM)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、赤十字国際委員会 (ICRC) 等の国際機関等を通じて、食料、保健・医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行った。G7の枠組では、5月に「人道支援における先行的行動の強化に関する声明」がG7外相会合の成果文書として策定され、深刻な人道的影響が完全に拡大する前に、将来の人道ニーズを未然に防止または軽減するため、予測される危機に先立って行動すること、そのための柔軟な資金を確保するため、国連のプール基金 (CERF) や IFRC の災害救援基金 (DREF) 等への拠出を増やすよう努力することが盛り込まれた。

ウクライナ及び周辺国等に対し、日本は、ロシアによる侵略開始直後から、人道、財政、食料、復旧・復興の分野の支援を着実に進捗させた。ウクライナに対して、迅速な復旧・復興に寄与するため、地雷対策・がれき処理、電力等の基礎インフラ整備を含む生活再建、農業生産能力回復、民主主義・ガバナンス強化等の様々な分野で、日本の持つ経験や知見を活用しながら、切れ目なく、日本らしいきめの細かい支援を行った。ウクライナ周辺国に対しては、UNHCR、WFP、IOM、ICRC等の国際機関やJPFを通じた日本のNGOによる人道支援を実施した。人口比で最大規模の避難民の受入国であるモルドバに対しては、医療機材の供与等を行い、また、1億ドル相当の円借款を供与する方針を決定し、保健・医療、食料・食料安全保障、避難民の保護といった緊急性の高い分野で人道支援を提供した。避難民の最大の受入国であるポーランドに対しては、ODAを通じた二国間支援が可能となるよう整理を行い、日本のNGOと連携した支援を開始した。長年にわたる紛争や情勢不安等の影響により引き続き多くの難民・国内避難民が苦しい生活状況にあるアフガニスタンやシリアでは、国際機関を通じて、保健医療サービスの強化や生活環境改善等の支援を行った。

またウクライナ侵略の影響を受けて悪化している、グローバルな食料安全保障への対応として、食料危機に直面する、アフリカ、中東、アジア等の国・地域に対し、WFP等の国際機関及び日本のNGOを通じて緊急的な食料支援、ウクライナ政府から提供されたウクライナ産小麦を活用したソマリアに対する食料支援を実施した。

令和3年2月のクーデター発生以降のミャンマー国民に対する人道支援として、令和4年4月に国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) を通じ、830万ドルの緊急無償資金協力を実施することを決定した。加えて、令和4年中の情勢悪化の影響による人道支援ニーズの高まりを受け、令和5年2月に追加的に合計約6,030万米ドルの人道支援を実施することを決定した。具体的には、UNHCR、UNICEF、WFP及びAHAセンターといった国際機関等を経由した、食料や医薬品、シェルター等の提供、さらには、水・衛生インフラ、栄養改善、医療サービス、教育アクセス、違法薬物対策等を支援した。加えて、バングラデシュのコックスバザール県及びバジャンチャール島を含むノアカリ県において、ミャンマーからの避難民及びホストコミュニティに対し、食料支援、生活の基礎分野 (シェルター、教育、水・衛生、保健) 改善支援、生計向上支援等を実施した。

そのほか、ベネズエラの経済社会情勢の悪化による国外避難民等の発生を受け、国際機関 (IOM、UNHCR) と連携し、ベネズエラ国内及び周辺国の難民・移民受け入れ地域に対して民生環境の改善支援、食糧支援や職業訓練を行った。

(2) 地雷・不発弾対策支援について、令和5年1月、日本が20年以上にわたり地雷・不発弾対策を支援してきたカンボジアとの協力の下、カンボジアと日本において、ウクライナ政府職員に対し、日本が供与予定の地雷探知機の使用訓練を含む研修を実施した。加えて、カンボジアでは、世界有数の地雷対策技術を持つ組織に成長したカンボジア地雷対策センターに対して、研修施設や広報施設の建設にかかる支援を行い、自らの地雷除去の経験についての第三国への共有も進む同国の取組を後押しした。ラオスでは、不発弾除去組織である UXO Lao の活動費及び地雷探知機等の機材と施設整備に係る支援を行うとともに、専門家を派遣し、効率的かつ透明性のある不発弾除去計画の策定支援及び UXO Lao の組織運営能力強化を実施した。さらに、違法な出入国や国際的な武器・薬物等の違法取引が問題となっているガンビアや麻薬密輸取引を資金源とする武装団体の活動に伴い治安悪化が問題となっているモザンビークに対し、国境管理能力強化のための機材供与を行った。

パキスタンに対しては、アフガニスタンとの国境地域 (ハイバル・パフトゥンハー州新規編入地域) において、国連開発計画 (UNDP) を通じてコミュニティインフラの修復、女性及び若年層への職業訓

練を通じた生計向上、コミュニティの社会的結束力促進、及び地方行政基盤の整備等を支援した。

(3) 大規模災害を受けた被災国・被災者支援につき、トルコの地震被害に対し、国際緊急援助隊として救助チーム、医療チーム(1次隊～3次隊)、専門家チーム及び自衛隊部隊を派遣した他、フィリピンの油流出被害に対し、専門家チームを派遣した。アフガニスタンやトルコ・シリア地震への対応としてトルコ及びシリア、キリバス及びツバルの干害、キューバ、グアテマラ、ベリーズ、ホンジュラス等でのハリケーン、南スーダン、コンゴ民、パキスタン等での洪水被害等を含め計19件の自然災害(計18か国)に対し、緊急援助物資供与を実施した。加えて、ハイチにおけるコレラ感染拡大、スリランカやキルギスにおける人道状況の悪化に対し、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施した。また、ハイチに対しては、WFPと連携し、食糧を供与する支援を行ったほか、令和3年のハイチ南西部地震による被災地において、倒壊・半壊した医療施設の再建、医療機材を供与する支援を行った。国際調整については、平時より「国際捜索・救助諮問グループ(IN SARAG)、「国連災害評価調整(UNDAC)」、「緊急医療チーム(EMT)」の枠組み等を通じて研修・国際会議等に参加・貢献を行っている。また、トルコに派遣した国際緊急援助隊の一部隊員はこれら国際調整枠組みに参画し各国チームとの調整に貢献した。更に、日米豪印(クアッド)の枠組みでは、9月には「人道支援・災害救援(HADR)パートナーシップ」のガイドラインを発表し、12月には議長国インド主催でニューデリーで開催された第1回日米豪印HADRパートナーシップ年次会合・机上訓練に参加した。

フィリピンでは、8月31日、FAOを通じ、令和3年末の台風オデットにより被害を受けた農家及び漁民に対し、被災地域の農漁業分野の復旧・復興及び災害への強靱化に向け支援した3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

TICAD8において表明した方針の下、平和の安定の礎となるコミュニティの基盤強化に着目し、住民と行政の間の相互理解・協力関係を促進し、暴力的過激主義拡大を予防するため、コミュニティ・レベルでの行政と住民が協働する取組や、対話と信頼を重視した行政サービスの改善に向けた取組を支援した。また、治安維持能力強化のため、マリ及びブルワンダにおいて治安対策機材の供与を行い、社会の安定化に貢献した。

そのほか、グアテマラ及びホンジュラスにおいて、コミュニティ警察の普及を目指した警察人材育成支援を実施した。中央アジア5か国において、青年への暴力的過激主義の浸透の予防を通じた社会の安定化及び治安対策強化支援を行った。タジキスタンに、アフガニスタンにおける情勢悪化を受けた国境の治安の維持や安全の確保に加え、クロスボーダー市場を活用した国内ビジネスの促進やオンライン取引の導入による国境貿易の拡大、地域ぐるみの国境の治安維持管理体制の構築により、地元コミュニティへの経済や治安等への脅威の緩和支援を行った。ハイチにおいて、同国ニップ県ミラゴアンヌ市において、武装集団により脅かされる同地域の治安改善のため、老朽化または損傷した警察署を再建し、警察官の労働環境の改善を図る支援を行った。フィリピンでは、武装解除を進め、令和7年のバンサモロ自治政府の樹立に向けてミンダナオ和平を前進させるための支援を実施した。インドネシアでは、大学向けに「サイバーセキュリティ及びICT分野人材育成プロジェクト」を実施したほか、モンゴルでは、サイバーセキュリティに関与する公務員、現役講師、公務員向けに、「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」を実施した。

令和5年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

(3) 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。人道支援・災害救援分野における国際調整等も行う。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

令和3年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年12月）や「SDGsアクションプラン2021」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。（二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策VI-2を参照。）

1 SDGs達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、G20大阪サミット、TICAD7で合意した内容及び国連UHCハイレベル会合で採択された政治宣言を踏まえ、二国間支援による人材育成や制度整備を通じて、途上国の基礎的保健システムの強化に協力する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD7における日本の取組」（令和元年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチック

ごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs 達成に向けた協力

JICA の「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の第一回公示では 32 件、第二回公示では 24 件の中小企業等による提案を採択することで、SDGs 達成に資するビジネス計画の支援と開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続した。「SDGs 実施指針改訂版」や「SDGs アクションプラン 2022」に記載された 8 つの優先分野を踏まえ、全ての優先課題について国内実施の側面と国際協力の側面からの協力を行った。

開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を引き続き推進したことを始め、様々な支援を通じて SDGs 達成に貢献する人材を育成した。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けた協力実績

COVAX ワクチン・サミットや東京栄養サミットなどの国際会議の主催、財政的貢献を含む各種国際保健機関への支援等を通じて、UHC の推進と感染症対策を促進した。そのために、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進した上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与した。

(2) 新型コロナウイルス、三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策支援状況

令和 4 年 3 月末までに、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ等の 77 か国・地域に対し、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールドチェーン体制の整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約 180 億円の無償資金協力を実施した。

国際機関等を通じ、受入国の感染症対策（予防及び対処）、そのための人材育成（能力開発）や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健制度の確立に貢献した。具体的には、三大感染症（HIV/エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための支援を行う Gavi への支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）、公平な医薬品へのアクセス確保支援や低所得国の医薬品品質管理の支援等を行うユニットエイドへの支援等を実施した。

(3) その他特記事項

12 月、東京栄養サミット 2021 を主催し、成長を妨げる低栄養と、生活習慣病等を引き起こす過栄養の「栄養の二重負荷」や、新型コロナウイルス感染症による世界的な栄養状況の悪化に対応すべく議論を主導した。栄養改善の国際的な取組の方向性について示した東京栄養宣言を発出した他、270 億ドル以上の資金動員に貢献した。また、日本政府として今後 3 年間で 3000 億円以上の栄養関連支援を行うことを発表した。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、TICAD7 で打ち出した「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」における 2030 年までのサブサハラ・アフリカのコメの生産量の更なる倍増（2800 万 t→5600 万 t）、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」による 100 万人への裨益、IFNA におけるアフリカの 2 億人の子どもたちへの栄養改善といった目標に沿う形でコートジボワール、セネガル、ガーナ等において支援を実施した。

また、紛争、気候変動、新型コロナに起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不足・栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、ナイジェリア等において栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援やエチオピア等において緊急食糧支援を実施した。さらに、アフリカにおいて、環境に適合した農作物の新品種及び栽培技術の開発や地域農作物の付加価値向上に向けた栄養評価手法の開発等を行った。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った

事業実施を推進した。具体的には、ジェンダー分野における国際的開発フォーラムである OECD-DAC ジェンダー平等ネットワーク (GENDERNET) 会合に引き続き参画し、開発協力機関がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた協力を効果的に実施にできるようデザインされた実践的ハンドブックである「開発協力におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するガイダンス」の完成に貢献した。また、前述の重点分野に基づいてベトナムでの人身取引対策、カンボジアにおける女性の経済活動への参画、パキスタン国内の女性家内労働者が多い地域における生計向上等の事業を実施した。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、7月の世界教育サミットでは、茂木外務大臣（当時）から今後5年間で750万人の途上国の女子教育と人材育成のための支援及び15億ドル以上の教育支援を実施する旨表明した。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とするオンラインイベントを国連防災機関 (UNDRR) と共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

開発援助委員会 (DAC) 諸国の水・衛生分野でのトップドナーとして、「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年 (2018-2028)」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

海洋プラスチックごみ対策においては、国連環境計画 (UNEP) を通じて、我が国の技術を活用し、メコン川流域におけるプラスチック汚染のモニタリング、プラスチックの収集・リサイクル等の技術支援等を行うプロジェクトへの支援を決定した。令和4年2月開催の国連環境総会

(UNEA5.2) において、プラスチック汚染に関する世界初となる国際約束の作成に向けた政府間委員会の設立に関する決議の採択に大きく貢献した。

生物多様性分野においては、ボツワナにおけるゾウの死因調査及び象牙回収プロジェクトへの支援を決定するなど野生動物違法取引対策に貢献した。また、気候変動対策にも貢献する形で生物多様性の保全が達成できるよう、国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じ、パナマにおいて違法伐採・貿易を削減するため政府の森林管理能力強化及び木材トレーサビリティシステムの拡大を図るためのプロジェクトへの支援を決定した。

6月、日本はG7コーンウォール・サミットにおいて、向こう5年間で、官民合わせて600億ドル規模の支援をすることと、適応分野の支援を強化していく考えを表明した。

10月、日本は2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けるという新たな削減目標を記載した国が決定する貢献 (NDC) を国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

10~11月に開催されたCOP26では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、今後5年間で官民合わせて最大100億ドルの資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。

令和4年度目標

我が国の「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改訂版」(令和元年12月)や「SDGsアクションプラン2022」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。(二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策VI-2を参照。)

1 SDGs達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、本年前半に日本がホストする日米豪印首脳会合、TICAD8、国際保健関連の各種増資、2023年の日本ホストのG7サミット、2023年国連UHCハイレベル会合なども視野に、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化や、新型コロナを含む感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD7における日本の取組」（令和元年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉における我が国の意見の反映に努めつつ、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs達成に向けた協力

JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」令和4年度公示は、中小企業からの提案52件を含む計59件を採択することで、SDGs達成に資するビジネス計画の支援と開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続した。「SDGs実施指針改定版」や「SDGsアクションプラン2023」に記載された8つの優先分野を踏まえ、全ての優先課題について国内実施の側面と国際協力の側面からの協力を行った。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けた協力実績

日米豪印首脳会合やTICAD8等国际会議の主催、財政的貢献を含む各種国際保健機関への支援等を通じて、UHC及び感染症対策を推進した。そのために、二国間援助に加え、国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築・強化等の支援を行った。また、保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解

を促進した。上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与した。

(2) 新型コロナウイルス、三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策支援状況

令和5年3月末までに、32か国・地域に対して約4,400万回分のワクチンを供与したほか、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ等の78か国・地域に対し、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールドチェーン体制の整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約185億円の無償資金協力を実施した。また、新型コロナウイルスの流行が急性期を過ぎた後を見据え、ワクチン接種データ管理を含めた経済社会の再活性化や人的往来の再開のための支援をインド太平洋を中心に最大1億ドル規模で開始した。

そのほか、三大感染症（HIV／エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための支援を行うGaviワクチンアライアンスへの支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）、公平な医薬品へのアクセス確保支援や低中所得国の医薬品品質管理の支援等を行うユニットエイドへの支援等を実施した。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

アフリカ地域では、CARD、SHEP、IFNA、それぞれの目標の達成に向けて、ウガンダ、ケニア、タンザニア等において、コメの生産量増加や農家収入の向上、栄養改善に向けた支援を行った。また、8月に開催されたTICAD8では、アフリカにおける食糧危機が深刻化していることを受け、アフリカ開発銀行（AfDB）の緊急食糧生産ファシリティと協調した約3億ドルの食料生産強化支援、CARDやSHEPを通じた農業人材育成、コメの生産量倍増に向けた支援等を行い、引き続きアフリカの食料安全保障強化に貢献することを表明した。

また、紛争や気候変動等に起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不安や栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、エチオピア、ガーナ、ナミビア等において栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援やソマリア等において緊急食料支援を実施した。

さらに、アフリカにおいて、環境に適合した農作物の新品種及び栽培技術の開発や地域農作物の付加価値向上に向けた栄養評価手法の開発・普及等を行った。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を推進する案件を実施した。具体的取組事例として、①ではインドにて女性に優しいインフラとして女性専用車両の設置、②ではコンゴ（民）における女性警察官育成、③では、スリランカにおける女性のリーダーシップ強化を通じたエンパワーメント促進支援等が挙げられる。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月策定）に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、8月のTICAD8では、岸田総理大臣は、アフリカにおいて、400万人の女子の質の高い教育へのアクセスを改善し、また、今後3年間で産業人材を含む幅広い分野で30万人の人材育成を支援する旨を表明した。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官の人材育成等を実施し、世界の強靱化の推進に貢献した。

東ティモールでは、無償資金協力として災害リスク軽減及び復旧のための機材整備計画にて、災害リスク軽減と復旧に関する能力強化を図り、当国の災害に強い街づくりに寄与する支援するとともに、無償資金協力として洪水被災インフラ緊急復旧計画、甚大な被害を受けた首都の基盤インフラや地方部の農業インフラを復旧する支援を実施した。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

開発援助委員会（DAC）諸国の水・衛生分野でのトップドナーのひとりとして、「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進に向け、4月に岸田総理から発表した「熊本水イニシアティブ」にも基づき、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

気候変動への適応策・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、令和4年度には新たに8か国とJCM協力覚書に署名し、同年度末時点で25か国とJCMを構築した。世界全体で230件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施した。また、公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）を通じてパートナー国における高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資のための支援を実施した。11月には日米が共同リード国として交渉を主導したインドネシアJETPの共同声明を発表し、12月にはベトナムJETPの政治宣言を発表した。

また、国連環境計画（UNEP）を通じて、タイ及びベトナム等のメコン川流域国におけるプラスチックによる汚染のモニタリング支援、気候変動の影響による河川生態系の変化に関する調査等を行うことで、プラスチック汚染や気候変動に対し強靱な社会を構築する支援を行った。また、大洋州小島嶼開発途上国とメコン川流域国におけるプラスチック汚染管理のための評価モニタリングのためのツールとプロトコルの強化、および廃棄物管理システムの強化のための支援を決定した。

生物多様性分野においては、野生動物の違法取引対策への貢献として、ザンビアのローワザンベジ国立公園において国立公園と人の居住地の境部にフェンスを建設し、人間とゾウの軋轢を最小化するとともに密猟監視施設を建設するプロジェクトが6月に完了するとともに、ナミビアのエトシヤ国立公園において安全な象牙の保管を通じてゾウの保全を強化するプロジェクトへの支援を決定した。また、気候変動対策にも貢献する形で生物多様性の保全が達成できるよう、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、コロンビア、コスタリカ、フィジー、及びマレーシアにおける持続可能な森林経営に関するプロジェクトへの支援を決定した。

令和5年度目標

1 SDGs達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向け、G7長崎保健大臣会合やG7広島サミット、国連総会UHCハイレベル会合、同PPR（予防・備え・対応）ハイレベル会合などにおける議論を主導し、二国間援助に加え、国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化や、新型コロナウイルスを含む感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD8における日本の取組」（令和4年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）等を通じた支援を行うとともに、G7の議長国として食料安全保障の議論をリードし、グローバルな食料安全保障に関するイニシアティブや会合へ積極的に関与することで、持続可能な農業・食料システムの構築に取り組む。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定。開発協力の改訂後に右戦略も改訂を予定。）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（開発協力大綱の改訂後に右戦略も改訂を予定）や、G7、G20、TICAD8等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（世界の強靱化の更な推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

「熊本水イニシアティブ」に基づき、我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉を主導し、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標4 連携の強化 *

中期目標（一年度）

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

令和3年度目標

1 国民参加機会の拡大

(1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

(2) JICAによる長期研修や人材育成奨学計画（JDS）等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

(3) 開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

(4) JICAのボランティア事業（JICA海外協力隊）については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

(1) 中小企業の海外展開を支援するJICA「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」では測定指標3令和3年度年度目標1実績欄に記載のとおり、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を合わせ、第一回公示では32件を採択し、第二回公示は、24件を採択した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により現地渡航が困難となったことを踏まえ、従来の海外渡航による調査を前提とした「一般型」に加え、日本国内での調査活動及び現地人材の活用を主とする遠隔実施型のどちらかを企業が選択できる募集形式を継続した。提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査する「地域金融機関連携案件」は、22件採択された。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により受入れが一旦停止したものの、「特段の事情（公益性）」の下で、研修員・留学生の来日が一定程度実現した。人材育成奨学計画（JDS）では令和3年度に381

名の若手行政官を受け入れ、同計画と連携した日本理解プログラムを実施した。JICA 長期研修員についても、令和2年10月から令和3年度末までに約940名の入国を認めた。JICA 短期研修員に関しては、本邦での研修に代えてオンラインで実施可能な研修を遠隔で実施することとし、令和3年度は、4,856名を対象にオンライン研修を実施した。研修員（学位課程就学者）受入れに係る覚書を締結した大学は更に拡大し、連携を強化した。日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ「日本理解プログラム」等の実施を通じ、「JICA 開発大学院連携」を推進した。

(3) NGO との連携・協働の強化として、日本 NGO 連携無償資金協力事業（社会経済開発事業）を約57億円（96件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）を約35億円（94件）の資金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型合計で約12億円（31件）を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで8団体、NGO スタディ・プログラムで4名、NGO 相談員15団体、NGO 研究会2件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、新型コロナウイルスの影響でオンラインにて連携推進委員会を2回、ODA 政策協議会を1回実施し対話の継続を図った。

(4) 前年度に引き続き、JICA のボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、若者層の関心を捉えるためのインターネットによるターゲティング広告や、WEB 上での説明会実施等、ICT 技術を活用した応募促進策を強化した。特にコロナ禍で集合型の募集説明会やイベントの実施に制約があった中、令和3（2021）年度春募集では、オンラインコミュニケーション技術を活用し、オンライン個別説明会、職種別・男女別・シニア層・現職参加者等の特定層別説明会を開催した。イベントでは、国内と海外拠点を繋ぎオンライン座談会を実施した。また、現職教員の事業参加促進を目的に、参加者の所属先の雇用を継続するための現職教員派遣委託費制度の運用を開始した。隊員の帰国後支援の教育訓練手当の一環として、隊員経験の社会還元強化を目的に国内外の大学院への進学を志望する者を対象とした奨学金給付事業を開始した。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10月に UNICEF と、12月に国連開発計画（UNDP）と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

OECD 開発援助委員会（DAC）では、ODA 実績が正当に評価されるための測定方法の改定や ODA を触媒とした民間資金の動員の方策、新興ドナーへのアウトリーチ、新型コロナウイルス感染症対策や気候変動問題に関する援助の在り方についての議論にも積極的に参加した。また OECD 開発センター（DEV）では、12月のハイレベル会合において、日本から質の高いインフラ投資の重要性を発信した。主要ドナーとの対話としては、4月、日英開発政策対話フォローアップ会合、6月、日中開発協力政策局長級協議、12月、鈴木外務副大臣とパワー米国 USAID 長官とのテレビ会談、令和4年2月、日独開発政策局長級意見交換を実施し、双方の開発政策、重点分野等について意見交換を行った。

令和4年度目標

1 国民参加機会の拡大

(1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

(2) JICA による長期研修や人材育成奨学計画（JDS）等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA 開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

(3) 開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

(4) JICA のボランティア事業（JICA 海外協力隊）については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的

な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会 (DAC) における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

- (1) 中小企業の海外展開を支援する JICA「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」では測定指標 3 令和 4 年度年度目標 1 実績欄に記載のとおり、令和 4 年度公示は、より使い勝手が良く、効果の高い事業とするため、試行的な制度改編を行い、従来の「普及・実証・ビジネス化事業」は継続する一方、「基礎調査」及び「案件化調査」は廃止し、新たに「ニーズ確認調査」及び「ビジネス化実証事業」を募集し、中小企業からの提案 52 件を含む計 59 件を採択した。提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査する「地域金融機関連携案件」は、13 件採択された。
- (2) 人材育成奨学計画 (JDS) では令和 4 年度に約 302 名の若手行政官を受け入れ、同計画と連携した日本理解プログラムを実施した。JICA 長期研修員についても、令和 4 年度は約 650 名を受け入れた。JICA 短期研修員に関しては、令和 4 年度は、約 7,500 名を対象に幅広い分野に関する研修を約 800 コース実施した。研修員 (学位課程就学者) 受入れに係る覚書を締結した大学は 6 校増加し、連携を強化した。日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ「日本理解プログラム」の 9 回にわたる実施等を通じ、「JICA 開発大学院連携」を推進した。
- (3) NGO との連携・協働の強化として、日本 NGO 連携無償資金協力事業 (社会経済開発事業) を通じて約 70 億円 (117 件)、ジャパン・プラットフォーム事業 (緊急人道支援事業) を通じて約 81 億円 (143 件) の資金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型・地域活性化型合計で約 13 億円 (24 件) を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで 7 団体、NGO スタディ・プログラムで 8 名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会 2 件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、全体会議及び開発協力大綱の改定に関する臨時全体会議を 1 回ずつ、連携推進委員会及び ODA 政策協議会をそれぞれ 3 回、合計 8 回行い、対話の継続・拡充を図った。
- (4) JICA ボランティア事業については、令和元 (2019) 年度以来となる JICA 海外協力隊の春・秋 2 回の募集を行うとともに、対面での募集説明会も再開するなど募集活動を活発に展開した結果、長期派遣への応募者は春・秋募集合わせて 2,535 名となり、コロナ前の水準に回復した。また、DX を活用した派遣中隊員の技術支援、隊員の再派遣促進、在外拠点における案件形成の促進や受入基盤整備、派遣地域の拡大、国内における感染状況に即したコロナ対策と訓練規模拡大に取り組んだ。国内における外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進も念頭に、愛媛県、岩手県遠野市、群馬県甘楽町と協力の覚書を締結し、JICA ボランティア事業 (特にグローバル・プログラム) を通じた帰国後の社会還元を見据えた人材育成を推進した。さらに、開発途上地域に加え国内にも貢献する事業のあり方と成果を積極的に発信した。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会 (DAC) における ODA 実績が正当に評価されるための測定方法の改定や ODA を触媒とした民間資金の動員の方策、新型コロナウイルス対策や気候変動問題に関する援助の在り方についての議論に積極的に参加した。また、新興ドナーが行う途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性をもって行われるよう、DAC として相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行った。主要ドナーとの対話としては、7 月に鈴木外務副大臣とサージャン・カナダ国際開発大臣とのテレビ会談、令和 5 年 1 月に武井外務副大臣とミッチェル英外務・開発省担当大臣とのテレビ会談、シーファー米国際開発庁 (USAID) 長官補の大臣・次官表敬及び国際協力局長との意見交換、令和 5 年 2 月に武井外務副大臣とサージャン・カナダ国際開発大臣とのテレビ会談、及び日英開発政策対話 (局長級) を実施し、それぞれのカウンターパートと開発分野の諸課題、日本の G7 議長国下における協力等について意見交換を行った。

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10 月に UNICEF と、令和 5 年 1 月に国連開発計画 (UNDP) と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見

交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

令和5年度目標

1 国民参加機会の拡大

- (1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。
- (2) JICAによる長期研修や人材育成奨学計画(JDS)等を通じて、将来の開発協力を含む二国間関係や地域・多国間外交等を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA 開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。
- (3) 開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。
- (4) JICA ボランティア事業(JICA 海外協力隊)については、令和6年度までに派遣中隊員数をコロナ前の水準である2,000人に回復すべく、引き続き取り組みを推進する。また、途上国も日本も活性化させる国際的な人材としての JICA 海外協力隊の更なる強化を図る。

2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、OECD/DACにおける取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進するが、JDS の意義をより強く反映させるため修正を加えた。

測定指標5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標(一年度)

開発協力への国民の理解と支持を得る。

令和3年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面またはオンライン(またはその併用)にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、大学等に対し新型コロナ対策としてオンラインにて ODA 出前講座を 20 回実施し、例年の水準を上回る計 2,823 人の参加を得た。オンラインの特性を活かし地方への訴求に力を入れた。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

(1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として令和 2 年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全 3 本（「港湾整備でパートナー“シップ”！の巻」、「発展への道に ODA の巻」、「都市鉄道を通して未来を描くの巻」）を制作・発信し、合計再生数は延べ 97 万回を超え、例年を上回る視聴者数を得た他、「BS よしもと」にて放映した開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」のテレビ CM としても放映した。

(2) ドキュメンタリー動画「フロントランナー ～未来を作る日本人たち」

又吉直樹氏をナビゲーターとして迎え、人間の安全保障を中心テーマとして「防災編（ダイジェスト版・対談版）」、「平和構築編（ダイジェスト版・対談版）」、「保健・栄養編（ダイジェスト版・対談版）」の計 6 本を制作した。世界の一線で活躍する専門家に焦点を当てた本動画の再生回数は延べ 25 万回を超えた他、1 万人以上の参加者を得たグローバルフェスタ JAPAN2021 や京都国際映画祭等のイベントにおいてもプロモーションを行い、多くの注目を集め、開発協力に対する理解促進に貢献している。また、同企画における「保健・栄養編」をテーマとした開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」を白石聖氏、フォンチー氏を出演者として制作し、「BS よしもと」にて令和 4 年 3 月 27 日放映を実施し、外務省 YouTube 等でも公開し、累計で 16,000 人以上のリーチ数を得た。

3 SNS を使った情報発信

(1) Twitter

令和 2 年度に引き続き Twitter を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は 11,000 名規模を維持した。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」及びドキュメンタリー動画「フロントランナー ～未来を作る日本人たち」について、Google、YouTube、Facebook といったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

10 月、グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面（東京国際フォーラム）及びオンラインを併用したハイブリッド形式で開催し、1 万人を超える参加者・視聴者を得た。本フェスタでは、国際的な潮流や国内の状況をふまえ、多様性、地方活性化、若者をテーマとして設定し、このテーマに沿った形でステージイベントやフォトコンテストのほか出展ブース、オンラインセッション等を開催することにより、参加者・視聴者が国際協力に親しみをもち、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会に繋がった。

5 その他特記事項

ODA メールマガジンを 12 号配信し、ODA に関するエピソード、関連イベント情報などを定期的に配信、主要記事を ODA ホームページに掲載し一般読者の ODA に対する理解・共感を得ている（2021 年 12 月現在登録者数 20,075 人、累計配信数 447 号）。また、JICA 隔月発行広報誌『JICA Magazine』（35,000 部発行）掲載の『教えて外務省！知っておきたい国際協力』ページでは、職員が毎号のテーマに沿った ODA・国際協力について、一般読者向けにわかりやすく説明した。

令和 4 年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説

明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2022 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、高専、大学等に対し、対面及びオンラインにて形式にて ODA 出前講座を 24 回実施し、計 3,652 人の参加を得た。参加者数が前年度を上回った他、オンラインの活用を継続しつつ、コロナ禍のため途絶えていた対面による講師派遣も実施し、地方への訴求に力を入れた。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

(1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として令和 3 年度に引き続き採用し、TICAD 8 開催の機会を捉え、アフリカに対する開発協力をテーマに ODA 紹介動画を全 3 本（「アフリカの米作りに ODA の巻」、「アフリカの ICT 発展にも ODA の巻」、「大エジプト博物館に ODA の巻」）制作・発信し、合計再生数は延べ 83 万回を超え、好評を得た。本アニメ動画は、平成 30 年度の制作開始以降、5 年間で計 15 本制作し、累計再生回数は 330 万回 超えの好評を博し、開発協力のわかりやすい情報発信となった。

(2) ドキュメンタリー動画「Efforts for a free and open ocean 自由で開かれた海洋のための取組」

俳優の吉原光夫氏をレポーターとして迎え、自由で開かれたインド太平洋を念頭に、「海」に関わる ODA の現場をテーマとした「海上交通の安全（海図作成に係る能力向上支援）」、「海上交通の安全（VTS などの能力向上支援）」、「質の高いインフラ支援」、3 本の内容を 1 本にまとめたダイジェスト版の計 4 本を制作した。海上保安庁による能力向上支援や港湾プロジェクトに携わる専門家に焦点を当てた本動画の再生回数は延べ 4,800 回（令和 5 年 3 月末公開から 4 月末までの実績）だった。本動画については、10 月に当省が実施した国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN2022」にて制作発表した。

(3) テレビドラマ「ファーストステップ 2 世界をつなぐ勇気の言葉」

タレントで作家の又吉直樹氏をナビゲーターに迎え、令和 3 年度に制作した開発協力テレビドラマ「ファーストステップ 世界をつなぐ愛のしるし」の第二弾として、「ファーストステップ 2 世界をつなぐ勇気の言葉」を白石聖氏、星田英利氏、田中幸太朗氏等を出演者として防災分野をテーマに制作し、令和 5 年 3 月に「BS よしもと」にて前作の再放送含めて放映した他、外務省や吉本興業 YouTube 等でも公開し、累計で約 25,400 回の総再生回数を得た。なお、同ドラマ放映の際に (2) のドキュメンタリー動画の CM も放映し視聴拡大に努めた。

3 SNS を使った情報発信

(1) ツイッター

令和 3 年度に引き続きツイッターを活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は 1 万 2 千名規模を維持した。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」、ドキュメンタリー動画「Efforts for a free and open ocean 自由で開かれた海洋のための取組」及びテレビドラマ「ファーストステップ 2 世界をつなぐ勇気の言葉」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

10 月にグローバルフェスタ JAPAN2022 を対面（東京国際フォーラム）及びオンラインを併用したハイブリッド形式にて開催し、昨年を上回る盛況であり、約 2.2 万人超の参加者・視聴者を得た。本フェスタでは、貧困など開発途上国の開発課題、地球規模課題、近年のウクライナ情勢などの問題が深刻化する中で、誰もが国際協力へ参加していくこと、国・地域への理解を深める重要性や若

者などをテーマとして設定し、このテーマに沿った形でステージイベントやフォトコンテストのほか国際協力に携わる NGO、国際機関、企業、大学や在京大使館など約 100 団体による出展ブース、オンラインセッション等を開催することにより、参加者・視聴者が国際協力に親しみを持ち、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会に繋がった。

5 その他特記事項

ODA メールマガジンを 12 号配信し、ODA に関するエピソード、関連イベント情報などを定期的に配信、主要記事を ODA ホームページに掲載し一般読者の ODA に対する理解・共感を得た（令和 5 年 4 月現在登録者数 20,165 人、累計配信数 462 号）。また、JICA 隔月発行広報誌『JICA Magazine』（35,000 部発行）掲載の『教えて外務省！知っておきたい国際協力』ページでは、職員が毎号のテーマに沿った ODA・国際協力について、一般読者向けにわかりやすく説明した。

令和 5 年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、高専、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2023 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標（一年度）

平成 28 年 8 月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

令和 3 年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、積極的な再受講を促す方策を検討する。初動対応マニュアルについては、JICA との連携も視野に入れつつ、定期的な訓練の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤の各項目について、コロナ禍の影響も踏まえ JICA と連携し、以下の施策を実施した。

①脅威情報の収集・分析・共有の強化

新型コロナウイルス感染症対策に係る行動規範の周知徹底、新型コロナウイルス感染予防に係る事業関係者への情報提供等を行い、12 月の「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 8 回会合

では、新型コロナウイルス感染症禍における最近のテロ等の情勢や水際対策措置等、また JICA 関係者の渡航再開の現状や課題等を議題として、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、事業関係者向けに配布している「JICA 海外安全対策ハンドブック」を新型コロナウイルス感染症対策について加筆した上で 2021 年度版として更新し、JICA ホームページ上の安全対策専用 Web ページ内にも掲載した。在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。

②事業関係者及び NGO の行動規範

治安情勢等に基づく安全対策措置（渡航措置及び行動規範）については、各国の情勢の変化を踏まえ、随時更新を行った。新型コロナウイルス流行下における行動規範については、疫学的状況等を踏まえて二度改訂を行い、事業関係者の渡航にあたっては、同行動規範の遵守に同意を求めた。これに加え、国別の感染症対策措置を新たに定めると共に、渡航再開及び渡航可能地域の拡大を進めた。

政府資金を通じた事業実施中の日本 NGO の邦人職員の渡航に際しては、新型コロナウイルス感染症及び安全の観点から事前に提出された渡航計画をもとに渡航の是非について慎重に審査を行った。また、渡航後の邦人職員の滞在状況については定期的に NGO とも情報共有して把握に努めるとともに、自然災害等の発生時には安否確認を行った。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA 安全対策研修（渡航者・管理者向け）、テロ実技訓練を延べ 30 回実施し、合計 669 名が参加した。また、コロナ禍の影響により、安全対策研修（講義型、ワークショップ型、実技型）の実施を一部中止したが、オンライン形式への変更や人数を制限し必要な対策を講じた上で実施するなどの工夫をして再開した。また、補完的な研修教材として、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ版の安全対策研修の提供を開始し合計 1160 名が登録・参加した。

④危機発生後の対応

ミャンマー、アフガニスタン、エチオピア、ウクライナ等においては、治安情勢の悪化をふまえ、事業関係者の安全を確保するため、一時帰国の手段を取った。

また、新型コロナウイルスの流行が波状に押し寄せる現状をふまえ、事業関係者が適切な医療サービスにアクセスできなくなる事態を避けるため、各国の情勢を随時モニタリングし、必要な国に対しては一時的な新規渡航見合わせとした。

令和 3 年 8 月のカブール陥落以降、アフガニスタンからの出国を希望するすべての人々の安全な退避が喫緊の課題であるとの認識の下、日本政府として、希望するすべての在留邦人、在アフガニスタン大使館現地職員、JICA アフガニスタン事務所の現地職員などに対し、査証発給や航空券手配等の支援を行ってきた。こうした取組の結果、令和 4 年 3 月末までに約 600 名の日本関係のアフガニスタン人が日本に無事到着した。

⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方

国際協力事業関係者の安全に関する緊急事態発生時の初動対応マニュアルに外務省から資金協力を得て事業を実施している日本の NGO の邦人関係者に対する対応を組み込んでマニュアルを一本化した。

また、コロナ禍においては、経済の悪化により一般犯罪リスクが増加している現状をふまえ、実際の犯罪事例を用いた注意喚起を例年よりも強化して実施した。

令和 4 年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、より実践的かつ学習効果の高い内容となるよう、研修体系・内容の改善を図る。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と連携し、令和 3 年度の取組を継続し、以下の施策を実施した。

①脅威情報の収集・分析・共有の強化

12月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第9回会合をハイブリッド形式で開催し、最新の世界情勢の変化を踏まえ、テロ・治安の状況や国際協力事業関係者等の安全確保に関する取組の現状等について、外務省・JICAから情報発信を行い、参加者との間で活発な意見交換を実施した。在外公館においては、経済協力政策協議等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODAタスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。JICAにおいては、JICA在外事務所での安全対策ブリーフィングの他、特に治安上のリスクが高い国への渡航者に対しては渡航前ブリーフィングを実施する等、関係者間の情報共有の強化を図った。

②事業関係者及びNGOの行動規範

各国の治安情勢の変化等を踏まえ、JICAの安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を随時更新した。新型コロナウイルス流行下における行動規範を継続的に適用するとともに、国別の感染症対策措置（渡航再開の是非、渡航可能地域の策定）の更新を随時行った。

国際協力事業関係者及び政府資金を通じた事業実施中の日本NGOの邦人職員の危険度の高い国・地域への渡航に際しては、新型コロナウイルス感染症及び安全の観点から事前に提出された渡航計画をもとに渡航の是非について慎重に審査を行った。また、渡航後の邦人職員の滞在状況については定期的にNGOとも情報共有して把握に努めるとともに、自然災害等の発生時には安否確認を行った。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA安全対策研修（渡航者・管理者向け）、テロ対策実技訓練を延べ29回実施し、合計869名が参加した。また、ウェブ版の安全対策研修には、合計2,490名が登録・参加した。実技訓練は、凶器で攻撃された場合、滞在地が突然襲撃された時の対応等、より実践的かつ学習効果の高い内容を新たに追加し、実施した。

④危機発生後の対応

各国・地域の治安情勢をふまえ、事業関係者の安全を確保するため、ハード・ソフト両面の対応を実施した。また、新型コロナウイルスの最新の状況をふまえ、事業関係者が適時適切な医療サービスにアクセスできるよう、各国の情勢を随時モニタリングし、必要な国・地域に対しては渡航措置の見直しを行った。

⑤外務省及びJICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

国際社会を巡る情勢の変化や新型コロナウイルス感染症に伴う水際措置の緩和等により国際協力事業関係者の海外渡航の増加が見込まれることを踏まえ、ODA実施国に所在する在外公館に対し、国際協力事業関係者の安全対策に遺漏がないよう危機管理意識の向上を図るとともに、外務省及びJICA間の連絡態勢のあり方を再確認した。

10月6日に「人命の最優先」、「最適の安全対策」、「当事者意識」の3つの柱からなるJICAの安全対策宣言の改訂版を公表し、関係者の安全管理意識の向上に努めた。

令和5年度目標

国際協力事業関係者の安全確保はODA実施の大前提であるとの認識を改めて政府部内で共有し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議を最新の世界情勢や参加者のニーズに則した内容とするよう努めるとともに、JICA安全対策研修の質の管理と向上に向けて、研修体系及び内容の改善に着手する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標7 主要個別事業の事後評価結果（注）						
評価がA：非常に高い、B：高い、C：一	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値

部課題がある、D：低い、のうち、A～Bの評価が占める割合	—	80%	78%	80%	90%	80%
モニタリングを踏まえた変更点及びその理由 主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。 年度目標値は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。						

(注)10億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

但し、本内容はあくまで各年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）			
(約束額ベース、単位：百万ドル) (注)「開発途上地域」指定国を含む	実績値		
	令和2年	令和3年	令和4年
	① 5,184.27	① 4,285.76	① (集計中)
	② 9,354.25	② 5,551.98	② //
① 社会インフラ及びサービス	③ 1,025.48	③ 1,299.26	③ //
② 経済インフラ及びサービス	④ 2,912.82	④ 1,285.70	④ //
③ 生産セクター	⑤ 2,335.15	⑤ 1,275.19	⑤ //
④ マルチセクター援助	⑥ —	⑥ —	⑥ //
⑤ 商品援助／一般プログラム援助	⑦ 631.73	⑦ 950.50	⑦ //
⑥ 債務救済	⑧ 802.12	⑧ 801.28	⑧ //
⑦ 人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)			
⑧ 行政経費等			

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①無償資金協力	197,706 (197,567)	159,789 (159,762)	275,676 (274,521)	163,403	1, 2, 3, 4, 6	0295
②独立行政法人国際協力機構運営費交付金	156,025 (156,025)	150,660 (150,660)	171,335 (171,335)	150,302	1, 2, 3, 4, 6	0296
③有償資金協力	—	—	—	—	1, 2, 3, 4, 6	—
④独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金	524 (461)	753 (712)	920 (920)	1,549 (前年度からの繰越額を加えた場合、3,499)	1, 2, 3, 4	0297
⑤無償資金協力事務費	926 (765)	907 (798)	908 (808)	1,119	1, 2, 3, 4	0298
⑥開発協力の理解促進	141 (136)	144 (142)	140 (138)	139	5	0299

⑦経済協力評価調査	97 (61)	91 (63)	88 (78)	85	1, 2, 3, 4, 5	0300
⑧開発援助人材育成・振興	開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。 これにより我が国の開発協力の効果的かつ効率的な実施に寄与する。				1, 2 3	—
⑨NGO 活動環境整備	91 (84)	85 (66)	84 (74)	69	4	0301
⑩現地 ODA タスクフォース業務	93 (59)	90 (85)	91 (76)	101	1, 2, 3, 4	0302
⑪政府開発援助の調査及び企画立案等事務費	208 (167)	202 (177)	201 (178)	204	1, 2, 3, 4, 5	0303
⑫民間援助連携事務費	71 (66)	70 (65)	70 (67)	68	4	0304
⑬開発協力情報管理関係経費	18 (16)	18 (16)	17 (17)	17	1, 2, 3, 4, 5	0305
⑭海外技術協力推進団体補助金 (平成元年度)	8 (6)	8 (7)	7 (7)	5	4	0306
⑮開発協力白書編集等	17 (14)	14 (14)	14 (14)	14	4 5	0307
⑯国際機関との連携等	8 (2)	6.8 (1)	6 (4)	6	1, 2, 3, 4	0308
⑰国別開発協力方針策定調査	6 (0)	6 (0)	6 (6)	5	1, 2, 3	0309
⑱経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費	8 (0.6)	7 (0.2)	7 (0.4)	7	1 4	0310
⑲国際緊急援助事務費	8 (0.7)	6 (0.8)	6.5 (5)	6	2, 3 4	0311
⑳在外公館広報活動基盤整備費	15 (5)	15 (11)	12 (9)	11	5	0312
㉑草の根無償の理解促進に必要な経費	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	5	—
㉒外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費	11 (5.5)	7 (10)	9 (9)	10	1, 2, 3	0313
㉓国際移住機関(IOM) 分担金	527 (527)	549 (541)	565 (565)	565	2 3	0316
㉔国際移住機関(IOM) 拠出金(任意拠出金)	4,081 (4,081)	3,455 (3,455)	3,919 (3,919)	0	2 3	0327
㉕国際復興開発銀行(IBRD)・国際開発協会(IDA) 拠出金(ARTF)	1,375 (1,375)	0 (0)	1,080 (1,080)	0	2	0314
㉖アジア生産性機構(APO) 分担金	590 (590)	459 (459)	495 (495)	397	3	0315

⑳七 コロンボ計画分担金	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	1	0317
㉑ 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金 (任意拠出金)	11,738 (11,738)	11,268 (11,268)	15,164 (15,164)	1,487	2 3	0318
㉒ 国際連合世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (任意拠出金)	12,528 (12,528)	9,084 (9,084)	14,846 (14,846)	270	2 3	0319
㉓ 赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (任意拠出金)	3,646 (3,646)	4,932 (4,932)	4,094 (4,094)	83	2 3	0320
㉔ 国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS) 拠出金 (任意拠出金)	524 (524)	226 (226)	604 (604)	6	2 3	0321
㉕ 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (任意拠出金)	3,694 (3,694)	1,819 (1,819)	3,766 (3,766)	82	2 3	0322
㉖ 国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 拠出金 (任意拠出金)	688 (688)	927 (927)	745 (745)	48	2 3	0323
㉗ 国際連合中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金)	29 (29)	14 (14)	13 (13)	13	2 3	0353
㉘ アジア生産性機構 (APO) 拠出金	213 (213)	11 (11)	10 (10)	10	3	0324
㉙ 経済協力開発機構・開発関連 (DAC) 拠出金	8 (8)	9 (9)	9 (9)	9	1, 2, 3, 4	0325
㉚ 国際開発教育・研究機関拠出金 (任意拠出金)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7	1 3	0326
㉛ 国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) 拠出金 (任意拠出金)	883 (0)	1,575 (1,575)	864 (864)	0	2 3	0328
㉜ アジアパシフィックアライアンス拠出金	170 (170)	95 (95)	95 (95)	90	3	0330
㉝ シリア復興信託基金 (任意拠出金)	1,009 (1,009)	504 (504)	759 (759)	0	2	0331
㉞ 国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (LOTFA)	8,200 (8,200)	0 (0)	0 (0)	0	2	—
㉟ 経済協力開発機構・開発センター分担金	138 (138)	157 (157)	175 (175)	153	1, 2, 3, 4	0332
㊱ 経済協力開発機構・開発センター拠出金	21 (21)	20 (20)	21 (21)	19	1, 2, 3, 4	0333

④G7 説明責任作業部 会 (AWG) 関連経費	—	—	9 (11)	13	4	0335
④5 国連国別プール基 金 (CBPF) 拠出金	—	—	145 (145)	12	2 3	0336
④6 ブルー・ドット・ネ ットワーク (BDN) 事 務局拠出金	—	—	—	11.7	1	新 23- 0337
④7 G7 開発金融に関す るサイドイベント関 連経費	—	—	—	8	1	0338
④8 G7 議長国としての SDGs・人間の安全保 障推進関連会合開催 経費	—	—	—	28	3	0368
④9 国連経済社会理事 会理事国選挙関係費	—	—	—	5	3	新 23- 0339
⑤0 UHC フォーラム開 催経費	—	—	—	3	3	新 23- 0340
⑤1 プラスチック汚染 を含む海洋環境に関 する経費	—	—	—	20	1, 2, 3,	新 23- 0402
⑤2 赤十字国際委員会 ドナーサポートグル ープ会合開催経費	—	—	—	6	2, 3	新 23- 0329
⑤3 2023 年日本開催サ ミット NGO 関連	—	—	—	43	4	新 23- 0341

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-VI-2）

施策名（※）	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	<p>グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGsに係る以下の取組を推進する。</p> <p>1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。</p> <p>2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>人間一人ひとりに着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの実施にも貢献するものである。</p> <p>地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発協力大綱（平成27年2月10日 閣議決定） 国家安全保障戦略（令和4年12月16日 閣議決定） グローバルヘルス戦略（令和4年5月24日 健康・医療戦略推進本部決定） 国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略（令和5年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定） 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和元年12月20日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） SDGsアクションプラン2023（令和5年3月17日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定） 					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	115	108	95	128
		補正予算(b)	58	0	0	
		繰越し等(c)	11	1,015	0	
		合計(a+b+c)	184	1,123	95	
執行額(百万円)		81	53	65		
同（分担金・拠出金）	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	26,977	26,787	26,881	16,116
		補正予算(b)	87,707	105,408	91,595	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	114,685	132,195	118,476	
執行額(百万円)		113,836	131,328	108,140		
政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価実施予定時期	令和6年8月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

1 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)の推進を通じて、日本独自の「SDGsモデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。

2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。

3 人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) (注)の実現に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、Gaviやグローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。

(注) 全ての人々が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第5回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(平成30年6月15日)
- ・第73回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成30年9月25日)
- ・第6回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(平成30年12月21日)
- ・第7回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(令和元年6月21日)
- ・「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ(令和元年9月23日)
- ・「SDGサミット2019」における安倍総理大臣スピーチ(令和元年9月24日)
- ・第74回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(令和元年9月24日)
- ・第8回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(令和元年12月20日)
- ・第75回国連総会における菅総理大臣一般討論演説(令和2年9月26日)
- ・国連新型コロナ特別総会における菅総理大臣スピーチ(令和2年12月4日)
- ・第9回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における菅総理大臣発言(令和2年12月21日)
- ・第10回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における菅総理大臣発言(令和3年6月22日)
- ・国連総会ハイレベルウィーク「SDGモーメント2021」における菅総理大臣発言(令和3年9月20日)
- ・第76回国連総会における菅総理大臣一般討論演説(令和3年9月25日)
- ・東京栄養サミット2021における岸田総理大臣スピーチ(令和3年12月7日)
- ・第11回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における岸田総理大臣発言(令和3年12月24日)
- ・COVAX ワクチン・サミット2022における岸田総理大臣ビデオ・メッセージ(令和4年4月8日)
- ・米国主催第2回「新型コロナ・サミット」における岸田総理大臣ビデオ・メッセージ(令和4年5月12日)
- ・第12回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における岸田総理大臣発言(令和4年6月14日)
- ・第8回アフリカ開発会議における岸田総理大臣スピーチ(令和4年8月27日)
- ・第77回国連総会における岸田総理大臣一般討論演説(令和4年9月20日)
- ・米国主催グローバルファンド第7次増資会合における岸田総理大臣スピーチ(令和4年9月21日)
- ・G20バリ・サミットにおける岸田総理大臣発言(令和4年11月15日)
- ・ランセット誌への岸田総理大臣寄稿(令和5年1月21日)
- ・第211回国会における岸田総理大臣施政方針演説(令和5年1月23日)
- ・第13回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における岸田総理大臣発言(令和5年3月17日)

測定指標1-1 持続可能な開発のための2030アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標(一年度)

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、「誰ひとり取り残さない」という考えの下、SDGs達成に向けた取組を加速化することで、人間の安全保障の推進に貢献する。

令和3年度目標

- 1 令和3年度は国連ハイレベルフォーラムにおいてSDGsに関する自発的国家レビューを提出予定であり、こうした取組も活用しつつ、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGsの達成に向け

た取組を加速化する。

- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月、国連ハイレベル政治フォーラムにおいて、茂木外務大臣のビデオ・メッセージ等を通じ SDGs の進捗に関する自発的国家レビュー（VNR）を発表し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成や気候変動問題の解決を含む日本の SDGs 達成に向けた取組を国際社会に発信した。さらに、9月、日本が VNR を提出したことを踏まえ、菅総理大臣が国連ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDG モーメント 2021」にビデオ・メッセージを通じて参加。VNR 策定のプロセスを通じ、SDGs 推進円卓会議民間構成員や市民社会との意見交換、パブリックコメント等において日本の SDGs 達成に向けた総合的で客観的な目標、科学に基づくターゲットや指標の整備の必要性等の提言を得ることができ、あらゆるステークホルダーとの連携も強化された。

12月の第11回 SDGs 推進本部においては、「2030 アジェンダ」に掲げられている5つの P (People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ)) に基づき、重点的に取り組む事項を示した「SDGs アクションプラン 2022」を策定し、令和5年に日本が G7 議長国を務め、国連で SDG サミットや UHC ハイレベル会合等の SDGs に関する大きな節目の会合が開催されることも念頭に、今後の SDGs 達成に向けた基本方針を示した。

- 2 国連における人間の安全保障に関する議論の再活性化を目的に、日本、コスタリカ、セネガルの国連常駐代表を共同議長として、人間の安全保障フレンズが再結成され、6月に第1回人間の安全保障フレンズ会合が開催されたことに続き、12月に第2回会合、令和4年3月に第3回会合が開催された。一連のフレンズ会合を通じて、広範囲かつ分野横断的な課題に効果的に対処する上で、人間の安全保障の概念の有用性が参加者の間で再認識された。

9月、第76回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣は、国連の下で進んでいる新たな時代の人間の安全保障の議論は、様々な世界の課題における今後の重要な指針となるものと期待しているとして、我が国の力強い支援を表明した。

令和4年2月、新時代の地球規模課題を考慮した新たな人間の安全保障のあり方を提示した、国連開発計画（UNDP）の「人間の安全保障特別報告書～人新世の時代における人間の安全保障への新たな脅威～」の発刊イベントにおいて、林外務大臣はビデオ・メッセージを発信し、特別報告書の提言を踏まえて、人間の安全保障の実施と普及を一層推進していく旨述べた。

グテーレス国連事務総長が9月に発信した「我々のコモンアジェンダ」報告書や11月のアジア欧州会合（ASEM）のプノンペン声明（首脳会合成果文書）において、人間の安全保障について言及された。

令和4年度目標

- 1 SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である、SDGs 実施指針の改定を令和5年に行うことを見据え、令和4年度は、SDGs 推進市民会議（仮）等の場を通じて、あらゆるステークホルダーと一層連携し、SDGs 達成に向けた取組を加速化する。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、各国・地域・国際機関等との連携を強化しつつ、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 広範なステークホルダーの参画の下に「SDGs 実施指針に関するパートナーシップ会議 2022」が7月と10月の2回にわたりオンラインで開催され、令和5年3月には同会議等の成果に基づく提言書が SDGs 推進本部長である岸田総理大臣に手交された。

また、令和5年3月の第13回 SDGs 推進本部において、G7 広島サミットや SDG サミットの機会を最大限活用して日本の取組を発信しつつ、SDGs の達成に向けた取組を加速化するとともに、新しい資本主義の下、「誰ひとり取り残さない」持続可能な経済社会システムを作り上げていくとの決意の下、「SDGs アクションプラン 2023」が決定された。

- 2 9月、第77回国連総会一般討論演説において、岸田総理大臣は、新たな時代における人間の安全保障の理念に基づく取組の推進を国連外交の3つの柱の1つに掲げるとともに、人間の安全保障基金を通じた取組の促進も通じ、国連と共に新たな時代における人間の安全保障の実現を進める旨表明した。

また、国連における人間の安全保障に関する議論の再活性化を目的に再結成された人間の安全保

障フレンズは、加盟国間での人間の安全保障の概念の浸透を更に図るため、12月に第4回会合を開催した。日本は、セネガル、コスタリカの国連常駐代表と共に、人間の安全保障フレンズの共同議長として、同会合での議論において主導的な役割を果たした。

5月に発出された日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」や8月の第8回アフリカ開発会議で採択された TICAD 8 チュニス宣言において、我が国からの働きかけもあり、人間の安全保障について言及された。

令和5年度目標

- 1 SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である、SDGs 実施指針の改定を行い、2030年における国内外のSDGs 達成を目指し取組を加速化する。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、各国・地域・国際機関等との連携を強化しつつ、SDGs 達成のための国際協力、人間の安全保障の推進に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進 *

中期目標（一年度）

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間安全保障の概念の主流化を図る。

令和3年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障の概念の再活性化に向けたNYにおける国連でのフレンズグループの動きや、国連開発計画（UNDP）と協力して進めている人間の安全保障特別報告書プロセスとも連携の上、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度の人間の安全保障基金に対する申請は、対象地域を後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、サヘル地域に限定したこともあり、前年比38件減の60件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和3年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは以下の17件であり、そのうち9件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。これにより、分野横断的な課題に対して、それぞれの国際機関の特性を活かしたきめの細かい支援を行うことが出来た。なお、同基金は上限200万ドルの開発案件と上限30万ドルのアドボカシー案件の2種類があるが、令和3年度については承認案件が全てアドボカシー案件となったため、結果として多くの案件の承認が可能となった。
 - (1) 「オキーマン地域における森林再生、環境の持続可能性、観光育成：持続的な生計と福利のためのマルチ・ステークホルダー及びコミュニティ・ベースのアプローチを通じたSDGsの加速化」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）及び国連環境計画（UNEP）による共同実施。
 - (2) 「SDGsのローカル化：セネガンビア橋周辺の脆弱な女性及びユースの生計向上」
国連人口基金（UNFPA）、国際貿易センター（ITC）、国連開発計画（UNDP）、国連女性機関（UN-Women）及び国連常駐調整官事務所（UNRCO）による共同実施。
 - (3) 「ラベ地域の9つのコミュニティにおける人間の安全保障アプローチを通じた人道と開発のネクサス向上による持続可能な開発の促進」
国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）及び国際移住機関（IOM）による共同実施。

- (4) 「ファス・ダカール自治体における SDGs の包摂的実施計画」
国連人口基金 (UNFPA)、国連児童基金 (UNICEF)、国連開発計画 (UNDP)、国連女性機関 (UN-Woman) 及び国連常駐調整官事務所 (UNCRO) による共同実施。
- (5) 「東カリブにおける新型コロナウイルス感染症パンデミックへの対応と統合した災害及び環境避難民政策に対する人間の安全保障アプローチの促進」
国際移住機関 (IOM) 及び国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) による共同実施。
- (6) 「ガボンへ向かう混成移住民に対する予防、保護、エンパワーメント強化のための共同した人間の安全保障アプローチ」
国連児童基金 (UNICEF)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び国際移住機関 (IOM) による共同実施。
- (7) 「保健パンデミックの多層的脅威に対するユースの関与とエンパワーメント」
国際移住機関 (IOM)、国連児童基金 (UNICEF)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連人口基金 (UNFPA) による共同実施。
- (8) 「カーボベルデの脆弱コミュニティにおける新型コロナウイルス感染症克服のための人間の安全保障アプローチに関する意識向上とアドボカシーの推進」
国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連人間居住計画 (UN-Habitat) による共同実施。
- (9) 「リビアにおける長引く紛争と新型コロナウイルスの影響への対処のための人間の安全保障アプローチを通じた地元の関与とエンパワーメント」
国連食糧計画 (WFP)、国連開発計画 (UNDP) 及び国連人口基金 (UNFPA) による共同実施。
- (10) 「新型コロナウイルス感染症及びその後の危機に瀕するユースの保護、エンパワーメント、経済的包摂のための人間の安全保障アプローチの推進」
国連人口基金 (UNFPA)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連工業開発機関 (UNIDO) による共同実施。
- (11) 「新型コロナウイルスの状況下における人間の安全保障アプローチを通じた東ティモールの国境沿いコミュニティの脆弱性及び強靱性評価」
国際移住機関 (IOM) 及び国連児童基金 (UNICEF) による共同実施。
- (12) 「ガーナ北部の国境沿いコミュニティにおけるコミュニティ強靱性と社会的結束の強化」
国際移住機関 (IOM) 及び国連人口基金 (UNFPA) による共同実施。
- (13) 「グベケ地域 4 地区における地方開発管理、平和な社会及び人間の安全保障促進のための統合的支援」
国連開発計画 (UNDP) 及び国連女性機関 (UN-Woman) による共同実施。
- (14) 「タイにおける暴力的過激主義防止のための人間の安全保障アプローチの促進」
国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び国連開発計画 (UNDP) による共同実施。
- (15) 「中央アメリカの北方三角地帯及びメキシコにおける保健と移住に関する統合的な対応促進のための人間の安全保障アプローチの適用」
汎米保健機構／世界保健機関 (PAHO/WHO) 及び国際移住機関 (IOM) による共同実施。
- (16) 「新型コロナウイルス後の社会的結束強化のための包括的対話と意思決定の促進」
国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) 及び国連開発計画 (UNDP) による共同実施。
- (17) 「新型コロナウイルス後の都市及び居住をより安全にする：人間の安全保障の枠組みを適用した安全な都市ツールの認知強化」
国連人間居住計画 (UN-Habitat)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連軍縮部 (UNODA) 及び世界銀行による共同実施。
- 3 4 月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、人間の安全保障フレンズ会合の動きや、UNDP が作成に向けて準備を進めている人間の安全保障に関する特別報告書の方向性を注視しつつ、より効果的な人間の安全保障基金の活用に向けた方策について意見交換を行った。

令和 4 年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを 5 件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について 3 つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。

- 3 人間の安全保障の概念の再活性化に向けた NY における国連でのフレンズグループの動きや、UNDP 人間の安全保障特別報告書のアウトリーチ活動とも連携しつつ、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度の人間の安全保障基金に対する申請は、前年比 55 件増の 115 件であった。この過程で、我が国は本基金の管理・運営にあたる人間の安全保障ユニットと引き続き緊密に連携した。
- 2 令和4年度に実施された本基金の案件募集の結果、以下の8件が人間の安全保障に資するプロジェクトとして承認された。そのうち2件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。これにより、分野横断的な課題に対して、それぞれの国際機関の特性を活かしたきめの細かい支援を行うことが可能となった。
 - (1)「複合的な課題に直面するシュニク地域の復興を支援するための政策立案における人間の安全保障の主流化」
国連開発計画 (UNDP) 及び国際労働機関による共同実施。
 - (2)「COVID-19 からの持続可能な復興促進のためのチキタニア地方の若者の多角的な安全保障の回復」
国連人間居住計画 (UN-Habitat)、ILO 及び国連教育科学文化機関 (UNESCO) による共同実施。
 - (3)「万人のための都市：カンボジアにおける包括的でスマートかつ持続可能な都市開発」
国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) 及び UN-Habitat による共同実施。
 - (4)「コンゴ民主共和国タンガンイカ地域におけるジェンダー暴力により影響を受けた最も脆弱な人々やコミュニティのエンパワーメントのための人間の安全保障アプローチ推進」
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び国連合同人権事務所 (UNJHRO) による
 - (5)「沿岸地域の人間の安全保障と国際組織犯罪への耐性強化」
国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び食糧農業機関 (FAO) による共同実施。
 - (6)「ギニアにおける人身売買対策に向けた個人のエンパワーメント及び保護のための人間の安全保障アプローチの活用」
国際移住機関 (IOM) 及び国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) による共同実施。
 - (7)「マダガスカルにおける未管理の国内移住に対応するための人間の安全保障アプローチを通じたステークホルダーの能力強化」
IOM 及び UNDP による共同実施。
 - (8)「シエラレオネにおける環境の持続可能性及び強靱な生活向上のための鉱業セクターガバナンス改善による人間の安全保障アプローチの主流化」
UNDP, FAO 及び国連資本開発基金 (UNCDF) による共同実施。
- 3 12月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、本基金の活動内容や財政状況について確認するとともに、令和4年2月に UNDP が公表した人間の安全保障に関する特別報告書の提言内容を国連システムがいかに実践することが出来るかを検討するために設置された国連機関間作業部会の勧告を実現するために本基金が果たすべき役割等について、メンバー間で活発な意見交換を行った。

令和5年度目標

人間の安全保障基金を活用しつつ、国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 第78回国連総会会期中(令和5年9月～)に人間の安全保障に関する国連事務総長報告が発出される予定であるところ、これを受けた総会での議論等、国連システムにおける人間の安全保障の概念の再活性化をはかるとともに、人間の安全保障基金をより効果的なツールとして活用することを目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第 78 回国連総会会期中（令和 5 年 9 月～）に人間の安全保障に関する国連事務総長報告の発出が予定されているため、同報告の発出を踏まえた取組を年度目標に追加した。

測定指標 1－3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

中期目標（一年度）

人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」との観点から、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、以下の取組を実施する。

- 1 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策、強固な保健システム及び緊急事態への備えの構築に向け、二国間や国際保健機関を通じた支援を推進する。

令和 3 年度目標

- 1 国際社会における UHC の理解促進に向け、指導力を発揮し、各国における UHC の達成に向けた具体的な取組を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、ワクチン・治療・診断の開発、生産及び公平なアクセスの確保のため ACT（Access to COVID-19 Tools）アクセラレータ（新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬・診断の開発・生産・公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組み。WHO ほか提案し、日本を含む 8 か国及びゲイツ財団が共同提案し発足）等の国際的な枠組みへの支援を推進する。また、結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 WHO を中心とする国際保健の枠組みの検証・改革へ積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進している。上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、医療サービスへのアクセスの面で人間の安全保障の具現化に寄与した。
- 2 ACT-A については、特に COVAX を通じた支援を実施し、COVAX に対して、合計 10 億ドルの貢献を行うとともに、COVAX 等を通じて、令和 3 年末までに約 3,500 万回分のワクチンを各国・地域に供与した。また、ユニットエイド（Unitaid）を通じた診断・治療分野の支援も実施した。
エイズ・結核・マラリア等の感染症対策として、グローバルファンドを通じて支援を行い、この結果、グローバルファンド設立以来、2020 年末までに三大感染症に関連して 4,400 万人の命が救われる等の成果が出ている。
- 3 WHO の検証・改革については、5 月の WHO 総会において、パンデミックへの準備と対応に関する WHO 強化作業部会を設置する決定がなされ、7 月から開催されている同作業部会において積極的に議論に参加した。また、12 月に開催された WHO 特別総会では、パンデミックへの準備と対応に関する国際文書策定のための政府間交渉会議の設置が決定され、日本はビューローのメンバーとなり、同会議の副議長に選出され、議論を主導している。
G20 における財務トラックと保健トラックの連携については、前回 G20 ローマ・サミットにおいて、パンデミックの予防・備え・対応や将来の健康危機に適切に対処するための資金メカニズムの方途を検討する G20 財務・保健合同タスクフォース（G20 Joint Finance and Health Task Force）が立ち上げられ、日本も積極的に議論に参加している。
- 4 その他特記事項
顧みられない熱帯病（NTDs）や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）及びユニットエイド（Unitaid）、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）への支援を実施した。
東京栄養サミット 2021 を主催し、215 のステークホルダーからエンドースを得て「東京栄養宣言」を発出した。181 のステークホルダーから 396 のコミットメントが提出され、270 億ドル以上の栄養関連の拠出が表明された。岸田総理大臣からは、日本として今後 3 年間で 3,000 億円（約 28 億ドル）以上の栄養関連支援を発表した。

令和 4 年度目標

- 1 「誰の健康も取り残さない」との観点から UHC の達成に向けて、二国間支援及び国際機関を通じた支援を活用し、国際社会における保健・医療体制の強化に貢献する。
- 2 新型コロナによる危機の克服に向けて、安全性、有効性、品質の保証されたワクチン、診断薬及び治療薬への公平なアクセスを推進する。
- 3 将来の健康危機への予防・備え・対応の能力強化に向け、既存の取組との重複・断片化を避け、国際保健システムのガバナンス・ファイナンス双方を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドや Gavi ワクチンアライアンスなどの国際機関、官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築・強化等の支援を行った。また、国際社会における UHC 推進に向けて政治的モメンタム増大等のための活動を行う UHC2030 等と連携し、保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進した。上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、医療サービスへのアクセスの面で人間の安全保障の具現化に寄与した。感染症対策としては、8月の TICAD 8 において、岸田総理大臣から、エイズ・結核・マラリアの三大感染症対策及び保健システム強化のため、グローバルファンドに対して今後3年間で新たに最大10.8億ドルを拠出することを表明した。グローバルファンドを通じた支援により、設立以来令和3年末までに三大感染症から5,000万人の命が救われる等の成果が出ている。
- 2 4月の COVAX ワクチン・サミット 2022 において、岸田総理大臣から、これまでに拠出済みの COVAX に対する10億ドルの貢献に追加して、最大5億ドルを拠出することを表明した。また、令和5年3月末までに、32か国・地域に対して約4,400万回分のワクチンを供与したほか、78か国・地域に対し、「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約185億円の無償資金協力を実施した。また、ワクチン接種データ管理を含めた経済社会の再活性化や人的往来の再開のための支援をインド太平洋を中心に最大1億ドル規模で開始した。米国主導の新型コロナ・グローバル行動計画の取組においては、日本は6つの柱のうち主に「ワクチン接種の推進」の柱のリード国として貢献し、7月には外相会合を共催した。
- 3 5月に我が国として策定したグローバルヘルス戦略の下、グローバルヘルス・アーキテクチャー構築の具体的な取組として、国際場裡におけるルール作りに積極的に貢献した。世界保健機関 (WHO) の下で年度末までに計4回開催された、パンデミックへの対応に関する新たな法的文書 (WHO CA+) の政府間交渉会議 (注：上記「令和3年度目標」の「施策の進捗状況・実績」3に記載のある「パンデミックへの準備と対応に関する国際文書策定のための政府間交渉会議」の名称が変更されたもの) においては、日本から西太平洋地域代表として副議長を輩出し、WHO 加盟国としての立場でも議論に貢献した。さらに、同時並行で議論が行われている国際保健規則 (IHR) の改正の議論にも積極的に貢献した。資金面に関しては、世界銀行に、特に低・中所得国を支援対象として PPR (予防・備え・対応) のための資金動員を行う新たな基金 (パンデミック基金) が11月に設立され、我が国として合計5,000万米ドルの拠出を表明した。
- 4 その他特記事項として、顧みられない熱帯病 (NTDs) や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) 及びユニタイド (Unitaid)、母子保健や家族計画、性感染症対策等を実施する国連人口基金 (UNFPA) 及び国際家族計画連盟 (IPPF) への支援を実施した。

令和5年度目標

- 1 より強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成に向けて、二国間支援及び国際機関を通じた支援を活用しつつ、国際社会における議論を主導し、保健・医療システムの強化に貢献する。
- 2 将来の公衆衛生危機への予防・備え・対応 (PPR) のため、より良いガバナンス及びファイナンスを含むグローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) を構築・強化する。
- 3 感染症危機対応医薬品等 (MCM) への公平なアクセス確保や薬剤耐性 (AMR) 対策等、様々な健康課題に対応するため、ヘルス・イノベーションを促進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

新型コロナ・パンデミックの教訓を踏まえ、G7広島サミットを含む国際場裡での最新の議論に基づき、令和4年度目標をさらに発展させる形でグローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) の構築・強化やヘルス・イノベーションの促進を追加した。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）			
（出典：国連作成文書）	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	27	279	750

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①人間の安全保障推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務	44 (13)	30 (15)	36 (12)	30	1-1 1-2	0366
②人間の安全保障の実施と理念の普及	<p>我が国が主導して平成11（1999）年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して、人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては、人間の安全保障が採るアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が共同して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また、理念の普及面においては、本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは、国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。</p> <p>上記取組により、その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し、能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるよう社会づくりに貢献する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても、人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。</p>				1-1 1-2 1-3	—
③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進・感染症対策	<p>UHCの推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進する。</p> <p>上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。</p>				1-3	—
④国連地名専門家会合グループ・エクソニム作業部会本邦開催経費	6 (1)	0 (0)	7 (4)	0	1-1	0367
⑤成長のための栄養サミット（N4G）開催	39 (0)	56 (30)	0 (0)	0	1-1 1-3	—
⑥エスカップ基金（ESCAP）拠出金（任意拠出金）	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	1-1 1-2	0342

⑦国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金	1,142 (1,142)	1,006 (1,006)	1,261 (1,261)	1,199	1-1 1-2	0343
⑧国際連合児童基金(UNICEF)拠出金	20,330 (20,330)	6,210 (6,210)	13,554 (13,554)	917	1-1 1-2	0370
⑨世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)拠出金	19,997 (19,997)	20,000 (20,000)	26,924 (26,924)	2,037	1-1 1-3	0344
⑩国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド)	7,244 (7,244)	6,822 (6,822)	10,437 (10,437)	4,413	1-1 1-2	0345
⑪国際連合人口基金(UNFPA)拠出金	4,016 (4,016)	2,786 (2,786)	5,111 (5,111)	1,237	1-1, 1-2, 1-3	0346
⑫国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金(任意拠出金)	381 (381)	97 (97)	574 (574)	85	1-1	0347
⑬国際家族計画連盟(IPPF)拠出金	658 (658)	367 (367)	675(675)	190	1-2 1-3	0348
⑭人間の安全保障基金拠出金	599 (599)	778 (778)	1,372 (1,372)	379	1-1 1-2	0349
⑮Gavi ワクチンアライアンス拠出金	15,413 (15,413)	1,080 (1,080)	1,080 (1,080)	685	1-1, 1-2, 1-3	0350
⑯国際連合人間居住財団(UN-HABITAT)拠出金(任意拠出金)	2,239 (2,239)	208 (208)	770 (770)	8	1-1	0351
⑰初等教育関係(GPE)拠出金	785 (785)	917 (917)	560	67	1-1	0352
⑱国際連合地域開発センター(UNCRD)拠出金	77 (77)	116 (77)	109 (109)	74	1-1	0371
⑲国連防災機関(UNDRR)拠出金	602 (602)	485 (485)	548 (548)	627	1-1	0372
⑳国際連合ボランティア計画拠出金(日本UNV協力事業)	9 (9)	0 (0)	0(0)	0	1-1	0354
㉑国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金)	14,965 (14,965)	134,754 (134,754)	21,373 (21,373)	147	1-1 1-2	0355
㉒世界野菜センター(WorldVeg)拠出金	1 (1)	0 (0)	- (-)	-	1-1	-
㉓国際連合訓練調査研究所(UNITAR)拠出金(任意拠出金)	197 (197)	132 (132)	259 (259)	46	1-1 1-2	0356
㉔国際連合プロジェクト・サービス機関(UNOPS)拠出金(任意拠出金)	5,237 (5,237)	923 (923)	3,300 (3,300)		1-1 1-2	0357
㉕国際連合工業開発機関(UNIDO)拠出金	1,235 (1,235)	236 (236)	324 (324)	0	1-1, 1-2, 1-3	0358
㉖世界保健機関(WHO)拠出金	1,261 (1,261)	917 (917)	1,405 (1,405)	0	1-3	0359
㉗国際機関評価ネットワーク(MOPAN)拠	24 (24)	24 (24)	25 (25)	28	1-1	0360

出金						
⑳国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	0361
㉑国際連合開発計画 (UNDP)・グローバル ヘルス技術振興基金 (GHIT) 連携事業拠出 金	2,200 (2,200)	520 (520)	2,200 (2,200)	380	1-1 1-3	0364
㉒UHC2030 拠出金	97 (97)	80 (80)	281 (281)	77	1-1 1-3	0362
㉓国際労働機関拠出 金(任意拠出金)	757 (757)	150 (150)	80 (80)	0	1-1, 1-2, 1-3	
㉔ユニットエイド (Unitaid) 拠出金	1,093 (1,093)	44 (44)	47 (47)	60	1-1 1-3	0363
㉕国連開発システム 改革支援	1,058 (1,058)	0 (0)	0 (0)	0	1-1	—
㉖COVAX ファシリテ ィ(Gavi ワクチンア ライアンス) 拠出金	-	70,079 (70,079)	21,600 (21,600)	0	1-1 1-2 1-3	0365

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
- ・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議で発表）
- ・仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ 2）（令和元年 6 月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
- ・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン（事例 19, 20（防災））（令和 5 年 3 月：インド世界問題評議会（ICWA）で発表）
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで共有）
- ・マリーン（MARINE）イニシアティブ（令和元年 6 月：G20 大阪サミットで表明）
- ・第 210 回国会所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
（成長のための投資と改革）
- ・第 211 回国会所信表明演説（令和 5 年 1 月 23 日）
四 新しい資本主義（四）投資と改革（GX）
- ・GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日：閣議決定）

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

令和 3 年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

令和 3 年度及び 4 年度は UNEP 創設 50 周年となることから UNEP との連携及び UNEP を通じた環境の保護及び国際協力の推進をさらに進めていくために、国連環境総会（UNEA）等の議論に積極的に参加していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、海洋プラスチックごみ対策も含めた我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 生物多様性

生物多様性条約については令和 3 年度内に締約国会議（COP15）が予定されており、愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組の議論に積極的に関与していく。また、同じくその他の（令和 3 年開催予定の）生物多様性関連の締約国会議（砂漠化対処条約、ラムサール条約及び食料遺伝資源条約）において、我が国の主張をそれぞれの条約決定案に反映していく。

3 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

令和 3 年 4 月から開始する GEF の第 8 次増資交渉における議論に参加することで、我が国が重要視する環境課題が優先事項として取り扱われ、地球規模で資金調達されるよう努めていく。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

様々な国際会議等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル（11月）における岸田総理大臣メッセージにおいて、UNEP/IETC との廃棄物管理分野における連携及び国連環境総会（UNEA）における新たな国際枠組みづくりに関して積極的に取り組んでいく旨を表明した。同総会においては、我が国が議論を主導した結果、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）の設立を決定する決議が採択された。

国連環境計画（UNEP）創設 50 周年記念国連環境総会特別会合（令和 4 年 3 月）において国連総会決議 73/333 に基づく政治宣言が採択された。我が国は積極的に議論に参加した。

2 生物多様性

令和 3 年に生物多様性条約の第 24 回科学技術補助機関会合、第 3 回実施補助機関会合及びポスト 2020 生物多様性枠組に関する第 3 回公開作業部会が開催され、ポスト 2020 生物多様性枠組の構造や個別の目標等について議論が行われ、同枠組の採択に向けた議論に貢献した。その他の生物多様性関連条約との締約国会議に関しては、砂漠化対処条約、ラムサール条約、食料遺伝資源条約の締約国会議のいずれも COVID-19 の感染拡大を受け、2022 年半ば以降へ総じて延期となったため、これに向けて引き続き準備を進めた。我が国は、関連作業部会等に参加し、議論の方向性形成に関与している。

3 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

第 8 次増資交渉会議がこれまで 3 回開催されており、次期増資期間（2022 年-2026 年）におけるプログラムの優先事項の特定及び政策方針等の作成に関与した。

4 化学物質及び廃棄物管理

「水銀に関する水俣条約」については、11 月に第 4 回締約国会議オンライン会合、令和 4 年 3 月に同対面会合（インドネシア・バリ）が開催され、有効性評価の枠組、附属書 A 及び B の再検討等に関し審議されたところ、日本は水銀対策の取組先進国として議論に積極的に参加した。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

5 海洋プラスチックごみ問題

我が国は令和元年の G20 大阪サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを提唱して以来、海洋プラスチック汚染対策には途上国を含む多くの国が対策に参画することが必要との考えの下、途上国での廃棄物管理人材の育成等、本分野での国際的な取組を主導してきた。第 5 回国連環境総会第二部（UNEA5.2。令和 4 年 2 月）において我が国が提案した決議案等に基づき、途上国を含む多数の排出国・消費国の参加を可能とするようなプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）の設立を決定する決議が採択された。

11 月開催の持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第 3 回会合の機会に、岸田総理大臣からのメッセージとして日本の持続可能な海洋経済の構築に向けた貢献への意思表示及び日本の気候変動対策や海洋プラスチックごみ対策における取組の紹介を行った。

令和 4 年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

我が国が UNEA5.2 で決議案を提案し採択されたプラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会が UNEP による支援の下で令和 4 年後半に開始されることとなっており、我が国の意見が反映されるよう同事務局との連携を強化していく。また大阪に事務所を置く UNEP 国際環境技術センター（IETC）との連携をより強化し、プラスチック汚染に関する国際約束交渉への貢献も含め、我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

2 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

2022 年 4 月の GEF 第 8 次増資交渉結果を踏まえ、主要環境条約の実施に効果的に貢献すべく、各事業の必要性や効果、他機関との重複排除、実施能力、説明責任等を十分認識しつつ、対応していく。

3 生物多様性

令和 4 年度は生物多様性に関する多数国間条約の締約国会議等が多数予定されており、これらの会議の場等を通じて我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。具体的には 11 月にワシントン条約の締約国会議が予定されており、野生動植物の保全と科学的根拠に基づいた持続可能な利用を両立させるという我が国の基本方針に基づき対応する。

生物多様性条約については、令和 4 年度内に締約国会議（COP15 第二部）が予定されており、愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組及びその実施が効果的かつ効率的なものになるよう、関係省

庁とともに、関連する議論に積極的に貢献していく。また、その直後に開催予定の食料及び農業のための植物遺伝資源条約の第9回理事会において、我が国は、効果的かつ効率的な多数国間の（遺伝資源へのアクセスに関する）制度に向けた議論に貢献すべく対応する。

砂漠化対処条約（UNCCD）については、令和4年5月に第15回締約国会議（COP15）の開催が予定されており、土地回復や干ばつ等の砂漠化対処のための効果的な履行手段について、関係省庁とともに、積極的に議論に貢献していく。令和4年11月に開催予定のラムサール条約第14回締約国会議においては、同条約のマネートに基づく着実な条約実施、効率的かつ効果的な条約運営につながるよう、新条約戦略計画の作成等に貢献する。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、令和4年から開始される国際熱帯木材協定の改定に向けた議論に貢献するとともに、ITTOの新戦略的行動計画に基づく機関の活動をホスト国として積極的に支援する。特に、令和3年のG7や理事会等で焦点となった違法伐採・貿易の削減を目指した森林ガバナンス強化プロジェクトを支援する。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

引き続き大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにもとづき、多くの国が対策に参画できるように途上国支援を行いつつ、プラスチック汚染に関する国際約束作成のための政府間交渉委員会における交渉においても、我が国は、自らの主張の反映を行いつつ、議論を主導し、主要排出国・消費国が参加する実効的な国際約束の作成を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

UNEP事務局の支援の下、11月にプラスチック汚染に関する条約作成のための第1回政府間交渉委員会が開催された。同委員会の開催に先立ち、林外務大臣はアンダーセン事務局長と会談し、同交渉委員会に関して、環境問題の解決のための重要なパートナーであるUNEP及びIETCと連携して取り組んでいきたい旨述べた。UNEP及びIETCに対して、同交渉委員会の運営及び知的貢献に対する拠出を行った。

2 地球環境ファシリティ（Global Environment Facility: GEF）

第8次増資を踏まえ、GEF評議会の評議員代理として、各環境条約下で実施される案件の承認と適切な実施、モニタリングのための議論に貢献した。

3 生物多様性

令和4年度に開催された生物多様性に関する多数国間条約・機関の締約国会議等については以下のとおり対応した。

ワシントン条約については、第19回締約国会議（COP19）が11月にパナマシティで開催された。附属書改正提案においては我が国の反対、修正提案にも関わらずメジロザメ科のサメ54種が一括して附属書Ⅱに掲載する提案が採択されるなどの結果もあったが、持続可能な利用の考えに立った措置がとられることが重要との我が国の立場を引き続き主張し、常設委員会アジア地域代表に選出されるなどの成果が得られた。

生物多様性条約については、12月に第15回締約国会議（COP15）、カルタヘナ議定書第10回締約国会合（CP-MOP10）及び名古屋議定書第4回締約国会合（NP-MOP4）の第二部が開催された。同会議・会合では、愛知目標の下でのこれまでの生物多様性保全に向けた取組を評価するとともに、令和12（2030）年までの目標を定める「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（the Kunming-Montreal Global biodiversity framework）」等を採択した。

9月開催の食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）の第9回理事会においては、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度の対象となる遺伝資源の範囲拡大及びその機能改善の妥結に向けて議論に参画した。

5月開催の砂漠化対処条約（UNCCD）第15回締約国会議（COP15）においては、干ばつへの耐性を高め、土地劣化を軽減し、土地回復の取組に投資するため、38の決議の採択に貢献した。11月開催のラムサール条約第14回締約国会議においては、新潟県新潟市及び鹿児島県出水市が「ラムサール条約湿地自治体」として認証され、第4次戦略計画の見直しを含む合計21の決議の採択に貢献した。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、国際熱帯木材協定の改定に向けた議論に貢献するととも

に、違法伐採・貿易の削減を目指した森林ガバナンスの強化や、持続可能な森林経営のための能力強化に関するプロジェクト等を支援した。

4 化学物質及び廃棄物管理

6月には化学物質・廃棄物関連3条約の締約国会議である、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(ストックホルム条約)第10回締約国会議、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)第15回締約国会議及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(ロッテルダム条約)第10回締約国会議が合同で開催され、条約ごとに技術的な議題、条約の運用上の課題などについて議論が行われた他、3条約で共通する技術協力や条約間の連携の強化による効率的な対策の実施についての議論が行われた。また、9月及び令和5年3月に実施された「水銀に関する水俣条約」遵守委員会にて、我が国はアジア太平洋地域より選抜された副議長として出席し、条約の実施に係る議論に積極的に貢献した。

また、11月にモントリオール議定書第34回締約国会合(MOP34)が開催され、オゾン層を破壊しないが高い温室効果を有するHFC(ハイドロフルオロカーボン)の削減スケジュールが令和6年から開始されることを踏まえ、改めて締約国間で議定書遵守の必要性が共有され、HFC削減に関連する事項等についても引き続き議論が行われた。

5 海洋プラスチックごみ問題

我が国は令和元年のG20大阪サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを提唱して以来、海洋プラスチック汚染対策には途上国を含む多くの国が対策に参画することが必要との考えの下、途上国での廃棄物管理人材の育成等、本分野での国際的な取組を主導してきた。第5回国連環境総会第二部(UNEA5.2。令和4年2月)において我が国が提案した決議案等に基づき、途上国を含む多数の排出国・消費国の参加を可能とするような海洋環境を含むプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会(INC)の設立を決定する決議が採択され、11月にINC1が開催された。INC1では、プラスチック汚染が環境や生物多様性に及ぼす悪影響を緩和し、あり得べき危険から人間の健康を守ることが重要であり、そのために世界共通の目標を設定し、多くのプラスチック消費国・排出国が参画する実効的で進歩的な枠組みとする必要性等について、具体的なサブスタンスにも言及しつつ、日本から提起し、議論に貢献した。

令和5年度目標

1. 国連環境計画(UNEP)

プラスチック汚染に関する条約交渉を我が国が主導するため、交渉委員会の事務局を務めるUNEPとの連携をさらに強化していく。また、我が国の強みでもある廃棄物管理を専門とする唯一の国際機関であり、大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター(IETC)との連携をより強化し、プラスチック汚染に関する国際約束交渉への貢献も含め、我が国の適正な廃棄物管理への貢献を行っていく。

また、UNEPによるウクライナの環境復興支援等のほか、令和6年第一四半期に予定される第6回国連環境総会で行われる各種環境問題の議論にも積極的に貢献していく。

2 地球環境ファシリティ(Global Environment Facility: GEF)

GEF評議会の評議員代理として、主要環境条約の実施に効果的に貢献すべく、各事業の必要性や効果、他機関との重複排除、実施能力、説明責任等を十分認識しつつ、対応していく。

3 生物多様性

令和5年度は、令和4年度に多数開催された生物多様性に関する多数国間条約及び機関の締約国会議等のフォローアップ及び次回会議に向けた準備のための会合が、引き続き多数予定されている。これらの会合の場等を通じて我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。11月に予定されている食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)第10回理事会においては、効果的かつ効率的な多数国間の(遺伝資源へのアクセスに関する)制度に向けた議論に貢献すべく対応する。

4 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物の国際的な管理の進展に向け、今後とも新たな条約及び枠組みを含めた関連条約を通じた国際的な議論・協力を積極的に参画する。

5 海洋プラスチックごみ問題

令和5年度には、政府間交渉委員会(INC)が2度開催予定である(5月にINC2、11月にINC3)。我が国として、本条約をプラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する効果的かつ進歩的な枠組みとすべく、引き続き本条約交渉を主導していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、我が国における 2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現等、我が国主導による気候変動問題の解決のための取組を推進する。

令和 3 年度目標

- 1 引き続き、令和 3 年に延期された COP26 における気候変動交渉（市場メカニズム、気候資金、透明性枠組み等）に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。
- 2 緑の気候基金（GCF）理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10～11 月に開催された COP26（英国・グラスゴー）では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、今後 5 年間で官民合わせて最大 100 億ドル資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。また、パリ協定の市場メカニズムに関する実施指針、各国の温室効果ガス排出量の共通報告表形式（CRTs）、国が決定する貢献（NDC）の共通の実施期間（コモン・タイムフレームズ）といった重要議題に関して合意が得られ、パリ協定の実施指針が完成する等、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展を実現することに貢献した。
- 2 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与した。GCF は 2015 年以降これまでに累計で 190 件（令和 3 年 12 月末時点、うち令和 3 年暦年は 32 件）の事業を承認し、これにより、約 20 億トンの CO2 排出量削減と約 6 億人の裨益が見込まれている。途上国支援については、令和元年において、約 1.37 兆円の気候変動に係る支援を実施した。令和 2 年実績については、令和 4 年 12 月 31 日までの国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局への提出に向けて集計中である。JCM については、我が国企業や自治体と連携して 2013 年以降累計で 200 件以上（うち令和 3 年度に 30 件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施した。令和 3 年度はモンゴルの JCM プロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げた。脱炭素技術海外展開イニシアティブにおいては、外部審査委員会が民間企業を対象とした公開審査を実施し、18 社 20 製品が選定され、脱炭素製品・パッケージリストに掲載された。企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施した。

令和 4 年度目標

- 1 引き続き、COP27 に向けた気候変動交渉に積極的に参画しつつ、COP26 の決定事項の着実な実施等を通じて世界全体の脱炭素化に貢献する。
- 2 GCF 理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、JCM の活用に向けて、在外公館、及び JBIC、JICA、ADB などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月に開催された COP27 では、気候変動対策の各分野における取組の強化を求める COP27 全体決

定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択された。決定文書の交渉に当たり、我が国からは、引き続きグラスゴー気候合意に基づいて、全締約国が野心的な気候変動対策を実施していくべきことを主張した。特に、緩和分野におけるパリ協定の1.5℃目標達成に向けた取組は、現下の国際情勢においても手を緩めるべきでなく、そのために、全ての締約国が1.5℃目標に整合的な強化されたNDC及び長期戦略の提出を求める文言が必要であること等を提案するなど、交渉に積極的に参画した。

2 GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCFの事業に関する指針策定等を通じてGCFの運営に積極的に関与した。GCFは2015年以降これまでに累計で209件（令和4年12月末時点、うち令和4年暦年は19件）の事業を承認し、これにより、約24億トンのCO2排出量削減と約6.7億人の裨益が見込まれている。

途上国支援については、令和2年において、約1.33兆円の気候変動に係る支援を実施した。令和3年実績については、令和6年12月31日までの国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局への提出に向けて集計中である。

JCMについては、我が国企業や自治体と連携して平成25(2013)年以降累計で240件以上（うち令和4年度に38件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施するなど、成果を着実に上げた。

脱炭素技術海外展開イニシアティブにおいては、外部審査委員会が民間企業を対象とした公開審査を実施し、令和4年度は新たに1社1製品を選定し、脱炭素製品・パッケージリストに掲載した。企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施した。

令和5年度目標

- 引き続き、COP28に向けた気候変動交渉に積極的に参画しつつ、COP27の決定事項の着実な実施等を通じて世界全体の脱炭素化に貢献する。
- GCF理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、JCMの活用に向けて、在外公館、及びJBIC、JICA、ADBなどの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、脱炭素技術展開イニシアティブや二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（--年度）

第3回国連防災世界会議で策定され、「事前の防災投資」「より良い復興(Build Back Better)」など日本が重視する観点を多く含む仙台防災枠組(2015-2030)の下、東日本大震災等を通じて得た「防災先進国」としての我が国の知見・経験も活用して各国の目標達成を支援し、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

令和3年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、国連防災機関(UNDRR)との協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とする「世界津波の日」オンラインイベントを11月にUNDRRと共催した。同イベントでは「現在、そして将来世代のための津波リスク削減に向けた科学技術の活用」をテーマに、関係国・期間の専門家や若手研究者などにより活発な議論が行われた。さらに、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に

関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

令和4年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、UNDRR との協力を通じて、「世界津波の日」の普及啓発活動や、仙台防災枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、10月に津波防災に対する意識向上を目的とする「世界津波の日」2022 高校生サミット in 新潟の開催を支援した。同イベントでは国内外から200名を超える高校生が参加し、津波の脅威と対策について理解と関心を深めた。また、11月に国連本部における「世界津波の日」啓発イベントをUNDRRと共催した。さらに、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

令和5年度目標

我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な洪水対策等の支援を行うとともに、行政官や次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を推進する。また、UNDRR 等との協力を通じた「世界津波の日」の普及啓発活動や、「仙台防災枠組」中間レビューの機会も活用した、同枠組が定める諸目標の達成に向けた支援を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年5月に「仙台防災枠組」の中間レビュー・ハイレベル会合が実施され、枠組前半期における各国の取組進捗、新たな課題等が議論される予定である。同会合で改めてその必要性が訴えられる見込の、枠組後半期の防災取組加速、枠組が示す各種目標の達成に資するべく、引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）			
（出典：UNDRR ANNUAL REPORT）	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	120	123	126

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進	1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を行う。これを通じ、地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。 2 国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を各種会合に反映させる。また、我が国がホストした第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靱な世界の実現				2-1 2-3	—

	に寄与する。					
②地球環境問題への取組	11 (11)	0 (0)	11 (11)	0	2-1	0397
③気候変動問題への取組	6 (0.6)	5 (2.1)	5.2 (5)	7	2-3	0396
④北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 政府間会合開催	0 (0)	2.1 (0)	0 (0)	0	2-1	—
⑤気候変動と脆弱性の問題への取組	6 (3.5)	6 (2.6)	6 (3.5)	8.2	2-1	0398
⑥海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費	8 (0)	0 (0)	0 (0)	20	2-1	—
⑦気候変動枠組条約 (UNFCCC) 拠出金	371 (371)	304 (304)	340 (340)	189	2-2	0369
⑧生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)	148 (148)	58 (58)	145 (145)	185	2-1	0375
⑨国際熱帯木材機関 (ITTO) 分担金	106 (87)	45 (45)	45 (45)	113	2-1	0376
⑩砂漠化対処条約(義務的拠出金)	78 (78)	77 (77)	81 (81)	84	2-1	0377
⑪バーゼル条約拠出金(義務的拠出金)	57 (57)	53 (53)	57 (57)	62	2-1	0378
⑫野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金)	57 (57)	56 (56)	56 (56)	78	2-1	0374
⑬水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金)	46 (46)	27 (27)	49 (49)	56	2-1	0379
⑭オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金)	50 (50)	35 (35)	24 (24)	35	2-1	0380
⑮国際自然保護連合 (IUCN) 拠出金(義務的拠出金)	54 (54)	56 (56)	58 (58)	70	2-1	0381
⑯ストックホルム条約 (POPs 条約) 拠出金(義務的拠出金)	37 (837)	34 (34)	38 (38)	40	2-1	0382
⑰生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金)	29 (29)	16 (16)	29 (29)	37	2-1	0383
⑱北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 拠出金(義務的拠出金)	30 (30)	30 (30)	30 (16.2)	38	2-1	0384
⑲ロッテルダム条約 (PIC 条約) 拠出金(義務的拠出金)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	34	2-1	0385
⑳オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金(義務的拠出)	10 (10)	10 (10)	7 (7)	9	2-1	0386

金)						
⑳南極条約（義務的 拠出金）	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3	2-1	0387
㉑国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金(任意拠 出金)	15 (15)	94 (94)	152 (152)	34	2-1	0388
㉒国連環境計画 (UNEP) 拠出金(任意拠 出金)	180 (180)	124 (124)	664 (664)	49	2-1	0389
㉓国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術 センター拠出金(任意 拠出金)	186 (186)	43 (43)	149 (149)	53	2-1	0390
㉔多数国間環境条約 遵守実施支援拠出金 (旧ハイレベル政治フ ォーラム拠出金)(任 意拠出金)	6 (6)	6 (6)	7 (7)	6	2-1	0391
㉕オゾン層保護基金 拠出金(義務的拠出 金)	2,612 (2,612)	1,812 (1,812)	2,564 (2564)	2196	2-1	0392
㉖生物多様性条約名 古屋議定書拠出金(義 務的拠出金)	31 (31)	19 (19)	31 (31)	42	2-1	0393
㉗水俣条約拠出金(義 務的拠出金)	18 (18)	4 (4)	9 (9)	15	2-1	0394
㉘気候変動枠組条約 締約国会議に係る経 費	-	-	19.4 (19.7)	18.9	2-2	0399
㉙気候変動枠組条約 補助機関会合に係る 経費	-	-	4.8 (2.6)	4.7	2-2	0400
㉚適応基金(AF) 拠出 金	- (-)	650 (650)	650 (650)	0	2-2	0373
㉛世界資源研究所 (WRI) 拠出金	- (-)	11 (11)	22 (22)	14	2-1	0395
㉜世界銀行グローバ ル・シールド資金ファ シリティ拠出金			800 (800)	0	2-2	0401

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。